

一灰吹銀一貫五百八拾七匁五分  
是は去辰年朝鮮人來朝に付、□□同文略竹橋、  
明和二乙酉

御勘定奉行へ

朝鮮人來朝之節、大坂より江戸迄、道中往還宿々人馬一式、其方引請被仰付、來朝歸國共、爲入料金九萬七千兩被下候處、按ずるに、この事仰出されしは、寶曆十三年四月四日なり、こは宗氏御用御手當并拜借之條に出、併せ見るへし、道中不時の逗留有之、入料相増候由に候、依之金三千兩被下候、尤御勘定奉行可被承合候、

十二月

右之通、宗對馬守へ相達候間、可被得其意候、天明集錄に、明和度御入用の事詳ならず、○按ずる

明和元甲申年二月十四日

覺

芳長老  
一銀七匁五分

但一包

伴僧七人  
一銀拾七匁五分

但一人に付銀二匁七匁

小姓侍七人分  
一銀貳拾貳匁五分

但一人に付銀二匁五分宛

下部十七人分  
一銀貳拾五匁五分

但一人に付銀一匁五分宛

右者朝鮮來聘に付、相摸國大磯宿、二月十四日晝休下行銀、書面之通請取申所仍如件、

寶曆十四年申二月十四日 今井善忠印

渡邊半十郎殿

竹橋餘筆、按ずるに、半十郎は御代官に詳ならず、又、この書に、兩長老等、道中往來共、宿驛においてかくありしなるへく、然れば、因にいたす、

文化五戊辰年三月五日、來巳年朝鮮使對州迄來聘に依て、御領及ひ私領へ惣國役金仰出さる、片山兵衛文化五年三月廿九日、井伊兵部少輔按ずるに、若書付遠山左衛門達、

御目付へ

來巳年朝鮮使對州迄來聘候處、被對外國候御大禮候得者、萬石以上高役金、并御料私領惣國役可差出旨被仰出候、當辰年より來申年迄、五ヶ年に割合可相納候、御役相勤候萬石以上高役金は半役たるへく候、御手傳等廉立候御用相勤候而々、并領分其外非常之災害有之向は、高役國役其年限を以可被差延候、委細之儀は來聘掛之面々へ可被承合候、且

納方等之儀は、掛り御勘定奉行より可相達候、右之通可被相觸候、

三月 文化年錄、御徒方萬年記、

文化五年四月朔日、牧野備前守按ずるに、渡、來巳年朝鮮使對州迄來聘候處、被對外國候御大禮に候得者、萬石以上高役金、并御料私領惣國役可差出旨被仰出候、當辰年より來申年迄、五ヶ年に割合可相納候、御役相勤候萬石以上高役金は半役たるへく候、御手傳等廉立候御用相勤候而々、并領分其外非常之災害有之向は、高役國役其年限を以可被差延候、委細之儀は來聘懸り之面々へ可被承合候、且納方等之義は、懸り御勘定奉行より可相達候、

右之通、萬石以下老中支配面々へ可被相觸候、  
三月 憲法類集、  
制令通彙、

文化五年四月十六日、御勘定奉行達書、

朝鮮信使來聘に付、御料私領惣國役金取立可申旨被仰渡候に付、別紙書付二通御達申候、書面之趣を以各様御知行所之分、國役金御納、尤別紙京都大坂町奉行支配國之内有之御知行へ掛り高、并譯書有

之、前々より之除高等、右町奉行へ御問合、差圖之上御取立御納有之候様存候、

辰四月

一此度朝鮮使對州迄來聘に付、諸御普請其外惣御入用之内、六十餘州御料私領村高百石に付金壹兩つ、國役掛り候所、右金高當辰年より來申年迄、五ヶ年に割合、一ヶ年分村高百石に付永貳百文宛懸り候筈に候、

一國々之内、禁裡御領之内、仙洞御領方門跡方公家衆家領御朱印地寺社領、其外前々より譯有之、高懸り諸役免除高等之分除之、拜領高込高改出新田高へ掛り、其所之通用次第、金にて成共銀にて成共、尤銀は時之相場を以、村々より取立之、當辰十月を限り、山城大和近江丹波は京都町奉行、攝津河内和泉播磨は大坂町奉行へ、納方日限并手形案文等御問合、差圖之上、右兩所之内へ御納可有之候、右八ヶ國之外は、一同於江戸、懸り御代官左之名面之内へ、納日限手形案文等、當辰八月中迄に御問合、前同斷金銀之内、其所之通用次第、尤銀相場同斷之積にて、御納可有之候事、



一右高掛り金紋相濟候上、別紙案文之通、美濃紙帳面壹冊、并納濟候節之請取手形共、大手御番所後御勘定所へ御差出可有之候事、

掛り御代官名前左之通

- 大貫次右衛門
- 川崎平右衛門
- 淺岡彦四郎
- 野田源五郎
- 恩田新八郎

辰四月

覺

拜領高何程之内

一高何程

何國何郡

何ヶ村

但拜領高込高改新田共、

一高何程

同 何ヶ村

但拜領高之外、高改出新田無御座候、

一高何程

同

外高何程分、何國何郡何ヶ村、國役金は京大坂へ相納申候、

村高百石に付永二百文宛

一高合何程

但 兩替金一兩に付銀何程、時相

此高役銀何程

此金何程 但後藤、常是、銀座包

御朱印地

一高何程

何國何郡

但 何神社別當誰何ヶ所 掛り金除之、

何宗旨何寺院何ヶ所

一高何程

是は何國何縣何ヶ村之内何之譯有之、諸懸り

高除之來候に付、此度相除申候、

右者此度朝鮮人對州迄來聘に付、村高百石に付役

金壹兩つ、可取立處、當辰より來る申迄、五ヶ年割

合可相納旨被仰渡候に付、當辰年分、書面之通知行

所村々より取立之、何月幾日御代官何之誰方相納

申候、以上、

年號月

何役 何之誰 印

御勘定 所御徒方萬年記、

文化八辛未年、信使一行被下之下行、

一壹萬千參百四拾參兩餘

但 信使以下一行之人數三

是は御行禮凡五十日、并御饗應且發足用意共、廿日より七十日分、外に餘計三十日を加へ都合百日分、

同斷一行相渡候臥具御入用

一金六百七拾參兩參分貳朱

朝鮮人乘駕籠馬具看板雨具、聘使進獻之臺箱御茵、

夏冬分御馬鷹、對州より江戸迄差送候海陸御手當、

御返物之御粧臺、消防御手當、口々御入用

一金千九百拾貳兩參分銀四匁

上上官一人相増候に付、對馬守引請御入用増之分

一參百七兩貳朱貳匁餘

按するに、この個條の譯書を誤脱せしなり、近藤某留

文化九壬申年十二月廿一日

時服二

御代官 大貫次右衛門

右者朝鮮人來聘に付、高役國役取立之儀骨折候に

付被下旨、於御右筆部屋縁類、老中列座伊豆守<sup>按す</sup>に、

松平<sup>按す</sup>、

信明<sup>按す</sup>申渡之、

銀拾五枚

御勘定組頭

米倉四郎左衛門

時服二つ、

御代官

川崎平右衛門

通航一覽卷之百十八終

銀拾枚つ、

同七枚

右同斷に付被下旨、於同席備前守申渡之、

同斷つ、

野田藤五郎

三好庄左衛門

竹尾吉十郎

神山稻之助

小島富太郎

支配勘定 都 筑 小 膳

支配勘定 長 坂 庄 八 郎

河津三郎兵衛

平林太郎左衛門

右同斷に付被下旨、於燒火之間植村駿河守<sup>按す</sup>に、

長、申渡之、柳營日次記、



### 通航一覽卷之百十九

#### 朝鮮國部九十五

○吉凶附宗書使往復

兩國の大事および至慶等、宗氏上裁を経て、かならず書使往復あり、物の代替により、享保十年若干の御進慶長十四年己酉、明の高曆三十七年、朝鮮光海君元年、此年玄蘇景直我國に歸る、按ずるに、すなはち玄蘇、この二入去年より朝鮮國にあり、長老柳川下野守景直なる船等の約條成りて歸國せしなり、公平智直、按ずるに、公は下回し平智直は、をして進香使を遣らる、翌十五年庚戌三月、東萊府使吳允謙禮曹其東萊に致す所の關文を我州に送り、三年の喪すてに畢て、進香使を遣るること、禮に在て謂れなしといひて、其使を歸せり、同年六月、公再び書を禮曹に送り、進香使速に渡さるへかりしを、國使未來らず、約條未だ定らずといひて辭せられしにて、去冬に至りやうやく其使を發せられしに、風勢順ならざるを以て、年を越て至れりと仰ありしかども、彼國終に肯わさりしなり、其禮曹關文左に記す、

禮曹爲相考事節、到付對馬島、進香船隻出來云々、國家三年之喪已過、而欲追爲進香之禮、事甚無據、且有一說、我國既與馬島許和、而通信使已爲往來、則事々遵舊例、豈有難哉、平時則我國凡事任意處置、自壬辰丁酉、よひ慶長二年に當る、日本作孽之後、天朝大官勾管東事、事無大小、皆稟天朝處置、乃馬島諸人所昭知也、往年我國累將馬島之情願內府之意、報知天朝、天朝每以壬辰丁酉之事、謂爲日本反覆不信、而不之許矣、松雲渡海而還、力陳事情於天朝、天朝詳議、因此少回、令我國姑許通好開市、以見馬島盡誠與否、今者王軍門代任、而糾察東事、甚於萬軍門之時、馬島之誠、時無以自表、則軍門豈能盡知乎、軍門所不許者、則我國豈能擅斷乎、若可以擅斷、則何有拘於此進香些少非難之事乎、此意詳通答書中、令馬島吏表誠意、以完好事、至於嚴防禁物、此進上當事者、不念國家含垢大度、過爲駭屑、恐非綏遠之本意、但天朝禁黃紅綵段蟒龍數等物、一切痛禁、毋犯天朝之令、此外諸物盡許開市、以慰景直委書之願不妨、今此出來船、雖無圖書、係是馬島所送之人、供饋接應、使之待風發送爲便、並爲相

考施行、向事合行、移關請照驗施行、須至關者、右關萬曆三十八年三月初一日相考判書、參判參議正郎正郎正郎佐郎佐郎、

和文

禮曹相考へ據るの爲にす、對馬島進香の船出來ると云々、國家三年の喪すてに過て、追て進香の禮を致さんことをもとむ、甚た謂れなし、且一説あり、我國すてに馬島と和を許し、信使を通ずるときは、凡其舊例にしたかふ、誠に不可なるものなし、但平時凡の事、我國心に任せて處置せしなり、壬辰丁酉、日本亂を發せし以來、天朝大官をして東事を策らしむ、依て事大小となく、かならず是を天朝にもふし、其處置を請ふことなし、是馬島諸人の明かに知る所なり、往年我國馬島の願所、および内府の意をもつてこれを天朝に報せり、天朝其壬辰丁酉のことを以て、日本のする所を信せず、我報する所をきくことなり、松雲か歸るにおよひて、累に日本の事情を以て天朝に陳す、こゝにおいて、初て我國をしてしばらくよしみを通し、且市を開くことを許し、もつて馬島の誠否を見せしむ、今王

軍門代りて其職に任し、東事を察すること、萬軍門の時よりも甚し、軍門の許さるることを、我國よく擅に決することを得んや、しからずんばこの進香のこと、何の障はる所ありてこれを許さらんや、この意これを馬島に答ふるの書内に詳にすへし、開市禁物をさまたくのことに至りては、甚た瑣細にすぎたり、おそらくは遠人を懐くるの本意に非らず、但天朝禁する所黃紅の綵段、および蟒龍等のもの一切厳しく禁し、もつて天朝の令を犯すことなかれ、其餘諸物ことごとく開市を許し、景直かもとむる所の願ひに副ふへし、また今出來るの船、圖書の驗ごすへきなしといへども、これ馬島送る所の人に係る、宜しく是を接應し、夫をして風を待て發し歸らしめよ、右考へ據て施行すへし、朝鮮通交大紀、

元和二丙辰年四月神君薨す、我別使をして國訃を朝鮮に告ぐ、

同九年癸亥、明の天啓三年、この年朝鮮光海君廢せらる、純孝王即位あり、公按ずるに、宗義成をさす下回し、古川右馬助智次をして賀を致さしむ、朝鮮通交大紀、



賀朝鮮國王即位事例

繼世即位者國之大慶也、交隣之際、不可馳使以不相賀者也、我國有繼世之慶、則朝鮮遣信使、朝鮮有即位之慶、則本州遣賀使、彼此一例、  
元和九年即位賀使

正官 古川右馬之助

都船主封進不分明

往復書在朝鮮記錄、按するに、この朝鮮記錄の書稿は、對馬を待す、下の輪番書稿また同し、

告大君升遐事例

吉凶相告交隣之道也、寛永九年四月、告台德君之訃、

使者 多田源右衛門

往復書在朝鮮記錄、以上韓錄、

寛永九年壬申正月台德君薨、公告訃使を遣し朝鮮に告ぐ、八月譯官韓倉知崔判事來り、台德君の薨を弔す、津島記略、朝鮮通交大紀、

吾世子誕生事例

主器無如長子也、國得世子者、繼述遠大之慶也、其嘉誕也、隣國不可以不相告者也、寛永十八年、告家

綱君誕生

使者 平田將盛

往復書在輪番仙長老書稿、韓錄、

寛永十九年壬午七月、若君誕生を朝鮮に告ぐ、津島慶安二年己丑、清の順治六年、この年五月初八日、朝鮮純孝王薨す、公、島雄之助をして弔慰せしむ、同三年庚寅、清の順治七年、朝鮮顯仁王元年、この年公、吉村孫右衛門して賀を致しむ、朝鮮通交大紀、己丑仁祖大王昇遐、弔祭差倭平成章等、來請上京、不許、乃於釜館設次進香、方策新編載日觀要政、  
慶安三年即位賀使

正官 吉村彌右衛門

都船主 林儀左衛門

封進 吉賀空右衛門韓錄、

慶安三年

日本國臣拾遺對馬州太守平義成、因朝鮮國禮曹南宮閣下、謹上表新王殿下、今也九州化行風淳、文王大道未墜、三韓教明道盛、箕子遺風長存、郁々慶雲浮於一天、温々和氣遍於八境、忽當四序之始、式記太平之祥、恭惟、殿下厚重有威、寬洪御衆、仁君

登極、鬼神其依、龜策協從、至公無偏、商賈與歌、農夫相并、克受天之休命、必興國之不基、德可觀政可觀、朔中彪外、禮以達信以達、自高及卑、吾輩身仕本邦、志通貴域、仍遣差使、聊賀賀儀、輕瀆深慚、轉達幸甚、專祈新朝嘉運於有永、更欲兩國交義之不渝、爲此具表以聞、慶安三年庚寅春正月吉日、拾遺對馬州太守平義成誠惶誠恐頓首謹言、奉呈日本國臣拾遺對馬州太守平義成謹封、朝鮮國禮曹南宮閣下、異國日記、

弔慰使者事例

弔喪交隣之通誼也、不可遣使不悲悼者也、慶安四年己丑、弔朝鮮王殂落、

使者 正官 島雄權之助

封進 內山清右衛門

往復書、在輪番柏西堂冊子也、

別幅 白檀三斤 蠟燭百斤 白布十端 計

告大君繼位事例

易世繼位者、國之大禮也、交隣之際、不可不相告者也、慶安四年告嚴有君繼位、

使者 原熊之尉

往復書、在輪番洪長老書稿、以上韓錄、

慶安四年辛卯四月大猷君薨す、告訃使を朝鮮に遣す、今年嚴有君繼統、告慶使を朝鮮に遣す、

承應元年壬辰十二月、朝鮮譯官濃知事韓判事を遣し、大猷君の薨を弔す、津島記略、

承應元年十二月、朝鮮禮曹遣譯官于對馬州、弔去年

大猷君薨御、本州編略、

慶安五年壬辰四月二十日、大猷院殿上世、十二月朝

鮮國弔書、

朝鮮國禮曹參議金弘郁奉書、日本國對馬州太守拾遺平公閣下、不意貴大君奄忽棄世、遠承哀訃、不任驚愕、況貴國臣民之號慟、寧有極乎、伏想貴大君光紹令緒、益切追慕、其在相好之誼、曷堪憂戀之誠、茲專差象官、謹修弔慰之禮、仍奠儀惟冀、轉上肅薦、不宣、

千辰年十二月日様客便覽、

萬治二年己亥、弔朝鮮國王登遐

使者 正官 吉川次郎兵衛

封進 西山與市兵衛

往復書、在輪番育西堂冊子、



幅同名  
同即位賀使

正官 吉川次右衛門  
都船主 内山郷左衛門  
封進 加勢次郎右衛門

延寶三年乙卯、弔朝鮮國王升遐

使者 正官 黒木判左衛門  
封進 津留佐助

往復書、在輪番辰長老冊子、

別幅同名  
同年即位賀使

正官 樋口左右衛門  
都船主 三浦内藏允  
封進 保田新七

裁判有田木工兵衛、賀朝鮮國王即位渡海、太守義成  
公贈書於禮曹告其事、往復書、在輪番柏西堂書稿、  
同八年告嚴有君之訃、

使者 正官 古川平兵衛  
都船主 山下豊右衛門  
封進 内山奥左衛門

往復書、在輪番辰長老書稿、  
同年告當大君繼位

使者 正官 平田直右衛門  
都船主 島居與右衛門  
封進 吉村善左衛門

天和三年癸亥、告徳松君之訃、

使者 吉賀内藏助以上  
韓錄

寶永七庚寅年、巡檢使に答ふへき簡條書中、  
一、譯官渡海之儀御尋之節、譯官渡海之儀、每歲罷  
渡候格式にても御座なく候、公儀之御吉凶、次に自  
分吉凶、其外用事御座候得は罷渡候、人數之儀九十  
人餘にて罷渡候、逗留中以上三度對面致し、饗應之  
儀は、大概使之節に准し申候、對藩政事問答、

正徳三年癸巳九月晦日、爲文昭院殿吊禮、朝鮮國兩  
使朴同知、金主簿、去七月十八日著岸於對馬國、宗  
義方對面、兩使令歸國云々、萬年記、

一、朝鮮來聘之儀、世上の沙汰計にて、何時とも相  
知不申候由、先例大樹御他界之節、早速對州家老兩  
人渡海致し、朝鮮譯官に其段申通、其後譯官齋祭  
奠之具對州に來り、菩提所において、設御位牌讀祭

文候て、禮畢罷歸候、御中陰過また家老兩人渡海致  
し、彌新大樹御即位之間、先規のごとく賀使を被  
差越可然旨申通し、其時節をも申合罷歸候事の上  
し、此度兩度に朝鮮より出合候役人を宣諭使と申  
候處、文昭公の御諱に觸候故、攝諭使とあらため候  
段、先年承申候、此度は譯官漸く當二月對州へ來  
り、祭祀を勤候由、あれは先年の儀にも少しごめ申  
候哉と沙汰仕候、濱白石藏書載所安手簡附錄○按するに、  
の書年代詳ならされども、文中を閱するに、  
正徳以後の事なれば、しほらく  
こゝに附して後勘をまつ。  
享保五庚子年七月、注進朝鮮國王遠例、六月八日薨  
す、宗對馬守より達有之、承寬韓錄、  
享保九甲辰年八月廿五日、朝鮮國王薨去、九月廿六  
日江戶へ宗對馬守言上之、同十乙巳年二月、朝鮮國  
王代替に付被遣物、  
一、花色緞鎧七十領、卯花同斷八十領、黒皮同百五  
十領、萌黃同二百領、以上五百領、一、惣銀鑿黒  
金無地甲八十四頭、惣銀とつばい星赤金甲五十頭、  
頭巾仕立甲百頭、以上二百三十四頭、一、刀脇指  
三百五十腰、長刀五十二枝、鎧十五本、鐵砲二十三  
挺、一、米三百俵、味噌百斤、ひじき百斤、鱒四樽、

自注、四  
斗入、鯉節七連、一、磁物品々、食物品々、  
右二月廿一日大坂出船、三月十四日壹岐より對馬  
へ渡、五月初朝鮮へ渡海云々、船は新艘十六反帆、苦  
五百枚、帆柱二本、人數は唐津今鳥惣兵衛、同所九  
右衛門、肥前皿山次郎左衛門、平戸八十島ヶ崎又右  
衛門、肥前大村吉左衛門、筑前星野市郎左衛門、同  
所權兵衛、長崎大工町彦兵衛都合八人、皿山珍八、  
高崎鶴右衛門、壹岐孫六、次八四人、右十二人は、今  
度にて三度渡候ものともなり、惣して宗對馬守指  
圖云々、享保年誌、  
元文三戊午年、附譯官答禮曹慶賀書并別幅  
日本國對馬州太守拾遺平義如、奉復朝鮮國禮曹大  
人閣下、星槎齋書、憑譯貴國和輯、披慰良多、本邦稔  
清矣、仰升平之化、爰賀國孫、按するに、元文二年五月渡  
つ、遠煩象胥、兩國相好不朽之義、何可言喻、當轉啓  
于東武、厚祝謹已、感領別幅略表回敬、餘附盛伴口  
舌、肅此不備、  
元文三年戊午九月日 對馬州太守拾遺平義如  
別幅 貼金小屏風三雙 水精笠緒十五結 黃  
連十五斤 粹鑽中清皿三十箇 彩畫玉掛硯、備



粹銀茗盃三十箇 彩畫華箋畫二箇 彩畫文畫二箇 彩畫背架二脚 彩畫衣桁二脚 彩畫有沫大圓盆二十枚 朱竿煙器三十握 赤銅累伍盟二部計

元文三年戊午九月日 對馬州太守拾遺平義如親聽草、

寶曆十三癸未年、先將軍家の御弔儀として、按ずるに、傳信院殿寶曆十一年六月薨御あり、朝鮮國の官人李深玄同知と、聖歡李僉正といへるもの對馬國へ來る、隱見秘録、天明二千寅年十一月九日

宗 猪三郎

右者御養君被仰出候に付、爲御祝儀朝鮮國より對州まで、譯使差越候に付、願之通拜借被仰付、御徒方萬紀○按ずるに、これは参考のためしほらく、二に附す、全文は宗氏通信御用の條にあり、

宗氏吉凶もかならず告、かれまた慶弔使を渡す、またかの王妃の喪を弔慰するあり、

慶長十二年丁未、朝鮮國呂祐吉等を遣し來聘せしむ、和好のためなり、公按ずるに、宗義智陳行す、朝鮮禮曹および東萊府使釜山僉使をして、兩國通

交のことをつかさとしむ、通交以來、本州の吉凶、禮曹東萊府使等譯官を遣し、朝鮮の吉凶、我君家臣を遣し、慶弔の禮を成す、吾君新年の賀を致す、これを第一候と云、暇をたまはりて歸ることを告る告還使といふ、津島記略、

一朝鮮より對州へ一年間に參候使者、并吉事凶事に付參候使者、何れも譯官使といふなり、異本朝鮮

元和元年乙卯正月初三、公指館あり、兩國和好のこと、公其勞有しといふを以て、彼國萬松院圖書を送り、歳一船を約し、その祭奠をたすく、朝鮮通好大紀、

元和元年正月三日、義智君逝于對州金石城、奉稱萬松院殿、壽四十八、即葬鐘碧山、其後建立一寺、號萬松院、朝鮮贈萬松院歲船之銅印、助其祭奠、依追感

舊年者之大勞也、本州編略、

告太守事例  
元和元年乙卯正月三日、太守義智公逝去矣、太守義成公俄赴京都、仍不告計于朝鮮、秋七月初七日歸州、其後遣使者吉村橋左衛門告計、

譯官問慰事考  
吉凶相問者交隣之常道也、昔享德元年、太守貞盛公

寬永宗義成譜、  
寬永十六年閏十一月十八日、義真君誕生于江戶柳原之邸、兒名彥滿君、母日野氏、  
同十七年四月、朝鮮遣二譯官于對州、賀令胤之誕生、以上本州編略、  
慶安三年庚寅、朝鮮國王即位、本州遣賀使、裁判有田木工兵衛謹啓聞、太守曰、臣蒙裁判之職、荷朝鮮恩庇久矣、如今朝鮮王殿下即位之時也、臣超海欲伸萬歲之賀、賜允容銘感幸甚云、太守喪智繩之言、使其許容超海效賀禮也、此時太守贈書於禮曹、告智繩之私忱也、  
明曆三年丁酉、太守義成公在江戶而逝去矣、州宰平田將監、古川治右衛門、内野權兵衛遣裁判寺田市郎兵衛於朝鮮、贈書於東萊釜山而告計、  
在輪番吉長老書稿、  
同年太守義真公、自江戶遺書於禮曹告計、使者幾度判右衛門、  
同上  
同年太守義成公遺書遺物、附使者唐坊佐左衛門贈之也、但佐左衛門印替使者也、

按ずるに、宗讓逝去之後、太守成職公按ずるに、宗讓雙封之日、朝鮮遣兩譯使、一船者賀成職公之承襲、一船者弔貞盛公之喪、是兩使兩船之例所由來也、其後太守義成公自江戶還旆之日、差譯使問慰、是問慰之始也、凡譯官超海入我、賀太守之歸州、是常例也、或本國之大慶大凶及本州之賀事弔事、皆無不有書問焉、其渡海之數、往來之事狀、并書簡詳在善隣書稿之中也、以上韓錄、

元和六年庚申、夫人を娶るのことに朝鮮に告られたり、朝鮮通交大紀、

元和六年二月、公按ずるに、宗義成日野氏をむかへ夫人とす、夫人は日野大納言資勝の女なり、津島記略、

告太守婚姻事例  
吉凶相告、交隣之常道也、元和六年七月、太守義成公治世、贈書於禮曹、告婚姻之事、

往復書、在善隣記錄也、韓錄、

寬永十六己卯年、義成始て男子をむめり、同十七庚辰年四月、朝鮮通事官二人對馬に至りてこれを慶賀す、先例あらずといへども、彼國最日本の風儀を仰く、故に義成においてもまたかくのこし、



太守義真公有副書

遺物 書棚二箇 貼金屏風一雙 白銀五百枚  
計 以上韓誌、

萬治二年己酉五月、朝鮮遣一譯官于對州、以伸義真君新襲封之賀、又別贈一書、弔義真君逝去云々、  
寛文四年甲辰正月二十二日、自注一説、去年十月四日、義真君之夫人京極氏、誕生男兒于江戶柳原邸、稱彦滿君、  
同一年十一月、朝鮮遣二譯官于對州、賀令胤誕生、  
同五年乙巳五月二十八日、令胤彦滿君逝、  
同辛亥三月十六日、義倫公誕生于對州、母三國氏、小字右京、諱義龍君、  
延寶八庚申年、朝鮮遣二譯官于對州、伸義龍君拜謁大樹君之賀、  
同年十二月二十二日、義龍君爲令嗣、以上本州編略、  
貞享元年甲子、かの國大妃の喪あり、公、使をして往て弔慰せしむ、朝鮮通交大紀、

弔大妃王妃之喪事例

天和四年按するに、この年貞享と改元あり、弔王妃之喪、  
右弔書附裁判志賀甚五左衛門渡海也、

往復書、在輪番靈長老冊子、

別帳 卓一脚 華瓶一箇 燭臺一箇 香爐一

箇 蠟燭二百斤 沉香二斤 高宮細布十五端

元祿二年己巳、弔大妃之喪、

使者 正官 中原六左衛門

封進 寺崎與四右衛門

往復書、在輪番靈長老冊子、

別帳同名以上韓誌、

元祿五年壬申三月十五日、義誠君誕生于對州、母齋藤氏、小字江増之助、後改式部方誠主、襲封之後改義誠君、同六年癸酉十一月、朝鮮遣三譯官于對州、伸義倫君襲世爵之賀、且義真君退休之賀辭、  
以上、本州編略、  
○按するに、事は前年六月にあり、

元祿七年甲戌、告太守義倫公訃、

贈遺書遺物、明曆三年例也、使者幾度伊右衛門、

太守刑部大輔公有副書、韓誌、

元祿九年丙子十月、朝鮮遣二譯官于對州、伸義真君退休之後再攝通交之事、別以一書弔義倫君之逝去、  
按するに、その事は、共、同十六年癸未、朝鮮遣二譯官于對州、將賀新太守義方君之還州、又別送一書、弔慰舊太守義真君指館、  
按するに、義真卒せしは二月五日、元祿十五年八月なり、

通航一覽卷之百二十

朝鮮國部九十六

○報聘

慶長十三戊申年、前年通信使ありし報聘として、御使あるへきを御思慮により、宗對馬守義智に仰ありて命を傳へしむ、かの國王より復書を奉る、  
御書の文所見なし、下同し、  
元和七辛酉年冬、報聘使として、  
元和三三年彼來、宗對馬守義成より老臣を遣はず、かの國王奉復の書あり、是より以の事所見なし、對藩政事問答によるに、案より別に御使はなく、每度宗氏より報聘使を渡すのみなり、されども今その記載を欠く、  
慶長十三年戊申、明の萬曆三十六年、朝鮮昭敬王薨、此年八月、柳川景直東武より至り、去年朝鮮信使を通せし其報聘として、近臣を遣はさるへけれども、彼國亂後の故をもつて、暫く我州使をして國命を彼國に傳ふへきのよし、神君仰の旨有りて申せしによりて、國王使を渡さるゝに定りしに、俄に昭敬王薨せられたりしゆへ、  
按するに、對馬守義智をさす、其事を禮曹に報し、且國喪の變あり、また進香使を渡されすして、先報聘使を渡されんこと、おそらくは

開帆、於對州鰐浦六七里許爲逆風損船、韓同知朴愈正從者一行人員百八人、及對州護從之士中原孫三郎、黑岩木工右衛門、指路二人、駕一船之間、都合和韓人數百十三人、悉皆入水而死了、故對州津吏出小船數十艘、尋覓死骸之處、纔得十二屍、於是義方君遺幾度六右衛門于朝鮮告之、且賜贈物于其遺家、贈物品目、正差之處白銀五十枚、布三十端、蠟燭二十五封、沉香一斤、副差之處白銀三十枚、布二十五端、木綿二十五端、蠟燭十五封、沉香一斤、上官二十八人、每一人之處白米七石、中官五十四人、每一人之處白米五石、下官二十四人、每一人之處白米三石云々、以上本州編略、

通航一覽卷之百十九終



禮式を失ふに似たるべきの意を傳へられしかば、彼國我使臣上京を閉くの慮ありし故、國使いまた來らず、約條未定らずして、先進香の禮を行はれんこと、事體に於て甚た安からずといひて、うけかはさりし故、此事十一月報聘として、玄蘇柳川景直按するに、豐前を渡され、十二月兩使釜山に至る、彼國守に稱す。宣慰李志完を釜山に來し、國書を受しむ、爰に於て景直國王諸殿使及び我送使何れも上京のこと、古來通信の例なりとつたへしかども、宣慰使答て、國有大恤、天詔疊來、當是時上副官前詣王京、實所未安、といひて、上京を許さず、且朴金の兩譯をして、來年よりして例のことく上京を許すへしと約せしゆへ、兩使釜山に於て國書を渡與す、朝鮮通交大紀、慶長十三年

東海玄蘇奉于松雲大禪佛法座下、予依馬島主之命、龍月念一日發對馬島、風不順久滯在中流、今茲三月十八日到釜山、宣慰使大人稱國有大恤、不許上京、徒在釜山之館、心事伏乞慈察、吾五岳諸彦各々無恙、獨允西笑丁未臘月念八日遷寂矣、予今年七十三、逐日老衰、猶殘花待風、只以再不拜慈顏爲遺憾而

已、瞻戀之餘、奉書以問安、仍賦禪詩一章、聊代面、餘爲大法自愛自壽保齋、不宜頓首、別來屈指五年強、不拜慈顏碎鐵腸、瞻戀心情閑妄想、夢爲胡蝶遶禪床、正官前南禪玄蘇、副官柳川平景直恐懼、謹合奉呂慶丁三位大人閣下、丁未應使命之選、遠過海跋陟之勞、別後思慕在于此耳、惟時花謝綠暗、不知起居康寧也否、予亦今茲奉謝使之命超海、而不許上京、在釜山、故不能再面、遺憾々々、餘期後音、恐惶頓首不宣、

己酉夏四月日

仙巢老釋伏謝斗峯老爺閣下、余奉使命超海者數回、始于庚辰終于己酉、惟時閣下稱國有大恤、天使疊到、不許上京、故不得拜龍顏、以爲遺憾、然客裡每對床、一觴一詠、不知老將至矣、吁閣下之於余、其恩也泰山讓高、其義也巨海讓深、豈可忘之乎、仍臨行賦一絕、以奉留別、伏乞笑擲、仙巢稿、朝鮮與我和好之事定、而慶長十二年、朝鮮遣正使通政大夫呂祐吉、副使通訓大夫慶暹、從事通訓大夫丁好寬修隣睦、於是本州慶長十四年、爲回禮使遣蘇長

老、柳川豐前智永於朝鮮、韓錄、

慶長十一丙午年、朝鮮之使僧松雲對馬へ來り、義智につきて徳川殿と永く兩國好みを修めんよしを議す、是室町之例なり、大御所此よしを聞し召、被望請によつて、此七年の程の戦ひに、擒にして我國に來りし彼國之人民、悉く送り返し給ひければ、彼國の大王大に悦ひ、おくれは十二年夏、兩御所に信使を參らせて、隣國之好みを結ぶ、我國よりも御使有りて、彼聘禮にこたへ給ふへしと有しかと、彼國王かたく辭申されしかば、其事止みて、今も彼國よりのみそ使は來れり、是室町殿之御暇之例とはかはれり、されは我國の人、彼國に入事を恐れは、かりしゆへと承りぬ、藩譜拾遺○按するに、この書異説なれども姑く存す。

慶長十四己酉年、朝鮮返翰

朝鮮國王李珣、奉復日本國王殿下、使至得惠書、仍審按するに、國書の例によれば、一、委差兩价渡海、足見貴邦の下恐らくは脱文ありんか。欲修隣好、不違昔日之厚意、良慰々々、鄰好之義、惟在誠信、誠信不替、則實兩國之幸也、委覲別幅、益領勤款、餘冀溽暑起居保齋、不宣、

萬曆參拾柒年伍月日

朝鮮國王李珣

續善隣國寶記、方策新編、但續善隣國寶記には、仙巢并智永渡時と朱書あり、

己酉春口月、我遣使報聘、

去歲戊申二月、朝鮮國李昭堯、世子璉襲封、璉壬辰之役、藤清正所獲王子順和君是也、撮要云、三十七年己酉、日本差玄蘇平景直、修書來謝、欲假道仍修貢大明本國、備咨撫鎮等衙門、○按國書文缺、亦是承允所撰、朝鮮回書、見于續方策合編、蓋是之時對州奉旨、差僧玄蘇平智永等充聘使、因約定本州交關事例、所謂己酉約條也、玄蘇字規伯、號仙巢、州之以前菴長老、明萬曆乙未年、賜號本光國師、平智永柳川豐前守故下野守調信子也、撮要作景直者非、景直即智永舊名、○撮要云、四十年壬子、都御史楊鎬因浙江總兵楊宗業、題移咨本國節該全羅慶尙道、半雜倭奴、朝鮮臣民傾心相向云々、備陳本國實狀、須付賀至使臣趙存性陳奏辨誣、撫院差官黃楊應來到釜山、探倭情而去、四十一年癸丑、對馬島屢通書契言、關白源家康乞由朝鮮通貢上國、辭意難測、遣朴弘者等、具由奏聞、按修貢通貢並言、我欲與明通互市耳、事見續方策合編、○撮要云、四十二年甲寅、賀至使宗英者回自京師、兵部因本國倭情辨誣事、題奉聖旨內國世



稱恭順、朕已洞燭倭奴窺伺、還嚴行修備、以絕狡謀、不宜以道路訛傳自生疑惑、爾部行文與佗知道、方策新編、

寶永七庚寅年、巡檢使に答る箇條書、

御當家に至り朝鮮へ御使者不被差渡之事、

一千辰之亂已後、通交之義斷絶仕居候處、東照宮之御代、再通交之義義智に被仰付、漸和儀相整候、此時より朝鮮より朝鮮筋之義、萬事對馬守相勤候様被仰付候故、其已後公儀よりの御使者不被差渡義と被存候、公命有之儀は、對州より禮曹參判へ書簡を宛、家老共使者に申付、彼國へ申遣し候付、公儀よりの御使者無之候、對州政事問答、

元和七年辛酉、明の天啓元年、朝鮮光海十三年、我州宗讚岐守智順を正官とし、丁巳信使の報聘として、國王使を彼國に渡さる、朝鮮通交大紀、

元和七年冬、宗讚岐知順を報聘使とす、是を國王使と云、我俗御所丸送使といふ、報聘使も御所丸送使なり、津島紀略、

元和七年、執事宗讚岐守并大原縫殿、同勝助、渡邊七左衛門、爲御所丸被遣之朝鮮、丁巳年信使之謝使

也云々、是依調與所意也、本州編略、

元和八壬戌年、朝鮮國王李璉奉復台德廟書

按、元和八年壬戌、遣宗讚岐守、僧玄方、島川内匠使朝鮮、正在明天啓二年云、

朝鮮國王李璉、奉復日本國王殿下、曩歲使船之回也、獲奉金玉之報、迫切感慰、桑海渺茫、久絕嗣音、玆審客棧東來、華絨忽傳、申以雅好、重以盛祝、深領厚款、無以爲諭、鄰交之道、交修之義、惟在無替始終、共保寧謐、斯豈非彼此之幸也、即因歸鵠便附蕪函、謹備菲儀、庸表情衷、祇祈萬重、不宣、天啓二年五月日、朝鮮國王李璉 別幅 白苧布三十四 白綿紬三十四 人參伍觔 虎皮三張 豹皮三張 粘陸張 厚油紙伍部 花席二十張 綿布伍拾匹 整

天啓二年五月日

朝鮮國王李璉

朝鮮國禮曹復執政書

朝鮮國禮曹參判尹輝、奉復日本國執政閣下、五緡便風、二使渡海、奉披華絨、欣慰億萬、昔年敵邦官价通信、回來之後、大換歲籥矣、溟波渺邈、消息莫傳、不意今者遠致聘好、苟非貴國勉修親善之道、閣下克費

敦睦之義、何以至此、申復來示、深增感忱、惟願左右益篤交孚、尙克有終、毋負書中、彼此大幸之喻、如何、送來多儀、繫轉啓收完、仍將不腆、遙奉菲禮、餘冀珍衛、不宣、

天啓二年五月日

朝鮮國禮曹參判尹輝

別幅 白苧布三匹 白綿紬三匹 虎皮一張

粘肆張 厚紙二部 花席三張 綿布陸匹 整

天啓二年五月日 朝鮮國禮曹參判尹輝方策新編、

壬辰按するに、美は君美に春、外使竣事而還、美按するに、美は君美に乃上書曰、謹按、朝鮮之來、遵循高麗故事耳、胡元之

世、王氏爲之鄉導、冠我西鄙、兵連禍結二十餘年、西鄙人蓄憤含怒、乘我內亂、乃修舊怨、踰越瀚海、伐國墮城、侵彼邊境、靡歲咸寧、王氏深悔前禍、卑詞來請求和、及李氏篡立、乃繼前世之好、自是兩國信使不絕、勝國之難、李氏宗社剪焉傾覆、會國家創業之初、我速出令反彼旄倪、以紓其民、勒而撫之、使好復通、夫朝鮮狡黠多詐、利之所在不顧信義、蓋義貉之俗、天性固然、方彼喪亂、我兵所至、若入無人之境、兩月之間、八道瓦解、二京失守、而李氏不亡以到于今無他、是則明主勞其師旅暴露海外、飛芻輓粟、以救屬

國之意故也、夫建州女直實彼世仇、及其縱盜中原、竊據上明社屋矣、而朝鮮無敢出一兵以赴其難、賣降納款、唯恐不及、而彼於本朝棄恩忘德、視無其恥、亦既如此、而況於鄰誼乎、是故自我國初、遣使到來、覘我動靜、卜我虛實、內與中國爲之反間、以此度之、我今與彼講信修睦、而受其詐、適足以貽笑遠夷矣、嘗聞耆老之言、祖宗之世、朝鮮來聘、猶今中山使、驟次傳之到于都下、館之僧舍、次其書幣贈錢遣回、猷廟當國、承平漸久、府庫羨溢、欲示遠人以我富強、招接彼使、供擬腆厚、於是所過州縣、爭以侈麗相夸、尙修除道路、崇大亭館、而致其饕餮、極水陸珍奇、杯盤盡畫文金銀飾、既至都下、則館遇燕資賜予之費、以鉅萬計、而遣其王者不預焉、自是而後、東西二十二州、水陸千里、調發給使者往來人馬船舶、鄰路數百里、騷擾殊甚、及四遠之境、盡輸折役錢、重以官吏侵漁、百姓窮困、遂爲天下大弊矣、屬者彼使將來、辱與末議、考諸事例、一如舊聞、愚臣竊謂累世之好義難卒、維不若禮以節之、宜爲之漸、謹上時宜十餘事、然有司只循習故事、而不達大體、以文其無用、而盡力於苟且、無慮用費大萬有餘、公私耗弊、猶前日之事也、



曩時殿下嗣位之初、天下之用嘗屈矣、君臣議欲變法通利以足國財、英明獨斷、不允所請、幸因天地之助、歲比登稔、軍國之資、得以周瞻與民休息、德至渥也、臣具聞、前世嘉吉中、朝鮮來弔國喪、公私窮窘、用度不給以辭之、使者固請不已、乃迎入京師、夫國家之運、盛之有衰、猶朝之必暮也、若使異時府帑空竭、即如曩時、而有以我衰弱示諸遠方、亦如前世、則實非天下之長策也、昔兩漢之世、孝武迎瑋邪之衆、罷弊中國、光武閉玉門之關、謝絕西域、檢之往古、按之當今之務、空疲耗方內、送迎外國間諜之使者、臣竊爲國不安也、詩云、迨天之未陰雨、徹彼桑土、綢繆靡戶、今女下民、或敢侮予、夫今之時、未革其弊、後不可救也、不勝惓惓、味死陳愚、惟國家留神省察焉、書上、厥明召見問曰、乃者所定賓客之式、有司不究本末、幾誤國事、切慮後來未能遵承、今省來書、與我意合、即如其計、極言無諱、對曰、禮尚往來、往而不來非禮也、來而不往亦非禮也、德廟之世、我報其聘、彼乃留館境上、遷延移日、虛詞飾說、遂謝入京、蓋壬辰之變、彼有所懲也、自此之後、我亦不往、彼所不欲者不強也、今若乃命對州以告之曰、嚮者辱繼舊好、施

及敵邑、不腆先君之禮、我亦何忘、敬共幣帛、敢請聘服、彼必文爲之辭謝、勿復使我又論、以先王往來之禮、據以祖宗聘問之例、即與之議、乃定其約、彼此往來、止于境上、以禮館待、而受其書幣已、是勤一使之勞、以除萬世之弊也、上甚稱善、曰、事未晚也、子其熟計、我亦可思耳、居未幾、上不豫、是歲十月升遐矣、

正德二年冬十一月晦日書國書後號紀事、  
○進上物御配分

朝鮮國より進上の諸品、御進獻御配分等あり、來聘に及べしなるへけれども、或はその記載なくして、全備する能はず、  
明曆元乙未年十一月廿八日  
一於御座之間、左馬頭殿右馬頭殿御目見、今度從朝鮮上候品々被進之、  
人參五斤 清蜜二壺 照布黃白十端 青皮五枚 鮫十本 虎皮三枚 豹皮二枚 唐筵三枚  
右之通御一人宛へ被進之、御日記、  
明曆元年十一月  
一左馬頭様、右馬頭様へ、朝鮮國より持參候内を被進之、

人參五斤 豹皮二枚 青皮五枚 鮫十本 繪筵

五枚 蜜二壺 虎皮三枚 照布十疋

右之通被進之、朝鮮使來聘記、

享保四己亥年十月九日

一禁裏へ 人參十斤 繻子十卷

一法皇へ 人參五斤 繻子十卷

右、今度朝鮮國王より進物之内御進覽之、以宿次遣之、御日記、柳營日記記、承寬雜錄、

享保四年十一月四日

朝鮮鷹二居

同

享保四年十一月十三日

人參一斤 御醫師曲直瀬養安院○同 澁江通玄

院○同 小島昌怡○同 村上養順○同 細川桃

庵○同 澁江長怡○同 湯川壽三○同 岡道溪

○同 森宗乙○同 井關玄周○同 藤本立泉○

同 長尾分哲

右者、療治宜敷相聞候段達上聞、此度朝鮮人より到來之人參一斤宛被下之旨、戶田山城守按するに、傳達

之、御右筆部屋縁類、

人參一斤 奧醫師吉田意安○同 井關玄說○同

栗元瑞見○同 河野松庵○同 橋隆庵○同 小

森西輪○同 小川分庵○同 吉田梅庵○同 林

良意

右同斷に付、人參一斤宛被下旨於奧、山城守申渡之、

御外科 栗崎道有 丸山昌員

右同斷に付、黃蜜五十筋入一箱宛被下之、於奧同人

申渡之、

同月十二日

一日光御門跡へ、異國より獻上之人參三斤、紙五

卷、以御目錄被遣之、以上柳營日記記、

享保四年十一月十五日

一松平右京大夫へ、按するに、輝貞、享保二年、御側御人參用人より溜語席を命せらる、

一斤、虎皮、豹皮各一枚被下之、

同月廿一日

韓參半斤 御側衆青山備前守○同 有馬兵庫頭○

同 加納遠江守

右於奧頂戴之、

同年十二月廿七日



上使御使番  
宮崎七郎右衛門  
松平陸奥守  
松平讃岐守  
井伊掃部頭

右御座間御目見、朝鮮國より到來御鷹一居宛被下之、御誼有之、

松平若狹守

同斷御誼有之、鷹二居被下之、以上、御日記、

寬延元戊辰年六月七日

上使 久世長門守  
市川出雲守  
同 松平日向守  
同 久世長門守  
同 市川出雲守

紀伊大納言殿  
尾張中納言殿  
水戸宰相殿  
紀伊宰相殿  
尾張中將殿

右者、朝鮮人獻上之鷹二居宛被遣之、

井伊掃部頭 松平肥後守 松平讃岐守

右同斷一居宛、於御座之間拜領之、寬延年錄、御徒方萬年記、

寬延元年六月、朝鮮より獻上鷹二居つゝ、御三家拜領、御禮として登城、官中要録、

寬延元年七月廿三日

公方様より 人參三斤、色紙五卷  
大御所様より 人參二斤、花硯二面  
大納言様より 筆十柄、墨十挺、人參二斤

上使前田出雲守  
三御所様兼  
日光御門跡

右者朝鮮國王より獻上物内被遣之、寬延年錄、栗園漫抄、

明和元年甲申年三月廿九日  
人參三斤、色唐紙五卷

御使大友近江守  
日光御門跡へ

明和元年四月朔日  
朝鮮鷹一居

御使巨勢日向守  
紀伊中納言殿  
御使神保備前守  
水戸宰相殿  
御使巨勢日向守  
紀伊中將殿

同 溜詰へ

右之通被遣之、

朝鮮鷹一居宛  
右於御前拜領之、

同斷 松平越前守

尾張殿家老  
石河伊勢守

芙蓉之間  
右者、朝鮮鷹一居被遣候、其段可申上旨、

同月十五日

卷物二 躑躅間 尾張殿使者  
松井惣兵衛

右者朝鮮人獻上之御鷹被遣候御禮使者御暇に付被下之、右近將監按するに、老中申渡之、以上、柳營日記、

文化八年辛未年九月廿五日

御使戸田和泉守  
水戸宰相殿

朝鮮鷹一居  
右今朝被遣之、

紀伊殿家老  
松村郷右衛門

右者朝鮮鷹一居被遣候間、此段可申上旨、於芙蓉之間老中列座、備前守按するに、牧野忠精、申渡之、

同月廿七日

御使織田主計頭  
日光御門跡

人參一斤、色紙五卷

右朝鮮國より獻上之品被遣之、

同年十月四日

尾張殿家老  
志水甲斐守

右者、朝鮮より獻上之鷹一居被遣候、此段可申上旨、

於芙蓉之間下野守按するに、老中青山忠裕、申渡之、以上、柳營

○臨時御用并獻物 附宗氏

朝鮮國及び宗氏より鷹、其外臨時獻上、また御所望の品あり、

慶長十八癸丑年二月朔日、去年冬、從高麗駿府へ進上の大鷹十一羽、此頃至九州參着、何も若鷹なり、官本當代記、創業記、

慶長十八年二月朔日、去年冬、高麗王より進上申大鷹十一羽、九州へ參着、慶長年限、慶長見開書、増補慶長日記、

天和元年辛酉年、巡檢使に答る箇條中、

一 權現様の御時より、御代々に初鷹二居、其外十五居相定、毎年進上仕候、其餘慶の事は、賣拂候やふに、從權現様御代被仰付置、唯今に至りても其通りに仕來り候、鷹の義は相定り、公儀へ進上仕候ゆへ、隨分鷹數取候やふに申付候、去年などは如何仕たる時分候や、鷹五百居の内、纔に三十居、落残り申候、如此御座候義、常々には稀に御座候、對馬日記、

寬永七庚寅年

五月八日、妻木平四郎様より、朝鮮鷹御獻上之次第御尋被成候付、當春於江戸表、若御年寄大久保佐渡



守殿留守居之者被召寄候始末、左之通相認、山川作左衛門を以指出之、

大久保佐渡守様へ三月十三日、對馬守留守居之者年寄、嚴有院様御代、每歲朝鮮初鷹獻上仕候、先規之書付差出候様被仰付候に付、古帳等相考、嚴有院様御代、每歲朝鮮初鷹二居宛、於江戸獻上、右之外跡鷹は、於大坂每歲十五居宛獻上仕候、御鷹大坂へ相揃候時分、近江御鷹師衆へ懸案内候得は、御鷹師衆大坂對馬守屋敷へ御出被成、御鷹御受取被成候而、直に江戸表御連越被成候、同年巡檢使に答へき箇條中、

一御鷹之御尋之節、以前は公儀へも致獻上候故、朝鮮にて相調候に付、其節は彼方へも商賣仕候者御座候得共、先年獻上之儀、公儀より無用と被仰付候付、按ずるに、此年代今詳ならず、其後相調不申、夫故彼方へも商賣仕候者無御座候故、今程は相調候義、以前之通には難仕可有御座と存候、以上、對藩政事問答、慶長十九甲子年九月十一日、自朝鮮國肉苳蓉一壺、牛黃獻之、駿府記、元和元乙卯年閏六月、今日松浦肥前守より高麗鴨

獻上なり、翼黒腹白背赤く足赤かりしとなり、玉露○按ずるに、此書因に姑らく存す、

寛永八辛未年二月十五日

一朝鮮之鶴十羽、對馬守進上之、寛明日記、御役所御預楓樹之圖、按ずるに、水野筑前守、日光奉行、勤役之頃、先年焼失して今若生なり、大猷君の頃、朝鮮國より獻せし所なりといふ、楓樹葉を煎して面瘡を洗ひしかは、甚妙に治すと云なり、日光記、

江戸京都御藥園新成の旨、朝鮮に傳へ聞て、彼國に生する藥種及根實等、その時節にしたかひ、義成をもつて是を獻す、寛永宗義成詩、改選諸家系圖○按ずるに、この事年代詳ならず、ことに寛永十三年の文末に載す、

寛永十四丁丑年、贈朝鮮國狀、自注、代板坂下齋、卜齋望請藥草根并核實之事、請紀伊亞相進此狀、

夫物産不常、或古有而今無者、或古無而今有者、或古今皆有而中世無者、或中世有而今古皆無者、或土地宜與不宜者、或四方風氣異而爲有無者、中華既然、日本亦同、良醫之用藥、猶離婁之督繩、魯般之削墨、師曠之用六律、如何可廢哉、只恐杜衡亂細辛、蛇床亂蔞蕪、似而非者、往々不鮮、遂至有買老芋以爲

疾神者、雖良醫不可不慎也、嘗聞榴棠自海上來、戒王子自月氏至、中華植之、以爲名種、況張鷟自大宛移來者、猶有多品乎、夫醫者仁術也、於治病不可無備也、若云其藥治其病、則其藥之真僞疑似之間不可不察也、艱于採山、欺于買市、是故今所求者、要其真而棄其僞、庶幾貴國廣博愛之仁、播公共之惠、分寄此藥之根實、則何厚荷如之哉、如是則一視同仁之政、活人衛生之意、可以感欣焉、

沙參 丹參 防己 白微 雲臺子 升麻 常山  
蜀葵花 前胡 射干 黃蜀葵花 葶藶子 何首  
烏 五味子 石楠葉 菴藷子 劉寄奴草 馬蘭  
蜜蒙花 佛耳草 白頭翁 右二十一種、要其核實、

薤 百部根 葶藶 爵金 延胡索 商陸 藜蘆  
胡黃連 山豆根 續斷 天仙藤 烏頭 姜黃  
銀花胡 漏蘆 右十五種、要其根、  
寛永十四年十二月、羅山文集○按ずるに、この書因に存す、

享保六辛丑年二月十六日  
一宗對馬守國許より朝鮮鶴二并二種一荷獻之、御日記、  
一朝鮮より唐の曆を請に、使者を以申達、曆請取候

て罷歸り候、曆仕立は殊之外大きく御座候、都而日本之通にて替る儀無之、色々書付候て有之候、かまぬりに吉、たねまきによし、何初によし杯と有之儀、日本之通、易る儀無之候事、

一右唐曆を、對馬殿より被致約束、二ツ宛例年公方様へ差上被申候、異本朝鮮物語、

家治公未無御任官、按ずるに、後明院殿元文二年五月御誕生、寛保元年八月、從二位權大納言に叙任し給、竹千代君と奉申時、御痘瘡輕く被遊候やふにとて、色々御持藥或は御咒咀申上ける、其内唐土龍門の瀧の下に集る鯉を取、黒燒にして御浴被遊候へ

は、御痘瘡甚た輕しと被聞召、將軍家の御威勢にて、此事何ぞ堅かるべきとて、唐土の大王、朝鮮國王より申次して、頼て龍門の鯉を取、朝鮮まで來る、朝鮮にして宗對馬守家人立越て、吟味の上にて、黒燒にして來る、則是を黒鯉の湯と申て、四季の土用に御浴被遊けり、御二男萬次郎君にも左様被成けるとなり、誠日本將軍の權威にて、夥布事なり、當世珍説要録、

明和八辛卯年七月、宗對馬守家來、御用番迄差出候書付左之通、  
朝鮮國和館屋敷に差置候者、當三月虎二疋仕留



候儀に付書上、

宗對馬守家來

朝鮮國和館對馬守屋敷中、近來虎立入、犬杯を取、夜行等不安心に付、館守役之者加差圖、三月廿三日追拂狩申付候處、矢頃宜、虎二疋、彼地へ渡置候足輕并又者其一疋は兩人、一疋は三人にて仕留申候、其内一疋は大疵付候に付、直解放、今一疋は腸を抜、丸漬にして對州へ差渡申候、虎之儀、日本御國內に無之猛獸、珍敷品に付、御當地へ差越、御案内申上、備上覽候様可仕儀御座候處、鹽漬仕、温氣之時分故、臭氣強、見懸も不宜、御當地迄差越候間には、臭氣彌増、形も見苦敷可相成、左候得は被成御覽候程之義無之候に付不差越候、右虎不用之物に付、取捨候之筈に御座候處、於國許町家之者依願相與申候、依之若大坂へ差登候儀も可有御座候、左候時は取沙汰も可有之哉と存候間、右之趣被奉添御内開置候様、從國許申越候、御序宜被仰上可被下候、以上、

七月十二日

宗對馬守内 濱田伊左衛門 續談

通航一覽卷之百二十終

通航一覽卷之百二十一

朝鮮國部九十七

貿易 貿易御免

慶長十二年五月、朝鮮國信使來聘ありて、和交全く成る、よりに東照宮、宗對馬守義智の功勞を賞せられ、自今領國より送使を遣はし、交易等に復すへき旨懇命あり、

大凡日本の内にて、外國に接する國、西方にては薩州長州對州、東方にては松前なり、琉球は薩州の屬國、蝦夷は邊僻の小醜、長崎へ來る唐人は、商賣の輩のみなれば、いづれも深くおそるゝにたらざるの地にあらずや、ひとり朝鮮にいたりては、日本抗衡するの國なるを以て、對州の武備嚴重ならずんは、いかむそ折衝千里の功あらんや、是によりて對州武備の強弱は、外國見聞の輕重にかゝり、外國見聞の輕重は、日本國中の安否にあつかれり、王代の時、對州には別して重兵を置、官屬を備へ、按ずるに、對馬島に防兵等を置れしは、天智天皇三年、藩屏第一なり、事は附録海防の部、異國扱方の條に詳なり、 藩屏第一

の要地といへる、誠に其故あるにや、東照大君對馬守義智に命じて、朝鮮と和議をなさしめらる、慶長十二丁未歲和議なる、信使來聘す、東照大君對馬守義智に命し給ふは、朝鮮舊怨をすて、新好をむすひ、生靈無事に相安すへし、盟誓たかひに永久にたふるは、ひとへに其方の功大なり、いよゝ兩國の間に心を盡し力を致し、且は遠境を守り、異國をおさへ、覬覦の望みをひらくへからざるの旨、町噺告戒再四におよへり、對馬守義智謹て申上るは、上命奉畏候、對州の儀、海中の小島にて、土地やせ米穀すくなく、兵馬武備の用も辨し候事なりかたく、異國鎮衛の大役相務まりかたく候、先祖已來、朝鮮へ送使をつかはし、并に交易を通し、其餘利を以て人數をめしおき、軍用を整へ邊衛をたて、異國をふせき候處に、壬辰の亂已後、交易斷絶におよひ候へは、武備は申に及はず、州中の食物度支に所なく候、いか、仕へき哉のむね言上に及ふ所に、已前のごとく送使ならひに交易差免さるの間、金銀を渡し、彼國諸用をも相達し、一州をもたて申へきの旨嚴命有かたく被仰付、對馬守義智いさゝか存す

る旨ありといへども、按ずるに、存する旨とあるは、この等て、加封の内願ありしなるへし、其事宗氏通信御用御加増并御手當の條に出す、併せ考ふへし、信使勿擾の砌なる故、謹てかしこまり奉り、慶長十四己酉年より送使を渡し、開市の事始まり、按ずるに、慶長十四年送使しめて、歲船渡海ありて、交易はしまる、の約條を定め、同十六年はの書混同せしなり、事は下に互見す、今に至るまで相續す、凡日本國中大小の侯伯、いづれか領地の廣狭により、武備の輕重なからんや、ひとり對馬一州は、土地せはく米穀すくなければ、一州の命脈ひとへに交易のよしあしにかゝりて、武備をこゝのへ忠勤はけます事、いづれか交易より出さらん、しかれば東照大君よりゆるさせ給ふ對州の交易は、ひとへに領地をなし下されたるにおなしからずや、對藩問答職傳交始末物語、朝鮮記○按ずるに、宗義智開市の事により、これより先般にこの國に議せしむれあるにより、禮曹の論文おひ李德馨なるものより職事に贈る書あり、時勢を見るへきため、并にこゝに附記す、 慶長六年辛丑、州遣橋智正還所擄人口、 朝鮮紀年撮要云、萬曆二十九年辛丑、對馬島倭平義智連遣橋智正刷還所擄男婦、來要和好、乞通開市、遣柳根具由奏聞、并咨禮兵二部軍門等衙門、又云、橋智正等又來賀和議、探天兵有無、移咨萬軍門、乞差遣天朝、委官嚴辭開諭、○橋智正者、州將井手彌六



左衛門姓名、萬軍門者、明明經理萬世德也、國書復號慶長九年甲辰七月、釋惟政携命慶尙道論文、來而示本州也、韓錄

慶長九年、松雲大師持來る禮曹論文あり、釜山において開市を許すの事を諭せり、其論左に記す、朝鮮國禮曹爲告諭事、據慶尙道海防將領等官呈稱、馬島將我國被擄男婦、節次刷還、頗有革心向國之誠、且稱本島按するに、對馬土地瘠薄、五穀不蕃、歲多饑饉、自前資我國米布、以爲衣食、乞照舊交市、以資生理等、因得此參詳、本島前後刷還被擄人口、其數甚多、殊見本島革心向國之意、兼且土地瘠薄、歲多饑饉、情願交市、以資生理、我國不忍拒斥、阻伊自新歸化之心、爲此移會慶尙道觀察使等官、轉行釜山節制使、躰悉前項事意、遇有本島倭子乞要交易物貨者、許令開市、仍不許絲毫越法、惹事不便、外合告示前去、俾馬島倭人等遵照諭帖內事意、各自改心易慮、痛革前習、一意輸誠、益勵自新之心、毋或違錯有誤邦憲、爲此故諭、萬曆參拾貳年七月十一日示、

和文

朝鮮國禮曹告諭の事をなす、慶尙道海防の將官等

のまうすに據るに、馬島被擄の男婦を以て、次第に是を還し、頗る心を革め誠をいたす、本島土地瘠薄、五穀少く歲饑饉多し、常に我國の米布にたのみ衣食とせり、願くは舊きに依て交易を許し、以て其生理をなさしめんと、よつておもふ、本島前後被擄の人口を還す事、その數甚多し、以て本島心をあらため國にむかふの意を見る、且土地瘠薄、歲饑饉多し、その交易をたのみ生理を遂るもの、我國これを拒みて、彼か新に我に歸するの心をふさくに忍びず、依て慶尙道觀察使等の官に通知し、釜山節制使に轉達し、此旨を知らしむ、本島の倭子物貨を持來り、交易をもとむる者あらは、許して市を開かしむへし、但絲毫も法を犯し事を生し、弊をいたさしむへからざるの外、また宜く此旨を以て馬島に諭し、馬島の倭人をして諭内の意にしたかひ、各心を改め慮をかへ、益みつから新にし、あやまつて國法を犯すことなからしむへし、仍て是を諭す、

慶長十乙未年、此比李德馨禦倭監軍に送る書あり、其大略をとり左に記す、

或言、釜山舊有倭戶、釜山之有倭不足逐也、或言、朝鮮遣倭奴紬米、今與之修好可矣、痛哉痛哉、對馬島本小邦、慶尙道地方、中古爲倭奴所占、舊有投順倭人、來居齊浦鹽浦釜山浦三處、非我族類而易於煽亂、往往正德庚午年、按するに、正德庚午は、明武宗即位五小邦驅勦無遺、此在小邦輿地書、可覆視也、對馬島爲海路咽喉、山多地瘠無稻米、本處商倭來要邊市、傳報賊情、或日本倭奴與對馬島倭奴而求來往者、小邦並羈縻不絕、定其歲遣船數及圖書符驗、一年應受米太二百石、此與天朝撫邊上澁子一般、雖是小邦事躰之所不敢、而區區只爲海邊赤子設此事爾、

和文

或はいふ、釜山浦も倭戶あり、今必しも是を逐ふへからず、またはいはく、朝鮮も倭奴に紬米を送る、今よろしくこれと好みを修て可なるべきのみと、誠に痛ましきの甚なり、對馬島本我慶尙道の地なり、中古以來、倭奴の爲に據り居らる、其後來り降るの倭人あり、來りて我齊浦鹽浦釜山浦の三處に居る、然もわか族類に非ず、叛亂をいたし易し、よつて正德庚午の年、是を逐殺して遺すことなし、

是小邦輿地の書にあらはる、もの考へ見つへし、但對馬島海路の要に居て、また山多く地瘠せ稻米少し、よつて本島の商倭我邊に來り貿易し、且其賊情をわれに告ぐ、日本の倭奴對馬の倭奴と同じく、我國に來往せんともむるものあれば、また是を絶ことなし、よつて、是を羈すの計を用ひ、其歲遣の船數を定め、是か圖書を給し驗とし、其來往を許す、一年受る所少かに米二百石のみ、是天朝邊上に居る澁子をなつくるに異なるものなし、小邦に在て事躰の敢てなすへからざるものに似たりといへども、但邊海の赤子をして、其おかし掠めらるゝの害を免かれしめむかために、姑くこの計を設るのみ、以上、朝鮮通交大紀、

御送使初之事

一昔は日本將軍家へ朝鮮國信使相渡し、御禮申上る儀無御座候、殊に日本國の御當家の様に、昔は一統不仕由に御座候に付て、中國九州浦々より朝鮮國浦迄、海賊船を差渡し、狼藉仕候故、朝鮮國迷惑仕、對州は日本朝鮮の境にて御座候に付、朝鮮國よ



り對馬守先祖を頼み、海賊船不渡候様に頼み候、夫に付左様の國々より海賊不渡候やうにきもいり申候、此段朝鮮國大慶に存、彌對州を頼申候、其後嘉吉三年に、對馬守先祖宗讀岐守貞盛へ、朝鮮國より銅印を指渡し、渡海の船數を相定め、毎年右の印にて船を渡し候へは、可申通の由申定め候、かやうに印にて相定候は、此印無之船は、朝鮮國にて諸事申通間敷ため、右之通に相定候、夫より當年まで二百四十年程に罷成候、送使の按するに、朝鮮物語に、送使は商賈船なり、此船釜山浦へ着て、毎月和館にて市を立商賈最末、對馬は小國なるゆゑ、家人等送使船を知行すと記す。初如此、對馬國記○按するに、この書已下は、宗氏往古より朝鮮國と通交貿易の次第を録し、朝鮮通交大紀のこゝまは、其事尤詳記せり、よりて參考のため、こゝに附載す。

寶永七庚寅年、巡檢使に答ふへき箇條書中、上使より御尋の節、御返答被遊様之趣左に記す、

一朝鮮御通交始り之儀御尋之節

朝鮮と通交仕來候儀は、三百四十年程に罷成申候、併相定使船を差渡し、懇切に申通候儀は、二百六十八年程に罷成候様に覺申候、按するに、二百六十八年より寶永にいたるの年、其後朝鮮陣以後、通交中絶仕候、對藩政事をいふなり。

問 宗家朝鮮通交は、宗刑部經茂公の時、使者往來始、宗貞盛公の時送使約條定る、經茂は三百三十餘年になる、貞盛公二百六十餘年なり、宗家の通交三百年以來の事なり、尤三百年の内數年充三度手切になる、然れども朝鮮も對州と交を絶事難成勢あり、對州は元來朝鮮と通せずして不叶土地なり、因之互に和睦をなすなり、宗家御先祖より三百餘年不替通交故、誠信の道尤可なり、摠て兩國誠信の道は、漂民送還吉凶ある時は互に問、彼國になき物を望めは此方より送り遣はず、皆誠信の内事なり、摠て眞實の交なれば、何事も不調といふことなし、按するに、經茂公貞盛公の時は、海賊船朝鮮に讐をなすにより、彼國難儀にて、日本を様々に頼み、對州も頼みたる事なり、夫故に送使約條も定たることなり、義智公以來の通交は、古來の通交とは違ひ、隣國誠信の交なれば、古來朝鮮より對州を頼みたるは格別なり、日韓提要○按するに、前書によれば、我州彼國と好みを通せし事、彼か書に見えしもの、判官公按するに、本州編修路によるに、新中納言知盛の息男武藤判官知宗なり。第六代刑部少輔諱は經茂、後に宗慶と稱し、時、按するに、宗慶本朝後光

嚴院御宇、鹿苑院義滿の公方、應安元年戊申、明の洪武元年、高麗恭愍王十七年に始まり、高麗史、恭愍王十七年秋七月、對馬島萬戶遣使來獻土物、閏七月遣講究使李夏生于對馬島、十一月對馬島萬戶崇慶遣使來朝、賜宗慶米一千石、といへる是なり、第七代善勝寺公右馬大夫諱は賴茂、後に靈鑑と稱し、時、後小松院御宇、同じき公方、康應元年己巳、明の洪武二十二年、高麗恭讓王元年春二月、慶尙道の元帥朴葳をして我州を撃しむ、其後今の朝鮮太祖康獻王高麗王氏を滅し、其國を朝鮮に革めしは、明の洪武二十五年壬申の事にして、後小松院明德三年、同じき公方、我州善勝寺公の時に當れり、此時より朝鮮と好みを通せられたり、第八代長松寺公諱は貞茂、讀岐守と稱し、時、稱光院の御宇勝定院義持の公方、應永二十六年己亥、明の永樂十七年、朝鮮莊憲王元年六月廿日、其將李從茂をして、戰艦二百餘、兵一萬七千餘を領し、我州與良淺海を犯し、終に進んで仁位嶺岳に屯せり、公、三根佐賀よりうち立れ、七月朔日、彼か左軍朴葳と戦ひ大に是を敗り、且海人をして兵船を焼しめ、二千五百餘を斬と

られ、やうやく餘兵を率ひ其國に歸りぬ、爰において海路を隔て隣國を撃の、終に良策たらざるを悟り、且我州西國の間に居て、土地の薄惡なるをもつて、しかしこれか貿易を通し好みを結び、以てそれをしてかの海賊の防ぎを成しめむにはとおもひたりしに、第九代圓通寺公諱は貞盛、讀岐守と稱し、時、これより先彼國に海賊せしは、多くは九州壹岐の人にして、唯我州のみならざるの仰あり、また此比我國の賊船明國の界を犯し、且彼か濟州の地に寇し、其邊將の爲に捕へられ、餘賊遁れて我州に歸りしゆゑ、後花園院後宇、慶雲院義勝の公方、嘉吉三年癸亥、明の正統八年、莊憲王李藝をして此事を公に諭されしに、賊十三名を捕へて李藝に附し送られしかば、是を宜き便宜として、此年始めて公に勘合圖書を送て、歲船五十を約し、故ありて別に遣るを特送として定數なく、また州の職事人各歳遣を許し、及海西諸州の使船彼國に到るもの、何れも我州の文引を受て驗とするに約せしゆゑ、按するに、嘉吉記にも、嘉吉三年癸亥宗貞、盛爲對馬島主、與朝鮮有約條と記せり。公、袖谷盛安をして通交の事を職とし、小船を梅林寺の住鐵歡をして



文書を掌ごらしめ、小船越を津とし、凡朝鮮來往の船、いづれもこゝに泊せしむ、按ずるに、津島記略に、小船州より朝鮮に往し、此浦に泊る、朝鮮船本州に來るものも、此浦より出帆す、故に海東記に、都伊沙只より船越浦まで十九里、小船越より壹岐風本まで四十八里、又彼國我歲船の至るものをしり、と記せしよしを載す、是を三浦に分泊せしなり、此時朝鮮莊憲王我州に諭せし書二本あり、考として左にしるす、

諭對馬島書

宣旨若曰、天之生斯民也、氣以成形、理亦賦焉、而作善則降之百祥、作不善則降之百殃、古昔帝王奉若天道、教民稼穡、樹藝五穀、以養其形、因其固有之義理而開導之、以淑其心、若有強梗不率、殺越人于貨、暨不畏死者、小則刑戮、大則征伐、堯舜三王君人之道、如是而已、對馬爲島、隸於慶尙道之鷄林、本是我國之境、載在文籍、昭然可考、第以其地甚小、又在海中、阻於往來、民不居焉、於是倭奴之黠於其國、而無所歸者、咸來投集、以爲窟穴、或乘時竊發、劫掠平民、攘奪錢穀、因肆賊殺、孤寡人妻子、焚蕩人室廬、窮凶極惡、積有年紀、惟我太祖康獻大王以至仁神武、應天革命、肇造邦家、市肆不易、而大業已定、此雖湯武之盛、何以加哉、國勢大張、兵力幅阜、穿徹海嶽、

騰擲天地、隆隆殷殷、凡有血氣者、無不懼伏、于斯時也、命一偏將、殄戮對馬之小醜、有如泰山之壓鷄卵、賁育之搏嬰兒、我太祖乃敷文德、載戢武威、示以恩信、懷綏之道、予紹大統、莅國以來、克承先忠、益申撫恤、雖或間有草竊不恭之事、尙念都都熊丸之父、貞茂慕義輸誠、犯而不校、每接信使、館焉以留、仍命禮曹厚加勞慰、又念其生理之艱、許通與利商船、慶尙道之米粟運于馬島者、歲率數萬餘石、庶幾養其形體、以免饑餓、充其良心、恥爲草竊、並生於天地之間也、予之用心蓋亦勤矣、不意近者、忘恩悖義、自作禍胎、以取覆亡、然其平日投化、及以興利通信而來者、與今望風而降者、則並皆不殺、分置諸州、仍給衣食、以遂其生、又命邊將、率領兵船、進圍其島、以待卷土而降、今其島人尙且執迷不悟、予甚憫焉、島中之人計不下數千、思其生理良用惻然、島中之地類、皆石山、未有肥衍之土、稼穡樹藝無所施功、欲乘隙竊發、盜入財穀、蓋其平昔所在罪惡貫盈、幽則天地山川之神、默降殃禍、明則良馬大船利兵精卒、水陸之備甚嚴焉、往而不遭誅戮之患哉、只有捕魚採葎買賣之事、乃爲生理所資、而今已背恩負義、自絕之矣、非予

先有絕之之心、失此三者不免饑餓、坐待死亡而已、於此爲計、其亦難矣、若能幡然悔悟、卷土來降、則其都都熊丸錫之好爵、頰以厚祿、其代官等如平道全例、其餘群小亦皆優給衣糧、處之沃饒之地、咸獲耕稼之利、齒於吾民、一視同仁、俾皆知盜賊之可耻、義理之可悅、此其自新之路生理之所在也、計不出此、則卷土率衆歸于本國、其亦可矣、若乃不歸本國、不降于我、尙懷草竊之計、仍留于島、則當大備兵船、載糧餉環島而攻之、歷時既久、必將自斃、若又精選勇士十萬餘人、四面入攻、則囊中之物、進退無據、其必孩稚婦女靡有子遺、而陸爲鳥爲食、水充魚鼈之腹也、無疑矣、嗚呼、豈不深可哀憐也哉、此其禍福所在、章章明甚、非茫昧不可究詰之事也、古人有言曰、禍福無不自己求者、又曰、十室之邑必有忠信、今對馬一島之人、亦皆有降衷秉彝之性矣、豈無知時識勢通曉義理者哉、兵曹其移文馬島、諭予至懷、開其自新之路、俾免滅凶之禍、以副予仁愛生民之志、

和文

王のたまはく、對馬島かつて我慶尙道の屬島たり、しかもその海中にありて來往に難く、また土地の

甚た少しきなるを以て、民の居らざる所なり、よつて倭奴其國より逐討れ、歸る所なきもの、是を居り所とし、海賊を業とせり、我太祖康獻大王の威武を以て、ひとり偏將に命し、是を討滅せられんこと、譬は泰山の鷄卵を壓し、賁育の嬰兒を執ふるか如きのみ、然もなを暫く文德を以て是を懷けられたり、予位を繼しよりこのかた、太祖大王免して誅せられざりしを意をうけ、また都々熊丸の父貞茂義を慕ひ誠をいたせしをおもひ、禮曹に命し厚く其使を接待せしむ、且島中石山多く、稼穡に所なきを以て、是か貿易を許し、又慶尙道をして歲毎に數萬餘石を馬島に運し、もつてその饑餓を救はしむ、希はくは人たるの心を存し、海賊をなすの耻たるをしらむことを、然もなを恩をわすれ義に背くことかくの如しといへども、平日我國に降り居、およひ貿易通信のためとして來り、また新に我に降るもの、みな是を殺す事なく、諸州にわかち置、衣食を給し其生を得せしめ、又曾て邊將をして、兵を率ゐ其島を圍み、以てその降るを待しむ、然もなを其心を改むる事をしらす、それ罪惡をつみ誅戮を招か



むよりは、しかし魚海菜を採て貿易し、以て其衣食の計とせむには、若よく其罪を悔み、速に來りて我國に降らば、都々熊丸これに高官高祿を賜ひ、代官等は平道全か例の如くし、其餘に至て皆是に衣糧を與へ、以て農作の利を得せしめん、しかることあたはずんは、宜く一島の衆を率ひ、速に本國に歸りさるへし、既に我に降らす、また本國に歸ることなく、海賊の念を懷き、因て島に留らは、兵船をもつて島をかこみ、また勇士十餘萬に命し、四面よりいり攻めしむへし、一島の衆をして婦女幼稚にいたるまで、盡く死亡の禍にかゝらしめん、哀憐すへきの甚しきにあらずや、兵曹それ宜くこの意を馬島に諭すへし、

宣旨若曰、降夷棄葬、有生所同得、好善惡惡人心所同然、五方之人、其言語習尚雖或不同、降夷棄葬之性、好善惡惡之心、則未始有異也、今對馬倭人等、投集小島、以爲窟穴、肆爲盜賊、屢被死亡、無所忌憚者、非天之降才爾殊也、特以小島類皆石山、土性磽薄、不宜稼穡、阻於海中、懸遷魚菴、勢難相繼、率以海菜草根爲食、未免饑餓、所迫喪其良心而至此耳、予甚憫

焉、都都熊丸之父宗貞茂、爲人沈深有智、慕義輸誠、凡有所需靡不申請、嘗請珍島南海等島、欲與其衆遷居、其爲子孫萬世慮、豈淺淺哉、予甚嘉之、方欲聽其所請、而貞茂捐世、嗚呼悲夫、都都熊丸若能體予仁愛之心、念父慮後之計、曉諭其衆、卷土來降、則當錫以大爵、授以印信、頒以厚祿、賜之田宅、俾世享富貴之樂、其代官人等、皆以次授爵頒祿、待以厚禮、自餘群小、亦皆隨所願、欲處之沃饒之地、各給爲農之備、使獲耕稼之利、以免饑餓、充其良心、皆知善之當爲、惡之當去、一洗舊染之汚、變爲禮義之俗、其享福利於無窮、顧不偉歟、然農事不可緩也、若委心聽順、欲爲農業、則須當十二月、先遣島中管事者、以來聽予指揮、其農糧鋤器興穀等事、預爲之備、至時方無欠缺、若違此時、則後不必強爲之說、所請向來分置倭人等、並令諸道官給衣糧以遂其生、待汝衆來降之日、即令完聚、俾無離散之憂、其父兄子弟若有欲速見之者、則先來管事者、將帶出來庶爲便益、嗚呼、敷文德以懷綏四方者、自古帝王之本心也、奮武威以殲殲不率者、豈所欲哉、不獲已也、下令禮曹、書付回諭予至懷、使開其自新之路、永遠生生之望、以副予一視同

仁之意、

和文

王のたまはく、五方の人言語風習各同しからずといへども、その善を好み惡をにくむの心は、いまた始めよりことなることあらざるものなり、唯馬島の倭人、小島に據て居の所とし、盜賊をなすものは、其海中に在て食乏しく魚海菜を貿易して足りかた、また海菜草根を食とし、終に饑餓に迫らるゝを以て、その人たるの心を失ふに至るのみ、都々熊丸の父貞茂、其人となり智深く、またよく義を慕ひ誠を致し、凡求るところあれば、我にこひもごめすといふことなし、かつてわか珍島南海等の島を乞ひ、一島の衆を率ひ遷り居らむと欲す、まさにその請ふ所に従はむとして、貞茂遂に世を捐たり、予甚た是をおもひ悲しむ、都々熊丸若よく父の志のごとく、我國に來り降らば、以て大爵厚祿を賜ひ、代官等又是に祿を與へ、自餘に至るまで其願ふ所に従ひ、耕稼の利を得せしめん、若又心を委ね我にしたがひ、農作を務めんと欲せば、宜しく年の十二月に在て、島中事を管ざる者をして來らしむへし、

是か農器糧穀を與へ、あらかしめその耕作に備へしめん、且請ふところの倭人を分ち置の事、既に諸道の官に命し、是に衣食を給へたり、其衆を率ひ來り降る時を待て、相聚り居る事を得せしむへし、彼か父兄子弟相見えん事を求むるものあらば、さきに來りて事を管ざる者をして、是をひき出し相見ゆる事を得せしめん、禮曹宜しく此意を馬島に諭すへし、

第十一代國分寺公諱は貞國、刑部少輔と稱し、時、後土御門院御宇、同じき公方、明の成化年中、朝鮮康靖王の時に當れり、此時申叔舟、公に呈せし書二本あり、申叔舟公に復せし書、我州朝鮮通好の次第、及嘉吉年約條の事をいへり、其書左にしるす、

答宗貞國書

承書得悉動履佳勝欣慰、所獻禮物謹已啓納、仍審示意、兼聆使者之言、間有不相委者、不可不復、我與日本兩國交歡、年代甚久、自我朝開國、貴島始祖靈鑑首款於我、宗貞茂繼世、誠附益謹、及其末年、不能和輯、島人散爲海賊、侵掠我邊鄙、于時我先王赫怒、遣兵問罪、數年之間往來不通、宗貞盛乃與島之舊老



遣使來款、悔禍謝罪、且明海賊率皆壹岐九州之人、非獨對馬島、我先王以爲罪而討之、服而捨之、古今通義、今既服矣、已往之愆、不必追咎、遂命待之如舊、自是歲遣使船或多或少、我先王以諸州使船皆有定額、獨對馬不曾定額、慮或生弊、癸亥之歲、始約以五十船爲歲額、凡島之有事件者、亦各有歲額、圖書以爲驗、其他館待之節、道路限船之大小、人之多寡、皆有成規、各守信約、罔敢違越、夫法久必弊、弊而有救、有國之常事、自三浦按するに、三浦の(○)脱字カ(後卷に見ゆ)、上京程有日限、而處處稽留、至有踰時經歲、非徒島人謀多受料押行通事亦有謀私、以至於是、近年南方遇災、年穀不登、沿途館驛、訴不能堪、於是申明舊約、以節其太甚、以救其弊耳、非更舊約也、況其小小違法之事、尙皆優容不較、今足下之簡有曰、待遇之違舊、實所未相委者也、使者所言料米雜以塵穢、是乃邊吏之罪、近因凶歉稅入不多、不得不用舊儲、然難以塵穢、豈國家之意也、今皆具由以啓、我殿下命曰、今對馬島主能通變守義、事大以誠、凡於所論開命、即行無有疑貳、又不自阻有懷悉陳、予甚嘉爾、禮曹特緩使人上京程限五日、而治我邊吏給料不謹之罪、凡對馬島

人務加優厚、其書以答、惟足下昭悉、竊念邦交之際、務從簡易、堅守信約、彼此無欺、然後可以久而益敦矣、若各聽往來之言、遽懷彼我、其不致後悔者幾希矣、無知之人、少不如意、輒以不靖相嚇、此苟不靖、則彼豈得獨安哉、是乃不思之甚也、凡今厚往薄來、歲費鉅萬、而無所惜者、寧不知坐費儲廩之爲可斬也、惟我殿下特念彼此人民、一視同仁故爾、足下細念始終、商度利害、體聖上兩濟罔間之意、撫戢姦細、禁制非違、益堅誠款、以永交好、豈不嘉哉、邇來察足下施措、事合幾宜、又能彰明信篤、無有所隱、真可與有爲者也、際會匪易、敢此縷縷悉陳所懷、足下體而察之、益宣令譽、不勝幸甚、

和文

我國日本と交を通する事年代既に久し、かつ我太祖大王の時より、貴島の始祖靈鑑始めて我に通し、宗貞茂世を繼て、益我に従ひ附り、その末年に及て、島人を治むる事あたはず、夫をして散して海賊をなし、わか邊界を侵さしむるによつて、先王兵を遣り是を撃しむ、數年の間往來通せざりしなり、其後宗貞盛使をして罪を謝し、且先に海賊せしは、多

くは九州壹岐の人にして、唯り對馬島のみならずるを明らめられし故、我先王おもへらく、罪あつて是を討し、服して是を免すは理のまことに然るべきなりと、依て是を待こと舊のこことくならしむ、是よりさき歲遣船或は多く或は少く、諸州使船いづれも定數有て、唯り對馬船數を定めざるを以て、恐らくは他日の弊端たらんことを、因て癸亥年、按するに、即ち嘉吉三年なり、始て約して五十船をもつて定數とし、およひ島中職事ある人は圖書を給し、その歲船を定め、また其館待上京の日數、船の大小、人の多寡みな定式あり、各信約を守りて、敢て違ふ事なし、夫法久しき時は必弊あり、弊ある時は是を救ふ、是國をたもつの常なり、三浦より上京する、既にその日限ありて、島人所々滞留、やゝもすれば歲を踰るにいたる、これ唯島人多くその食料受ることを謀るのみならず、押行通事又私する事ありて爰にいたるなり、近年南方水旱によつて田穀少し、路次の供給繼難きを訴ふるに因て、以て舊約のこことくし、其弊を救ふのみ、しかも今足下の簡に、待遇の舊きに違ふといふを以て、疑ひをいたすは、いまた此故

を詳かにせざるに依てなり、また使者の料米雜るに塵穢を以てすと云もの、是邊吏の罪のみ、近比凶年貢米多からざるによて、舊米を用ひざることを得すといへども、しかも雜るに塵穢を以てする、是朝廷の意ならんや、よつて我殿下命してのたまはく、對馬島主より變に通し義を守り、凡論す所ある、命のこことく施行せすといふ事なし、予甚是を嘉す、各別に使人上京の限五日を延へ、また邊吏料を給し、謹まざるの罪を治め、およそ對馬島人厚く是を待遇し、且書を復して詳かに是を島主に告へしと、よつておもふ、隣交の間、彼此堅く信約を守り、相疑ふ所なくして其交久しかるへし、もし人言によつて彼此相疑ふの念を懷かは、必後悔あるに至らん、無智の人少しく意に滿されは、我を恐れしむるに必變故に至らんといふを以てす、苟も變故にいたることあらは、彼ひとより其安き事を得へけんや、おもはざるの甚しきもの、凡遣るに厚くし交るに薄くし、歲毎に鉅萬を費して惜まざるものは、是殿下仁念の及はず所のみ、足下宜く詳かに始終をおもひ、利害を計り、能く殿下の意を體し、以て奸



民を治め、益誠信を致し、好みを永くすへし、近比足下のする所を察するに、信篤にして隠す所なし、ごもに語るべきの人なり、よつて所懐を陳するのみ、朝鮮通交大紀、

通航一覽卷之百二十一終

朝鮮國部九十八

貿易 約條并送使船額

按するに、送使船額のうち、國主送使船及び特送使船を以しめ、受職人送使船、副特送使船、以前送使船、國主見名送使船、萬松院送使船等の差別あり、すへて次卷に通して併せ考ふへし、

慶長十四己酉年、宗對馬守義智、老臣柳川豊前守、僧玄蘇長老の兩使をして、朝鮮國において、兩使渡海せし、送使船等の約條を議定せしむ、送使船の渡海ありしは、慶長十六年よりなり、のち歲遣船額の事により、しばく彼と書の往復あり、寛永十四丁丑年にいたりて、歲條船隻のうち及び兒名送使船等をかね給ひて、兼帶とみるなり、慶長十三年戊申、柳川景直、按するに、津島記略によるに、柳川豊前守景直、後智永と改稱するなり、下再僧玄蘇朝鮮に赴く、翌己酉年、歲船二十隻を約條せり、特送三隻内にあり、同十四己酉年、玄蘇、平景直歲船約條の事、是を己酉約といへり、左にしるす、  
送使約條

通航一覽卷之百二十一終

一、館待有三例、國王使臣爲一例、對馬島主時送すに、前條に出す、この書、嘉吉三年の約條に、故あ爲一例、對馬島受職人爲一例、

一、國王使臣出來時、只許上副船事、  
一、對馬島歲遣船二十隻、内特送船三隻、合二十隻事、大船六隻、中小各七隻、  
一、對馬島主處歲賜米太按するに、下に出す、攻事、并一百石事、

一、受職人歲一來朝、不得遣人事、  
一、船有參等、二十五尺以下爲小船、二十陸尺者尺爲中船、二十捌尺玖尺三十尺爲大船、船夫大船肆十、中船三十、小船二十爲定額、若不足則以點數給料事、

一、凡所遣船、皆受對馬島主文引、而後乃來事、  
一、對馬島主處、依前例圖書成給、著見様於紙、藏禮曹及校書館、又置釜山浦、每書契來、憑考驗其眞偽、違格船還入送事、  
一、無文引者及不由釜山者、以賊論斷事、  
一、過海料對馬島人給五日糧、島主特送加五日糧、日本國王使臣給二十日糧事、

一、他餘事一依前規事、  
己酉約條、攻事撮要に載せしもの、考として左にしるす、  
萬曆己酉年、新定約條、館待有三例、國王使臣爲一例、對馬島主特送爲一例、對馬島受職人爲一例、○島山殿以下諸巨酋使臣并不許舉論、○定約時、玄蘇等請上京如舊例、不許、就釜山館受書契、行宣醜禮、以爲定式、壬戌玄訪來請上京、不許、己巳倭酋因西豐、復遣玄訪來請上京、陳數款事、破格聽許、仍使後不得爲例、按するに、玄訪は僧玄方なり、これ寛永六己巳年、玄訪の條にあり、併方等釣命を奉りて使せし時さいふ事は、變事并注進せ見るへし、

一、國王使臣出來時、只許上副船、  
一、對馬島主歲賜米豆共一百石、  
一、對馬島主歲遣船二十隻、自宗盛長時定爲二十五隻、有萬曆壬辰之變、己酉歲約條時、減爲二十船、○船有三等、二十五尺以下爲小船、二十六尺七尺爲中船、二十八尺九尺三十尺爲大船、船夫大船四十、中船三十、小船二十爲定額、尺量船體、又點船夫之數、船夫雖多不得過數、若不足則以點數給料、内大船六隻、中船七隻、小船七隻、八數與平時同、



一、受圖書遣船人玄蘇、平景直二人、俱一年一度來朝、  
 ○圖書成給時、著見樣於紙、藏禮曹及校書館、又置  
 釜山浦、每書契來、憑考驗其真偽、違格船還入送、○  
 凡所遣船皆受對馬島主文引、而後乃來、無文引者  
 及不由釜山者、以賊論斷、

一、受職人共五人、俱歲一來朝、不得遣人、來朝時依  
 平時、各有伴從一人、○亂前受圖書受職人等、并不  
 許接待、亂後有功人五名、受職接待、壬戌加二人、  
按するに、受職五  
 名下に見ゆ、

一、島主特送船若有事、則以二十隻內順付來告、  
 一、島主子平彦次歲遣船一隻、船之大小不定、按する  
 には彦七の誤り  
 なり、下同し、

一、過海料、對馬島人給五日糧、島主特送加五日糧、  
 日本國王使臣給二十日糧、以上朝鮮通交大紀○按するに、  
 日本國王使臣給二十日糧、また政事撮要に、舊定約條を載  
 す、前後參考のため  
 しはらざる、

接待倭人事例舊定

日本國王使例有正副二船、或至三船、巨會使只正副  
 二船、○國王殿、國王姓源氏、唐僖宗乾符三年、其  
 清和天皇賜皇子貞純姓源、源氏始此、國王殿在天皇  
 宮西北、於其國中不敢稱王、只稱御所、○每一起上京

二十五人、○接見一次若不行、則命禮曹設行、以正  
 一品官押宴、○島山殿、左天皇宮東南、景泰六年、  
 管提島山修理大夫源義忠始遣使來朝、○島山殿以  
 下謂之巨會、每一起上京十五人、唯小二殿則九人、○  
 本殿、自成化十六年遣使來朝、後至嘉靖二十七年、  
 其使昌虎首座來、以無符驗、令邊將開諭還送、三十  
 一年、遣希周西堂來朝、以倭使三起一時來館、穀大  
 費、只許十人上京、○大內殿、世居山陽道周防州大  
 內縣、百濟王溫祚遠孫某入日本、泊于多多良浦、因  
 以多多良爲姓、世號大內殿、以系出百濟、最親我國、  
 ○以上三殿、不限年次來朝、○小二殿、在西海道筑  
 前州宰府、源氏世主之、至源嘉賴、爲國王所討、奔對  
 馬島、居美女浦、嘉賴孫賴忠復舊土、賴忠在對馬島  
 時、約歲遣一二船、還本土後、依巨會例館待、○左武  
 衛殿、在國王殿南、掌他國使臣、支持諸事、宣德三  
 年、左武衛源義淳始遣使來朝、○自成化七年來朝後、  
 至嘉靖三十一年又來、以其多詐僞之事、依常例待  
 之、所持貨物並令置于江頭、待其回去給付、○右武  
 衛殿、自高麗及國初、嘗往來通書、今失其書、未詳其  
 稱號、永樂七年、右武衛將軍九州府探題源道鎮遣

使來朝、○京極殿、在島山殿南、世掌刑政、天順二年、  
 京兆尹源持清始遣使來朝、○細川殿、在國王殿西、  
 源持之主之、成化六年、細川右馬頭源持賢遣使來  
 朝、持賢即持之弟也、○山名殿、在國王殿西、天  
 順三年、山名霜臺源教豐始遣使來朝、○京極殿以下  
 三殿、近年不來、○島山以下諸殿、皆接見一次不行、  
 則命禮曹設行、唯小二殿則無接見、○舊例日本書契  
 內別幅所錄之物、只土宜少許、有時所求者、大藏經而  
 已、其差來使副官船主侍奉等、各私有進上、隨其所  
 進多少、而量加酬賜、未嘗有定規、然而進上漸多、國  
 計滋耗、弘治甲寅歲、戶曹啓成廟、令邊將諭來使、以人  
 臣無私獻之義、其所私進一切不許、其後七八年間、  
 國使絕不來、到辛酉歲、周般西堂等出來、國王別幅  
 內始稱賣物、然其數不多、而本國於答書內不載許賣  
 與否、周般等亦不爭詰、甲子歲國使二起並來、其書  
 契別幅亦有賣物、而名船不多、本國適因華使之來、  
 將二起倭使刻日送回、答書內略不論賣物之事、至正  
 德庚午歲、有三浦之變、按するに、後に彌  
 中上人あり、來請和、其  
 所賣國王別幅內、改賣物之賣字作商字、而各種甚多、  
 朝廷既不許和、慮其有怨、始許賣、其所謂商物幾盡、

自此以後、每行必別錄物目、謂之商物、稍不滿意、則  
 輒發詬怒、冀使本國不得已而強從之、遂爲無窮之  
 弊、○受圖書遣船人共十五人、俱一年一度來朝、○  
 受職人共二十六人、俱歲一來朝、不得遣人、○以上來  
 朝時、各有伴從一人、○對馬島歲賜米太共二百石、  
 正德七年約條時減一百石、其受圖書受職人等並不  
 接待、○島主宗盛長歲遣船二十五隻、自宗慶以下世  
 爲島主、至正統八年、宗貞盛爲島主、本國約歲遣五  
 十船、正德七年約條時、減爲二十五隻、內大船九隻、  
 每一船四十名、中船八隻、每一船三十名、小船八隻、  
 每一船二十名、○島主特送船、正德七年約條時減、  
 若有事則付歲遣船中來告、○宗熊滿島遣船三隻、  
 宗熊滿島主之子、船之大小不定、○宗盛氏一船、宗  
 盛氏島主之姪也、○受職人一人、○歲遣船以下每一  
 船上京一人、

御尋之儀拜答之書付守瑛  
龍芳

約條

一、對馬島主處歲賜米太并壹百石事  
 此外與朝鮮所約之定額十條、提頭記之、按するに、  
 此文によ  
 るに、この書た、一條  
 を擧るのみなり、



注に、島主處へ毎歲馬の飼料とて、米太豆一百石渡す、是は第一船に請取也とあり、然則太と云は大豆の略なり、是にて約條中に、并一百石といへる字分明なり、

右太の字の儀、天龍山中へ相糺候處、東福寺即宗院龍芳より金地院役僧熙叟迄、右書付差遣候事、祝願草）按するに、この書年代等、今考つたし、

慶長十四年、爲回禮使遣蘇長老、柳川智永於朝鮮、此時宣慰使李志完接待之、講定歲遣二十船、及公貿易求請開市之約條也、

歲賜米事考

一、白米一百石、

每歲附贈第一船來也、載在送使約條、匪管己酉之約定、遠出嘉吉癸亥之約例也、

渡海糧之事考

渡海糧者水夫之給糧也、船有三等、二十五尺以下爲小船、二十六尺七尺爲中船、二十八尺三十尺爲大船、船夫大船四十、中船三十、小船二十爰定額也、以其船之大小而爲給糧、詳在海東記、以上韓錄、慶長十四年、朝鮮へ使者を渡し、對馬守自分之歲條

船、并交易等之道、如舊式申定、只今迄無異儀其通り  
に仕來り候、日本朝鮮修好本末、  
慶長十四年、公按するに、義智を僧玄蘇及柳川景直を朝鮮に遣し約條を定む、

皇明從信錄云、萬曆三十七年己酉、朝議ありて釜山浦に市を開く事をゆるす、本島商船二十を定とす、本島とは我州を指すなり、津島記略、

慶長十四年、蘇長老、柳川智永爲使朝鮮に遣す、此時宣慰使李志完接待あり、歲遣二十船、及公貿易求請開市等の約條相濟、釜山を和館と定む、

一、歲遣二十船より特送三隻、小送使十七隻、

一、公貿易は、送使船渡る毎に、錫銅胡椒丹木角等の物持渡り、彼方より公木にて價を遣により公貿易と云、今看品と云、按するに、看品

一、求請とは、此方より彼國の土産を所望するを、彼か望に叶へて送り物あり、

一、開市とは、朝貢の市を定めて、雙方用事を達するなり、白石叢書、

萬曆己酉、倭差玄蘇平景直來、送李志完、譯官朴大根、金孝舜、改定約條、方策新編載、日觀要改、

朝鮮和陸相濟て後、二十船の送使を附たることも、義智公兩國之間に御勞動有、且誠信を屈けられたる故也、對州よりは年久き交を思召、兩國通好誠信を被成たるは、公儀には御忠節にて、御先祖様の功を立てらるゝ孝道也、況對州は朝鮮と通交なくして難叶土地なり、且三百年通好のことなれば、久しき由緒あり、畢竟眞實を以て交を通し、約條に違なき様に御通交肝要也、日觀提要、

慶長十二丁未年、三使呂祐吉、慶遷、丁好寬渡海、御禮申上候、此時より無事之儀相調、至于今不相替通用仕來候、

右之通兩國和交相調、如古來通用仕來候、此時より商賣交易し、義契約仕、彼國に望候物を遣し、此方に無之物を取り可申旨、堅く申定置、于今其通り御座候、以上、

七月廿八日

宗 對馬守

一話一言○按するに、この書上年代詳ならず、  
慶長十六年辛亥、明の萬曆三十九年、朝鮮光海三年、此年はしめて歲船を渡されしなり、第一船の書に、上京の事熊壽熊滿盛氏の使船のこと、漂民を刷

還し、およひ信使に隨ひ勞をいたすの輩、忠を賞し職を授るの事、また歲船五十の舊例に復するの事を請はれしなり、其略に、「又省三十船通二十船、則陋島何以救民生乎、寔不堪悶望之至、所冀再攀五十船之例、以堅固東藩輕乏、進上伏請登用云々、」とありし也、彼國禮曹參議尹暉をして書を復せり、其書左にしるす、按するに、この復書中、上京以下の事、逐一其答へあり、今改章して下條々に出し、覽るに便ならしむ、審來章、縷々以不許上京不復船數、責我以變約、顯有不滿之辭、殊無自反之意、把讀再三、一駭一笑、貴島之於我國、先世忠順不懈、我朝之所以恩撫寵綏者、亦勤至矣、惟其信義相孚、未嘗飭備於邊、壬辰之事、夫豈所料思之、至今言亦慘矣、天道不借、曲直有在、一時勝敗、非所論也、揆以大義、固不容共戴一天、況可與之修睦乎、爲緣日本盡棄前轍、專使請好、貴島悔罪自新、革面求款、寧人負我、無我負人、不念舊惡、是爲大德、交隣之義、縱許再修、接遇之典、理難如舊、玆加裁損、定爲約條、雖不能一依前例、以今論之亦已優矣、貴島荷念向來之所爲如何、我朝之寬貸如何、則當感幸踴躍之不暇、何敢復有希冀哉、五十船舊例、以庚午之作耗、按するに、庚午の事前に見ゆ、而減爲三十、



三十之舊例、又以壬辰之入寇、按するに、文祿元年而減爲二十、是皆貴島之自取、非我朝之變約也云々、朝廷之待貴島主至矣、足下其亦思之耶、今既盡棄前愆、借之大道、足下果能惕承朝命、罄輸誠悃、則褒嘉之典、自有新命、何必規規於已棄之舊例乎、永世敦好之福、自今伊始、足下其勉之、節逼歲除、惟冀新祉順序自玉、不宣、萬曆三十九年十二月日、

和文

來書のいふ所其上京を許さず、船數の舊記に復せざるを以て、我を責るに約を變するを以てして、顯わに不滿の詞あり、以て一度は駭き一たびは笑ふのみ、貴島の我國に於る、その先世より忠順をいたし懈たらざるを以て、我朝の恩寵を加ふる誠に至れり、よつて是をたのみとし、かつて其防きをいたすことなく、かへつて壬辰意外の變に至りし也、天道に在ておのつから其曲直あり、一時の勝敗はいふに足ざるものなり、然も大義におつて、共に一天を戴くへからざるものにして、但日本ことごとく前非を革め、使をして好みを請ふ、また貴島其罪を悔ひ、欺をいたすによつて、寧人をして我に背かし

むども、我人に背くことなく、舊惡をおもはざる、是を大徳とするを以て、姑く其隣交を許すのみ、然も接待のことに至りては、理にあつて舊きかことくしかたし、よつて裁減を加へ、定て約條とせり、盡く先例のことくならずといへども、今に當つていふときは、また厚しとすへきのみ、貴島是を思ふことなく、また冀ふ所あるへけむや、五十船の舊例、庚午の寇を以て、減して三十とし、三十の舊例、壬辰の寇を以て、減して二十とす、是みな貴島のみつから取るものにして、わか朝の舊約を變せしに非す云々、朝廷の貴島主をまつ誠に至れり、足下もしよく朝和を承り、益忠誠をいたさば、おのつから恩寵の新命あらむ、何ぞ必しも既に棄しの舊例を用ひむや、永世の好み今よりして始まる、足下宜しく是を勉むへし、  
慶長十八年癸丑、明の萬曆四十一年、朝鮮光海五年、我朝歲船五十の舊額に復し、及び八郡國分寺按するに、八郡の事今詳ならず、國分寺は義智の曾祖父宗四郎貞信の法諱なり、圖書のこを彼國へ請れしなり、此年冬、禮曹參議尹暉其事を公に復せし書あり、其書左に記す、

朝鮮國禮曹參議尹暉、奉復日本國對馬州太守平公足下、

獲見遠書、就認順迪、良慰良慰、但書中辭說、有若全然不知本國事情者、豈足下之高見而不及此哉、誠可嘆也、庚午三浦作罪倭奴、按するに、三浦はかの養浦、浦釜山浦なり、猶慶長十二年條末に出す、李德馨の書併せ考ふへし、逃竄本島、而本島藏匿、累違朝廷之命、朝廷絶和有年、弼中上人再三往返後、朝廷始許舊好、歲船五十隻内減二十五隻、此亦無非貴島自取者、壬辰丁酉之變、按するに、丁酉は視庚午藏匿罪人之慶長二年なり、視庚午藏匿罪人之事、不啻百千倍、而朝廷盡棄前過、濼瑕蕩垢、借之大道、約定船隻、以二十爲准、彌至厚也、足下何不自量而乃有是言耶、八郡及國分寺圖書之賜、乃年久廢絶之事、足下據舊例爲言、其欲以此試我乎、我國於天朝如家人之父子、凡貴島求欺事情、逐一報稟天朝、以俟處置、今者巡撫都御史楊老爺臨鎮遼左、專管東事、頃日委官黃參府巡歷釜山而返、其省諭之語、貴島來使、必爲足下細陳之、假本國一二談談、楊老爺至有更遣天兵留戍釜山之議、而本國念及彼此力辭之、此議若成則開市亦難晏然如舊、況以上京一說、輕發於衆所聞耶、願足下誠思之、特送之船數

在約外、而嘉足下輸琛之誠、姑且款待、而足下體諒此意、遵守約條、益効誠信可也、餘祈自玉、不宣、萬曆四十年按するに、前文によるに、四閏十一月日

和文

遠く書教を得たり、但書中のいふ所、全く我國の事情をしらざるもの、ことし、誠に嘆つへし、庚午年、三浦の罪倭本島に入り逃る、本島是を藏し、累に朝命に違ふ、故を以て朝廷其和を絶り、其後弼中上人再三往還せしにより、朝廷姑く舊好を許し、其歲遣五十内二十五を減せり、是貴島みつから取るの禍にして、壬辰丁酉の變に至ては、庚午の事に千百倍せり、然も朝廷悉く其前惡を棄て、また其歲船二十を許す、其德至て厚し、足下いかむそみつから量らすして、また此書あるや、八郡及び國分寺圖書のこを、是久しく廢絶するの事なり、また足下舊例を以ていふことをなすへきものにあらず、我國の天朝における、家人父子の相親むかことし、凡貴島好みを求めるの事、逐一是を天朝にもふし、其處置を承て、巡撫都御史楊老爺遼東に鎮し、専ら東事を管る、近頃黃參府をして來り釜山を巡歷せしむ、此事



おもふに、來使詳かに是を足下に陳せむ、楊老爺また再ひ天兵を釜山に遣り、是をして留り住せしむるの議あり、我國思うて彼此のことに及ふ、よつてつとめて是を辭せり、此事もし成らば、開市も亦舊かごとく、心に任せてなしかたからむ、いはんや上京の事、今の勢ひにあたつて、輕々しく是を衆人のきくところに説へけんや、足下宜しく是を思ふへし、特送の船また其約外にあり、但足下の款をいたすをもつて、しばらく是か接待を許す、足下此意を思ひ、益誠信をいたすへし、朝鮮通交大紀、

元和元年夏、本國有大坂之變、義成公雖少年、率兵赴戰場、蒙命防丹波地方焉、國家騷擾之際、暫闕歲遣使、韓錄、

寛永二乙丑年、公按するに、對馬守義成、禮曹へ送られし書の略に、「且往年訴歲遣大中小各落舊例、則其報章曰、大中小船公買價木前既約定、何可每撓改云々、然如萬曆三十九年及翌四十年、則依約條領受、既而以來減至今日也、」ごあり、同四年丁卯、公朴同知に與へられし書略に、「夫惟己酉之歲、仙巢、景直按するに、己酉は慶長十四年なり、仙巢は僧蘇芝、景直は慶長十四年直は柳川豊前守なり、超海講約、辛亥年、始送使船、貴

國許以大船八同、中船六同、小船四同、翌年壬子、亦復依舊接遇、癸丑之歲、有吾邦大坂之亂、差使等蒼黃還島、公買物件不論未收之有無、然後以來、至今大船四同、中小船二同接待云々、」ご見えたり、寛永十三丙子年、和館裁判有田空兵衛、洪同知、李判事等相議し、寛永十四丁丑年に至て、歲條第五船より第十七に至り、二三特送及び彦三船按するに、彦三は彦七の誤りなり、該十六船結ひて兼帶とせしなり、以上、朝鮮通交大紀、

寛永十二年冬、洪知事、李同知、康同知等、諭裁判有田空兵衛知繩曰、毎年送使二十船出來、則慶尙一道民力難支、以其半而結兼帶、則民力休、而接應亦有便、裁判爲兩國致力云、仍以其事情達於本州、以送使十五船結兼帶之約也、夫送使二十船出送本州之利也、然兩國交際兩便、兩可以彼此無害爲利而已、豈各專其利乎哉、

兼帶送使船

二特送使、三特送使、及自五船十七船、

送使五日次日數、按するに、交際提醒に載する兩森東五郎中、五日次をなない、その事なないふに似たり、

一第一船二三四船、自五船十七船、五日次、

### 通航一覽卷之百二十三

#### 朝鮮國部九十九

○貿易 約條并送使船額

天和二壬戌年、別送使の事により、かれ難んする旨ありて、猶約條を議す、すへてその遣船は、必宗氏の圖書及び吹嘘をもて信とするなり、前卷併せ考ふへし、また國以町鹿輪番の條併せ見るへし、

天和二年壬戌、信使按するに、この年八月、信使來聘あり、上上官朴同知、十僉知、洪僉知をして歲船の外、一切別差を停むるの事を書し示さしむ、其文左に記す、

一當初兼帶送使無他意也、數多送使連續出來、一應接待、誠難酬應、故在前使洪知事往復停當、厥後輒稱使者、累度差送、而禮曹斥以規外、不許接待者、非一非再、而貴州猶且不遵約條、連續出送、其在相厚之道有不可邁々、姑許接待、以至于今日者、實出一時之權宜、而殊非兼帶講定之本意也、此事若不變通、則不但東萊府物力之難支、於貴州亦欠誠信矣、蓋館中既有主管裁判之設、專爲往來幹事、則何必別

本日八十五日、接應早飯二日減、

一萬松送使、以酌送使、義眞公送使五日次、

本日八十五日、接應早飯二日減、

一一特送使、二特送使、三特送使、副特送使五日次、

本日百十日、接應早飯六日減、

右五日次雜物品色、詳在海東記、以上韓錄、

### 通航一覽卷之百二十一終



送使者、而後可傳書契也、信使時護行、漂人之領來所不可無者、而至如漂人領來則事休、與信使護行有異、雖不別送使者、固無所妨、順付書契於館司、而在我接待之事、則當依兼帶送使之例計授於代官、甚爲便當矣、

右信使書し示すの事あるに依て、公按するに、對老臣馬守義眞、をして約條を書し送らしめて、彼れ再び其書稿を草し、それを照して書し送らしむ、其書稿左に記す、

一別送使者事、或出於事勢之不得已、初非有違越約條之意、自今以後、一依約條事、年例送使之外、不爲別送、而漂人領送一款、不無輕重之別、或自江戶近處次々定差出送、則本州領還之後、又有轉報江戶之舉、此則似難不送使者、而其餘漂人、則順付無妨矣、自注、若有不得已皆違事、書契送于館守、或送裁別處可也。

右三使書し示すの事、頗る妨くる所あるによりて、老臣平眞幸、平成昌、橘眞重、平眞賢をして約條を書し、上上官をしてこれを三使にいたさしむ、約條左に記す、  
示諭弊州、別送使者事、向者出於事勢之不得已、初

非有違越約條之意、自今以後、一依約條、年例送使之外不用別送、而漂人護送一款、不得無輕重之別、若其或流入他郡縣者、或破船殞命之勢、有不得不具告者、我國有制、不敢不護送、其餘漂人、則須一依示順付、

壬戌孟冬下澣  
和文

以前弊州別差を遣るの事、其事勢のやむことを得ざるに出で、約條に違ふに意あるに非ず、今より以後專約條の如く、年例送使の外別差を遣る事なかるへし、但漂民護送の事に至ては、輕重の差別なき事あたはず、其流て他郡縣に入るもの、或は破船殞命の勢、まさに告さる事を得ざるものは、我國の法度に在て、各別に護送せざる事あたはず、其餘の漂民は示のこころ順付すへし、按するに、この條約等の條に收む、うち和館の事あり、今載

此年平田齋をして講定の文字を持し去しむ、東萊府使條答あり、左に記す、  
一歲遣十五船送使之請、雖出於貴州形勢之切迫、而第此兼帶、當初約定不但十分牢固、彼此遵行、亦且

積有年所、到今更變、斷然不可、按するに、原書、この間和館の事、館中炭薪の事、門直人數の事、四箇條を載す、今載斷して下の和館の條に出す、

一十三船求請之物、不無推移、供給之時、到有未收之患、今則約勿送別使、自當更無此弊、  
一、白米之濡水、必是奸吏之所爲、另加禁斷、俾毋踵前習、

一、送使超海時、邊將譯官之乘船出迎、自是應行之例、亦當申飭俾毋廢墜、以上、朝鮮通交大紀、  
太守銅印互換例格

自古交隣、執信昭驗者圖書而已、故不帶宗氏文引、則朝鮮拒而不納者、是其約信也、本州每有襲封之事、還舊印取新印、是所以驗章標而杜奸濫也、  
太守義智公銅印、慶長十四年贈來、

慶長十四年、遣蘇長老柳川豐前智永於朝鮮、和好之始爲回禮使、其歸受太守銅印來也、義智公、元和元年正月三日、終正寢焉、至太守義成公之時、久用義智公之舊印、朝鮮告還舊印受新印之例、於是寬永六年、遣多田源右衛門於朝鮮受銅印、凡執用舊印及十四年也、寬永七年正月、附舊印於譯官刑劔崔判事而送還矣、

太守義成公銅印、寬永六年贈來使者多田源右衛門、  
開曆三年冬十月二十六日、太守義成公在江戶而逝去矣、萬治二年己亥、以舊印附譯官洪知事朴判事而送還也、  
太守義眞公銅印、萬治二年贈來使者唐坊佐左衛門、  
元祿五年壬申、太守義眞公讓州於嗣子義倫公也、於是元祿六年癸酉冬十一月、朝鮮使安同知朴劔知金正伸退休承襲之賀、其歸時依例而贈還義眞公銅印也、

太守義倫公銅印、元祿六年贈來使者杉村主稅、  
元祿七年甲戌秋九月二十七日、太守義倫公在江戶而逝去矣、元祿九年丙子、朝鮮使譯官下同知宋判事、仲太守刑部大輔公歸州之慰問、且持義倫公之弔書來也、其歸時使裁判高勢八右衛門護送、以舊印附入右衛門而送還也、

太守義眞公銅印、元祿八年再受來 使者古川藏人、  
太守義倫公逝去之後、太守義方公童年也、故有公命而、使老太守刑部大輔公再任兩國通交之事、朝鮮再贈銅印、  
吹噓事考



古來有約條、而往來之船、皆受太守之文引、是例也、若無文引、則不敢許往來矣、吾州歲船帶書者、不用吹噓、不帶書者、皆用吹噓也、吹噓之所寄、東萊釜山兩令公之處、或各道各官防禦之處是也、兩所通用、不可欠一者也、兩通文體、在輪番書稿中也、以上韓錄、寶永七庚寅年、巡檢使に答ふへき箇條書中、

一銅印之儀御尋之節、朝鮮國より私方の銅印を指渡置、其銅印を何之使船差渡候時も、其書簡押之遣申候、飛船指渡候時は、吹噓と申而、私方より之船に紛無之段致書載、銅印を押遣候、是者吹噓と申候、銅印無之船者、彼國に請不申、通用不仕事候、自然銅印無之、他國之船彼地へ致漂著之時は、致吟味無別條候得者、私草梁館之屋鋪に召置候役人共迄、送届申候、對藩政事問答、

一朝鮮より對馬へ銅にて拵候朱印を差越置候、朝鮮へ對馬より被差越候節は、右之朱印を突候て爲持候、日本之賊船等を別而嫌ひ申候、右之朱印船は、日本より指越候船にて無御座、朱印持參之船は、不殘對馬より被差越候船之證據に候、朝鮮と對馬、其段申合、右之朱印を日本へ請取置、右之通日本

船に印判を爲持候事、但日本よりは印形不被遣置候事、異本朝鮮物語、

明和二年、義暢襲封以後、朝鮮通用印替之義申達、御日記○按するに、約條の最初對馬守義智の贈書に、圖書を用ひす、及び舊印を用ふる事な、彼復書にこれを責し事あり、參考のため、に

慶長十五年庚戌、明の萬曆三十八年、東萊府使吳允謙送るの書あり、我か書契圖書を用ひさることをいへり、其書左に記す、

朝鮮國慶尙道東萊府使吳允謙、奉復日本國對馬州太守平公足下、人來得審動靜佳勝、良慰良慰、刷還三十口男婦、深嘉貴州向國之誠、但海外傳信、只憑圖書定制、昭載約條中嚴、而今來書契中、未有圖書、邊臣但遵約束而已、勢難轉聞朝廷、唯是護送之功、不可終沒、即稟報禮曹、護送人藤信久馬堂古羅、各授論賞職帖以送此、實我國敦信之義、幸諒之、今後別遣之船、一々踏驗圖書、以守新講之約幸甚、統希照察、不宣、萬曆三十八年五月二十九日、

和文

人口を刷還せらる、深く貴州の誠意をみるへし、但海外圖書を以て憑り信として、今書契中圖書の

用ゆるなし、邊臣専ら定制により遵ふ時は、以て轉替をいたしかたし、但送護の事、その功空しくすへからず、よりに禮曹に稟し、護送人各是に職を與へ歸らしむ、幸に此意を察せむことを、此後別に遣るの船、よろしく圖書を用ひ、もつて新定の約を守るへし、

元和元年乙卯十一月、禮曹參議柳洞をして書を公に守義成を、對馬に送り、萬松院公の舊印及び兒名圖書を還し、新圖書に換られん事を告たり、其書左に記す、

朝鮮國禮曹參議柳洞、奉書日本國對馬州太守平公足下、凡貴島之受命修款、歲遣船隻者、朝廷例給方印圖書、皆以其人之名字、刻成篆文、用之於書契、所以明章程而辨奸濫也、茲者足下繼襲先美、恪供世職、自當改領圖書、幸將先太守所受者及足下未承襲前所用圖書、并爲送納本曹、舍舊取新如何、且以前菴之弟子及平景直之嗣子、乃於文書中猶用舊印、殊涉謬誤、亦須轉諭此意、使之一體遵行、並服新體、此係符驗程式、願勿怠慢、餘冀珍重、不宣、

和文

凡貴島我朝命を承り歲船を遣る、朝廷例して其人の名字を以て圖書を送り給し、是をして書契に用ひしむるものを以て、これか符驗とし、其奸濫の弊を妨か爲也、今足下既に先世に繼き其職に居る時は、おのつから改て圖書を領すへし、宜く先太守の圖書及び足下の兒名圖書を以て、一併に送納し、換て新圖書を受へし、且以前菴弟子及平景直か嗣子いつれも、文書中その舊印を用ゆ、其當らざるもの也、また此意を轉諭し、同じく其舊を送り、以て新圖書を受しむへし、圖書に至つては、事符驗にあつかるものなり、幸に怠慢をいたさ、れ、以上、朝鮮通慶長十四年約條に、柳川豊前守、玄蘇長老をはしめ、受職人五人ともに圖書を授け、歲遣船各一隻を約す、初め豊前守亡父下野守慶長十年、講和再興の際、勤勞ありしをもて、其祭奠のため同十六亥年、亦圖書を給し、歲遣一船を授く、寛永十二乙亥年三月、豊前守逆訴の事落着し、豊前及び玄蘇等流罪に處せらる、詳に宗氏通叙并詳調等の條にあり、故に義成よりその圖書等を朝鮮に送還す、されども猶裁判役有田空兵衛をしてその再給を謀らしむ、彼これを肯ひて、翌十三丙子年、禮曹參議趙緯



韓より書牘を來す、よて義成公裁を経て、きたかの兩船の圖書を領す、是より柳川船を副持送使、玄蘇船を以て送使と改號す、寛永十七年より此兩船を渡す、

萬曆己酉年按するに、我慶長十四年新約條、

一、館待有三例、國王使臣爲一例、對馬島主特送爲一例、對馬島受職人爲一例、

一、受圖書遣船人、玄蘇、平景直二人、俱一年一度來朝、

一、受職人共五人、俱歲一來朝、不得遣人、來朝時依平時各有伴從一人、○亂前受圖書受職人等、并不許接待、亂後有功人五名受職接待、壬戌加二人、朝鮮通載故事撮要、

慶長三年戊戌、此比小野新十郎信時、自注、伊五郎、自注、同郷士、號馬助七、平山三之助智世、自注、町已上三人、自朝鮮受官職、差渡一船了、又久和治部右衛門永正、自注、宮本源兵衛、自注、町人、號世伊所、已上二人、同受官職、差渡一船云々、合五船也、考年月可記、按するに、これ前の新亂後有功五名の受職人なり、

同十四年己酉三月、義智君、被遣蘇長老及柳川豊前守智永于朝鮮、被定歲遣船二十艘及貿易求請物開

市等之約條、以釜山被爲和館了、是時蘇長老亦受圖書、成各歲送一船之約云々、

同十六年辛亥十二月、以柳川智永副還俘擄、其父調信、按するに、久效勞績付圖書、俾各歲送一船云々、本州編略、

副特送使事考

柳川豊前智永副還俘擄、其父調信講和之際效勞績、慶長十四年受圖書、成歲遣一船之約、其後慶長十六年智永呈書於禮曹、欲請流芳按するに、對馬國流芳院なり、圖書、而助其父調信之祭奠、朝鮮亦給流芳圖書、至乎其孫調興構成逆謀、寛永十二年乙亥春三月十一日伏罪、被放逐於津輕焉、同年冬十一月、遣使者唐坊佐左衛門於朝鮮、送還乎調興衣冠銀印按するに、柳川調興父祖より請たれば、衣冠に其服章にし、并流芳圖書、其回書曰、替受之人應襲此例、乃以其意轉啓東都、更受嚴命、寛永十七年再遣送使、改號副特送使、正官唐坊佐左衛門、副官大浦源右衛門、都船主高雄兵右衛門、貳船主大浦源右衛門、留船主齋藤與次左衛門、封進木寺津右衛門也、

以副送使事考

蘇長老講和之際、有功勞乎文書也、慶長十四年、受圖書成歲遣一船之約也、其後方長老繼其先業、亦受新圖書、寛永十二年乙亥春三月十一日、柳川之餘殃及方長老、竄於奧東南部也、因是寛永十二年冬十一月、遣唐坊佐左衛門於朝鮮、送還圖書、朝鮮回書曰、替受之人應襲此例云、乃以其意轉啓東都、更受嚴命、寛永十七年、再遣以副送使、正官波多野新助、詳在朝鮮記錄也、

受職五人歲船事考自注、今稱中絶船、

受職藤永正等五人曾有功勞、因是朝鮮各許歲船、其後有故而遣船絕矣、寛永十二年、送還乎柳川之圖書、玄方之圖書也、回書曰、替受之人應襲此例云、以柳川船以副船亦附贈本州焉、此時裁判有田奎兵衛、與洪知事李同知康同知等相議、以送使十五船結兼帶之約、仍請受職五人之歲遣船、共做兼帶、此時四年之未收雜物亦領受矣、兼帶送使船之内、稱中絶五艘者是也、傳云、受職之人、受彼國官名拜賞典、往來於彼國、則着彼國衣冠云、是不憑議察明辨者也、

十五船兼帶事考

寛永十二年春二月十一日、柳川之一件決定、請柳川

豊前調興於津輕焉、方長老流竄於南部焉、同年冬十一月、遣唐坊佐左衛門於朝鮮、告其事狀、且送還乎調興方長老銅印、此時裁判有田奎兵衛智繩亦渡海矣、太守義成公諭智繩曰、今番送還二圖書、爾超海之日、與洪知事李同知康同知等相議、使替受之人受此圖書則可也云々、智繩拜命超海、與洪知事李同知康同知商議曲折、遂使二圖書入送乎本州也、此時朝鮮回書、替受之人應襲此例、更埃貴島後信議區處云、以上韓錄、

慶長十六辛亥年、第一船に彼禮曹參議尹暉復書中、平景直副還人口、自其父久效勞績、並皆轉啓給付圖書、俾各歲送一船、皆異數也、信使時隨行有勞

松尾有右衛門等二十三人、各賜綿袖、有差、寛永十二年乙亥、明正院御宇、明の崇禎八年、朝鮮純孝王十三年、此年三月十一日、柳川一件落着せしに依て、唐坊佐左衛門をして調興、玄方か圖書を朝鮮に還さしめたり、時に裁判有田奎兵衛、彼國をして再び其兩圖書を送給せしめむ事を圖りし故、翌十三年正月、禮曹參議趙緯韓書を送りて、委致調興輩所會受圖書服章、姑爲收領、但次官以下交贊有



素、替受之人應襲此例、更峻貴島後信、別議區處也、  
といひしかは、公其事を東武に訴へ、柳川船を副特  
送、玄方船を以副使と改號し、同十七年庚辰、始て  
兩送使を被渡たり、  
貞享二乙丑年七月、東萊府使より古川平兵衛に復  
する書中、

歲船中副特送三特隻、本是調輿船、以副本是玄  
方船、而調輿、玄方等死後、按するに、死後には罪、並爲島  
主之仍執、受職人藤永正等五船、五人之死已久、而  
亦爲島主移用、此等船隻圖書、若從古例皆當還  
收、而我朝廷務從寬大、並仍許給云々、按するに、全  
通交大紀、朝鮮

寬永十三丙子年、

朝鮮國禮曹參議趙緯韓、奉復日本國對馬州太守平  
公閣下、委致調輿輩所曾受圖書服章、始爲收領、但  
次官以下交贊有素、替受之人應襲此例、更峻貴島後  
信、別議區處也、餘具正幅、不宣、

崇禎九年正月日

禮曹參議趙緯韓

朝鮮國東萊府使鄭良弼、奉復日本國對馬州太守平  
公閣下、使至獲披華絨、知已還島安謐、橫逆之來、果

見夫解、不勝善幸、兩函書契及柳訂輩曾受印章、並  
已收領轉啓、都在南宮書覆、此不縷布、統惟照鑑、不  
宣、

崇禎九年正月日

東萊府使鄭良弼

一右以副庵之儀、輕き使者に付、第二船にて往き  
申候、昔は以副庵直に被參候處、其以後對馬殿よ  
り使者任立被申、以副庵使と名乘申候事、異本朝鮮  
物語、

慶長十四年約條に、對馬守義智の嫡子彦次郎にも、後對  
馬守  
義成、圖書を給し、歲船一隻を約す、兒名送使また舊例に  
方の時中、元和元乙卯年正月、義智卒す、かの國其功績を  
絶のみ、更に歲遣船を授て祭奠を助く、是を萬松院送使  
と號す、この送使船、寬永  
二年より渡海す、

萬曆己酉年新約條、

一島主子平彦次、歲遣船一隻、船之大小不定、朝鮮通  
交大紀載致事撮要、

慶長十六年辛亥十二月、朝鮮贈圖書于嗣君貞光君、  
自注、彦七、俾各歲送一船、依宗熊滿君之舊例也、兒名  
送使是也、

送使再始、本州編繪略○按するに、同書に、永正十七年、宗佐渡  
源起也、

慶長十六年第一船に、彼禮曹參議尹暉復書中、

熊滿熊壽盛氏澄泰等、俱是平時受職之人、負國稱  
亂、罪已難容、決不可更許接待、且熊滿之受職、蓋以  
前島主之子也、聞足下有子名彦七、以足下之忠款、  
賞宜及嗣、

慶長十七年壬子、後水尾院御宇、明の萬曆四十年、  
朝鮮光海四年、此年胤子彦七圖書を送りて歲一船  
を約したり、看品に銅角を用ゆる事、按するに、看品の  
辨前に見ゆ、

己酉以來の事として、いにしへ此事なかりけり、以  
上朝鮮通交大紀、

慶長十七年十月、朝鮮依宗熊滿舊例、贈彦七公之圖  
書也、

義真公送使事考

寬永九年壬申、朝鮮贈彦滿公按するに、義真、圖書、先是  
慶長十六年、按するに、慶長十七、初贈彦七公之圖書、依  
宗熊滿之舊例云、其後義成公爲太守時、彦滿公弄璋  
之時、禮曹參議趙緯韓、贈書於本州曰、須送還乎彦三  
圖書、則填作彦滿圖書、以送之云、寬永十八年冬十一

月、使西山怨座元送還乎彦三按するに、彦七の誤  
此時朝鮮有特念、而以彦三彦滿新舊圖書、姑許並送  
云、彦三圖書、義成公逝去之後、萬治元年戊戌、附館  
守仁位格兵衛送還矣、今也彦滿公送使、號義真公送  
使也、其銅印則彦滿公之篆字也、詳在朝鮮記錄也、  
以上韓錄、

寬永十九年壬午、按するに、前に  
十五年、純孝王二十年、此年四月、胤子彦滿の圖書  
を送れり、此時彦七、彦滿の兩圖書同く許せしなり、  
時に禮曹參議李基祚、公に、按するに、對復せし書あり、  
左に記す、

朝鮮國禮曹參議李基祚、奉復日本國對馬州太守平  
公閣下、緬承華絨、備悉示意、深慰深慰、各船接待  
之規、自有流來約條、今難輕改、至於圖書、亦宜換  
送、而弊曹既體遠誠、且喜新慶、啓覆詳允、新舊圖  
書、姑許並還、一時特施之恩、非他日可援之例、貴价  
茲冒險遠來、多跋涉之勞、而館穀不能稱情、此爲可  
愧耳、土宜溥略、堯入幸甚、書不盡言、想垂炳亮、不  
宣、崇禎十五年四月日

和文



華翰を承て備に示意を悉せり、歳船接待の事、おのつから舊規あり、今輕しく改めかたし、圖書に至てももご換へ送るへし、但弊曹既遠誠を體し、又新慶を承はる、よりて啓開し、新舊圖書姑く並に還すへき事を許せり、是一時の特恩、他日の例を援へきにあらず、貴价遠く來る、接待其情に稱ふことあたはず、以て愧へしとする而已、

貞享元年、甲子裁判志賀甚五左衛門をして胤子右京の圖書を請しむ、彼國彦滿の圖書を還納して、右京圖書を求めらるゝを俟て、鑄送せんといひて、其事成らざりし也、

同二年乙丑七月、古川平兵衛厚中をして又右京の圖書を請しむ、此年九月、東萊府使平厚中に復するの書あり、以て其事情を見るへし、此事論談して數年を経たりしかども、終に落着なかりしなり、東萊府使の書左に記す、

東萊府使復平厚中書節

前日所示兩幅書中、右京圖書若是可許之事、則來請之初所當即許、何至經年閱歲、費此多少說話乎、若必以古例爲准、島主兒名時、圖書承襲後仍執、寔無

古例、而義成既爲島主之後、其兒名彦三圖書、義成之母仍爲執用、義成亦不得擅、便爲好言於我曰、我之得子遲速未可預料、請姑仍存圖書、故我朝廷亦其事關母子、不欲強拂其意、因以許之矣、其後彦滿之生而不納彦三圖書、而亦請彦滿圖書、我朝廷以無理責之、則理屈語塞、持來彦三圖書于館中、欲爲還納、而亦請於我曰、彦滿生於江戸、有寵大君、不可以彦三爲例、不可不加給公木云、故我朝廷知貴島之意惟在於公木、不欲較其多寡之數、特垂一時之恩、並給彦三彦滿兩圖書、而特教于禮曹、日後勿爲例、禮曹承命、撰出書契有曰、新舊圖書姑許並還、此一時特施之恩、非他日可授之例云矣、我國今日其可棄祖宗之訓、而副貴島之請耶、今此書幅中、亦有書契七字刪去云者、誠可驚怪、當初彦三彦滿兩圖書並給書契中、有所索圖書姑許並給、不可援爲定例之語、貴島徐座元來言、書契中索字給字、不可援爲定例等語、顯有島主來請之色、此書契執政等見之、必有大罪云、故索字給字則果評刪去、而至於不可援爲定法也七字、則改以非他日可援之例也八字、其語意比初尤峻、而徐座元無辭受去矣、今此謂之刪去、而欲爲今

日並受圖書之證、無實之言、豈足多辯、我國書契膠本、一在禮曹、一在弊府、今考兩處膠本、前後書契文字、昭如日星、何可誣也、且貴島從前冒執規外圖書亦已多矣、歲船中、副特送三特隻本是調興船、以前菴本是玄方船、而調興玄方等死後、並爲島主之仍執、受職人藤永正等五船五人之死已久、而亦爲島主移用、此等船隻圖書、若從古例、皆當還收、而我朝廷務從寬大、並許仍給、今貴島不以曾前之特恩爲感、反有漸次非望之請、嗚呼強迫、至於如此、誠可駭嘆、貴島若引古例、必欲得右京圖書、本國亦當一遵古例、先收副特送以下諸圖書、奚但還收彦滿圖書乎、

和文

前日示す所の右京圖書の事、其事をして許すへからしめは、其初來り請ふの時に當て、既に是を許すへきのみ、此數年の論説を費すに至る事あらむや、且兩圖書會て並許の事を、執て以て古例なりとし、今必す其例を援んといは、彼島主封を襲の後、尙其兒名の圖書をとり用ゆるもの、またこの古例ありとするや、但義成既に島主たるの後、其兒名圖書、其母仍て是を執り用ひ、敢て還さるをもつ

て、義成またこれをいかむごもしかた、しはらく好言をいたして、我子を得るのあいた、姑く是を許せと、我朝其事の母子に關るを以て、強てその意に逆はんことを欲せず、よりて是を許せり、その後彦滿の生るゝに及びて、彦三圖書を還すことなく、また彦滿の圖書を請れしによりて、我朝その理なきを以て是を責む、理屈し語塞り、やむ事なく彦三圖書を館中に持來り、還納をいたさむとして、また我に請て彦滿江戸に生れて、大君に寵あり、彦三を以て例すへからず、公木を増し給せずんはあるへからずといへり、爰に於て朝廷、貴島の意た、公木にある事を察し、其多寡を論せむことを欲せず、特に一時の忍を垂て、彦三彦滿の兩圖書並ひに是を許さしむ、しかもまた禮曹に命して、日後例とする事なからしむ、禮曹よりして其書契を撰していはく、新舊圖書しはらく並に還す事を許す、是一時特施の恩、他日援へきの例にあらず、我國今日其祖宗の訓を棄て、以て貴島の請ひに副ふへけむや、また此書契の中七字を刪り去るといふもの、誠に驚怪せり、初此書契中索むる所の圖書、姑く並に給する事



を許せり、援て定例とすへからざるの語あり、貴島の徐座元來りていふ、書契中索の字給の字援て定例とすへからざるの語、明らかに島主來りて請ふの色あり、執政等これを見は必大に罪を得んと、よりにて索給の二字を除き去りて、援て定例とすへからざるの七字改て、他日援へきの例に非ざるの八字とせり、其語意初に比するに尤きひし、しかも徐座元是を受されり、今是を刪り去りしといひて、其兩圖書を並ひ受るの證とせむ事を計れり、その無實の言辯するに足らざるのみ、我國書契寫して禮曹および本府にあり、今兩所の寫せしを以て考るに、前後書契の文語日星の明らかなるかことし、いかむを誣へけむ、貴島規外の圖書を冒し執るものすくなからず、歲船中、副特送三特隻は調興か船にして、以前菴は玄方か船なり、受職人藤永正等五船五人の死する既に久し、いづれもみな島主これを移し用ひたり、是等の船のとき、若古例を以てせは、みな是を還し收むへし、しかも我朝の寛大を以て、なをよりにて是を許せり、今貴島其特恩をおもふ事なく、漸く非望の請あり、貴島もし古例を引て、

必右京圖書を得むといは、我國亦宜く古例に遵ふて、副特送以下の諸圖書を返しとるへし、たゞに彦滿の圖書を收るのみならずや、  
正徳二年壬辰、公按するに、對馬守胤子彦千代の圖書を請はる、翌三年癸巳、彼國禮曹參議趙道彬をして書を復し、胤子圖書を送りしなり、此年八月、胤子天せられし故、兒名送使の事なし、翌四年甲午、箕原作右衛門をして彦千代圖書を還されたり、是よりさき寶永六年、譯使護送の裁判龍田權兵衛をして此事を請れたりしに、其比交好の事有しによりて、彼國其圖書を求めらるゝの事專別書を備へられずして、是を譯使護行之書内に書し送られし事、儀式に違へりといひて、其事落着なかりし故、其後裁判寺田市郎兵衛をして其回書を請れたりしかは、彼國また別書を求しによりて、此時公再び別書を備へ、専ら此事を請れしなり、禮曹參議趙道彬復せし書左に記す、  
朝鮮國禮曹參議趙道彬、奉復日本國對馬州太守拾遺平公閣下、槎使鼎來、芳絨隨到、憑謁比間與居珍、良用披慰、所示圖書事非常格、先朝特許時、固曰

後勿爲例、則今不當以此藉口有若應行之典、且貴州前所祈請、亦有違於儀式者、故有司牢執不可、而我王殿下曲推寛大之德、命依所請、貴州可以仰體至意、然此亦一時之特恩、非他日之可援例、並宜諒之、別幅依領、薄儀回敬、統希崇亮、不備、癸巳年正月日、

和文

槎使來り芳絨隨ひ至る、示す處圖書の事、元常格に非ず、先朝特に是を許すの時、曾て後是を以て例とする事なかれといふ時は、今此事を以て定式のごとくいふ事あるへからず、且貴州前日はを請ひ求るとき、其事また儀式に違ふもの有、爰を以て有司堅く事を許す事を欲せず、但我王殿下曲て寛大の德を推し、命して請ふ所に依しむ、貴州仰いて此至意を體すへし、然も是亦一時の特恩、他日の例を援くへきものに非ず、宜く並に此意を察すへし、以上、朝鮮通交大紀、  
正徳二年、朝鮮以義真君之例、付圖書于令嗣彦千代君、俾各歲送一船、此兒名送使義倫君義方君二代中絶、至此再始、自是不絶、裁判寺田市郎兵衛方高、其

後至岩丸君、請更平胤公之文字了、本州編修略、  
元和元年乙卯、明の萬曆四十三年、朝鮮光海七年正月初三、公捐館有、兩國和好のこと、公御勞有しといふを以て、彼國萬松院按するに、公は義智をさす、萬松院はその法證なり、圖書を送り、歲一船を約し、その祭奠を助く、後寛永二年乙丑、始て萬松使船を遣られたり、朝鮮通交大紀、  
元和元年正月三日、太守義智公終正寢焉、義智公盡心於兩國之交、故朝鮮追感周旋之勞、而贈萬松院歲遣之銅印、助其祭奠焉、

萬松送使事考

慶長十九年、按するに、年代を誤れり、太守義智公逝去之後、朝鮮王追感其周旋之勤勞、贈萬松院之圖書、而助其祭奠、寛永二年、始遣送使、正官堅室長老、都船主高勢勘解由、二船主小川加賀右衛門、封進平山次兵衛、荷物小田左衛門也、詳在朝鮮記錄也、以上、朝鮮通交大紀、

通航一覽卷之百二十三終



### 通航一覽卷之百二十四

#### 朝鮮國部百

○貿易 和館

慶長十四年己酉三月、朝鮮國交易等の約條ありて、釜山浦に和館を定む、萬治元戊戌年、對馬守義真使を遣して移館の乞ありしか、彼許さず、寛文七丁未年四月、和館燒失の後、更に其事に及び、かつ執政の輩達する旨あるにより、老臣等をしてしはく、これを議せしめ、延寶元癸丑年にいたりて、その事はしめて整ひ、館を草梁の地に定め、同六戊午年、新館遂に成る、即ち草梁館と名づく

慶長十四年己酉、公按するに、公は對馬守義成をさす、僧玄蘇及柳川景直を按するに、景直は智永の幼名なり、朝鮮に遣し、約條を定め、釜山を和館とす、津島記略

#### 釜山和館事考

文祿元年壬辰變後、和好亦成矣、慶長十二年、信使入我而修隣睦焉、慶長十四年、爲回禮使蘇長老柳川豐前智永航于朝鮮、此時以釜山定于和館也、

#### 和館倉屋修葺事例

寛永二十一年甲申、太守義成公治世、遣書於禮曹、告館舍破壞上漏下濕也、於是崇禎十七年、按するに、我正禮曹回簡、約起役於來年也、往復書順付於館守平成倫渡海也、正保三年丙戌八月、義成公贈書於禮曹及東萊釜山、遣經營使平成貫橋成元及大工二十口及役夫五十二口、贈書在輪番洪長老書稿也、

#### 移館事考

和館之設、嘉吉之始、朝鮮待我使館以三浦也、按するの辨前に、壬辰變後、以釜山浦定于一館焉、萬治元年、遣使者唐坊佐左衛門、封進諏訪六左衛門於朝鮮、請移和館於釜山城焉、本州書曰、和館之浦、恒雖維航、風波之難不得避之、以倭館移釜山城爲幸、曾聞義成亦以此報告于貴國、委曲平智友可口述云、此時參判返書曰、倭館之設、今已六十餘年、一朝難移、事係重大、決不可從云、寛文元年、遣使者正官平田隼之尉、封進西山四郎兵衛於朝鮮、請移和館、本州之書曰、前年遣一价之次、以移館之一節、雖然不許可焉、每有風波、難爲維航、常以憂之、故今差遣平成喬、專告此一事也、必望被移和館於釜山城焉、此時參判返書

曰、來示移館一節、決難從副之意、詳覆於貴价之還、而況因盛懇既許改築船滄、則朝廷款厚之義、蓋可見矣、今復執此爲言、何其不諒之甚也云、寛文八年、遣正官吉川次郎兵衛、志賀甚五左衛門、封進岡部孫太夫於朝鮮、請移和館、本州書曰、曩日請移館廳於釜山城、曾詳不允容之情、更罔可強求之理義、爾後勸築缸滄、然屢觸風波、幾成沼渚、難泊歲船、切望隨宜易地、成物之美、土地變換、人物勞費、匪無不思、而無便湊泊、仍差帑价以告此事、敵邦鰲浦亦積年渡口狹隘、最厭災障、必欲相攸改居、顧不妨行李往復、兩國修好之要津也、惟左右恕諒焉、此時參判返書曰、移館之事、斷不可從之意、前已屢及、而今承來示、更申此請、豈貴州猶有所未相悉者耶、釜山乃敵邦之邊鎮、爲移賓館處爾、撤去毋論、在我自處之、如何其於貴州待隣道果何如哉、至更於相別洲隨宜易地云者、亦甚不當、蓋舊館之設所由來已久、今以一事之不便、乃欲移、藉令既移之後、又有不便、則其將又移之耶、頃以泊缸之難、改築缸滄、而日月未久、又言其艱險、則安知新擇之別洲可得以長保無患耶、且鰲浦之地、貴州所理、自彼改築、於我無干、藉此爲言、尤所未

解、若敵邦津梁、或有移易、則貴州亦效我而移之耶、冀諒此意、更勿煩請云、寛文九年己酉、遣正官加城六之進、都船主番平内、封進原田與市兵衛於朝鮮、請移館之事、本州之書曰、且得來教以新擇別洲之批論、蓋夫二儀通塞、海內變化、素自有數、是以館舍相與擇舟行之地、曲需改更、前言鰲浦頭狹小、甚增慘傷、相攸必將轉換、想移此不移彼、則風濤無使、物不兩完云、此時參判返書曰、館宇難移之意、前書既罄意、謂貴州有以備悉、今承來示、又用此爲言、似若未諒此間理勢者、夫既悉而未悉、則甚非相信之道、既悉而猶強、則亦非相敬之義也、深用嘆惜、況海港之地、開闕無恒、隨其變遷、輒有移設、則其移也無已時矣、事若可爲則固無待於一价之使咫尺書、如其不可爲者、雖十輩項背、恐徒苦遠涉也云、寛文十一年辛亥春二月、遣正官津江兵庫、副官西山常西堂、都船主寺田案右衛門、封進好見格右衛門於朝鮮、請移館之事、本州書曰、所告移館之一舉、只緣三不祥也、蓋夫通信渡港、海角乖戾、津泊不恒、館宇卑僻、天障交責居常、改築船滄、縱令雖相千萬、風濤侵尋、狹闊多變、是即以艱險治不治、偏所以不免維舶之憂、而



永不可以爲兩國交構之要地也、素所可移而未移之、實所可易而未易之、此其一也、況今殊方慕日本超渤海、四序共輻輳、以之蠻船漂蕩者、昔日少而近歲益多、是故二十有年前、欽奉嚴命以來、屢轉達執送之事也、而蠻種之輩、中間頗編置、義方不可拘留、此其二也、加之僞船妖孽、兩國患難所罹、前非不追、後非可制、原邊災之興也、大都自西南、此其三也、將擇善處之、避凶守之者、敵州之司職、而全不可無之也、即以不得已之事、作不得已之請、我豈敢輕容易發此言哉、深有所慮、而言之、悉諒焉、從前之精誠、專移易館舍於海之以南也云、此時參判之返書無許容之事、又有不當之語、因是兵庫切請接待、接慰官謂例外也不許矣、於是一行之使者直至于東萊府、議論曲折、不敢歸乎和館也、涉秋至冬、十二月三日正官兵庫俄得老病斃矣、副官常西堂、都船主寺田案右衛門猶持使節而不歸矣、其間接慰官再三交代、終送舊歲迎新年也、其後本州傳命曰、別遣使者可爲其請、爾等可歸云、仍不受回書、寬文十二年六月、使者還歸矣、前年六月遣正官仁位孫右衛門、封進一宮孫十郎於朝鮮、洵請移館、且告前使渡海之後、杳無音問、

如何未審云、前使兵庫死後、副官都般主不受回書歸矣、後使孫右衛門亦不受回簡歸矣、寬文十二年壬子秋九月、遣正官杉村采女、副官古川太次兵衛、都般主梯三左衛門、封進諏訪左助於朝鮮、請移館之事、本州書曰、累年所請移館之一節、終不賜允容、還忘煩瀆、頻々諭之、前言不得已之事、而不得止之請也、謂覆載之間、變化有數、移邑易地、古今之常道、貴國深慮、堅辭難之、而未詳斬固之意、恐似薄誠信、夫踏水火者求免於人也、濡足焦火救之不辭、若是何哉、精誠之至也、今此憂之難避、同蹈水火、既有可救之道、而終莫之救也、且以隣睦之誼耶、不佞司事於兩國之際、唯有齊整通津專全交義而已、故以開東都、移罇浦渡於佐須奈浦、而嶄鑿大船越、直開舟程之要路、會雖非貴國所干、通信之外無他、願佐浦與釜山、地方乖戾、舟行回轉、往復多難、今既移館於南紀、則涉渡得便、唇齒尋盟、永共得無窮之幸云、此時參判返書曰、移館事閱歲往復、留難到今者、初非薄於誠信、而蓋緣於理勢之使然、洛江以西、雖尺寸之間、決不可許副、故已悉此意於前後回覆、今不更贅、而願念兩國以信義相交殆百年、貴州凡有大小陳請、而朝

廷曲賜許施者屢矣、其所以眷念顧庇者至矣、今於此事、貴州之力請、來价之懇訴、愈往愈切、則豈無隨便變通之道乎、多太浦、牧場、草梁項等三處、亦在舊館之南、下碇皆便好、故試令來价看審自擇、其中草梁地勢最優、從其所願、以爲移設之所、即以此意分付邊臣、而第本道連值凶歉、民方饑饉、此時始役、勢所不能、已與來价商議、姑待來秋云、於是定和館於草梁項焉、詳在移館記錄、

一萬治元年戊戌差使 正官唐坊佐左衛門、封進諏訪六左衛門○一寬文元年辛丑差使 正官平田隼之尉、封進西山四郎兵衛○一寬文八年戊申差使 正官吉川次郎兵衛、都船主志賀甚五左衛門、封進岡部孫太夫○一寬文九年己酉差使 正官加城六之進、都船主番平內、封進原田與市兵衛○一寬文十一年辛亥差使 正官津江兵庫、副官西山常西堂、都主船寺田案右衛門、封進好見格右衛門、通事杉原權右衛門、長曾根久兵衛、加勢五右衛門○一寬文十二年壬子差使 正官松村采女、副官古川太次兵衛、都船主梯三左衛門、封進諏訪佐助、先門使番柳左衛門、儒者陶山玄育、醫師高島甫安、通事脇田三郎右衛門、

大庭彌次兵衛○一延寶二年甲寅使者 謝移館允容、且述經營、正官杉村三郎左衛門、都船主波多野新助、封進岡部孫助○一延寶三年乙卯和館經營使 正官佐治空左衛門、都船主阿比留彌三兵衛、封進森戶彌五兵衛○一延寶六年戊午新館落成謝使 正官杉村伊織、都船主平田三左衛門、封進加納幸之助

草梁和館事考

寬文十二年壬子秋九月、遣正官杉村采女、副官古川太次兵衛於朝鮮、請移館焉、翌年癸丑秋、朝鮮漸允容、而定于和館於草梁之地焉、延寶三年乙卯春二月、遣經營使正官佐治空左衛門成爲、都船主阿比留彌三兵衛藤清益、封進森戶彌五兵衛、及工匠役夫五百人於朝鮮、輕營使與東萊釜山兩令公相議、經之營之、延寶六年戊午、館舍落成矣、按するに、對馬國記、天簡條中に、倭館の廣さ北南百間餘、西東五十間程とあり、對藩政事問答、寶永七年巡檢使に答へしは、和館間數東西四百間程、南北二百五十間程と載せられたれは、前後符合せず、また異本朝鮮物語に、日本館の廣さ五百間に三百間程の屋敷とあれば、前は宅地をいひ、後には館邸の惣敷をわけしものにて、初移于草梁項焉、蓋館地之新設、役力鉅費、經四年初成矣、曾觀朝鮮之役簿、新館之造營、都計役力費二十萬人之功云、夫役容易可



起乎、善隣爲館地、費人功者至而重矣、我州惕然不感乎心也乎、慎而可思者也、

元祿十一年、使館守唐坊新五郎以告僉官屋修葺之事於東萊府使、轉達漢城、而有允容之言矣、訓導朴僉知告館守曰、館舍修葺之事、待來年而須有修築、按するに、下文に連年凶年により、歲遣船の渡海を停めんことを請ふの事あり、今嚴断して下公私貿易并來請物の條に出す、同十三年、遣經營使小田平左衛門、原田武左衛門、詳在僉官屋修葺記録也、以上、韓錄、

元和四年戊午、明の萬曆四十六年、釜山館造營成れり、  
寬永五年戊辰、釜山館修補の事あり、正保三年丙戌八月、修治使を遣りて釜館を修補せしむ、第廿四代天龍院公諱義眞從四位侍從對馬守と稱し、時、萬治元年戊戌、後西院御宇、清の順治十五年、朝鮮顯仁王九年、公移館の請あり、彼國甚此事を難んせり、此時移館の事公津江兵庫成太をして又此事を請れしに、彼れ肯ふことなかりし故、寬文十一年辛亥八月、兵庫其副官僧玄常等と同しく、直に彼か東萊府に至り、此事を訴たり、爰に於て翌壬子年、問慰譯金同知鄭判事か來る、禮曹參議金益昊をして

書を我州にいたし是を告たり、其書左に記す、

朝鮮國禮曹參議金益昊、奉書日本國對馬州太守平公閣下、緬惟炎序、興居迺吉、慰係無已、惟我兩國相驩、今將百年、繫惟貴州接近我南服、其所以輸納誠款、交致兩國之情好者、終始罔懈、朝廷之寵嘉貴州、視以一家、良以此也、使价之交於兩間、而苟或有蔑禮敬犯科禁者、則尤宜胥告戒嚴警責以備來計也、正官平成太等之按するに、平成太は、津江兵庫なり、來使也、朝廷處分已定、而不顧事理之如何、唯事強聒亦已不可、乃不受書不歸報、以去年八月廿三日突出館門、毆打防護軍卒、直抵萊府、此豈非大可駭者乎、闌出之禁、著在約條、不翅若金石、而盜意違越、乃至於此、即令嚴訶斥退、法例當然、而朝廷爲念平日之和好、特推寬大之德意、使邊臣從容誨諭、而成太等終不思悔改、乃至成太之身死、副官等猶復一向延拖、無意還館、已至閱歲之久矣、使所請之事而可從也、則埃命釜館、自可得請、如其不可從、則雖久留萊府、斷無強從之理、適以反害於使事、來差之欲以是爲強迫之計者、誠可惡也、其種種作橫、難一二計、至若受朝命、任價接之官、體面自別、而乃敢逼勤侮辱、無所顧忌、實是前未

有之變、且縱其從人、攬越於他邑之境、此尤其放肆之甚者也、夫蔑禮犯禁、有國之所同惡、使我國人差往貴國、而若此之爲、則朝廷必將繩之以三尺、罔或假貸、貴國亦豈有所曲護來差、而任其橫盜乎、茲憑象官以布、唯冀一以法治之、使約誓益堅、而誠信無替焉、不腆別幅侑緘、並希莞領、不宣、壬子年六月日

和文

おもふに兩國驩を交ゆるもの今まさに百年ならんとす、貴州我が南邊に近く、其誠を至し、兩國の好みを通する事久しくして懈る事なし、朝廷の貴州を寵し、視て一家のごとくするもの、これをもつてなり、其使价の來る、苟も禮敬を蔑にし、科禁を犯す事あるときは、宜しく嚴にこれを戒め、後來を警しむべきものなり、正官平成太等か來り使用する、其事朝廷の處置既に定りて、彼れ其事理のいかんといふを顧みる事なく、強て訴て止む事なし、是既に不可なり、且其答書をうくる事なく、また歸りて命を報せず、去年八月廿三日を以て館門より突出し、軍卒を打倒し、直に萊府に抵る、これ誠に大に駭くべきものなり、闌出の禁、著しく約條にあるもの、

た、に金石の如くなるのみならずして、彼れ法を犯して爰に到る、宜しく嚴に責めこれを退そくへくして、朝廷その平日の和好をおもふかゆるに、特に寬大の德意を推して、邊臣をして緩かに是に誨へ諭さしむ、成太等ついでこれを改る事を思はず、また成太か病死するに至て、副官等なほ一向に延引し、館に還るに心なし、今既に歳を越るの久しきに到れり、其詰ふ處の事をして從ふへからしめば、命を釜館に待とも、其詰ふ所を得へし、其したかふへからざるに到ては、其久しく萊府に留るさいふとも、決して強くしたかふの理なくして、却て其使事に害たる事あらん、今來使のこれをもつて強て我に迫り、其事をなさむとするもの、誠に惡むへし、接慰の職に至ては、朝廷の命する所にして、其體面至て重し、かれまた敢てこれに逼り、侮り辱しめ、顧み忌む所なし、これ實に前未だ非ざる所の變也、且其從人を縱にして、他邑の境を犯越せしむ、是尤其放肆の甚た敷ものなり、其他に至て未だ一二に計り難し、夫禮を蔑にし禁を犯すは、國をたもつのおなししく惡む處なり、我國人をして貴國に使



せしめて、若かくのこころするあらしめは、朝廷か  
ならずこれを正すに法をもつてし、少しくもこれ  
をゆるす事なからむ、貴國また曲て來使の過を護  
し、其志なるに任すへけんや、爰に譯使によりて以  
て此意を布く、願くは専ら法を以てこれを治めて、  
其約誓をして益堅く、誠信をして替る事なからし  
めは幸甚、

延寶元年癸丑、法皇自注、御、朝鮮敬仁王十四年  
にいたり、移館の事始て成れり、時に禮曹參判李殷  
相、我州に復せし書あり、左に記せり、

朝鮮國禮曹參判李殷相、奉復日本國對馬州太守平  
公閣下、便中獲奉華緘、仍審啓居珍誌、良慰良慰、移  
館事閱歲往復留難到今者、初非薄於誠信、而蓋由於  
理勢之使然、洛江以西、雖尺寸之間、決不可許副、故  
已悉此意於前後回覆、今不必更贅、而顧念兩國以信  
義相交、殆將百年、貴州凡有大小陳請、而朝廷之曲  
賜許施者屢矣、其所以眷念顧庇者至矣、今於茲事貴  
州之力請、來价之懇訴、愈往愈切、則豈無隨便變通  
之道乎、多太浦、牧場、草梁項等三處、亦在舊館之南、  
設館下碇、且皆便好、故試令來价看審自擇、則其中

草梁地勢最優、從其所願、以爲移設之所、即以此意  
分付邊臣、而第本道連值凶歉、民方饑饉、此時始役  
勢所不能、已與來价商議、姑待來秋如許、曲折來价  
想口申、夫館字之移設、事非容易、而朝廷之曲軫而  
勉副者、實出於垂恕之德意、惟願貴州之深體而克念  
焉、懇誠信執禮敬、謹要約戒飭行李、以爲永久無替  
之圖、豈不休美也哉、別紙嘉貺、謹啓收了、不腆菲  
儀、略表回敬、崇亮不宣、癸丑年十月日

和文

移館の事、累年往復、いまに至てこれをかたんする  
ものは、其誠信に薄きに非ず、理勢のしからしむる  
によりてなり、洛江以西、尺寸の間といへども、決  
して許すへからず、此意前後の回復に盡せり、今か  
ならずしも更に及さず、但思ふ兩國信義をもつて  
相交るもの、既に百年に近し、凡大小の事、貴州請ふ  
處ある時は、朝廷曲て許す事をたまふもの多し、貴  
州の爲にする厚しといひつへし、今この事に於て、  
貴州之懇に訴るもの久しくして、彌到る時は其便  
にしたかひ、變通するの道なかるへけんや、多太浦  
牧場、草梁項の三所、皆舊館の南にあり、館を設け碇

を下す、ならひに便好なり、來使をしてこれを選は  
しむる時は、其中草梁項地勢もつとも宜し、依て其  
願ふ所にしたかひ、館をうつすの處とせり、且この  
意をもつて邊臣に令して、但本道しきりに凶年に  
値ひ、民饑饉に苦しむを以て、しはらく來秋を待て  
役を始むへし、此曲折來价能くこれを口陳せん、此  
事容易になすへきに非ずして、朝廷の其曲て勉め  
従ふもの、これ貴州の深く此意を體すへき處也、宜  
しく誠信を務めて上に事へまつるの禮を盡し、約  
條を守り、且使人を戒めて敢て肆にする事なから  
しめ、以て永久替る事なきを保つへきのみ、

延寶六年戊午、法皇御宇、朝鮮元孝王四年、草梁館  
終に落成せり、此間前後二十一年を経たりしなり、  
按するに、萬治元年移館の請ありしより、延寶六  
年落成にいたるまで、まさに二十一年なり、

第廿六代大衍院公諱は義方、從四位侍從對馬守と  
稱し、時、當上自注、御、御宇、元祿十三年庚辰、清の

康熙三十九年、朝鮮元孝王廿六年、此年十月、草梁  
館修補の事始り、同十四年辛巳の夏に成れり、以上、  
朝鮮通交大紀、

寛文七丁未年六月七日、今朝久世大和守宅按す  
るに、

老中久世廣宗對馬守家來杉村采女、寺田市郎兵衛、大  
浦權右衛門招之、以口上申渡趣、  
從對州鰐浦朝鮮國釜山浦着船之處、去頃出火家屋  
敷數多焼失、按するに、この事  
今考へたし、彼舟着場所、雖渡海之便  
惡、家宅引移他所段、太儀付而、令猶豫、然處今度之  
火事、按するに、この  
事下に見ゆ、幸南之方寄之、渡海之煩無之様  
仕度候旨、注覺書差上之、各令披見遂相談訖、然は  
祇今得上意之上、若相違有之而は如何に候間、先朝  
鮮の旨趣申越之、無異事於相調は、注繪圖重而可伺  
之、其節得上意可遣奉書旨云々、御日記、

寛文七年四月四日夜、朝鮮和館不殘焼失、同十一年  
義真君爲館更使、被遣家老津江兵庫成太子朝鮮、即  
到東萊、請以釜山和館替草梁之地、朝鮮不許之、兵  
庫於彼地死、於是被遣仁位孫右衛門、同十二年就朝  
鮮館更之義、家老松村采女渡海到朝鮮、即館更成、  
延寶二甲寅年二月三日、和館焼亡、按するに、この焼失  
は、舊地の和館をさ  
すなる、同年十一月、朝鮮和館地受取、被遣家老松村  
三郎左衛門于朝鮮、同年朝鮮新和館普請始、同五年、  
朝鮮草梁新館人數廿人被差渡、内八人士、十二人野  
人也、以前者十二人宛也、御扶持廿人被下、以前者



一代官馬廻、二代官大小姓也、此度二代官自注、百廿五、小川加賀右衛門、二代官幾度伊右衛門、五十石、三代官者大小姓也、同八年朝鮮和館地際木立了、當時館守内山郷左衛門、横目頭波多新七檢校之、以上、本州編録壬子、倭人稱船舶不便、請移館宇、朝廷不許、島按、島の下恐らくは曾の字、差平成太來聒欄出至萊府、成太死、を脱せしなるへし、而其徒閔歲不還、又縱其徒攙越他邑之境、移書島會責令重治、方策新編、載日製要政、按するに、壬子は我寛文十二年也、金益吳の書によるに、前年の事なれども、多年にわたるをもて、壬子年に係じしものなるへし、また按するに、異本朝鮮物語に、和館内外の諸事を記載す、その年代詳ならずはすへて、下に附す、

朝鮮の日本館の儀、秀吉公朝鮮陣以前には、釜山浦、蔚山、熊川以上三箇所には日本館有之、日本人數多入込居申、朝鮮日本の兩國互に心安く申合、賣買等の儀は勿論の事に候、朝鮮の申には、朝鮮陣おこり申候少前より、右三箇所の日本館に居申候日本人、追々何となく皆日本へ罷歸り候、朝鮮にて後に考申に、朝鮮陣の催と存候ゆゑ、そろ／＼日本へ歸りたるかど、朝鮮にて各申たるよしに候、段々舊記に相見え申候事、但し朝鮮陣以後は、唯今之通り

釜山浦一箇所計に、日本館御座候事、一釜山の城の上手に又城あり、是も日本城にて、今は明城なり、城内に古き墓も多し相見え申候、朝鮮陣の時分に死たるもの、墓にて御座候事、一日本館之儀、古と今とは違ひ申候、古は別の地に有之候、今の所より一里計間有之候、右古きを古館と唱、即釜山の内に候事、

一只今の日本館の地を草梁と申候て、古と今と替り申候儀は、先年筑前の町人伊藤小左衛門、對馬の町人數多申合、朝鮮の朝廷へ申入、役人と談して、日本の武具を大分渡し候て、其段顯れ、何も御仕置に被仰付候、按するに、これ寛文七年の事なり、其以後御沙汰に、日本館の有所惡きゆゑ、箇様の儀出來候間、熊川へ所替仕候様にと、朝鮮へ被仰達候得とも、左様不仕、漸只今の所へ替り申候儀、四十年頃の事に候、按するに、草梁館落成より四十年とあれは、これ享保改元の頃の記なるへし、一釜山浦船着より日本館迄の間、日本の道程一里、尤濱傳ひにて候事、一日本館の廣さ、五百間に三百間程の屋敷にて、其内に小山杯も有之候、右之屋敷を曲輪にして、東の

方に門有、是は常々出入の門なり、北の方にも門有、是は日本人饗應の場所に參る時の門なり、右の北門より饗應場へ間一町程有之候、

一饗應場も百間四方程の屋敷にて、夫に家を段々建たるものなり、按するに、饗應の次第は、下の送使船はしめて渡海の條に詳なり、一饗應場より日本の道半里程往て、拜所と云物有、是も屋敷有之、門二ツ入候て、鴈木を揚り其上に壇有、夫へ朝鮮の敷物杯敷候て、朝鮮王を拜させ申所なり、其拜所より五十間計上樓閣有之、額を打ち有之、其額に殿の字書て御座候、朝鮮王の殿といふ事なり、直に拜する事にて無之、右の額打たる殿を拜し申候事、

一日本館屋敷の内に、日本てらと申て、一ヶ寺有之、名は東向寺と申候、其寺へ對馬よりの出家二人參り居被申候、日本人相果候得は葬禮仕候事、一日本館より日本道一里半程先に、石碑如此なるを建置、日本人是より先へ不參様にと、碑の銘有之候て、日本人是よりは參候儀不相成事、一釜山浦の船着あたりより、石碑有之候所迄の間、其外近邊皆百姓家の事、

一朝鮮國の廣さ、日本の九州に四國を添候程可有之よし申ても、夫より廣く可有之と被存候事、

一釜山の日本館のあたりにも、人形廻しかふき杯の類輕業のもの皆參り申候、秋に至り所務有之時分は、例年在々を勸進に廻り申候、則日本の通りに候、尤人形遣ひ等のものは、日本の様に淨瑠璃ここの儀語り候事、一日本館廻り都て釜山近邊へ、行脚の僧一切廻國報謝とも數多見え候儀、則日本の通に御座候、一東萊にも城有之、都より城番代々參り申候、東萊の城番は文官にて候、城は是も日本城のよしにて候事、一釜山の町は宿にて御座候、町の長さ一里程御座候事、以上、異本朝鮮物語、

一釜山海の濠一里、口に牧の島と云島あり、此島の兩方より出入す、但日本よりは東の口より入るよし、此奥ふさんかいなり、西の口より入は、奥はさすこうと云、同入海の内なり、ふさんかいの濠内一里四方有、前に牧の島ある故、濠の内成程能所なり、四夷八蠻船行記○按するに、この書また年代詳ならず、下同し、



朝鮮に日本よりの船付今迄は釜山海なり、延寶二年に、こもかいへ按するに、こもかいは熊川なり、異本朝鮮物もならず、終に草梁の地と日本よりの望にて加はる、釜山海へは對馬の鰐の浦より四十里と云へども、晴天には朝鮮の山見ゆる程に、纔十八九里計もあらんかとなり、去れども横潮にてのりにくし、釜山海へは西へまはるにより、海程少遠けれども、舟乗よくして舟かゝりもよし、朝鮮の爲にも六ヶ敷事は、右の釜山海の倭館の爲につけ城あり、夫をもこもかいへ引て作事あり、倭館初は一町四方なり、今はひたと廣かり、八町四方ありと云、日本人其内にて商賣して其外へは出す、侍も番も百日替に行、それに町人もつきていで商賣すとなり、可羅木隨筆、

通航一覽卷之百二十四終

通航一覽卷之百二十五

朝鮮國部百一

○貿易 永和館

元和二丙辰年、宗對馬守義成釜山浦和館代官役十人を命し、是より先の事寛永九壬申年、裁判役交替、同十四丁丑年はしめて館守を置く、寛永二十年、正保四年、東萊釜山館官怠慢の事にて、義成より申せ

元和二年丙辰、朝鮮代官半分成十人被仰付、一代官井田左吉、自注、百三十五二代官江口孫兵衛、大小姓如昔、寛永九年壬申、以有田空兵衛智繩爲裁判役、同十四年丁丑、以内野權兵衛爲朝鮮和館守被差渡之、是館守之始也、古送使手本木綿請取之云々、本州編略

裁判事考

裁判之爲事也、兩國交際主管之職、而不可無其人焉者也、匪當盡忠於本國而已、所以著信於善隣也、豈暫勤暫罷之職也乎、在久識其俗久識其情而已、往古者今難考也、壬辰之前、按するに、壬辰は文祿元年なり掌其職者袖谷部按するに、治盛廣其人也、壬辰之後、掌其職者井手彌

久遠識彼情、以誠實可處置者也、

裁判渡海例

贈書於禮曹及東萊釜山、賜目錄於訓導別差首譯也、裁判有田空兵衛智繩有勤勞于兩國、而朝鮮每歲賜米布事、

白米五十石

木綿五同

蓋空兵衛盡心於兩國、朝鮮感其功、而接應之外特賜賞典者也、裁判之職、不可不用心於兩國者也、暫勤暫罷者、何得此賞典乎、空兵衛智繩掌裁判之職、自寛永九年至慶安四年、大凡二十一年也、久在其職、久識其情、盡心於兩間者至矣、禮曹書智繩克體太守之信義、勞動非細、朝廷特賜歲米云、朝鮮國禮曹參議趙緯韓、奉書日本國對馬州太守平公閣下、秋深海上、想惟起居神相、懸遣不置、昨年夏間、貴差藤智繩克體島主信義、勞動非細、朝廷甚嘉之、時有歲米之贈、伊時只令東萊略具此意於措語中、而敝曹未及致書、今聞本差用此爲辭云、情禮然矣、敢茲具告、惟冀左右諒悉、幸甚肅此、不宣、崇禎十一年九月日按するに、崇禎十一年は、我寛永十五年なり館守事考

六左衛門智正其人也、按するに、本州編略略によるに、彌六左衛門この職となりしは、慶長九年なり盛廣往來於善隣、而復約條於古例、而以二十五船爲五十船、按するに、同書によるに、これ智正往來於善隣、而說和復舊好、其功孰優孰劣、然無事之日、議論如易焉、變革之世、議論似難焉、然則智正之功不亦優哉、按するに、舊好に復するの事、詳に修好始末にあり繼其職亦有有田空兵衛智繩、日光之參詣信使持難、太守爲之寒心也、智繩智計百端、竟爲其功也、其後本國求朝鮮王之額字、其事不亦容易矣、智繩超海其事亦成矣、按するに、この獻備物の條に詳なり其餘乞取以甬舩副舩者其功也、繼其職亦有佐護式右衛門成扶、以公木三百同結約、而換作白米一萬二千石也、繼其職亦有寺田市郎兵衛成敏、以公木一百同結約、而換作白米四千石也、俱合白米一萬六千石也、五十年來入送乎我州、而州人皆受其功、永世不可忘之事也、且裁判之爲職也、朝鮮餽給特厚、受恩不亦淺々者也、曾慶安三年即位之時、按するに、これ朝鮮顯仁王をさす顯仁王をさす、裁判有田空兵衛智繩啓聞先太守曰、臣荷朝鮮之恩庇久矣、如今新王即位之日也、願欲超海伸萬世之賀、恩許幸甚々々、太守仍下恩許、使智繩超海效賀禮也、是於禮亦宜當矣、蓋惟裁判之職、以



自有和館之設、曾無主管之人焉、或送使僉官之人領其事也、或代官之人領其事也、寬永十四年丁丑、初置館守、以內野權兵衛任之也、從此館中齊整、法令有主、善隣之應對亦有攸歸也、蓋裁判者雖為兩國調和之職、有事則超海在乎館中焉、無事則不涉于海、不在乎館中焉、常掌兩國之事、而任其職者館守而已、調和之道亦有不可辭者也、

日本國對馬州太守拾遺平義成、奉書朝鮮國禮曹大人閣下、茲改更館守、主幹館事、將成往復、諸凡且煩、徂夏伯州漁船、漂到貴域邊浦、加願備施路費、而遂還鄉矣、乃貴邦悃由、馳啓東武執政、乃既謀時宜審被達上聰、則貴廷盛意於此益見、生第奉宜開稟於該曹之命、今復憑尺牘伸謝辭、夫恭誠信嘉獎之回諭、吾亦歡抃私深、更須照諒、惟望天寒、以時自愛、不宣、

寬永十四年丁丑十一月日 對馬州太守拾遺平義成  
別幅 金小屏風二張 撒畫懸硯二箇 大鐵鉢  
二箇 旅程饌器一擔 桐紋紙一千片 際  
贈東萊府使 別幅各有書  
撒畫瓶一攜 文匣一箇 桐紋紙五百片 際

贈釜山僉使 別幅各有書  
文匣一箇 桐紋紙五百片 重匣一坐 際  
是寬永十四年、初遣館守例如此也、今也館守超海之時、禮曹東萊釜山之外、別贈首譯及訓導別差目錄也、

禮曹返書  
朝鮮國禮曹參議口德法、奉復日本國對馬州太守平公閣下、差船之來、獲承惠音、憑悉問來口對時安穩、慰豁倍百、日前漂船既審日本人、則給糧發還、乃是交際常例、此而為謝則愧矣、改換館守、往來公幹、主管有人、亦足可喜、封進禮物、轉啓收納、別幅略表回敬、敢云禮乎、春日暄妍、所祈益福、統希盛亮、不宣、

崇禎十一年二月日  
別幅 白綿紬伍匹 白苧布伍匹 黑麻布伍匹  
白木綿拾匹 虎皮一張 豹皮一張 人參三觔  
花席一拾張 際  
釜山僉使當職不宜當事考  
釜山僉使當職失事宜、兩間有障礙、寬永二十年、太守義成公遣書於禮曹告其事、請釜山僉使之交代也

書在輪番召長老書稿、

告禮曹及巡察東萊釜山鎮官交代頻數事

正保四年丁亥、太守義成公治世、遣書於禮曹、告禮曹巡察東萊釜山鎮官交代頻數、本州所告事體、前後不周旋、欲知日本之風俗情狀、本職半途交代、則恐非兩國之利也、執職或五年或七年、熟其職諳其事、彼此得宜者也、此書願付於裁判有田李兵衛渡海也、在輪番召長老書稿、以上、韓錄、

一東萊は日本館より三里有之候、釜山浦日本館之諸沙汰仕、日本館に居申候對馬之役人、無據用事にて歸國仕節は、東萊へ參朝鮮役人へ令相對罷歸候事、

一釜山浦之城主は武官にて候、釜山僉使と唱申候、東萊之城主は文官にて候、東萊府使と唱申候、對馬より朝鮮へ使者參候度々、東萊府使釜山僉使何も出合候、對馬之使者とは對馬之格候事、

一釜山浦之濱際に有城、太閤様朝鮮陣之時分に築候、日本城にて、一方は沼一方は田一方は海にて御座候、且城番之儀は交代にて御座候、三年に一度宛都より被參入代にて御座候事、但釜山之城番は武

官にて、釜山を守り候、尤兵船も三艘付居候、殊外大船にて御座候事、異本朝鮮物語、

寶永七庚寅年、巡檢使に答ふへき箇條書中、  
一和館人數御尋之節、上下にかけ大概六百餘人も可有御座候哉、御答被成候様、具に御尋被成候は、左之趣御返答可被遊候、

屋敷中之者支 番頭 鎮守一人 兩國之間用事承、彼國裁配仕候役、之役人申談候役  
判一人 馬廻り八人程 中小姓十一人程 徒士廿五人程 醫師二人 書役僧一人 通詞十人  
役目手代四人 足輕三十人

右之外小人大工船手之者、町人并又者合六百餘り可有御座候、  
一和館に番船被差渡置候哉と御尋被成候は、小早川一艘指渡置、對州船往來之剋、彼地關所に被召置候役人、右之小早に乗警固仕候と申上事、以上、對藩政事問答、

正徳三癸巳年、公馬守義方、對銀兩を朝鮮釜山御通事に賜給し、義田を置き、以て其生活を資しむ、朝鮮通交大紀、  
享保十三戊申年、雨森東五郎書上、



一或裁判へ朴僉知申候は、裁判之儀は、日本人とは申ながら、常に朝鮮より扶助致し被置候故、別て朝鮮之事を大切に被存候筈に候處、其儀無之候て、朝廷方不平に被存候と咄候ゆゑ、裁判に扶助有之と申は、如何様之事に候哉と相尋候得は、年々代官方へ木綿何束宛渡し候事知不被申哉と、笑らひ申たるよしに候、如何様以前は裁判へ請取候處、いつの時分よりの事に候哉、代官方へ請取上之御取務に成、其譯知たるもの無之故に候、又或僉官是も朴僉知に申候は、此已前は僉官毎に禮下程と申事有之候處、只今は別下程計にて禮下程無之候、古例之通可被致事に候と申候へは、朴僉知申候は、夫は了簡違ひにて候、此以前朝鮮人より別下程を致し候へは、其返禮として禮下程といふ事を致し候處、其後相止み、今の引判事に銀を賜候も、禮下程のかはり候と答へ申たる由に候、此外にも只今の僉官中請取候麴米と申もの、以前は無之候處、御送使御借被成候時、何送使之麴米に候と申、代官方へ持來候を、代官方の海東にも麴米と申事無之候へとも、扱は請取まへの物と相聞え候と申掛請取候て、最早

三十年來之常例に成候、是は役人とも能存知請取候へとも、其身の利益に致し置きたる事と相聞え、惣體朝鮮の事は年を歴候に付、古代を取失ひ候事有之段、自然之理に候ゆゑ、朝鮮の事を取扱候人は、随分慥に記し置可申事に候、  
 一朴僉知事、其節朴同知安同知同然に事を成し、御用に立候と申ものにて、譯官中之三傑と申所に、朴同知は日本人こそりて譽有之候、元來朴僉知は譯官中殊之外崇敬いたし候人にて、わかき譯官などは、猥に咄も致し申さぬ人品にて有之たるよしに候、惣體譯官の善惡を見中には、彼國の人を敬ひ憚候人は、行義端直の人と知り、彼國の人親しみ近きは、性質溫柔の人と知り、彼人の向背を以て、其人の高下を定可申事にて、是其大要たるべく候、日本人の議論計にては信用致しかたく候、  
 一館中へ入申候炭薪年中之積立、其分米にて入候様に致し可然候、譯官共内々にて、町人ともへ申談有之、町人其旨申上候所、館中遣用之薪は、毎度水夫共にきらせ可被差渡候處、是は御爲宜しき事に候とて申人も有之候へとも、相定たる年條の御買

米さへ未收致し候朝鮮人に候へは、炭薪の代りに入來候米別條有之まじきとも難申、其上年條御買米の内をもつて炭薪の代と號し、入來候様に有之候ては、畢竟不宜事に候との儀にて、右の沙汰相止候、此儀朝鮮人方より少しも無如在、代の米を入來候に致し候ても、甚た不宜事に候、其譯は、館中にて館守、裁判、送使、僉官、御横目、不時之御使者を始め、只今までは炭薪を快く遣ひ、其餘は留館の者ともへも及候程に有之候處に、上より何程宛と御極被成、炭薪被相渡候時、定て精く其法相立可申候ゆゑ、書付を以申候時は、成程たきたる様に可有之候へとも、取持被行候朝鮮在館之人難儀限もなき事にて可有之候、其上年中渡候炭薪之數、大分之事に候へは、兩御關所之改も手も届申事にて無之、此外にも不了簡と申候ても、加様の不了簡はまた有之まじく候、此儀も眼前の御ためと申所にのみ心付候て、永々御爲不宜と申所に思慮届き不申候ゆゑに候、惣體朝鮮の事は、只今までより利益の事は有之まじく哉と致思慮候は、皆々不宜候、何こそ唯今までの通無別條相續候様にこの存事に御座候、

隣交提議  
 一朝鮮日本館へ對馬より常住入込居候人數、凡五百人程にて候事、  
 一釜山浦日本館之儀にては無之、對馬より參候使者申受馳走等有之候、堂之額に遠柔堂と有之候、是は遠く來るをやすんずるの心なる額と申事に候、  
 異本朝鮮物語、  
 安永元壬辰年、對州交易筋傳達、并探索御用御普請役佐久間甚八書上之内、  
 (采書)朝鮮へ差遣候人數扶持方合力、并諸色入用人數千二十一人、按するに、前文に去丑年願書箇(◎條脫カ)に引合申上とあり、丑年は明和六年なるべし、  
 此入用書面寄附候得は、米二千五十七石餘、銀二百十九貫七百餘と相成申候、右在番相勤候ものへ承り候處、人數七百五十人之由に御座候、右米銀一人當割合相懸候得は、米千五百石餘、銀百九十貫九百餘に相成申候、差引米五百五十七石餘、銀二十八貫八百餘過に御座候、  
 一朝鮮和館は、釜山浦湊海附に、三百間に二百間程之所構有之、濱附日本の方へ向候所門有之、朝鮮の方へ向候門は、表は朝鮮人番を附、内は日本人番を



仕、兩國役人出會之所を、内に有之候を東館、外に有之候を西館と唱、二ヶ所所有之候由、和館之普請も、朝鮮入用にて仕候處、朝鮮人之手際に出來不仕、日本之大工を頼建候由、朝鮮人館は彼國之大工相建、右職人は日本之出家同様之ものに御座候よし、塞門と申、日本人外出仕候場所に限り有之、一里程之道法にて、其邊は百姓耕地原も有之、其外へは罷出候儀不相成、春秋彼岸盆には、古館と申古來之和館へ墓參仕候節、朝鮮人警固仕罷通し、全躰彼國より案を建取押置候様子に相聞え申候、在館役人三ヶ年相詰、上下人數七百人程御座候由、送使は百十日宛、臨時漂民送り等之使者は五十五日宛、右定之日數、水薪其外朝鮮より賄を仕、右日數盡候得は、自分賄に仕候由に御座候、

一朝鮮詰之儀は、馬廻之者二本道具にて、其外人數も相撰、宛行も定之通相渡差遣候由、是は於彼地銘銘贈答之品有之、歸國之上拂物等仕候へは、勝手に罷成候儀に付、諸士相好み候由御座候、近藤某所藏留書延寶八己未年、和館内外の壁書を定め、和館定まりし最初見れども、天和二壬戌年、また彼此約條の榜文を館外

にたつ、正徳元辛卯年十一月、交好の事により、新定約條あり、

口上之覺

一簡印被召寄候節、對馬守家來朝鮮へ差渡候者、於彼地妻子を持、骨肉之交致し候様に、被開召上候との御事に付、女子之交無御座、御返答申上候處、左様に無之證據に可成物持參仕候様にこの御意之旨申開承知仕候、兩國通交の初より、日本朝鮮互制法嚴密に申定、其通に仕來候、兩國爲通交、古來より商賣仕來候參曹仕様、一ヶ月に六度市日相定め、彼國之商人致入館、荷物持來交易仕候、其節も雙方より日附相附、市場より外一人も脇へ、出不申候、仕廻候へは和館に一人も不差置歸簽仕候、魚菜之儀は、門之外に朝毎、彼方より市を立、此方用事相調候、如此申付候子細は、下々猥に入交間敷ため、朝鮮よりも堅制法申付候、和館へ出入の門、雙方より番所建置、日暮候へは内外より門を閉候、彼國の制法にて、急用有之ても、門を開不申候、惣て在館之者門より外へ出し不申、若用事有之て罷出候節は、館守へ申斷、札にて出入仕候、如此兩國より制法正敷仕

候へは、至于今骨肉の交と申儀は曾て無御座候、此方より使者差渡候へは、和館之外に大廳と申出合所御座候て、東萊釜山兩所の地頭へ相定、四度對面仕候、彼國之作法にて、爲馳走東萊より樂人召連參、男女に舞樂申付、若箇様の儀を被召候哉、古來より至于唯今、骨肉の交仕來候は、今更難隔事に候、無形乍風説御沙汰に逢候ては、對馬守迷惑に可存候、諸事朝鮮へ申渡候儀、無私爲證據、前對馬守按するに、代公儀へ申上、輪番の和尙一人宛申請、二年代于今於當地御勤役に御座候、按するに、事は對馬國以所庵輪番の條に詳なり、殊辰長老には兩度迄御下にて御座候、此外當國御勤被成候和尙何方へ成とも御尋被遊、虛説の段御開届被下候様に奉願候、於彼地對馬守方より行規申付候壁書之寫、并彼國之壁書爲寫置候付差上之候、以上、

五月十九日

松村三郎左衛門  
大浦忠左衛門

平田隼人

按するに、この書年代詳ならず、かつつれの許に出せしを知らず、壁書によるに、延寶八年以後の口書なるへし、  
和館壁書

一日本武具の類、異國へ相渡候儀、從公儀御法度之旨、制札にも令書載之間、彌堅可相守事、  
一侍町人下々に不寄、朝鮮人と參會の剋、日本御瑕謹可罷成儀は不及言、惣て不吟味の咄仕間敷事、  
一以前より申付置候法度物差渡候者相顯候は、急度召捕籠舍申付置遂穿鑿、其面々口書爲仕、年寄共方へ申越可受差圖事、  
一法度物可差渡余仕、難通首尾にて被頼候は、荷物請取置、密に館守目付之者兩所の内心次第可申聞、一扁可爲忠人、尤其働の様子により褒美可申付、萬一隱密脇より令露顯は、可行曲事事、  
一法度相背族存知候者は、訴人に出へし、雖爲同類、其科をゆるし、定置候通可令褒美事、  
一盜賊人之事搦置、樣體具可申越候、僉議之上罪科可申付候、在館中之者盜に逢候は、其品を書付、館守方へ急度可遂案内候、於令延引は、穿鑿之上盜人可爲同罪と可申渡事、附此方在江戸之時は、右之趣年寄共方へ申越可受差圖事、  
一在館之面々、房内之差圖有來候住居を替申間敷候、尤不住荒様に可念入、歸國之後は、不損様に役



役へ堅可申付事、

一惣而朝鮮人と音物取遣之儀、定たる書狀は各別、内々の書狀取遣堅令停止候、若不叶用事有之而遣之候は、館守へ遂相談用事可相達候、尤其控并朝鮮人の書狀、館守方へ可留置事、

一判事館へ出入之時、在館之者下々迄禮儀正可仕事、

一往還之船牧島逗留之時、在館之輩一人も不可参事、

一朝鮮人方より諸色請取候剋、可任先例、互非法之相論仕間敷事、

一不時之使者伴人之儀、先例無之非法の儀申掛間敷事、

一在館之面々下々に至迄、行規法度彌堅可相守、主持之下々法度相背候は、主人迄可爲越度事、

一代官之者共從此方如申付置候、商賣無油斷可相勤事、

一市之時、朝鮮人方より請取候代物、又は此方より相渡金銀、并諸色能々可念入候、用事無之者市場へ不立交様にと、役目之者に堅可申付事、

一以前より申出通、館内時分見合人改申付、自然其時節不居合者有之は、遂愈儀書狀相添、國元へ急度可差渡事、

一送使愈官接待之所へ、役目人之外、差圖無之者不立交候様に可申付事、

一往還之船出入之時、改所へ役目の外不可立交、惣而書狀之儀は、横目方より可相達事、

一此方用事之外、私用之狀文箱に入不差渡様に可申付事、

一惣而在館之者就所用所、館より外へ出候節は、意趣之儀館守へ申斷、札にて出入可仕事、

一館中火用心、并夜廻り無緩可申付事、

一自然館内へ付火仕候輩、存知之者於有之は可申出之、縦同類たりといふとも、其科をゆるし褒美可申付事、

一度々如申出候、博奕堅令停止之、若違背之族於有之者、急度年寄共方へ書狀相副可差渡事、

一祝事之外、振廻一切令停止候、尤雖爲祝事、一汁三菜酒二返之外、後段臺三方可爲無用、惣而亂酒仕間敷事、

一横目中へ申付候書付之趣、在館之者共、彌堅相守候様可申付候事、

右之條々堅可相守、若違背之族於有之は、科之從輕重可申付者也、仍壁書如件、

延寶八年庚申九月

朝鮮人壁書 禁制

一、凡宴享時、如有不法之類、則從重科罪事、

一、因公幹入館者、訓導別差外、給牌許入、而私目入館者、一切痛禁爲乎矣、如有犯者、并其守門軍官、一體論罪事、

一館門近處、切勿許女人之往來事、

一毎月六度開市時、別定監官、驗牌許入、諸商賣而訓導別差、領率整座于市廳、交易以退爲乎矣、如有散入各房者、一罪論斷事、

一凡開市時、誼諱失禮者、從輕重論罪、

一日本之人、如或有標木外溢出之弊、則須即來告以爲各別處置之地事、

康熙十五年四月日 日韓提要○按するに、康熙十五年は、我延寶四年なり、また按するに、日

觀要政によるに、是より先開市等によるに、私事難雜ありしに、この事に及ひしなるへし、その書参考のため附記す、

壬辰倭館開市、或有私就各房者、本府嚴遵舊例、代官倭發怒、卒九十餘人、擱出館門、直抵萊府、貽書島主、責令查治犯人、癸卯館倭一人擱出、小通詞金據達理禁、責倭拔劍擊殺之、移書島會、責令償命、方東新編載日觀要政○按するに、壬辰は、我承應元年癸卯は、寛文三年なり、

天和二年壬戌、信使上上官朴同知等をして、館門制札の事を書し示さしむ、

一當初設館、蓋爲互市、亦出於誠信接待之意、而若無設禁限制之事、則其流之弊、終必濫雜、故講定約條、擊如金石、且立禁標、使不踰越矣、歲久年深、漸至墜廢、其間小小犯禁、不足枚舉、而至於闌出作孽多有可駭之事、此則想貴州必不得一一聞知、如之豈無申飭禁戢舉耶、數年前金知事渡海之時、以七件事申明停當矣、厥後往來之人、少無忌憚、此但貽弊於我國、其在貴州亦非守法主和之道、自今以後、列書七條、嚴立制札、使館中之人惕念遵守不敢踰越、而如是而猶有如前橫恣之弊、則自東萊府直通於貴州、以爲處置之地、宜書矣、



右信使書し示すの事にて、公老臣をして約條を  
書し送らしめて、彼再ひ其書稿を照して書し送ら  
しむ、

嚴立制札、申明約條事、係是兩國應行之事、在前本  
州非不嚴飾、而館中之人、不能人々皆善、間有違越  
禁令之舉云、今後則當依示爲之、而貴國亦須嚴飭、  
俾無接待間失當越鬧之弊爲宜矣、

右三使書し示すの事、頗る妨る所あるにより、老臣  
平眞幸等をして約條を書し、上上官をして三使に  
出さしむ、

嚴立制札、申明約條事、係是兩國應行之事、敵州初  
非不嚴飭、而館中之人、不能人々皆善、是以不得無  
侵禁令、自今而後、當一依示、然則貴國亦要須嚴飭、  
壬戌孟冬下泮

和文

制札を立、約條を申へ明らむるの事、誠に兩國施行  
すへきの事なり、敵州是を令するもの、心を用ひ  
ざるに非ずして、但在館の人盡く良善なる事あた  
はず、爰を以て禁令を侵に至るのみ、今より後専ら  
示に依て施行すへし、貴國に在て亦宜く嚴しく其

制度をいたさるへし、  
同三年癸亥四月、榜文を草梁館に立られしなり、榜  
文に云、

一禁標定界外、母論大小事、闌出犯越者論以一罪事、  
一路浮稅現捉之後、與者受者、同施一罪事、  
一開市時、各房密相買賣者、彼各施一罪事、  
一五日雜物入給之時、邑吏庫子小通事等、和人切勿  
扶曳毆打事、

一彼此犯罪人、俱於館門外施刑事、  
一在館諸人、若辨諸用、告事館司、直持通札、可爲往  
來者也、各條制札書立館中、以此爲明監者也、  
此年平田齋をして講定の文字を持し去しむ、東萊  
府使條答あり、

一魚菜諸物、每朝開市、自是常例、當另加申飭、  
一來船告報、漂船護送、當依所示並加申飭、  
一館中炭薪當申飭該掌、俾無闕乏之弊、  
一門直人數之加定、此は無前之例、有難制設、而想  
其事勢、必有不獲已者、當量宜增數、以上、朝鮮通交  
天和三年、於朝鮮草梁地被立制札、平田所左衛門成  
高、按するに、前に平田齋あり、番柳左衛門奉行之了、本  
更名にて異なるにや、

州編略略

和館制札

一禁標定界外母論大小事、闌出犯越者論以一罪事、  
一路浮稅現捉之後、與者受者、同施一罪事、  
一開市時、潛入各房、密相買賣者、彼此各施一罪  
事、

一五日雜物入給之時、色吏庫子小通事等、和人切勿  
杖曳毆打事、

一彼此犯罪之人、俱於館門外、施罪事、  
右在館諸人若辨諸用、告事館司、直持通札、以  
於訓導別差處、可爲往來者也、

各條制札書立館中、以爲明鑑者也、  
按するに、この書年月を記されども、朝鮮通交大紀等によるに、  
天和三年の制札なるへし、されども大同小異なれば姑らく兩存す、

館中定式

- 一 僉官渡海之時、萬戶判事乘船出迎事、
- 一 館直門直事、館直供僉官舍掃除者、  
門直供館中之通用者、
- 一 毎日魚菜朝市事、
- 一 炭薪毎日館中入送事、
- 一 告報日本船來事、以上韓錄、
- 寶永七庚寅年、巡檢使に答ふへき箇條書中、

一和館より都迄、道法何程有之候哉と御尋之御返  
答、大體十二三日にも參候由承候、乍然細に不  
存子細は、役切に渡海仕候ても、倭館より外へ出申  
儀堅法度にて、若不叶用事候て、近所へ參候節は、  
用事之品館守へ申達、札にて罷出程之事故、委細之  
儀は不存旨、御返答可申上事、

一和館に朝鮮人男女どもに入交居候哉と御尋之御  
返答、  
商賣之市日、一ヶ月六度宛相極居、商人入館仕、晝之  
内罷歸候、夜に入候得は門を、内には日本人より  
錠をおろし、外は朝鮮人方より錠をおろし、雙方よ  
り番人を付置、折々館内之人改を仕、館内に朝鮮人  
一人も召置不申、館外へ日本人出不申様に、行規を  
嚴敷被申付候、女の儀は、晝夜共に一切入館不仕候  
と、御返答可申上候事、對藩政事問答、

享保十三戊申年、雨森東五郎書上、  
一館内へ朝鮮人盜に入候時、急度死罪に被仰付候  
様に、毎度館守より任譯へ申渡し候ても、其通に  
不被取行、落着いひしらけに成候事有之候、元來盜  
にも輕重有之候處、其差別無之、是非死罪に被行候



様にと申候へは、此方の無理にて御座候、交好之も  
 の彼方にて被致死罪候へとも、此方にては永々流  
 罪被仰付候同前之事にて、國々の法式有之事に候  
 故、向後盜を捕候は、繩下に致し譯官に被相渡、  
 盜之輕重に應し、彼國々法之通被致處置候様にと、  
 館守より可被申事に御座候、朝鮮國之内にて盜致  
 し候者は、其罪を糺し、館内にて致し候ものは差許  
 候と申事は決て無之事にて、萬一譯官共方にて、私  
 を致し可申は難計候へ共、東萊以上之人の耳に入  
 候ては、其儘には可被差置哉との氣遣はかつて無  
 之事にて候、

一撤供撤市いたし候へは、對州之人嬰兒之乳を絶  
 候ことくに候と、彼國之人常に申事にて、此方に  
 いたてを中て候第一之上策と存居候、小川亦三郎  
 館守之時、銀トと朝鮮人を殺し、中川に沈め置候  
 を、朝鮮人とも右之死骸を取出し候段、東萊に相  
 聞、若も其相手を日本へ出し不申候は、撤供撤市  
 いたし候様にと被申付候、傳令別差吳判事致懷中  
 居之由申候、其節訓州より不申内に、館内より右之  
 科人之事申出候者有之、早速館守へ召捕候故、右之

傳令を出候にも不及候き、此以後とても、御國より  
 不埒なる儀被仰掛候歟、又は不埒成被成方有之、成  
 程御商賣之間に成候事も可有之候へとも、可被仰  
 立事を被仰立候時、無體に撤供撤市可致様無之候、  
 日本人之儀、御商を性命之如く第一切要にいたし  
 候と申事能々存居候故、間には譯官とも計策にて、  
 開市をしふらせ候て見せ候事、若も有之候とも、左  
 様の節は、前にも申候通、其筋を分け事之大小輕重  
 を勘辨し、彌開市に相碍候事に候哉否と申了簡肝  
 要之事に候、交隣提議、

一日本館に參り居申者共、諸用通達之儀、朝鮮の方  
 と申合市を立て、用物を求候事、異本朝鮮物語、  
 商賣もの和館には、門前に立魚菜等商賣す、和館に  
 持來りて商賣の運上荒物は十分一、唐貨は段子一  
 本に銀十匁、色紬一本に十匁、無紋縮緬一端に三  
 匁、紋綾一端に三匁、兔羅面一反に一匁、毛氈一枚  
 に一匁五分、人參百斤に十斤なり、韓事品類、  
 正徳元年辛卯、交好の事、新に約條を定められしな  
 り、是を左に記す、

新定約條

一馬州之人出往草梁館外、強奸女人者、依律文論以  
 一罪事、  
 一誘引女人、和奸者及強奸未成者、永遠流竄事、  
 一女人潛入館中、而不爲執送、因爲奸通者、亦用次  
 律事、

辛卯十一月日朝鮮通交大紀、

享保十三戊申年、雨森東五郎書上、

一朝鮮人之嫌ひ申事を構ひ不申、日本人之不埒を  
 不相改候ては、落着日本人之難儀に成候事有之候、  
 ケ様の儀も心得居可申事に候、彼方よりは交奸の  
 儀深く被禁候所、館内之者其法を守り不申候に付、  
 最初館近邊に有之候百姓家を、悉く取拂ひ一ツ屋  
 に遷し、そののち呼崎之石垣不堅固候所より、女を  
 呼入候段相知れ、彼方より石垣を築可申とて、倭主  
 稅館守之時、人夫多勢にて石を運び候所、折節參判  
 使在留之時にて、無用に致し候様にと下知有之候  
 に付、呼崎の石垣を築候事は相止め、遙に引取、上  
 方に石垣を以築、坂の下に新門を立候より、館内へ  
 朝鮮人入來候事不自由に成り、其後泉源七交奸之  
 事有之候より、坂下之百姓家悉く取拂ひ、館内手番

には不宣事のみ候、惣體一時之勝を主とし、後來  
 を不慮候は日本人の風儀、當時は穩便に致し置、後  
 來之勝を取候は朝鮮之深計にて候、智惠之優劣無  
 是非事に候、兼々交奸之禁を嚴密に被成候は、百  
 姓家を取拂候事無之筈に候へとも、左無之候故、今  
 にては館所人倫絶たる所に有之、館中衰微之一端  
 と成たるにて候、

一深見彈右衛門館守之時、朝鮮の女三人、館内にか  
 こひ置候段相知れ、東萊より催促有之候に付、不得  
 已竊に館内を出し候時、館外にて捕、拷問之上斬罪  
 に行ひ、其相手を被出候様にと名指し致し、督責嚴  
 急に候處、館守より色々申はつし、其内に年月も  
 立候て、終に相手不被差出、事相濟申候、其節右館  
 守之任形を宜しき處置に候と、國中申たる事に候、  
 寶永五年、崔同知渡海驛官に被致候、泉源七と申  
 もの致交奸候て、刑法に可被行との儀、禮曹より書  
 翰持渡申上候處、已に彈右衛門時之譯も有之事に  
 候間、譯官ともをはしかり或はさとし、無何事相濟  
 候様に被成可然と、申筋多く有之候へとも、御評議  
 被成候は、兼て御開被成候所、朝鮮より御國をうら



み被居候事數ヶ條有之、其内に第一交奸の相手出  
し不被成候事、第二は新館造營の事にて候、重て信  
使有之節、江戸表にて直訴被致可然と議論相極居  
候故、若も西方の人之使に被罷渡候て、御國之御難  
儀可被成候と、朴僉知申したる事に候、左無之候て  
も、義理を以申候、時御隣交の間、彼國にて深く被  
禁候事は、此方之ものにも其法犯し不申様にと可  
被仰付事にて、上の仰を守不申、其法を犯し候もの  
は、彼國同罪に不被行候とも、相當之刑罪無之候て  
不叶筈に候事に候ゆゑ、右源七儀、彼國へ差渡、對  
決之上其罪分明に候て、流罪に可被仰付との旨、書  
付をもつて譯官へ被仰渡、翰は御書請取被成さる  
方可然候と御評議相極、其通に被成候處、源七儀故  
有之、對決は無之候へとも、歸國之後、一門中より  
田舎へ下し候様にと被仰付候、其後正徳年三使被  
罷渡、御同道被成候に付、若は交奸之事被申出候事  
も可有之哉との儀に付、交奸之記録をも御持せ被  
成候處、江戸表辭見の節に成候時、右交奸の儀果し  
て被申出、此儀彌罪に可被行との御返答無之候て、  
辭見にも不被出、公儀へ直訴可致との事、上上官を

以被申候へとも、兼て其處置被成置候事にて、公儀  
へも内意被仰上置候事に候、故御返答被成候は、右  
交奸之科人、先年崔同知へ書付を以て申渡候通、  
永永流罪に可申付候、同罪に可申付との御返答は  
不被成候、此儀公儀へ直訴被成候ても、同罪とは不  
被仰出事にて、日本國大度に御渡候三使、ヶ様之微  
事、公儀へ及直訴候段不可致事とは存候へとも、此  
方より御留候ては、對州のものをして候私心に  
候哉との御疑可有之候故、御勸申候にては無之候  
へとも、其段は御勝手次第に被成、此方より御取次  
申様に成とも、又は御馳走方へ御頼被成候とも可  
被成候と御返答被成候故、押て直訴被致候事も難  
成、夫より打渡落着、永々流罪之約束相究、委細は  
信使記録に有之候、其節通詞之内より一人申候は、  
先年泉源七朝鮮へ被差渡候事、是程に無之候ても  
相濟申事に候を、重き御取扱に候は、朝鮮之事情う  
とく被成御座候故に候と存候處に、只今に成存候  
へは、其節左様に被成不被置候ては、此度ひしと動  
き申さぬ様に罷成候故、今日に至り奉感心候と申  
たるもの有之候、是も時勢を辨へ不申、いつとて

通航一覽卷之百二十六

朝鮮國部百二一

○貿易 公私貿易并 求請物

慶長十六辛亥年、宗對馬守義智、先に己酉慶長十約條の  
後、ことしはしめて送使船を渡す、是より毎歲渡海交  
賀あり、この頃義智朝上京等の事を乞ひて、禮曹の輩と  
しはく書の往復あれとも、かれ終に許さず

慶長十六年辛亥、始遣第一船、正官内野勘左衛門平  
智直、都船主小田庄右衛門平調近、封進石田伊兵衛  
藤智清、從是二十船次第渡海不絶矣、

歲遣船數

- 第一船一隻 假還再渡一隻 水木船一隻 假還再渡一隻
- 第二船至第十七船各一隻 ○一特送使一號船一隻 假還再渡一隻 二號船一隻 假還再渡一隻
- 水木船一隻 ○二特送使一號船一隻 假還再渡一隻 二號船一隻 假還再渡一隻 水木船一隻 ○三特送使一號船一隻 假還再渡一隻 二號船一隻 假還再渡一隻 水木船一隻 ○以前送使一隻 假還再渡一隻 ○義真公送使船一隻 假還再渡一隻 ○萬

も押付置候へは相濟候とのみそんし候ゆゑの事にて、今以得と落着不申候、人は心服無之事に候、とかく義理を正し不申、押付置候て相濟候と存候は、後來の害を招き可申事に候、交隣提議、

通航一覽卷之百二十五終



松送使船一隻 假還再渡一隻 水木船一隻○副特  
送使一號船一隻 假還再渡一隻 二號船一隻 假  
還再渡一隻 水木船一隻 該船數四十七隻

書簡吹噓贈遺定規

第一船 本書一本黑塗箱袋入渡時、別幅一本吹噓  
一本再渡時○水木船 吹噓一本渡時、同一本再渡  
時○第二船 本書一本染箱入渡時、別幅一本○第  
三船 本書一本染箱入渡時、別幅一本○一特送使  
本書一本黑塗箱入袋渡時、別幅一本、本書二本二  
三特送書、入別幅二本一特送使箱、吹噓一本再渡  
時 二號船 吹噓一本渡時、同一本再渡時 水木  
船 吹噓一本渡時○以酌送使 本書一本黑塗箱袋  
入、別幅一本、副書一本染箱入、吹噓一本再渡時  
○第四船 本書一本染箱入渡時、別幅一本○自五  
船至十七船 本書十三本染箱入渡時、別幅十三本  
右四船渡時順付

義真公送使 本書一本黑塗箱袋入渡時、別幅一本  
○萬松送使 本書一本黑塗箱袋入渡時、別幅一本、  
副書一本染箱入、吹噓一本再渡時、副特送使 本  
書一本黑塗箱袋入、別幅一本、副書一本染箱入、吹

噓一本再渡時 二號船 吹噓一本渡時、同一本再  
渡時 水木船 吹噓一本渡時○自五船至十七船  
吹噓一本各船渡時○二特送使船 吹噓一本渡時、  
同一本再渡時 二號船 吹噓一本渡時、同一本再  
渡時 水木船 吹噓一本渡時○三時送使 吹噓一  
本渡時、同一本再渡時 二號船 吹噓一本渡時、  
同一本再渡時 水木船 吹噓一本渡時、該本書二  
十四本、該別幅二十四本、副書三本、吹噓三十八本  
公貿易例格  
公貿易者、每送使船、載鐵銅丹木角等物往、與善隣  
交易之事也、善隣自公府出綿布、定貨物之價給之、  
故謂公貿易也、先是每送使船載貨物往、乃取價木  
歸、今不然、代官等算計一年之貨物度、與訓導別差  
也、彼亦計其價木、而入送乎代官之處也、名之謂看  
品、貨物之品價木之數、詳有例簿、

看品

第一船  
一銅二千八百斤 每百斤價公木按するに、公木の數を脱せしなり  
一銅二千八百斤 每百斤價公木六十匹  
一鐵千五百五十壹斤 每百斤價公木二百匹

一水牛角二百九十七本 每一本價公木三匹

一丹木三百二十五斤 每百斤價公木三十三匹三  
合三勺

右價公木百十五束三十一匹三合三勺  
大船二隻

一銅八百斤 一鐵百六十斤 右價公木十六束  
每一隻八束

中船一隻

一銅三百五十斤 一鐵四十五斤 右價公木六束

義真公送使

一銅千四百七十三斤五十四匁 一鐵四百斤 一丹  
木九十斤 右價公木三十四束十四匹

以酌送使

一銅八百斤 一鐵三百八十五斤 一丹木四十斤  
右價公木二十五束十三匹三合三勺

一特送使

一銅四千三百斤 一鐵二千四百六十斤 右價公木  
百五十束

副特送使

一銅四千斤 一鐵三千八百斤 右價公木二百束

二三特送使

一銅八千六百斤 一鐵四千九百二十斤 右價公木  
三百束

中船六隻  
一銅二千百斤 一鐵二百七十斤 右價公木三十六  
束

小船七隻  
一銅千七百五十斤 一鐵百七十五斤 右價公木二  
十八束

中絕船五隻  
一銅千斤 一鐵六百斤 右價公木三十六束

該銅二萬九千七十三斤五十四匁 內一萬五千六  
百二十三斤五十四匁 現送使 同一萬三千四百五  
十斤兼帶

該水牛二百九十九本現送使

該丹木四百五十五斤

該公木千束二十三匹六合五勺五才 內六百束二十  
三匹六合五勺五才 現送使 同四百束兼帶

封進物例格

封進禮物、每送使船、獻朝鮮國王者也、送使船歸時、



隨其輕重厚薄、而有返物、皆以綿布、詳有例簿、

第一船送使 胡椒三百斤 明礬三百斤 丹木七百斤 日本朱二斤、但百六十目 細物一色銀代十四匁

自第一船至十七船 各丹木三十斤

一特送使 胡椒五百斤 明礬三百斤 丹木七百斤 日本朱二斤 細物一色代銀十四匁

二特送使 胡椒五百斤 明礬三百斤 丹木七百斤 日本朱二斤 細物一色代銀十四匁

三特送使 胡椒五百斤 明礬三百斤 丹木七百斤 日本朱二斤 細物一色代銀十四匁

以耐送使 胡椒二百斤 丹木三百斤 細物一色代銀十四匁

萬松送使 胡椒五百斤 明礬二百斤 丹木七百斤 細物二色代銀八十四匁

義真公送使 胡椒三百斤 丹木五百斤 細物三色代銀六十四匁

副特送使 胡椒四百斤 丹木千斤 中絶船五隻 每一隻 丹木千斤

封進返禮價公木

第一船封進返物 價公木十五束四十八匹

大船二隻封進返物 價公木二十四匹

中船一隻封進返物 價公木十四匹

一特送使封進返物 價公木十五束三十八匹

以耐送使封進返物 價公木六束

義真公送使封進返物 價公木十束

萬松送使封進返物 價公木十五束三十四匹

副特送使封進返物 價公木十五束十七匹

二三特送使封進返物 價公木三十一束二十六匹

中船六隻封進返物 價公木一束十匹

小船七隻封進返物 價公木一束二十匹

中絶船五隻封進返物 價公木二十束

該價公木百三十三束十九匹 內七十八束三十三匹 現送使 同五十四束三十六匹兼帶

陸物事考

陸物者、送使船歸時、供修葺之用者也、隨送使大小船、而品物有多寡也、大略茲記、詳在海東記、

一空席 一大竹 一藁 一折柱 一折板 一苧

繩 一葛網 一山麻注乙 一絲 一折釘 一大蓬 一帆筵 一苧差繩

以上韓錄○按するに、異本朝鮮物語に、送使の次第を載す、年代詳

ならされども、因にこゝに附す、

一使者數之事

正月に第一船正官一人、副官一人、都船主一人、封進一人、荷押主侍俸二人と有、大概第一船には二人付候なり、伴人六人、

右正月に往き六月に歸るなり、朝鮮の馳走は六十日の間なり、其間は何も用意不入事、

第二船第三船第四船

右使者數以上八度にて、本は八船迄有之候得とも、其後五船より八船迄は略と成、一船より四船迄にて相濟候、尤八船使分之饗應有之候、五船より以後八使參りたる心にて饗應有之候、二船三船四船之使も、六十日宛罷居候事、

一毎年對馬殿より八度宛の使者有之、是は八送使と云、毎年八度宛之次番にて使者有之、其外一切臨時之使者は格別なり、朝鮮之吉凶、日本の吉凶に付て之使者、又は漂流に付候ても使者段々有之候、常に使者絶る儀無之候事、

一八送使之儀、第一之船より四之船迄の使者にて、以上四度以耐庵使、萬松院使、一特送使、副特送使是

にて八送使なり、按するに、八送使の事、又上の和館の條にあり、

一八送使之度々、對馬殿より朝鮮にて禮曹參議參判之官へ書狀も差越候、禮曹參議參判者外國よりの取次役にて御座候事、

一八送使之度々、幾度にてても拜所にて朝鮮王を拜し候て、尤饗應有之候事、按するに、これ館内の事にし、詳なり、拜所の事も、前の和館の條に

一饗應の様子、釜山近邊之大名へ朝鮮王より被申付、五里六里の間より出合候て饗應仕候事、饗應之儀、飯は出し不申、唯菓子酒肴計にて、段々馳走御座候事、

一每年初之使者にては、雙方安否杯を問ひ、或は書中杯も有之、饗應計御座候、且又二番目之使者へ馳走に、女樂有之、女樂之人柄は、東萊之傾國來て女樂を仕、段々囃子有候、樂器は十二絃の琴、九絃の琴、鼓笛、鉢等にて囃子申候事、

一五船より八船迄の使者へ馳走之儀は、饗應分之下行有之候て、本式之饗應は無御座候事、一對馬より家來衆爲使者被參候時は、朝鮮之都より挨拶人を一人、釜山浦より指出し被申候、罷出候



人柄之位、日本へ三使杯に參候者同前之格に候、是を接慰官と唱申候、此接慰官と對馬之家老と對座にて候事、

一對馬より參候究たる使者の饗應は、釜山城番よりの饗應にて御座候、臨時之使者は、近邊領主時々被申付候而、饗應有之候事、

一朝鮮には水牛無之候、殊之外水牛を望申候、水牛にて半弓を拵候事、依之日本より大分參候事、

一對馬國鰐浦の關所より、朝鮮釜山浦之船附まで、表方四十八里といへども、甚近く御座候、二十里計も可有御座候事、

但、さすな浦は、三月より八月迄出津場に定也、鰐浦を以て九月朔日より三月朔日迄の出津場に定なり、佐須奈浦之儀は、冬に相成候ては、船の乘前惡敷故なり、鰐浦より則朝鮮への里程さすな同前なり、

一對州より朝鮮への間、前にも申候通、二十里計も或は十八里計も可有御座と考候、對馬の湊口より朝鮮を見候へは、中々委細相見え、煙も立候も、或は山杯焼も相見え申候事、以上、異本朝鮮物語、

寶永七庚寅年、巡檢使に答ふへき箇條書中、

一御米朝鮮より出候義御尋之節、

古來より契約にて、彼國に無之胡椒明礬水牛角等遣候付、代に米を遣し被申候、

一米は代銀無之朝鮮より納候様風聞も有之候、左様にて候哉と御尋之御返答、

對州より毎歲指渡候年頭使者歸國之節、白米五十俵大豆五十俵彼方より遣候、此外代り不遣候て、朝鮮より納候と申儀は曾て無御座候、不殘物替又は買調申候、尤約條之使者彼國逗留中、飯等致馳走候へ共、是は勝手之爲には不能成由承候と、御返答可申上事、對藩政事問答、

慶長十六年、始て歲船を渡されし也云々、彼國禮曹參議尹暉をして書を復せり、按するに、復書中斷章の事、前に辨す、

書來就認、體履康廼、慰豁良多、所獻禮物、足見誠款、但即轉啓收了、仍將土宜綿布壹百柒拾匹、別幅所求俊鷹參連、豹皮參張、虎皮參張、白苧布伍匹、白紬伍匹、白紬綿布壹拾匹、細布參匹、花席伍張、及今辛亥年例、賜米豆各伍拾石、付回來使惟領納、公買物件、並令該道隨便許買云々、壬辰之入寇云々、沿

耳所未可聞者、貴島其亦不思之甚也、幸勿出口、婚娶相賀、古無是禮、交鄰之道、豈在乎此、揆之事理、具涉無據、來書所稱、天朝紆念本國、屢遣將官、巡檢海上、日新警勵、貴島惟宜恪遵憲章勿或違撓、庶克永好幸甚幸甚、所求秋鷹、要得遼產、遼東乃是上國地方、本國何由得來、茲令該道官司務、揀本國之良鷹及馬匹、依價買給、勉副盛意、至若來船之接宴公買等款、并飾鎮臣、依例遵行、見到進上物件、轉啓收了、略將土宜若干還來价、統希領亮、只祈自愛保重、不宣、

萬曆四十二年四月日

和文

書來り與居を承はる、上京および貢路の事、前書既詳に盡せり、然もまたこの多言に至る、抑足下いまたこれを悟ることなきか、また是をしろといへども、猶強てこの言をなしてもつて、我國の答ふる所を探らむとする歟、あやしむべきの甚しきなり、釜山開市の事、貴島の懇請により、我國是を天朝にもふし、爲に心力を費し、やうやく是をなせし也、開市の約條、歲船の數、悉く天朝にもふして其定規を

途館宇未復、上京勢有難、便本道物力殘破、接遇難比平時、是亦事勢然也、究厥所由、果誰之咎、足下試思之、

同十九年甲寅、明の萬曆四十二年、朝鮮光海六年、此年禮曹參議金綴貢路上京等の事を以て、公に按するに、復せし書あり左にしるす、

朝鮮國禮曹參議金綴、奉復日本國對馬州太守平公足下、書來獲審珍衛、良用慰幸、上京及貢路等事、前書往復、蓋已罄布無蘊意、謂備盡體諒、而今更有此喋々、豈足下猶有不及省悟而然耶、抑知之而尙有要挾探望之意耶、殊極怪訝、釜市之設、按するに、釜山開市をいふなり、朝廷以貴島之乞款甚懇、申請于天朝、多費心力、始蒙准許、而開市之約條、歲船之額數、悉報天朝、已定規限、此外絲毫之事、本國不得有所擅、便況於上京之事、乃敢輕議乎、願足下慎毋再言、皇朝一統、萬國來庭、桂海水天悉臣、貴國果有輸琛獻贖之誠悃、則從海路進款、若東南海中爲者、有何不可、而乃欲取於本國耶、本國即天朝之東藩也、天朝之視本國、無間内外、抑貴國所知也、今何敢以請路之計、徑試本國哉、此乃前古所未有之事、非徒口不可容說、亦



立たり、此外絲毫の事、本國のよきみつから損にする所にあらず、此上京の事にいたりて、また輕々しく是を議することを得むや、願くは足下またいふことなかれ、天朝一統、地の南北を限らず、盡く來朝せり、貴國果して其誠あらば、海路より入貢する事、東南海中諸國のする所のごとくなる、何のさゝわる所ありて、必ず路を本國に借らむといふや、我國は天朝の東藩なり、其我國を見ること一家のごとし、貴國あへてこの路を借るの計をもつて、我國を試みることをすへけむや、是前古未あらざるの事也、徒に口にしていふへからざるのみならず、また耳にして聞へからざるもの也、貴國のこの言をいたす、思はざるの甚しき也、宜しく再びいふことなかるへし、婚娶を賀すること、古へこの禮なし、交鄰の道それごと、にあらむや、また事理に於て據なきもの也、天朝將官をして、來て本國の爲に海防を嚴にせしむるもの、來書のいふ所のごとし、貴島宜しく法度に違ふことなく、以て其好を永くせふ、遼東は天朝の地方なり、我國其産を得來るに由

なし、今我國産する所の馬および良鷹を以て、價に依り買給せしむ、且來船接宴公賀等のこと、邊臣に命し例のごとく施行せしむ、餘は照亮すへし、李德馨倭情を陳するの筈あり、この筈子己酉年以後の筈と見えたり、

陳倭情筈

今者接するに、上文は修好義智景直按するに、景直は柳川豐前守智永の初名なり遣人、更要上京進香、又乞開市、信使既返、約條既成、則此皆所應行者、但許之上京、則其弊有不可勝言、若不許上京、而又閉開市、則只有斥絶而已、大賊之動不動、雖不係馬島之和否、而迭擾邊上、則馬島亦裕爲矣、並斷二件事、而斥絶馬島、我國其能乎、以二件參商輕重、則上京極難、而開市無甚害、宜杜我之大弊而姑中其欲、彼賊既意滿於開市、則上京可以防矣、倭館市物初無禁制、自弼中再來、按するに、弼中別幅商物、濫觴無紀、上京往返、國家難支、仍設法示禁、謀杜其弊、只許米布入館互市、其他貨物無不有禁、利源難塞、甚於防川、禁令愈密、潛商愈衆、此蓋由開市禁斷諸物、故潛商弊起、潛商弊起、故透漏機事之患、又因此而作矣、

和文

今馬島人をして上京進香を要し、また開市をもとむ、先きに朝廷既に是か和を許し、約條亦なるごきは、今其請ふ所恐くは従はざることを得ざらむ、夫大賊の動と動かさるとは、馬島の和を許すと許さざるとにあつからずといへども、その海賊をなし邊上を亂るの事は、馬島も亦よく是をなさむ、今其上京を許すことなく、またはか開市を停め、以て馬島と絶つ、我國是を能せむや、然もこの二件を以て、其輕重をたくらふる時は、開市は大なる害なくして、上京はその弊甚し、且開市を以てその欲に満たしめ、よつて其上京を防ぐへきのみ、倭館貿易のごと、初禁制の事なし、弼中か再來りしより、國王別幅の商物甚多く、上京往還の間、その費限りなきによつて、始て他の貨物を禁し、但米布を許して館に入れ交易せしむ、但其禁令甚密なるを以て、却て潜商のごと多きを致し、其潜商によつて又國事の機密を漏すの患あることをいたすのみ、按するに、この割子年代詳ならず、書中しきりに上京の事等を論ずれば、因あるに似たり、よつてこの附録に慶長十八年、彼國わか別使を遣るの事を責し事、禮

曹參議尹暉か書あり、其書左に記す、朝鮮國禮曹參議尹暉、奉復日本國對馬州太守平公足下、使至承問良慰、所求白苧布、使有司辨給壹拾匹、鷹子二連、亦令本道貿送、弟恨不得其准數耳、兩國交際、貴在誠信、歲遣之船、既有定數、又有特送船三隻、如有所要、自當順付來使、約條明白、固宜遵守勿失、而今者規外別船出送、是果約條之本意乎、既失其約、信義安在、今後雖有求請、一依約條、順付來船、毋得再誤幸甚、統惟亮之、不宣、

萬曆四十年四月日

和文

使來り問を承る、求むる所の白苧布是を辨給せり、鷹子また其買へ送る事をいたさしむ、但兩國間誠信を以て重として、今歲船既に定數あり、また特送三隻あるときは、求むる所の事、おのつからはを來使に順付すへし、約條既に明白にして、此規外使を送るもの、果して約條の本意たらむや、既其約を失は、信誼またいつくむかあるや、此後求むる所あらば、一に約條に依り本船に順付し、再



ひ是を誤つことなくむは幸甚、以上、朝鮮通交大紀、

通航一覽卷之百二十七

朝鮮國部百三

○貿易 公私貿易并  
求請物

寛永元甲子年、朝鮮水旱の災ありて、公買棉花實らざるにより、姑らく常木に換ん事を求め、東萊府使金綴より書を復す、是より連年その事にて、禮曹參議の輩と書牘贈答あり、慶安四年辛卯年にいたりて、遂に綿布の舊に復せざるにより、相議して定數のうち白米に換へり、

寛永元年甲子、東萊府使金綴をして書を成州に復せしめ、告るに棉花のみらざるを以し、よつて公買綿布平木を以て領取せんことを求めしなり、其書左に記す、

朝鮮國東萊府使金綴、奉復日本國對馬州太守平公足下、獲奉惠札、足當觀面、慰感交至、歲船雖有年月之遷延、次第甚明、前後混雜之弊、何足慮也、近因水旱、木花不實、公買價木比前似劣、以致貴使點退、改備之際、弊端不貲、未可嚴諭收領、以紓窮民目前之

通航一覽卷之百二十六終

急耶、木花若實、復舊非難、勿以仍成規例爲憂幸甚、  
統惟照亮、不宣、  
天啓四年六月日

和文

惠札を承る、歲船の來る其年月の前後ありといふことへとも、其次第おのつから分明なり、もと混雜の弊あるにいたらず、且近時水旱の災に因り、棉花のみらざることをいたすを以て、公買木以前の好きにしかざるに似たり、貴价より其よろしからざるを除きさり、是を領取することなし、今其好きを備むと欲して、終にこれをいたしがたく、願くは嚴に諭し、姑くこれを領取せしめ、以て窮民目前の難を救ひ、且棉花の實るを待て、他日また其ふるきに復せむことを、豈これを以て定例とすること有んや、幸に察を給へ、

同四年丁卯、明の天啓七年、禮曹參議金湜書を我州に致し、此年棉花のみらざるによりて、甲子乙丑年の例のごとく、公買價木しばらく常木を以て納れ送り、其稍みのるを待て、舊式に復せんことを求めしなり、其書左に記す、

朝鮮國禮曹參議金湜、奉復日本國對馬州太守平公足下、船到獲書隨審、若序自玉、浣慰良深、弊邦之民、近有太困不堪者、隨便相濟、實兩國執睦之義也、不得不據實具告、惟足下裁察焉、綿布之美惡、係於木花之豐歉、今年水旱、近古所稀、木花之大、無非但慶尙一道、八道無不然、想貴島之所悉聞也、布品之不如前實由於此、非欲故落舊規也、貴島使价不諒此意、必擇取精細而長者、餘皆點退本道、責之民間、無路備辦、繼以鞭扑、皆懷逃散、豈非目前難堪之弊乎、往在甲子乙丑年間、因木花失稔、移書貴島、許以常木支給、民被其惠、得至於今、不幸今年復遇此災、倘蒙查倣前例、姑以五升木滿三十五尺者收捧、則庶救蒼生燃眉之急、而得他年木花稍實、何難復舊哉、足下更加商量、使彼此均有便益、幸甚幸甚、不宣、  
天啓七年十一月日

和文

船到り書を承はる、弊邦の民、其凶年に依て困みにたえざることをあれは、常に便に隨ひ是を救はる、ことを蒙る、實に兩國和睦しくするの儀なり、今其實に依て相告ることを得ざるものあり、願くは



是か察を賜へ、綿布の美悪は、木花のみのるとみのらさるるにあつかれり、今年の水旱、近古の稀なる所也、木花の大にみのらさる、但慶尙の一道のみにあらず、八道にいたりてみなしからずといふことなく、是貴島の詳に聞く所たるへし、今公木の前日にしかさるもの實に此故にして、貴使此意を察することなく、徒に舊規に異なりといひて、必其品よろしく尺長きものを探ひとりて、その宜しからざるを除き去る、本道是を民間に令して、宜を備へ辨せしめ、繼に鞭扑を以てし、民安きの心なし、是目前堪がたきの弊にあらずや、先に甲子乙丑の間にあたりて、曾て木花の實らさるをもつて、これを貴島に通し、常木を以て納れ送り、民今に到りてその惠を被ることを得たり、今年また不幸にして此災にあへり、もし前例により、姑く五升の木、三十五尺に備るを以て領收することを蒙らば、希くは眉を燃くかことくなるの急を救ひ、且他年木花の漸くみのるを待て、その舊きに復せしめは、彼此に在て同く便益たらむ、願くは相議してこれに處することを賜へ、

同八年辛未、明正院御宇、明の崇禎四年、此年崔船兩譯をして、來りて未納綿布の事を告しむる時、禮曹參議吳翹、我州に送りし書有、左に記す、  
朝鮮國禮曹參議吳翹、奉書日本國對馬州太守平公足下、新秋戒候、緬惟動定珍衛、欣係區區、往歲未收綿布事在久遠、而國家爲嘉貴島誠款、已許追給、理當逐旋准副、第以今載旱魃爲災、五穀皆焦、木花尤甚、鄰屋窮民將以供杼軸之用、此實留館諸人所共慘者也、今年歲船雖罄竭公私、自當隨例應副、至於往年追給、厥數不費、其中留館歲遣第一船、特送第一船、當令拮据侑給、其他船則值此荒年、絕侑辨之地、須待豐稔退給如己已舊例、此雖出於事勢之不得已、然貴船既來而空還、其於客主之義、豈勝媿悚、仰恃陸隣厚誼、專差布告、不宣、  
崇禎四年七月

同九年壬申、明の崇禎五年、此年、彼國再ひ譯使をして、甲寅條綿布追納の事を議せしめんと計りし也、時に禮曹參議金光鉉、我州に復せし書あり、左に記す、  
朝鮮國禮曹參議金光鉉、奉復日本國對馬州太守平公足下、飛航過海、好音倏至、就審、滄泊江邸、與居若序、殊慰瞻係之私、上年亢旱木花大無、各船應給、公木無由辨出、本道監司啓陳此情、朝廷擬差一譯、致書載下、量退年限、以紓窮民之急、留館諸人、目擊心慘、停捧甲寅欠木、爲寢差譯之行、及至歲終、方伯又啓道内列邑、杼軸一空、尺布莫供、年例公木、亦難應辨之狀、朝廷再申前議、方擬具書遣官、要將諸船該給例木、雖未盡善、姑勿黜退、以待登稔、然後乃復舊規、而隨聞大旆未旋、延佇到今、風便遠徹、專价遠

公足下、華緘疊至、辭意鄭重、良用欣慰、來船審係甲寅格特送給綿木、豈不欲依約備送、而唯是大旱、木花被災爲甚、該送綿布厥數頗多、未易准備、日者詳具其意、既申復書、須加寬諒容令退年追補、幸甚幸甚、不宣、  
崇禎四年九月

同九年壬申、明の崇禎五年、此年、彼國再ひ譯使をして、甲寅條綿布追納の事を議せしめんと計りし也、時に禮曹參議金光鉉、我州に復せし書あり、左に記す、  
朝鮮國禮曹參議金光鉉、奉復日本國對馬州太守平公足下、飛航過海、好音倏至、就審、滄泊江邸、與居若序、殊慰瞻係之私、上年亢旱木花大無、各船應給、公木無由辨出、本道監司啓陳此情、朝廷擬差一譯、致書載下、量退年限、以紓窮民之急、留館諸人、目擊心慘、停捧甲寅欠木、爲寢差譯之行、及至歲終、方伯又啓道内列邑、杼軸一空、尺布莫供、年例公木、亦難應辨之狀、朝廷再申前議、方擬具書遣官、要將諸船該給例木、雖未盡善、姑勿黜退、以待登稔、然後乃復舊規、而隨聞大旆未旋、延佇到今、風便遠徹、專价遠

屆、益信交義之隆、孚誠之篤、寧不感荷、即念鷓尾東風、回島有期、彼此開問、將自此源源、凡百議妥、不患阻澗、翹甚翹甚、不宣、  
崇禎五年三月日

飛船至り書を惠まる、上年旱魃の災に依て、木花全くなし、各船の公木是を辨するに由なし、本道の監司此事を啓聞するに依て、朝廷譯使をして書を致し、姑く其年限を延へ、以て窮民の難を緩くせんことを欲して、館に留るの諸人親しく此災を見るを以て、甲寅條追納の綿布を送ることを停むるに依て、朝廷其譯使を差するの事を止む、歲末に至るに及て、萊府亦年條の公木辨し易からざるを以て啓せり、爰を以て朝廷また再ひ譯使をして、年條公木姑く其宜しからざるを除き去る事なく、是を領收し、且豊年を待て舊規に復せんことを議せしめむことし、また大旆東武に在ていまた還らざることを聞

く、故を以ていまた譯使を差するに及はず、却て專价をいたさるゝことを蒙れり、誠に感荷の至也、よりにておもふに還旆の期まさに遠からざるへし、凡



百の事相議して其安かなることを得むことを喜ぶ而已、

慶安四年辛卯四月、佐護式右衛門成典をして、公木の舊にしかさるを以て、李同知、洪同知等と議して、公木三百同、換へて白米一萬二千石たらしむ、每一同四十石、其七百三十三同餘、平木を納るゝに約定せり、後萬治三年庚子、天龍院公按ずるに、對馬守義真、裁判寺田市郎兵衛成般をして、更に一百同、換て白米四千石たらしむ、該公米一萬六千石なり、以上、朝鮮通交大紀、

公作米事考

慶安四年辛卯、遣佐護式右衛門及服部傳右衛門於朝鮮、控訴木綿不如本木、而兪惡且尺短、議論曲折、其後與李同知洪同知相議、以公木三百同、換作白米一萬二千石焉、其價每公木一同、白米四十石也、其七百三十三同餘者、以平公木領取也、是吾州土瘠穀乏、以木綿換得白米、我所利、而取木綿出白米、彼亦無損也、何者今之木綿方經營、而不古之本木故也、以其三百同換米、其七百三十餘同、以平木交付、則俱是非便利也乎哉、雖然取木綿換白米、朝鮮會謂之恩許也、吾亦非無利也、其後萬治三年庚子之

年、遣裁判寺田市郎兵衛於朝鮮、亦與洪知事金同知等相議、以公木百同、換作白米四千石焉、該公木四百同、所換作白米一萬六千石也、互結手標券文藏公櫃焉、以公木換米、故謂之公作米也、

一公木之内四百束は

此代白米にて一萬六千石、但一束に付、四十俵宛、

右庚子より渡し申等に相定め申候、若明年なりとも、古の如約條、公木相改申候節は、公木にて相渡可申候、其間は此如手形、毎年白米相渡し可申所、如件、

洪知事判  
金同知判  
尹正判

庚子正月十一日

裁判 寺田市郎兵衛公

御代官 吉賀分右衛門公 大浦彌六左衛門公

志賀甚五右衛門公

通事 脇田三郎右衛門公

覺

一、公木之内四百束は、但一束に付、白米四十俵宛、

右庚子の年より請取申等に相定申候、若明年にても、古の如約條、公木の被相改候節は、公木にて請取可申候、其間は何までも如此手形、毎年白米請取可申所、如件、

脇田三郎右衛門判

萬治三年庚子正月

洪知事公

金同知公

尹判事公

告賣懸不納例

曾太守義成公、治世交易之宿債、積而爲未收、凡及三千貫目、代官等連續遲留而不歸矣、慶安四年辛卯、遣佐護式右衛門、服部傳右衛門於朝鮮、贈書東萊府使告其事、且使者宿債商人、來聚于東萊納宿債也、東萊達事漢城、下令招聚商賈與代官等致計算也、書簡在輪番洪長老書稿、以上、韓錄、  
慶安四年辛卯、勘定役佐護式右衛門到朝鮮、與李同

知洪同知相議、公買綿布一千同餘、内三百同、換作白米一萬二千石、白注、石、萬治二年己亥、寺田市郎兵衛爲裁判役到朝鮮、與洪知事金同知相議、又以綿布一百同、換白米四千石、合一萬六千石、價我國之八千四百石、翌年正月十一日、渡證文于裁判并代官、其文曰、公木之内四百束者、此代白米一萬六千俵、但每一束宛四十俵、右自庚申年可渡之由相定了、若於明年如昔約條、被相改木綿之時、可相渡公木、其間如此證文、可相渡白米之旨、洪知事、金同知連署、遣寺田市郎兵衛、吉賀分右衛門、大浦孫左衛門、志賀甚五右衛門、脇田三郎右衛門云々、白注、市分右衛門、彌左衛門、甚五右衛門、代官三郎右衛門、通事也、本州編修略、

朝鮮より白米渡り候事  
一、從朝鮮白米渡候儀は、此方より差渡す品々に代替に付、其品によりて直段高下御座候へは、しかご員數如何程とは相知不申候、凡一箇年に四五千俵程渡り可申かご存候、尤年により多少御座候、白米直段代替ゆゑ、日本より下直に可有御座哉と存候、對馬國記、



元祿十二年己卯の夏、州人自朝鮮歸る者來りて、吾に告るに、訓導朴某吾州のことを論せし語を以す、我裁判平田某か返答にならへ、常に考しところをのふ、下季良か二書、詳に本州のことをのへしゆゑに、この書中にも季良か説を辨論す、

我府中鄉村軒數多少の説を撰して曰、元祿十二年己卯夏、某郡奉行に被仰付、仍て案するに、鄉村より州府の人口を養ふこと、我州府の人口甚多しと、鄉村これを養ふ事を不得、慶安四年、勘定佐護式右衛門朝鮮に至り、李同知、洪同知と相談し、木綿一千束餘の内三百束、白米一萬二千石にかへたり、萬治元年裁判某<sup>傍注、寺田市</sup>、<sup>郡兵衛</sup>、洪知事、金同知と相談し、又木綿百束を以て白米四千石に換ふ、合て一萬六千石、我國の八千四百八十石にあたる、夫米穀は、藥物布帛ならへていふべきにあらず、藥物布帛は外國土産、我國の用をなす、米穀は、民命の頼む所、外國の米を食ひて命をたもつは、身我國にありながら外國の民のことし、

我州所産の米僅一千五百石、基肆養父未我州に

屬せざる前は、國守家老の類及び病あるもの米を食し、吾輩は麥豆をくらふ、これを飯豆といふ、麥を和して飯とするゆゑなり、朱子惡食をばちとする者を論して曰、其見識いやしくつたなきこと、又飽まで食ひ安樂を求むるもの下すへしと、州人麥を食ふ事を耻るもの、知るべき所なり、州府見識あるの士、我州麥豆及基肆養父の米を食ひて、朝鮮の米を食ふ事なかれ、たし公貿の諸品皆我州の土産ならず、他國に買求め、木綿布又白米に換ふ、一旦變ありて貿易の道ふさからは、州府の人朝鮮の米を食ふもの、何を以かつ、かみや、木綿類の商賣止るは、民命に害なけれども、買米の止む時は民命に害あり、無食者數千人なる時は、食あるもの、禍もまたはかるへからず、慶安承應明曆萬治の間、我州の餘民を上方へ遣すの政をなすべきを、其通りにせざるは、式右衛門公木を米に換へし故なり、萬治元年、大浦權太夫に支配を命す、利倍の才あるゆゑなり、寛文二年上士馬廻りの地知行をやめ銀子を賜ふ、これを石銀といふ、貞享以來買米を賜ふ、これを石米といふ、祿

數のまし加ふる事以前より半分もまじたり、上士も地知行の外、納米數石を賜りしもあり、然れば藏米の事寛文二年に始るにあらず、かつて聞く、むかし上士各地知行ある時は、免の法不定して、百姓これを憂と、近來ま、地知行を以て良法とするの説あり、昔の事を考へず、本勢を不察なり、地知行をやむる時の、もし免の法を定めて、稻麥大豆小豆を納め、基肆養父の納米を一にして、皆藏米にて賜り、商賣の利潤を祿の數に加へずは、寛文二年新法、我州に利あるへし、權太夫があやまり、地知行をやむるにあらずして、祿數を加ふるにあるのみ、それより後、士の數祿の數、毎年相増、元祿の士員、寛文にくらふれば一倍の上なり、津島紀略、  
享保十三戊申年、雨森東五郎書上、  
一、朝鮮交接の儀は、第一人情本務を知候事肝要にて、其内筋々を分け、諸事了簡可致事に候、筋々申は、是は朝廷方の了簡に預候事、是は東萊の了簡に出候事、これは譯官共はからひに候事、是は商人とも仕形に候事と、夫々分候て思慮を加へ、宜に應し處置いた候を、筋々を分とは申候、縦令は御買

米の儀、または宴席等の儀は、兩國誠信の上より約束相極り、彼國朝廷に知れ居申事に候故、御買米の收入來候哉否、又は宴席例式の通り有之候哉否之儀は、朝廷方、東萊の了簡に預り候事にて、御商賣の儀は、利分有之合方宜候へは荷物を持來、合方不宜候へは荷物を持不申、專商人の仕形に有之事に候、然る所御買米又は宴席等の儀に付、急度可立事に候ても、御商賣に差間可申哉と存候間扣之、若又商物持來候事不足に候歟、または時節違候得は、東萊に申達し、何卒御商賣順使に成候様こと存候類は、筋分申さぬ不了簡にて候、以前偽船の事有之候時、最初は厳しく被仰拂候御了簡のやうに相見候處、御商賣に差支可申候哉と裁判方より申來候に付、其沙汰大概にて相止み候、箇様の類其筋の分け無之、人情事務にうごき可申候、惣體日本内の事に候得は、是は御老中の申入候事と申差別、自然と其勘辨、人々有之事に成候得とも、朝鮮の事に成候得は、や、とも致し候得は、致混雜候故、其所に心を用可申事に候、

一御買米之儀、三十年以前より

按するに、三十年前は元祿十二年なり、二



十ヶ年程之間未收、二萬俵餘に及び埒明不申、其間に代官により未收をよく取立候と御座候て、御褒美を蒙候も有之候、又未收取立果敢取不申候とて、首尾不宣も有之候へとも、兎角未收の數減し不申候故、未收本前の差別なく、正月より極月まで、館内に入來候數を、十ヶ年の間一ヶ年に何程宛に候哉、考見候様にと、御勘定所被仰付、御吟味有之候處、十ヶ年の間いつの年にも、大形一萬六千俵の内には入候へとも、一萬六千俵より上に立出候事は一年も無之、左候へは未收と存請取候へとも、本前をそれだけ減し、本前と存受取候へは、未收と名付候米、夫たけ不入來、彼方にはいつとも一萬六千俵をもつて、或は未收と名付け持來、或は本前と申持來候事に候哉、此方には心付無之、朝鮮人の侮弄をうけ、朝三暮四の内にて年を暮したるにて候、御商賣の方にも、此心持必は可有之事に候、元來右三十年以前より、御買米に未收の出來候譯は、去る丁丑年、按するに、丁丑は元祿十年に當る、只今より三十年以前、朝鮮國大飢饉に候ゆゑ、御買米を相止め、昔のごとく木綿を入可申との事に候へとも、日本人請取申様

無之、其譯都へ相達し、翌戊寅の年より、前々の通り米を入、前年丁丑の分も米にて入候様にと差圖有之候に付、丁丑年の各官より入來候木綿東萊府に有之候を、其後京商安錫徴と申もの引請米に致し、館に入候様にと東萊より被申付候處、安錫徴方にて不埒に成候間、丁卯一箇年分入來可申米無之、夫により段々未收に成たる事候、右丁卯年飢饉に付、木綿を各官より納めさせられ候より違却致し、未收に成候との儀は、其砌朴愈知、日本人に咄し申たる事に候へとも、朝鮮人の申分に候ゆゑ、彌實事に候哉否と申、人々疑候事に御座候へは、三十年彼國の書きものに相見え、前後の様子を以考見候へは、朴愈知申分成程實事にて、朝鮮人の申事、元來虛偽多候へとも、其人其事其勢を以能々察不申候は、必は眞實なる事を虚偽と心得、虚偽なる事を眞偽と心得申候事可有之候、此事切要なる事に候、三十年以前よりの未收は、瀧六郎左衛門裁判の時、東萊へ申達、一旦は皆濟有之候處、近來は又々未收致出來候、心を可用事に候、  
一木綿四百束の公作米一萬六千俵に成候、頭書、一東は三十三

正、一丈一尺七寸弱、朝鮮語一同也、四百束は一萬三千三百三十三疋、一丈一尺七寸弱、朝鮮語四百同也、其古看品の代に入來候千百束の木綿、皆々八升木長さ四十尺有之候哉、入來候處、其後段々木綿惡敷成、五升木長さ三十五尺有之候を入來候に付、點退と申候て、是を撰除け受取不申、此事の爭論相止み不申、彼方甚た難儀に存、天啓甲子時、按するに、我木華不出來に候か、宜敷木綿才覺難成候間、何ぞぞ五升木三十五尺有之候を、代官方へ受取、重て木華宜候節は、前々の通の木綿相渡候様に被成下候へとも、書翰を以て懇望被致候事に有之候、折節千百束餘りの内を米に換可申との相談始、此分米に換候へは、残り五升木三十尺有之候を渡候ても致點退候事も無之、便利なる事に候と被存、悅候て被差許たる勢ひと相見申候、其砌までは亂後餘威有之、日本人の勢強く、彼國のおそれも甚時分に候ゆゑ、日本人の、右木綿善惡の事に付、目をいからし色を赤め大聲をあげ、譯官をも責付候事を、彼國の書物に大肆咆哮と書付有之候、咆哮とは虎のはゆる事にて、此字を以て日本人の怒候體を表し候、畜生にたとへたる言葉にて、我口に候へとも、其時までは日

本人は虎のごとし、おそろしきものと彼國の人心得居候段、此文字にて相知居申候、箇様の勢に候ゆへ、四百束の木綿代惡木按するに、前後の文によりて推考するに、白米の誤寫にや、御取渡し、何のやかましき事も無之候と、悅被申筈の事に候、夫より最早六十九年按するに、六十九年前は萬治三年なり、相立ち、今にては亂後の餘威も無之、日本人は年々柔弱に成、彼國の恐は年々薄く、其上二三年以來は、五升木三十五尺の内は、價布同前の木綿入來候ても、此以前咆哮致し候模様も無之、少々は相争ひ候にも、落着は請取置候様子有之候、彼國只今の了簡には、公作米を相止め、千百束餘の木綿になし、五升木三十尺の木綿にて相濟度と被存筈の事に候、殊に此方より被遣候看品の内、銅、臘、胡椒、丹木の類、國家の經用に何の益も無之、其價として遣候は、私貿易の直段よりは十倍にて、朝鮮に大なる損に候と、彼國の書物に書付有之候へは、元來看品をも相止め申度筈の事に候所、増て木綿を米に替へ候事は、猶氣の毒に被存筈の事に候故、兎角一度は此儀に付、やかましき事出來可致哉と、後來を計候へは、寒心不少事に候、是までは年限相滿候時、裁



判を以御乞被成候へは、最初は米も入候事成不申との返答にて、其後は又五年に年限を立被差許、米も相止可申と最初被申候は、口くせの様に相見候へとも、實正止め申度と被存候得とも、先づ譯官共中間にて取扱候て、無別條連續致し候事と相見え申候、此後譯官中取扱候心入無之、無分別人無之候は、朝廷方は是非相止め可申と議論を立候、強抑の人有之時は無心元事候、右朝鮮幹事の人は、常々心に掛可申事に候、

一御買米の年限分明に、裁判を以御定候は、泉空兵衛裁判に被仰付罷渡候時より始候、最初御買米始り候時より、段々年限有之候事不存人からに候へとも、成程此方古き書物の内に相見え、毎度年限有之たるにまがひも無之候、試に空兵衛被差渡候節は、猶々年限なしとは難被仰付譯有之候、委細御實録に相見え候故略之候、

一朝鮮丸升の入三升五合と御勘定所の算用、前に相極居候、中略只今館内にて諸僉官を初、皆々朝鮮の丸升を用候様に成候は、三升五合を一九と申候は、六十年以來御勘定所の算用、前々は彼方丸升の

實數にて無之と申儀、人々存不申、元來朝鮮の丸升は、京升三升五合に相當り候と覺居、多は朝鮮人より何品にても受取候節、不案内成ものは一九と申候儀、京升にて二升五合計に受取候様に有之間敷候間、金物は御國より被遣、丸升はつる龜竹右衛門に被仰付、新規に致出來、東萊火印有之候丸升を寫し、向後は京升を相止、右の丸升をもつて館内やりに取仕候様、被仰付可然と申上、其通に相成たる事に候、竹右衛門に被仰付候丸升、新規に致出來候譯は、兎角一斛の外京升二升三合受取候事、彼方の人加升と申觸し候故、一度はやかましき事可有之候、其節は丸升にて十五杯量り請取可申と、申候外無之候處、古來彼方より致火印來候代官方の丸升、古く損候間、任譯と申譯新規にこしらへ候様にこの事に付、竹右衛門に申談候得は、存の外容易に致出來候故、後證の爲に、今日古き丸升をも大切にいたし、代官方の藏へ入置候様にと被爲仰付事に候、以上、交際提議、

し申候もの、先は水牛角、是は阿蘭陀船より長崎にて買得被仕、按ずるに、官中要録に、暹羅國産物水牛角、宗對馬守交易の御免を蒙り、此水牛角を買、朝鮮へ渡す、銅、ちうちやく、ごたん、錫、めうばん、又日本にての塗物、燒物等をも遣し被申候、胡椒、蘇木此二色杯も、異國より相求遣し被申候、尤分量究て、右の物ごもにて、米代拂方相濟候事、異本朝鮮物語、

寛永五戊辰年、かの國飢歲により、送使接待なり難きによりて、未送の歲遣船姑らく停めん事を請ふて、禮曹參議鄭百昌より書を贈る、元祿十一戊寅年、また飢荒疾疫により、かの請に任せて歲船をどむ、

寛永五年戊辰、辰明の崇禎元年、此年、禮曹參議鄭百昌、書を我州に致し、其凶年によりて送使の接待に難しといひて、姑くいまた渡さるゝの年、條船を停められんことを請しなり、其書左に記す、

朝鮮國禮曹參議鄭百昌、奉書日本國對馬州太守平公足下、秋候清爽、緬想起居勝常、瞻向之勤、無任區區、敵邦不幸、自春往夏、早魃爲虐、野無青草、種不入土、大稜之憂、八道同然、節屆秋成、民皆阻飢、道殣相望、遇災之酷、前後所無、公私掃地、物力薄竭、此時接應之事、其可照常爲之乎、目下留館諸人亦

難供應、若或有隨後出來者、雖竭一道之力、萬無支堪之理、此實貴島之所明知焉、不爲之動心乎哉、古者鄰國遇災、有發糶相救之義、切願足下深思古道、曲念災害、前頭雖有應遣之船、姑從停寢、以待豐稔、則足下克盡恤鄰之義、敵邦獲免失待之愆、客主交際、委屬兩便、唯足下諒察甚幸、仰藉厚誼、輒此布告、不宣、崇禎元年十月日

和文

敵邦不幸にして早魃の災あり、八道同しく然り、饑饉の災、前古のなき所なり、故を以て送使接待の事平日のことくなりかたし、今館に留るの諸人、また既に供應にかたきことあり、此後またさらに出し來すことあらは、一道の力を盡すいふことも、是に堪へきの理なし、願くは古しへ鄰國災に遇事あれば、其穀を運し相救ふの義をおもひ、姑くいまた送らざるの歲船を停め、以て豐年を待ことを蒙らば、貴州にありて其隣を恤むの義を盡し、敵邦また彼接待を失ふの愆を免かれむ、客主の間、各其便を得んのみ、仰て厚義をたのみて、爰に此意を布く、朝鮮

通交大紀



元祿十一年戊寅、訓導朴僉知告館守按するに、この頃唐坊新五郎館守たり、曰、願館主轉達對馬島、姑停止來年送使出送則幸甚、何者慶尙一道、連年飢荒、且加之疫、而有民力難堪之事、當此時而接待送使、又起役則恐難兩全云、館守然朴僉知之言、而乃告事於本州、本州贈書於東萊府使、停止歲遣使矣、韓錄○按するに、全文は和館の條にあり、

### 通航一覽卷之百二十八

#### 朝鮮國部百四

○貿易 公私貿易并 求請物

寬永十一年甲戌年十一月、兩國往來船、姑く停止仰出さる、是宗對馬守義成の老臣、柳川明年六月その事御免あり、豐前守訴訟によりてなり、此事三月、柳川豐前遊訴の事落着て、また送使等故のことし、ありしによりてなり、事は宗氏通信御用、老臣叙爵并拜請の條にあり、

寬永十一年甲戌十一月晦日、諸閣老、召家老古川右馬智次于土井大炊頭主之宅、兩國往來船之事再被命之間、義成君、以黒木惣左衛門、大浦助左衛門爲使、被告之朝鮮、自調興按するに、柳川豐前守使太田勘兵衛告之云々、此時大浦權左衛門在朝鮮和館、同十二年六月六日、按するに、對馬國記には四月とす、義成君、令請歲船差遣之事于諸閣老、即被蒙免許云々、本州編略略、

寬永十一年、此時州船釜山往來をこむ、同十二年四月、仰により州船釜山に往來を免さる、對馬國記、  
寬文五乙巳年  
歲遣船從第十一次至十七船吹嘘、自注、同文故記一簡、他準之、

### 通航一覽卷之百二十七終

日本國對馬州太守拾遺平義真啓書按するに、書簡の文いよ所見なし、  
寬文六丙午年九月

對馬州太守拾遺平義真歲遣第五船至第十七船書契同様準前別幅亦同 太守送使再遣吹嘘準前萬松送使再遣吹嘘準前

訓導使船再遣吹嘘

日本國對馬州太守拾遺平義真、啓書朝鮮國東萊釜山兩合公閣下、橘成陳渡海隻船、有以假還、今復發遣、乞勿涉嫌疑、照驗多幸、草此不宣、

寬文六年丙午十月日 對馬州太守拾遺平義真

水木船

日本國對馬州太守拾遺平義真、啓書朝鮮國各道各縣防禦所僉位下、適緣事故、事价超海、水木船一隻從行、若過颶風、漂泊邊浦、乞濟恤助達釜山、幸孔、草此不宣、

寬文六年丙午十二月日

同七丁未年

丙午條副特送使

日本國對馬州太守拾遺平義真、奉書朝鮮國禮曹大人閣下、新歲妍暖、緬惟蔓社寔膺、瞻企倍品、玆差正

官橘成雪、副官平成昌、都船主藤成通、二船主源成延、留船主橘成友、封進卜駄押物官等、以遣丙午條

副特船、乞依舊典、枉垂款接惟幸、聊將簿錄、粗表遠悃、切冀莞領、萬惟對時珍護、肅此不宣、  
寬文七年丁未正月日 對馬州太守拾遺平義真

別副 胡椒肆佰斤 丹木佰劬 計

丙午條

同二號吹嘘 如例

同水木船 如例

附譯官回書

日本國對馬州太守拾遺平義真、奉復朝鮮國禮曹大人閣下、歲律一新、嚴瞻方切、忽奉華函、憑譯雜饗萬安、懽倍品、特蒙遠勞信价、枉辱存問、況又多品珍賧、謹領厚意、銘感之深、無以爲喻、仍使小伴將護信槎、聊將土宜、粗申回敬、深視薄略、統冀莞留、餘容象官口布、端復、

寬文七年丁未正月日 對馬州太守拾遺平義真

別副 桂枝壹佰劬 彩畫衣桁兩架 孔雀尾十

翹 累伍鑽鉢一紐 蒔繪宴筐二部 精鑽蓋子伍

束 緞金層篋伍箇 縷切煙草二十箇 糖霜二十

劬 倭真朱二劬 紋紙千張 丹木參佰劬 鑽皿



參 整

寬文七年丁未正月日 對馬州太守拾遺平義真  
使橋成陳護送象官書

日本國對馬州太守拾遺平義真、奉書朝鮮國禮曹大人閣下、辱惠書披慰極切、回書既付象官、當想倅惚無絲款留、盛使不日促歸、徒增鬱結、仍使橋成陳護涉焉、聊將薄錄、冀申謝悰、莞存多幸、肅此不宣、

寬文七年丁未正月日 對馬州太守拾遺平義真

別幅 蒔繪層篋一部 精緻茗碗一束 緞金硯  
篋一具 鐵皿一束 丹木佰筋 整

寬文七年丁未 對馬州太守拾遺平義真

日本對馬州太守拾遺平義真、啓書朝鮮國東萊釜山兩令公閣下、詔華鼎盛、傾迦實深、玆蒙都下遠差象官、辱荷存問、感佩曷已、盛价今告歸、倉忙無由慰勞、徒增歉耳、仍使橋成陳護涉焉、區區謝忱、切冀轉諭南宮、幸孔、聊將菲品、粗伸遠情、莞留惟荷、餘附成陳口布、潦草不宣、

寬文七年丁未正月日 對馬州太守拾遺平義真

東萊令公 別副 垂珠封硯篋一具 官樣鐵瓶二對 縷切

煙草伍篋 整

寬文七年丁未正月日 對馬州太守拾遺平義真

釜山令公

別副 珠露封硯篋一具 蒔繪書格一脚 避寒  
鑰鉢一紐 整

寬文七年丁未正月日 對馬州太守拾遺平義真

歲遣第一船

日本國對馬州太守拾遺平義真、奉書朝鮮國禮曹大人閣下、三元啓祚、兩朝合歡、緬惟德與時新、福從天祐、玆差正官藤成親、都船主橋成元、封進押物官等、以遣歲條第一船、率由舊章、枉垂接過惟幸、不腆風宜、伴絨博粲、只想樂花煥文昌之座、願言頌椒、効純嘏之祝、萬冀珍愛、肅此不宣、

寬文七年丁未正月日 對馬州太守拾遺平義真

別副 胡椒伍佰筋 丹木柒佰筋 明礬參佰筋

倭真珠二筋 精銅盃盤一紐 整

寬文七年丁未正月日 對馬州太守拾遺平義真

同第二船

日本國對馬州太守拾遺平義真、奉書朝鮮國禮曹大人閣下、春序載陽、想惟齒餽迪吉、企係方切、玆差正

官藤成清、以遣歲條第二船、乞依恒規、曲垂接款、聊將薄錄、粗素趨情、莞留惟荷、統希珍齎、肅此不宣、

寬文七年丁未 對馬州太守拾遺平義真

別副 丹木參十筋 計

寬文七年丁未 對馬州太守木遣平義真

同第三船自注、同文不錄、別副

同水木船吹噓自注、同

副特船一號二號再遣吹噓自注、同前不錄

歲遣第一船再遣吹噓自注、同第一使、水木船

以上、異國出契○按するに、この書によるに、年々遣船ごとに贈書ありしなるへけれども、他の所見なし

天和元年酉年、巡見使に答ふへき箇條書中、

從對州朝鮮へ渡海の船數、一ケ年に何程被差渡候哉と御尋候は、

一每歲初條に相定候使者船三十四艘差渡候、其外

に公用何かと不申渡候て不叶儀候へは、飛船差越

候ゆる、相定候船數の外、如何とも員數難申候、

此方の使者朝鮮へ罷渡候ては、都迄罷通り候歟

この御尋候は、

一當所鰯浦と申所より、朝鮮國の内釜山浦と申所

迄罷渡候て、用所相濟候、都迄は不能通候、釜山浦より都迄は廿日路ほど御座候由に候、

從朝鮮所務何程御座候哉と御尋候は、

一右朝鮮より所務と申儀無御座候、併此方より、每

年朝鮮國へ使者遣し候、其節別錄にて彼國に無御

座候もの、タバコ或丹木胡椒、其外器音信に遣し

候、其返答として使者歸國の刻、人參、照布、鷹、豹

皮、虎皮、筆墨、花席、又は米、木綿等遣し候、右の内

より、鷹、虎皮、人參等は公儀に進上仕、相殘候分は

相拂候様に、從權現様、祖父對馬守按するに、義智、御扶

助と被仰付候故、唯今に至りても其通に仕來候、右

の品々、銀にして百貫程も利分可有御座哉と、其外

所務と申儀無御座候事、

朝鮮と此方の商賣之事

一右朝鮮國他國人と商賣仕候へは、利慾深く、下に

罷成候へは、却て國のために不能成、夫より災も出

來仕ものご存候て、手廣き商賣、大抵法度に仕國に

て御座候、併入用の物は取遣仕儀に御座候、尤日本

又は北京貿易の物、日本にて商賣仕候やうに、金銀

にては不仕候、雙方の國の者望みと存候品々にて、



代物替に仕候、併鷹、虎皮、豹皮、人參、かやうの物は、公儀に進上仕候、代物替に仕候ては、大分出不申候ゆゑ、現銀にて買取、公儀御用相達、其外は朝鮮國に無之物此方より遣し、彼國より端木、糸、木綿、或白米、大豆、小豆、此品々にて取替候て、商賣仕候事に御座候、虎皮一枚に付代銀四百三十目、五十目、或五百目程、其時の相場高下御座候、

豹皮、狼皮、照布、人參一斤に付上三百目、中二百五十目程とも、其時々相場高下御座候、一牛黄一匁に付百二十雙倍、百雙倍、八十雙倍、上中下に依て高下御座候、以上、對馬國記、

天和三年癸亥、義真君、以對州商賣十人、號商賣掛而被令掌交易之事、州中之士、至元祿年中、改商賣掛之號、被爲元方役了、本州編録、

寶永七庚寅年、巡見使に答ふへき簡條書中、一送使の儀御尋の節、

使船員數の儀、毎歲相定二十四船にて御座候、牽船等有之事多儀故、委細には覺不申候と御返答被遊、其上にも何角御尋も御座候は、委細御開被成度候は、御老中迄書付を以申上置候故、其趣を致

書載、可掛御目候、

一朝鮮表に毎歲船數何程被差渡候哉と御尋被成候は、約定入船數相定居申候、四十艘餘と覺申候、急用有之節は、飛船を被差渡候と可申上事、

一朝鮮に渡候船の水夫は、如何様の者渡り候哉と御尋被成候は、船手の者より罷渡り候旨可申上事、

一朝鮮に、下々自由に罷渡候哉と御尋被成候は、自由罷渡り候儀は難成儀御座候、毎歲約條の使者差渡候船數四十艘餘も御座候哉、尤外に急用有之刻、飛船差渡、用事相調申候旨可被申上候、

一朝鮮より出候品の儀御尋の節、朝鮮より出候人參、糸、端物、虎、豹皮の類出申候、其外數々御座候故、委細は覺不申候、

一此方より被差渡候品御尋の節、一鐵、銅、胡椒、明礬、口口水牛角等指渡申候、其外にも有之候得共、委細覺不申候、

一朝鮮御商賣の御尋被成候は、鐵、銅、胡椒、明礬、丹木、狸皮、狐皮、塗物の類朝鮮に差渡、糸、反物、木綿、白米、納調被申候由、人參は現銀調にて御

座候由承及び候、終に朝鮮に罷渡付、朝鮮筋目の儀曾て不存旨可申上事、

一朝鮮より出候品、朝鮮に差渡候由、直段付覺、此書付、町奉行勘定所に相渡す直段付の内、分厘除之、何百何匁程と改、書載相渡す也、

一朝鮮國より出候代物、并日本より朝鮮に差渡候代物、先年被仰上候直段に二割七分相加へ、其外品により了簡積り仕、勘定所より差出候、上使御尋被成候は、此通書付可差出候、書付左に記之、

朝鮮より出る代物

- 一人參一斤に付代一貫二百目程 一白糸一斤に付代三十六匁八分程 一縮緬一端に付代四十一匁九分程 一龍紋一端に付代三十五匁五分程 一兔羅面一端に付代三十五匁五分程 一綾子一端に付代八十二匁五分程 一真綿子一斤に付代十六匁程 一金襦一本に付代三百五十五匁六分程 一欄絹一本に付代百七十七匁八分程 一紗一本に付代六十三匁五分程 一紬一匹に付代二十目三分程 一黄糸一斤に付代十六匁程 一宮紬一斤に付代百三十九匁七分程 一紗綾一端に

付代二十五匁程 一照布一端に付代六十目九分程 一段子一本に付代二百三匁二分程 一木綿一匹に付代十匁一分程 一虎皮一枚に付代五百目程 一豹皮一枚に付代百五十二匁四分程 一青皮一枚に付代三十一匁七分程 一白米一俵に付代二十五匁程 一白麥一俵に付代十七匁程 一大豆一俵に付代十五匁程

右は二三十年以前、段々諸色高直に成候上、元の字按ずるに、此間銀の字を脱せしなるへし、これ通用に罷成、二元祿度吹改められし元字銀をいふなり、

日本より朝鮮に差渡し候代物

- 一銅百斤に付代百四十三匁五分程 一鐵百斤に付代三百三十匁程 一煙器百挺に付代百二十三匁二分程 一丹木百斤に付代八十八匁九分程 一胡椒百斤に付代二百三匁二分程 一明礬百斤に付代九十五匁程 一鎰鉞百斤に付代二百二十八匁六分程 一延銅百斤に付代百七十七匁八分程 一切多葉粉百斤に付代三百三十匁二分程 一狐皮百枚に付代八百八十九匁程 一水牛角百本に付代二貫三百目程 一狸皮百枚に付代五百



八夕程

右は二三十年以來、諸色ともに日本買元直爲直に罷成候故、交易の利分甚致減少候、以上、對藩政事問答、享保十三戌申年、雨森東五郎書上、

一譯官共の儀は、格別恩賜を厚く被成、御國の御陰にて無之ては、其身立不申候と存候様に被成可被置事に候、公儀向を思召候へは、御老中方の御用人は、別段の御手入被成候同然の心持に御座候て、譯官とも、御國をおろそかに存候様に被成候ては、甚御爲に成申すましく候、其内常例に成不申候様に、御處置肝要に候、參判使渡海の節、木綿被下候儀、最初は不時の恩賜に候處、只今にては常例の様に罷成候、かやうにては如何しく奉存候事に候、古館の時、此方より被仰掛候事有之、久々埒明不申候に付、譯官の内李判事と申者、日本人へ内通いたし候は、拙者事を東萊前にて散々御叱り、此上に打擲可被成候、左候は、此事相濟可申と申候ゆゑ、其通りに致し候處、果して其事埒明たりと申す事に候、譯官の身として、かやうの事可申様無之儀に候へとも、其節迄は亂後の餘威にて、日本人諸事暴戻な

る仕形に恐れ候、心つよく候てよくは、其身辱を取候て成とも、此事をはやく埒明、一時の苦難を免申度存候、一つは且又其砌迄は御商賣の次第も、彼方共に今とは違候て、日本人のため相働候へは、その身の勝手に成候處有之候ゆゑ、利得に目をかけ候心も有之、威に脅され利に誘れ候、此兩端にて、右の内通を致したるにて候、此外にも是に類したる事、其節迄はいかほとも有之、李判事一人のみにては無之候、今に成候ては餘威も無之、又相働き候とて別に益を申す事も無之候へは、判事中心の心入、昔には殊の外違ひ申候はつに候故、恩賜の處に別て可被添御心事に候、殊に御商賣方にて、商人をしたしむ譯官を疎み候様になど有之候は、御隣交の御用向に必差支可致出來候ゆゑ、了簡可有之事に御座候、近來誰にて候や小役人の内、昔の仕形を聞傳へ居、東萊前にて譯官の鬚を取申候へは、譯官共却て致憤怒、その事埒明兼申候、是は俗説に申候古流當流の差別無之と申す類にて、事情時勢を分ち申さぬ可爲了簡候、

一送使僉官五日傍注、を請取の節、鱈、青魚の類

枚不足致候ても、役人共、禮房、戸房と相争ひ、見くるしき事も有之候、惣體他方使者に參候もの、先よりの仕方よろしく候へは、丁寧なる事と存し、先より仕形宜からず候へは、疎末なる事と存、夫のみにて相止み、此方兎や角可申道理は無之事勿論にて候へとも、朝鮮の事も、右の通有之度事に候へ共、朝鮮の風儀、下々の者共、別て廉恥の心薄く利を貪、馳走の一事にては、朝廷方、東萊の心にて別事無之候所に、中間にて其數を減し、其品を悪く致し候事に候ゆゑ、此方より何とも不申候は、行々は散々に成可申との恐も有之、其節に成候ては、何分の違却可有之も難計候ゆゑ、役人共より、右の如く古式をふるひ相争ひ候も、しかと不仕事なから、却てまゝなる筋も有之候間、其内甚く候儀は被禁、其他は先只今までの仕來に被成置候も可然哉と存候、日本人の覺え違ひにて、昔はかやうに無之、段々馳走の品を悪く致し候と口々に申、彌左様に候哉否の儀、何を以考へ可申様も無之、其譯不慥に候得共、彼方ね可被仰達様も無之候に付、以前の儀は可被成様も無之候、向後は彼方馳走の丁寧不丁寧を以、隣交

の誠信不誠信相知れ、異邦の事情を察候は、一つの助に候間、送使僉官の記録に、膳部の次第をも委細書付候様にこの事にて、寶永二年以來、朝鮮へ相渡し候人銘々記録仕立、差上候様に被仰付候、此儀も此處に心仕無之人は、無用の事被仰付置候様に存候事に候故、此趣書付置事に御座候、但送使僉官に罷渡候人、記録被仰付候主意を取失ひ、他人の致し來候記録を見合、自分の記録を相認め、不時の事記置不申候ては不叶儀を、却て記録に書載不仕候、此已前西館に按するに、西館の事前に見ゆ、居候人火災に逢候時、東萊より木綿被送候、是等は非常の事にて、記し置不申候て不叶事に御座候處、先規無之候とて書付置不申候故、追日記録に書入候様に仰付られ候、ケ様の義行々可有之候間、送使僉官歸國の節、崇信廳の内一人記録吟味の儀被仰付置、若記し可申事を記し置不申候は、追て書入候様被仰付可然候、一御時不宜候に付、御送使御やとひ被成候事、最早兩度有之候、此後又左様の事有之まじきとも難申候、御所務御庸入に成候儀、御ためし候様に相見え候へとも、元來御家來々、他國より馳走いたし候食



物を、上へ被召上候と申事、義理に當可申様無之、其上異國人の存入も不宜候、勿論御家來の難儀は無限事にて、當時は御爲と相見え候ても、落着の御ために不罷成候と申す所に心付無之段、慨嘆の至極候間、若も左様の沙汰申上候人有之候は、上より叱責可被成候事に候、

一誠信の交と申事、人々申事に候へとも、多くは字義を分明に不仕事有之候、誠信と申は實意を申事に候、互に不欺不爭、眞實を以交り候を誠信とは申候、朝鮮と誠の誠信の交を可被取行と思召候に成候ては、送使をも悉く御辭退被成、少も彼國の造作に御成不被成候時ならては、まことの誠信とは難申、其譯彼國の書籍を見候得は、底意の有所相知申候、しかし此段容易に成申事にも無之、唯今まで仕來り候事は、彼國よりも容易に相改め可申とも被申間敷候間、何とぞ仕來は先其通りに被成被置、此上に御實意御取失ひ無之様に被成度事に候、日本人は其性獷悍難以義屈と申よし、叔丹の文にも相見え候、彼國の弊口大分に候へとも、送使接待を初め、于今無別條致連續候は、獷悍の性を被恐候よ

り事起りたるにて御座候、亂後の餘威、今にては甚薄くなり候へは、此後は對州の人從前武義の習ひを失ひ、惰慢の心に成候は、必前々申候通、何某の木刀と申すことく成行可申ゆゑ、朝鮮幹事の人には、其心得肝要の事に御座候、とかく朝鮮の事情を精々知り不申候ては、事に臨み何の了簡可仕様も無之、浮言雜説はいかほと有之候ても益無之候ゆゑ、經國大典、攷事撮要の書、并に阿比留惣兵衛仕立候善隣通交、松浦磯右衛門仕立候通交大紀、及び分類記事大綱を、常々致熟覽、前後を考へ可致處置事に候、以上、交際提議、

安永元壬辰年、對州交易筋傳達、并探索御用御普請役佐久間甚八書上の内、

(朱書) 水牛角、胡椒、丹木、明礬、近來買元高直にて、不輕銀高損銀相成候、按ずるに、前文去五年領書の箇條に引合せ申上とあり、丑年は明和六年なるべし、下の朱書に同じ。

利潤有之と申立候直段、水牛角一本十匁、明礬百斤二十五匁、胡椒百斤百三十匁、銅百斤百十八匁と有之候、右直段長崎に無之安直段にて御座候、何方にて調候哉相尋候處、其節の儀不相分候由

役人申間候、若長崎にて水牛角、明礬、胡椒は、元代二歩銀を掛相除候直段にも可有御座哉、銅は前々泉屋吉左衛門方にて直買仕候由、いつれも三十年以前の直段と申儀に付、右は右銀の節の直段を以當時に引競へ、損失申立候儀にも可有之哉、品物は時の相場年々不同御座候儀、世上一統の儀に御座候所、損失の申立に不相成、殊に是迄年々長崎除の品、大坂銅店共直段合は、役人共逸々承知得心にて、年々買受來候儀に御座候得共、損失と可申立筋無御座候、

(朱書) 送使所務の分

一銀三百二十四貫四百十六匁

金に、五千四百六兩餘 現米に、五千四百六石餘

四つ物成 高一萬三千五百十五石餘

此度交易方取合認出候節、送使銀高三百四十五貫目程に相成候、右の仕法に仕、金五千七百五十兩、現米にして五千七百五十石にて、四つ物成一萬四千三百七十石餘と相成、差引八百五十石餘、此書面不足に御座候、私貿易に是迄不絶差渡候、

銅、木綿、米に相替候得共、此利潤も可有之儀に御座候得共、元代下直に積立置候に付難相分、鑄錢銅四分ほどは交易人參代三萬斤、無利潤に引替候、國主存寄の由、此趣意も不益の致し方に相聞、米千俵分一萬斤に引替候利潤差當八貫目、金にして百三十一兩餘、現米百三十一石、四つ物成にして三百二十七石餘に相成申候、近藤某所藏留書、

宗 對馬守

文化十二乙亥年、朝鮮國書簡の儀に付宗家被仰渡、朝鮮國饑饉に付、買米の儀對馬守に頼越、書簡被差出被申間候趣、遠御聽候處、難成事に候、對馬守隣境の故を以、買求相頼候儀難默止候得共、外國に米穀相渡候儀、私を以難相成、公儀に申立候ても、多分石數遠海相廻候儀は、御開濟有之間敷に付、不得止事及斷候段、可申旨被仰出候、

一右書簡の内一面に削之跡有之、殊に奉書の書の字、上書紙中共月日も手を入候様子にて、甚紛敷相見候、外國通信は、一紙の書簡の外信用可致もの無之、殊更只今迄例も無之儀頼來候上は、別て念入相



改可申儀にて、於在所取扱候家來共は不及申、於其方心付も無之、不行届の事に思召候、此旨可申開由御沙汰に候、

宗 對馬守

此度相達候儀に付差扣被伺之候、差扣可罷在旨被仰出之、

右於下野守宅申渡、按するに、老中青山忠裕、

宗 對馬守

此度、於在所朝鮮の書簡致開封相改候家來共、相應に咎被申付候、於當地取扱候者共は、品輕候間、叱置可被申候、

寺社奉行

右之通宗對馬守家來に相達、差控可罷在旨被仰付、以所庵輪番緝長老も、於彼地書簡開封相改候節、其心付も無之段、不念の事に候、差扣可罷在旨可被申渡候、栗園漫抄、

求請事考

自古使船入善隣時、有土産之所求、則應其請、是約例也、故品物原無定式也、今者歲遣船及圖書求請有定規、但隨送使大小船、而品有多寡也、詳有海東例

簿矣、

雜用通例

大凡交隣有大小之陳請、則一皆是以書契告事通例也、先太守義成公之治世、有所請求、則贈書於禮曹、或告東萊釜山也、蓋按書稿中、有求書籍者、有求樂器者、有求鷹者、有求馬匹者、一一難枚舉矣、善隣亦有求我者、是睦隣之道也、其書往復在輪番書稿中也、以上、韓錄、

寬永十四年丁丑、朝鮮耕牛を我州に求むるの事あり、是を議するの割あり、左にしるす、

戶曹判書割

伏以馬島買牛事、備局陳其不便、而聖批不允、今將委遣倭譯、非但臣愚有所過慮、國人皆以爲不可、伏願聖明少垂叡念、臣竊聞、對馬一島壤地褊少、牛畜不繁、島主雖欲應副、其勢末由、而一自昭長老出來之後、島中大小事、無不報知於關白、今此買牛之事、關白なまじ奉りて、猶關白さしるせり、不許、則見侮多矣、若或快許而優數許送、以大官稱爲國使而領來、則舡隻格倭、其數必多、應接之難、有不暇顧、而彼若慮有德色、欲爲上京、或發他請、則處置案難、且耳目

多、則聽聞亦廣、國中事、無微不聞、而亦不無啓豐之端矣、若或優送牛隻於馬島、使我載運、則以何舡隻、以何格車、搬運重浪之外乎、況人情施而不見報、則怨怒生焉、彼若以千百之牛送之而責德於我、則以我國物力何以報之、彼國最愛我國花馬、每每送價求買、送牛之後、責報就羅之馬、則常何以處之耶、此亦不可不慮也、夷狄豺狼遠之可也、豈可與有與相資財畜相通者乎、古之帝王謹華夷之辨、嚴內外之防、豈非後世之明鑑乎、且日本牛隻其體甚少、雖已老齡、無異我國之童牛、其國之俗、不以牛耕云、設令此牛朝而出來、夕而耕田、與異類通財用、固非長算、況無用於耕犂者乎、凡事雖有後弊、目前有大段利害、則容或爲之、此事無大利、而或有後患、莫如不爲之爲愈也、伏願聖明下詢廟堂、更議處置、幸甚、

和文

今倭譯をして耕馬を對馬に求しむるの事、備邊司其不便を陳して、未是を聽く事を賜はず、臣ひそかに聞く、對馬の島たる、土地褊にして牛畜多からず、島主我求めに應せん事を欲すといふとも、其勢おのつから致しかたからむ、且昭長老の馬邊に出來

りしより、島中の事、大小となく皆關白に告報せすといふことなし、今此牛を買の事、關白若これを許さる時は、徒に侮辱を外國に取て、また或は快く是を許し、優數に出し送り、大官を以て國使と稱し、是を領し來らしめは、船隻格倭其數必多からむ、但應接の甚難きのみにあらず、彼もし是を以て勞として、よりにて上京を求め、或は他の請を發せは、寔に其處置にかたからむ、且人耳目多き時は見聞また廣し、今多くの人數をして入來り、我國の事微細に至て、皆これを聞すといふことなからしめは、恐らくは兩國間事を生ずるの端たらん、或は彼牛畜を馬島に送り、我國をしてみつからは載運せしめは、又許多の船隻水夫をして、是を滄海の外に載運する、我國是を能せんや、且我彼に施して、彼我に報ゆる事なければ、必是か怨怒を致す、これ人情の常なり、今彼千百の牛を我に送り、我かこれに報ん事を求めしめは、我國物力果して能これを辨すへけんや、かれ我國の花馬を愛し、毎々價を送て買む事を求めたりと、牛を送るの後、我をして報ゆるに就羅の馬を以てせしめは、また何如してこれ



に處せん、大抵夷狄は禽獸のごとし、宜くこれを遠  
さくへくして、是と有無財畜を通するの理あらん  
や、古の帝王中國を内とし夷狄を外とし、彼をして  
あへて我を侵す事あたはさらしむるもの、誠に後  
世の明鑑たり、且聞く、日本の牛其體甚少きなり、其  
老牛といへども、我國の童牛に異れるものなし、よ  
りて日本の俗牛を以て耕さすと、今此牛をして朝  
にして出し來り、夕にして耕さしむとも、異類と財  
用を通する、既に長策に非ず、況や其耕田に用ゆる  
所なきをや、凡事後日に弊有といふとも、其目前に  
在て大利害あるものは、或は暫く是をなすへし、今  
此事のごとき、既に大利なくしてまた後患あり、こ  
れをせざるのまさりたるにしかず、ねかはくは聖  
明更に朝廷に議し、宜しくこれに處せん事を、朝鮮  
通交大紀、

天和元辛酉年、巡見使に答ふへき簡條書中、

馬鷹直段の事

一右の直段如何程とは慥に申難く候、其子細は是  
も大形代物替に仕候へは、其時々により、朝鮮人望  
申物の品により高下御座候、馬の儀は如何様にき

もいり候ても、能馬數候儀無御座候、其子細は朝鮮  
の武士は、馬半弓迄にて戦をも仕儀に候ゆゑ、別て  
馬を祕藏仕候、殊に日本のやうにばくらう無之處  
にて御座候ゆゑ、朝鮮の侍持居申候馬を才覺仕、求  
め申儀にて、馬の直段金七八枚程も仕儀に御座候、  
鷹の直段の儀、是又如何程と慥に不被申候、朝鮮も  
日本同前にて、鷹の善惡により直段ちがひ申候、併  
是は日本にての直段よりは三分一もやすく御座候  
よし承申候、前後を存候へは同前と存候、其子細  
は鷹百居買取候ても、恙なく大坂へ參着候は、其内  
纒にて御座候、朝鮮國の奥韃境白頭山と申山より  
出候を、かぶさんと申處のもの取候て參候、釜山迄  
凡道の程三十日餘に參候、朝鮮人鷹のあつかひ、い  
かにも兪相に仕候故、釜山浦にても落申候、又對州  
大坂の内も過半損し申候に候、餌飼などの雜用彼  
是を見合候へは、利分御座候ほどの事にて無御座  
候、對馬國記、

對馬州太守平拾遺義成、謹奉書東萊釜山僉令公足  
下、杳想口勤定口裕、慰賀無量、生迄今侍東都、述職之  
勞共可料焉、仍煩向者所求黃鵬既雖受其一匹、而以

未足獻兩殿下、今又差平智正、敢請獲二三翼、伏望  
控所干該司籠送之、因又示其馴育之法則足矣、餘  
在使舌、只惟昭在、異國日記○按するに、この書年月を記さ、  
れども、義成の書なるを以て、姑くここに  
附す、

告藥種貨物交易事

有無貿易、交鄰之約信、兩兩相宜之義也、寬永十六  
年、本國禁南蠻船渡海、因是東武降命曰、南蠻船之  
外、異邦之商船、傳可開貨物之交易云、因是遣使者  
於朝鮮、切要藥種蠶絲貨物等交易、同十六年、遣使  
者吉田藤右衛門、贈書於禮曹、求藥種貨物等交易、  
同十七年、遣使者内野藤兵衛、贈書於禮曹、求藥種  
貨物交易、韓錄、

寬永十七年庚辰、公按するに、義成、また内野藤兵衛をし  
て、其藥品出賣の事を禮曹に請れしなり、ごときに禮  
曹參議林潭我州に送りし書あり、  
朝鮮國禮曹參議林潭、奉書日本國對馬州太守平公  
閣下、玄律向深、緬惟榮衛萬相、慰係殊切、貴价所懇  
求各種藥料、有無相遷、彼此兩便、而第緣本國民間素  
無採藥販賣之處、止於各種所產之地、土民隨時略  
採、以供公私之用、故國中藥材常患不足矣、向蒙盛

教、重違至懇、就令商賈措辦若干材料、兌換於互市  
之日者、不欲孤賢太守願望之意也、然惟貴島指定  
求買之數、則決非本國物力所辨出、而不可定爲年例  
恒式也、玆未盡副、媿嘆殊深、餘在回使詳悉、此不縷  
及、統希崇照、不宣、崇禎十三年十一月日

和文

貴价をして求むる所各種の藥品貿易の事、是誠に  
彼此の便なる所なり、但本國各種の藥品、其産する  
の地において、土民其時に隨ひ略是を採り、以て公  
私の用に供するに過す、曾て藥を採り販賣するの  
事なし、爰を以て國中の藥材常に足らざるを患ふ、  
向に盛教に違ふ事を重んじ、姑く商賈をして若干  
の藥材をもとめ、開市の日においてこれを交易せ  
しむ、然も貴島請ふ所の定數に至りては、決して本  
國のよく辨する所にあらず、これを以て年例常式  
とする事なかれ、今盡く其請に副ふことあたはず、  
爰に媿嘆に堪ざるのみ、餘は回使に詳かにせり、以  
て委しく及さず、  
寬永十九年壬午此年六月、公書を禮曹にいたし、此  
比東武、新に藥園を被置しによりて、藥品を求めら



る、の事を告らる「禮曹參議閔應亭、書を復せし略に、所求藥料種類非一、若其唐藥及會未見聞者、雖欲奉副、勢亦未由、至於本國所產可得之財、敢不如此、いひしなり、

正徳五年己未、有章君不例の事ありしにより、我州特に書を萊府にいたし、揀參を彼國に求められし其書略に、「乞極品揀參拾斤、資來以副上用、今所懇求、雖出例外、貴府幸體此意、速賜如數應付、曷勝感激、」とありしに、かれ其事を果さず、後享保三年戊戌に至り、其斤數を減し、且是を賀參とし、東萊府をして書を復して、「所求揀參事出規例、數亦過多、而係是緊要藥用、雖未准副、特許賀送貳拾斤、鄰好之誼、不得不然、而至於賀參時、書契從前元無此事、來後則一遵舊式、是所望也、」といひし故、我州其求請を改めて賀參とし、且斤數を減し、また殊さらに延引して其期を失せしのこと、誠信の道に在てかくの如くなるへからすとて、姑く其書を受けて人參を還されしに、譯官等累りに此事を哀訴しやまさりし故、やむことなく、代官をして其價によりてこれを買しめられたり、以上、朝鮮通交大紀、

享保十乙巳年三月四日

時服三

宗對馬守家來 越常 右衛門

名代 鈴木次右衛門

右は朝鮮藥種御用相勤候に付、爲御褒美被下之旨、於檜の間、水野和泉守按ずるに、柳營日録、柳營に、これその御取寄の事、今詳ならざれども、後考のため存す、申渡之、柳營日録、柳營に、これその御取寄の事、今詳ならざれども、後考のため存す、日次記○按ずる

朝鮮求硫黃本州贈遣事考、

有無相通、是兩國之利也、豈有靳惜之理乎、明曆元年乙未、信使來聘、此時參判申翊金、贈別書於本州、而切乞石硫黃之賀遷、我太守義成公、達事情諸執政、周旋力請、因是東都輒見恩許也、翌丙申春正月、正使翠屏、副使秋潭、從事壺谷、贈書於太守、而速請贈硫黃也、同三年丁酉三月、遣使者幾度三郎兵衛於朝鮮、贈硫黃壹萬斤、是交鄰篤信之誼也、然朝鮮却謂我書中有不恭之語、而不敢受者久矣、同年丁酉九月、太守自江戸裁書贈禮曹曰、夫硫黃者、大君恩許之贈也、茲聞、因吾書中之文字而至今不領納云、硫黃與吾書、公私不同、須不論文詞速受納也、文詞有可嫌者、則他日可論辨云、於是於釜山城領受硫黃矣、使者歸時、備謝意於書中也、本州以朝鮮之謝意、

轉啓東都、後亦使者高勢新右衛門遣於朝鮮、告謝辭於達東武焉、韓錄、

明曆三丁酉年二月廿五日、宗對馬守の次飛脚被遣之、是朝鮮國の硫黃依被渡遣之、宗對馬守より、彼國の禮曹方の書簡の文被調之、被遣之、按ずるに、書簡の文は、二、に書く、○御日記

明曆三年二月

遣朝鮮書代宗對馬守、

日本國臣從四位侍從對馬守平義成、致書朝鮮國禮曹參議閣下、開貴國又安、本邦亦無他、勿勞遠懷、就中乙未之歲、信使來聘之時、被懇求買本邦所產之硫黃、乃啓執政、方今我貴大君之恩許而差遣壹萬斤、定知貴國殿下動喜色、即添使价送達之、宜被奏焉、餘附後信、統希亮察、不宣、

明曆三年丁酉二月日

對馬守平義成書案文集、

萬治元戊戌年五月晦日

朝鮮國禮曹參議徐必遠、奉復日本國對馬州太守平公閣下、專价惠書、懇審與居佳迪、慰浣倍品、前此要買硫黃、蓋特兩國相好之意、今領貴大君厚惠硫黃壹萬斤、感荷無已、若非貴大君信義之篤、何以致此、且

見貴州轉達周旋之誠、重用嘉歎、惟冀順序珍誌、端復、不宣、

丁酉年十月日

禮曹參議徐必遠柳營日次記、

萬治元年五月二日、朝鮮の硫黃一萬斤被下、同三庚子年四月廿七日、人參五十斤、虎皮十五枚、豹皮十五枚、白布七十四、大鷹二十連、朝鮮王獻上の由、宗義真上る、是彼王へ硫黃一萬斤被下御禮也、人見私記、萬治三年四月廿七日

人參五十斤 虎皮十五枚 豹皮十五枚 白布七十四 大鷹二十連

右從朝鮮國主進上の旨、宗對馬守義真獻之、是は彼國主依請硫黃一萬斤、去々年被遣の儀、甚喜悅の旨、其砌御禮對馬守方迄書簡相添差渡之、其後無程國主崩自注、去年九月也、依之延引候趣を、義真言上之、御日記、萬治三年

日本國臣從四位侍從對馬守平義真、奉書朝鮮國禮曹參判大人閣下、杳通潮信、傳聞風聲、審知貴國泰安、本邦亦昌平、可慰緬想、去歲發專使於對馬島、謝贈硫黃而寄土宜數品、既懇執政以陳啓我貴大君、而



禮備事畢、故今遣使船告之、就白、去歲對府偶有不虞之變、屋舍多罹燬攸之災、馬島元是海中之薺萃、地狹田少、而他州之穀米不便於運轉、於是貴大君降沛澤之恩、施賑恤之政、發公倉普賜官米、是以國中昭蘇殆忘遭災也、他惠之厚、我儕之慶、不易言也、俯冀盛諒、餘事勒使行、不宣、

萬治三年庚子月日

對馬守平義真

又

日本國臣從四位侍從對馬守平義真、致書朝鮮國禮曹參議大人閣下、鄰好不渝、交義惟渥、聞喜貴國安平、本邦亦靜壹、勿勞遐懷、去歲專价到馬島、被謝疏黃轉送、既依執政以啓稟我貴大君、而土宜件件如別錄、被檢領之、因差行人告諭焉、去冬對府不幸有火災、屋宇罹池魚者多多、且洲之爲地、田畝狹少、海島孤絕、故穀米甚乏、遲漕有煩、今逢此變、將及饑旱、爰貴大君垂仁惠施荒政、忝賜官米賑恤焉、國中浴恩霈之澤、而忘回祿之憂、我儕歡抃何以加焉、統希亮察、餘附使者以演焉、不宣、

萬治三年庚子月日

對馬守平義真書文集、

遣陶工事例

太守在州之日、遣陶工、則自太守贈書東萊釜山、而告土薪之事、倘太守在東都、則以奉行之書、而告事於東萊釜山、是舊例也、按するに、此事及び下の求、醫の事は、因に附載す。

招求醫者事例

一 明曆三年、遣書於禮曹、招請醫生、此時韓主簿來到、往復書在輪番柏長老書稿、

一 寬文十二年、遣書於禮曹、招請醫生、此時咸主簿來到、往復書在輪番厚長老書稿、

一 延寶六年戊午、遣書於禮曹、招請醫生、此時朴別將來到、往復書在番輪竺西堂書稿、以上、韓錄、

延享三丙寅年七月、宗對馬守義如、近年交易利潤、これなく、勝手向差支難澁のむね御聞に達し、御手當として金壹萬兩宛年々賜はるよし、同年九月、同斷により願のこごとく金三萬兩拜借、實曆五乙亥年七月、同斷により三年のうち、毎歲金壹萬兩宛賜はる、同八戊寅年六月、同斷御用途不辨難澁により、金壹萬兩拜借、明和七寅庚年、近年朝鮮交易中絶により、御手當として大坂金藏において、年々銀三百貫目宛拜借、安永五丙申年三月、朝鮮國交易斷絶に及ふにより、緣楓漫筆によるに、これ公貿易斷御役絶におよひしをいふなるへし。

通航一覽卷之百二十九

朝鮮國部百五

○貿易 潜商罪科、耶蘇禁制告諭、商賣金高并銅渡方、

元和六庚申年、宗對馬守義成、命によりて、竹島朝鮮國屬島に於て潜商のもの二人を捕へて、京師に送る、科いまま所見、寛文四甲辰年、多年朝鮮に武具等を潜販せしもの數十人を召捕へ、その輕重にしたかひて、刑罪に處せられ、宗對馬守義真に命して、かの國に書を贈りてこれを質さしむ、爾來しばしば、其事ありて死刑に行はる、同十二壬子年、對馬國佐須奈浦に新關をおき、朝鮮往來の船を監察す、新關の事、前の和館の條に出す、移館の始末併せ考ふへし。

元和六年庚申、本國按するに、對馬國をさす。商賈彌左衛門、仁右門者竊渡海、居磯竹島之間、按するに、磯竹島は即竹島をいふなり。捕之可送京都之由有台命、依之義成君被遣小田治郎右衛門、阿比留新左衛門、高松彌左衛門、小島平左衛門、山下五左衛門、小田、阿比留早速到彼島、捕二人歸了、於是以人見三右衛門、吉田庄右衛門爲使者、

儀相續のため、永く御手當として、毎歲金壹萬貳千兩宛賜はるべきの旨、對馬守義暢に懇命あり、是等の事、元より貿易の盛衰に關係せるをもて、こゝに收む

○考證は、ともに宗氏通信御手當并拜借金の條にあり、

通航一覽卷之百二十八終







對馬侍從殿

古文書集○按するに、此御書年代等詳ならざれども、八幡船の事を載せられたるを以て、ちなみに附す。

告偽船事例

平田所左衛門

使者 小川亦三郎

早田勘助

寛文四年甲辰、吾國之商人、竊與朝鮮人相謀而猥犯國之大禁、捆載乎鳥銃劔戟甲冑兵器或鹽硝硫磺等物、潛航于朝鮮、恣相交易、不啻一再而已、於是密有控訴之者、本州即轉啓東都焉、東都速降嚴命、使諸州擒捕其渠魁及黨類也、諸州追捕其賊、掣送諸長崎焉、官廳鞠問、則賊等白狀伏罪、賊類悉顯露矣、厥後有東都之命而使其賊各歸乎本土、隨其罪之輕重、或磔尸或斬罪、梟首或流竄、或奴婢、凡黨類無有漏網也、爾後東都命本州曰、偽船之賊、雖爲本邦之商、朝鮮僑無內通者、則渠輩如此任心超海乎、遣使於朝鮮而可詰問云、因是寛文七年丁未秋八月、遣使者正官平田所左衛門、都船主小川亦三郎、封進早田勘助於朝鮮、書略、近歲偽船到貴國之邊海、私相交易矣、其事顯著、捕其渠魁鞠問、則白狀伏

罪、想是有内通者矣、事不防於微小、即堅冰之戒可不懼乎哉、倘有預其事、匿而不言者則禁斷之、可懲後來云、朝鮮返書略、邊徼之事、未即相報、以致來教之先及、而爲推恕、不欲追咎於既往、喻以霜冰慮、在杜漸於將來、實感永好之義、還切媿歎之心、肝鬲之要、豈不銘佩乎云、而不及于内通之賊檢察之事也、於是寛文八年戊申六月、再遣正官平田所左衛門、都船主小川亦三郎、封進某朝鮮、書略、所期速檢察内通種族、而累開論事狀、閑邪存誠、睦隣之義也云、朝鮮返書略、不加禁斷、實由踈漏、今承來教、雖恨靡及、本末如此、歸罪無所、此後嚴防、其敢忽也乎云、本州仍以前後之回書、轉達東都之執政、亦命本州曰、事誠如此則既往難咎、後來之嚴防、詳可告諭云、因是寛文九年己酉七月、遣裁判井手彌六左衛門於朝鮮、贈書於參判、告後防之事、暨東都寬仁之德意也、朝鮮返書略、今見來書、諭之以貴大君之好意、無非左右前後周旋之力、善鄰之誼、良用感嘆云、詳載朝鮮記錄中也、韓錄、

寛文七丁未年

日本國臣從四位下侍從對馬守平義真、奉書朝鮮國

禮曹參議公閣下、竊惟貴國本邦鄰好久矣、敵州累世接待有由來、凡商舶之通、無敵州之印契、則不詳交易之利者、振古之約信也、然頃聞有訴者曰、近歲偽船不齋余印契而到貴國之邊鄙、私相交易、乃檢察之以捕其魁、糾之鞠之、各已自首伏罪、就想此、是有内應者然、貪賈下民等之所爲也、余未曾知、則貴國官司亦非所可知焉、然事不防於微小、則恐違累世之約信乎、履霜堅冰戒、不可不思焉、若有預此事匿而不言者、則禁斷之、可懲後來、故錄事狀以告之、待回劄而申議焉、薄品如數備于別幅、莞爾爲幸、秋風漸冷、順序自齋、不宣、

丁未八月 日本國臣對馬守平義真向賜續集、

寛文七年七月廿五日

朝鮮國へ密々武具差渡候者罪科之覺

一 死罪之内重科は磔、其外は獄門或は可爲斬罪事、  
一 武具差渡候儀乍存、金元仕候者は死罪、様子不存金借候儀、於無紛は閉門爲致、所は預可置事、  
一 水主に被備候者之内、穿鑿の上、様子を存候而雇はれ候は、死罪、様子をも不存被雇候は、所は預可置事、

一 磔に行候者の男子の分は死罪、妻女子下女は奴たるへし、但縁に付、一所に不能在女子、并男にても他家へ養子に遣候は、可爲用捨事、  
一 奴は其科人有之所の奉行進達すへし、關所道具は帳面に記置、奉行可預置、奉行無之所は、奴并諸道具は、其所之守護人可爲進退事、以上、

寛文七未年七月廿五日

板内 膳正

土但 馬守

久大 和守

稻美 濃守

松平 甚三郎殿令條記○按するに、松平正則、久世廣之、土屋敷直板倉重知なり

寛文七年九月朔日、累年異國の武具を渡す、此趣去る夏、訴入筑州柳川之土民、其守護立花將監に告之、仍而從公儀糺明被仰出之、其徒黨人立花長崎之藏本、同所須藤七左衛門、同休意半人、原左兵衛、長崎町年寄高木作右衛門、博多伊藤小左衛門、筑州久留米之者一人、京都之者一人、當年異國に渡す武具、鎧五十領、鎗百本、長刀并刀、脇差十箱、鐵砲藥二百斤、こもた勘右衛門といふ者、大坂に居住し、朝鮮



國へ十五度に及び渡海、今度右訴人有之に付、江戸  
 の罷下る、於大津彼者之僕訴人す、牧野佐渡守按す、  
京都所司代、穿鑿之、大坂町奉行の勘右衛門を送り、荷  
 物等於京都改之、珊瑚珠、人參、南蠻藥、黄金等有  
 之、其上勘右衛門近年鎧を誂、具足院糺明、然共其  
 子細不存之由、柳營日記、  
 寛文七年、朝鮮國の武具差渡候者共御成敗覺  
 一合九十八

内五人 磔 十四人 獄門 十八人 斬罪  
 五十一人 追放 二人 赦免

右者寛文七未春令露顯、同年右之通相行之、延寶長崎  
記、  
 寛文七年七月、拔舟之者長崎被遣、同八年二月七  
 日、按するに、この間、  
脱藩あるへし、大久保甚右衛門、扇格右衛門、中  
 里彌二右衛門、龜岡平右衛門、木原市右衛門、兒島  
 又兵衛、原與一右衛門、吉田孫兵衛、熊本作右衛門、  
 泉五兵衛、徳兵衛等也、流刑者長島利左衛門、阿比  
 留彌兵衛、津口七郎兵衛、熊本次兵衛等也、同年對  
 州町人大久保甚右衛門與京都及西國之町人相議、  
 渡兵器于朝鮮了、事露顯遭刑云々、當州侵禁之商賈  
 數人、於野良崎磔刑被行之、寛文十二壬子年、對州

佐須奈關成、與鰐浦同置關守、被糾朝鮮往來之船云  
 云、本州編略、

寛文七年、東武鈞命して偽船の事を彼國に告しむ、  
 從是さき筑前の商伊東小左衛門といふ者、諸商と  
 議り、偽船を朝鮮に通し、鳥銃、刀劍、硝黄等の物を  
 載せ送り、連りに潜商したりしに、彼國また密に是  
 に文引を給し、接待を許して、意を恣にして往來せ  
 しむ、甲辰年に至り、按するに、甲辰は、  
寛文四年なり、其事露はれし  
 故、小左衛門及び其黨類を捕へ、長崎にいたし究問  
 し、各本土に送て其科に依、磔斬の典に被置たり、よ  
 りて我州に命してこれを朝鮮に諭し、其通同の事  
 を究めしめられしに、彼禮曹參判曹漢英、書を復せ  
 し略に、往者邊徼之事、未即相報、以致來教之先及、  
 而曲爲推恕、不欲追咎於既往、喻以霜冰慮、在杜漸  
 於將來、實感永好之義、遠切媿歎之心、肝鬲之要、豈  
 不銘佩、こひて、是を究問するの事なかりし故、翌  
八年戊申六月、公再書を送り、其黨類を執へ、其を  
典刑に置の事なく、且其文引なきの偽船を許し納  
たりしの事を責られしかば、彼國禮曹參判南龍翼  
をして書を復して、其事を謝せしなり、其書左に記

す、  
 朝鮮國禮曹參判南龍翼、奉復日本國對馬州太守平  
 公閣下、端使復至、帶得辱翰、且審啓居珍謚、慰沃良  
 深、示諭事、意前書未能詳悉、致勸再問、彌增愧怍、  
 往歲有船、來泊我境願賣硫黃、此是本邦之所不產、  
 會前求買、實貴州之所已知也、當其船到之初、未思  
 印契之當驗、不加禁斷、案由疎漏、今承來教、雖恨靡  
 及、本末如此歸罪無所、此後嚴防、其敢少忽、業已申  
 飾疆場、一意謹守、願以誠義相與之道、不容護前而  
 自外、敢盡布之、惟執事之諒恕焉、時氣向寒、切冀  
 慈重、不宣、戊申九月日

和文

端使また至る、示す所の事前書いまた是を詳に盡  
 すことあたはざるは、益愧嘆に堪ざるのみ、往歲船  
 あり、來りて我境に泊し、硫黄を賣む事をもとむ、  
 これ我國の産せざる所にして、かつて買ふことを  
 求むるもの、是貴州のしる所なり、其船至るのとき  
 にあたりて、其印契の驗すべき事をおもはず、禁  
 斷を加へざるもの、誠に疎漏たり、今來教を承て悔  
 といへども及ふ事なし、此事本末かくの如し、罪を

歸するに所なし、但この後常にこれを防くの事、  
 あえて少しも忽にする事あらんや、よりに邊界に  
 令し、専ら謹てこれを守らしむ、其誠義相與するの  
 道にありて、宜く前非を護して、みづから疎くすへ  
 からず、敢て盡くにこの意を布く、願はくは執事の  
 察することを賜はん事を、

此事彼いふ所終に右のことし、公、よりに前後の回  
 書をもつて、是を東武に啓せられしに、政府此事の  
 既往にあるを以て、今必しも追咎めず、宜く夫をし  
 て後來を嚴にすへきの意、是を彼國に告へしとい  
 ふを以てせられし故、同十年庚戌、公是を彼國につ  
 けられたり、時禮曹參判曹漢英をして書を復せり、  
 其書左に記す、按するに、この書公とあ  
るは對馬守義眞をさす、

朝鮮國禮曹參判曹漢英、奉復日本國對馬州太守平  
 公閣下、貴价奉至、華翰鄭重、懇審動定、迪吉遠情、  
 無任感瀉、邊徼之事、嚴飾沿海官吏、一意謹察、如有  
 船舶之無印契而來泊者、不但月加禁斷、皆令拘執發  
 解、庶以絕奸細之路、存疆場之防矣、今見來書、諭之  
 以貴大君之好意、無非左右前後周旋之力、善鄰之  
 誼、良用感歎、申徹之方、其敢少忽、惠餉珍品、謹已



拜領、不願土宜、聊表謝忱、春序向闌、惟冀自玉、統希崇亮、不宣、庚戌年二月日

和文

貴价重り至る、教の所邊界の事、嚴しく沿海の官吏に令して、此後船舶の印契なくして來泊するものあらは、専ら是を察し、嚴に禁斷を加ふるのみならず、みな是を執へ以て送りいたさしむ、希くは奸人の路を絶て、邊境の防を失はざらしめむことを、今來書、論ずるに貴大君の好意を以てせらる、是皆左右周旋の力に非ずといふことなし、鄰を善するの意、誠にもつて感嘆せり、其申ね傲しむるの事に至りては、敢て少しくも忽にすることあらんや、すへて諒察を希ふのみ、

元祿二年己巳、彼商韓國安等其國禁を犯し、我州商と參貨を潛商せりとて、國安等を死刑に處し、且東萊府使朴紳をしてこの事を我州に諭し、約條に依り同律たらむことを請しなり、其書左に記す、

朝鮮國東萊府使朴紳、奉書日本國對馬州太守平公閣下、緬惟鼎茵珍瑟、欣慰且憐、仍念兩國潛商之禁條、既立制札、約如金石、矧今人參比甚絕產、其禁尤

重、而年前敝州韓國安等三人、見利忘死、犯法潛商、既依約條而梟示、則貴州潛買之人、豈有異同、以此事意前後開諭、非止一再、而館守謂有所受、終不肯聽、當初設禁彼比惟均、今日論罪、一施一否、斷無是理、茲事若出於左右之意、以左右信義之篤律之嚴、必不合在館之人冒法禁違約條潛相交易也明矣、而館守之前後周遮、至欲藉重於左右、此實左右之所深恥、而所深惡者也、茲憑家舌、略陳顛末、欲知其言之真贗、仍請犯人之論斷、惟冀恕量而回示焉、肅此不宣、己巳年十月日

和文

緬に想ふに起居清康、兩國潛商の禁、先に既に是か制札を立、其約金石の固きかことし、且近年人參產を絶するを以て、その禁最重し、年前我國韓國安等三人、利を見て死を忘れ、法を犯し潛商せり、よりに約條に隨ひこれを梟示の典に置さきは、貴州潛に買るの人、其是を罪に置くの事、また異同あるへけんや、この意を以て開諭する事、たゞに一再のみならずして、館守命を受る所有といひて、敢て是をきかず、當初禁を設る、彼此相同しきを以して、今

其罪を論するに至りて、一に施し一は施すことなし、決して此理あらし、此事若左右の意より出といは、左右信義の篤く法を立るの嚴なるを以て、必ず其在館の人をして、法禁を犯し約條に違ひ、以て潛商せしめざる事明らかし、是館守の命を受る所ありといひて、敢て聞くことなくして、重きを左右に借さむと欲するもの、實に左右の深く恥て惡むべきの處也、爰に譯使に依て略顛末を陳して、其館守のいはゆる命を受るといふもの、其眞偽を知むことを欲し、且よつて犯人の論斷を請ふものなり、是を恕量して回示する事を賜へ、按するに、この事落着いませならず、

正徳三年癸巳、我州大浦伊右衛門、譯使の船將安時迪と、通同潛商せしにより、老臣をして書を萊釜に送り、且伊右衛門を械送し、二岳にして是を死刑に處せしむ、その書に、茲告、大浦伊右衛門與貴國人、潛商人參、劃即捕捉、嚴加拷問、則與譯使船將安時迪通、同犯禁云、因此今番檻送館守處、處斬示衆以伸國法、犯人安時迪亦在貴國、照法處置、以全誠信之約爾、竊念潛商之禁、彼此無殊、頃年以來、犯者倍多、耳濡目染、漸以成習、倘不痛懲恐致大患、惟願

申飭譯商、令其遵守法禁毋敢輕犯、千萬幸甚、と有しなり、翌甲午年、東萊府使李明浚、公馬守義方、對に復せし書あり、左に記す、此事潛商一件を報せり、朝鮮國東萊府使李明浚、奉復日本國對馬州太守拾遺平公閣下、緬惟抄秋鼎茵珍齋、頃者參佐替報潛商、聞來驚駭、宜即正法、而貴國人先已被辟、作奸情節、未盡究獲、今方連既拷問、則以輸款、亦當申飭商譯、益嚴法禁、統惟崇亮、不備、甲午年九月日

和文

近頃參佐左右に代りて潛商の事を報せり、聞來て驚駭に堪へず、宜く即其法を正すべくして、貴國人先に既に死刑に置る、を以て、其奸を爲の情節、未是を究問する事を盡さず、今まさには是を拷訊し、以て其奸をいたさしむるに期せり、且商譯に申飾し、益潛商の禁を嚴にすべきのみ、以上、朝鮮通交大紀、享保十乙巳年八月、武具を隠し朝鮮へ渡せし賊船、荷物の品々左の如し、  
一花色綴具足七十領 一黒革綴具足百五十領  
一卯花綴具足八十領 一薄黃綴具足二百領  
五百領 ○一銀筋立甲八十四領 一惣銀薄甲百



領白あられ星 一 刀脇差三百五十腰 一 長刀八十振  
 一 鐵砲三挺 ○ 武具之外荷物 一味噌七百斤  
 一 鹽鱒四十樽 一 海鼠三百斤 一 鯉節七百連  
 右之外食物に成候品種々有之、○ 一十六端帆一 一 帆柱一本 一 蕪五百枚

右乗組之者共之名

肥前國平戸之者四人 宗兵衛 九右衛門 又左衛門 九郎左衛門

同國甲山之者一人 次郎右衛門

筑前國里野之者三人 治郎左衛門 權兵衛

釘<sup>カ</sup>兵衛

右金元仕候者

同國四ツ山之者二人 鶴左衛門 彌四郎

壹岐國之者二人 孫七郎 利八郎

右之者共白狀之覺

一 當三月十四日、壹岐國より對馬國へ渡り、豊浦沖にて俄に東風に逢、廿七八里程沖に船出、夫より日數を送り候處、壹岐御領内御獵船是を見付、早速壹岐に注進仕、五月三日壹岐御奉行所より番船付置、右之趣長崎御奉行に御通達有之、長崎并壹岐より

御役人船參り、賊船之内領分之者九人、并金元仕候者被召捕、長崎に參り牢舎被仰付、船荷物御改御吟味有之候處、前にも加様仕渡し候、此度三度目之渡海之旨白狀候由、依之右之者共國々在々所々御會議有之候、又攝州大坂にも具足賣出し候同類有之、御詮議之由に御座候、

已八月 信景隨筆、落穂雜談一言集○按するに、これ寶永七庚寅年、巡見使に答ふへき箇條書中、

一 佐須奈御關所之儀、御尋被成候は、以前は豊崎郷之内鱈浦與申所に立置候得共、浦淺瀉にて、船之乘前惡敷御座候に付、朝鮮に有之屋敷、公儀に遂案内所望仕候節、按するに、これ草葉館の事な、關所も同所に移し候由、御返答可被申上事、按するに、津島記略に、左あり、寛文十二年壬子、始て此浦を兩國往來の津とし、關所をすゑ、圖書編、登壇必究、豊浦佐須奈浦を朝鮮へ本州より渡す三ツの湊とす、豊浦鱈浦の間に瀬戸あり、豊浦に泊るもの、潮の機子を考へ、所の者を案内者として、彼の瀬戸を通る、左なき時は、たこひ順風にて、通船ならず、佐須奈浦は船の繋所なし、即今渡し口は鱈浦、大浦、佐須奈浦にして、豊浦、佐須奈浦、佐須奈と右の二書に見えたるは誤りなりと載せ、また妙見瀬戸、北は海栗島、南は鱈浦の岸なり、兩岸に神社あり、妙見と號す、故に瀬戸の名とす、本州の東目を通り、朝鮮に往來するもの、この瀬戸を通る事あり、

一 鱈浦御關所之儀御尋被成候は、風により佐須奈に難乗取節は、鱈浦に乘候故、彼所にも番所を立置、役人罷越相改候由、可被申上事、按するに、同書に、にあり、舊本本紀、日本書紀に、神功皇后新羅を攻たまふ時、和珙の津より、船を出し給ふ事を載られたり、和珙の浦は即此浦なり、古來此浦本邦朝鮮往來の湊なり、岸の上に關所ありと記す。

一 網浦御關所之儀御尋被成候は、彼所乗り前宜候、行規方之爲にも能御座候に付、鱈浦にも難乗取節は、網浦へ乘候様に申付置、船乗り遂案内候に付、府内よりも役人指下相改候由、可被申上候事、按するに、同書に、網浦は小網村の西にあり、本州の船朝鮮より歸國のとき、佐須奈に入る事なり、たき時は、此浦に在るなり、岸上に關所ありと載す。

一 脇浦無之儀御尋被成候は、其所之地侍致警固、關所年寄に候得者、山方へ申越、府内年寄候得者、府内へ申越、役人指越相改候由、可被申上事、一 遠見番之儀御尋被成候は、第一異國船之見分并拔船之用心申付置候、朝鮮より歸帆之船相見え候節者、及暮候得者火を立て、乗前をしらせ申候由、可被申上候事、一 朝鮮渡り并取歸候儀、御法度之品何々にて候哉

一 御尋被成候は、公儀御法度之武具并金銀銅等致法度候、彼國より出候品は、人參糸端物虎豹皮等、拔荷之儀致停止候、尤毒藥取渡候儀嚴敷致法度候由、可被申上候事、

馬廻り四人内二人地侍  
 中小姓四人内二人地侍  
 徒士十九人

右之外地侍、足輕、小人、船手之者并又者、共に二百人餘程にて御座候、一 佐須奈浦御關所に番船有之候哉與御尋被成候は、小早一艘召置、其外は小船にて用事相達候與可申上事、以上、對藩政事問答、

一 朝鮮の船のこころ日本船を拵候て、帆檣の費も無之、帆の取捌も心安く、船の上も穩に開き、走りも快可致事に候へとも、曾て學ひ可申といたし候人も無之、新羅の船宜に付、是を借り米を運せられ候と申事、三代實錄に相見え候、異國の船を借り、



我國の米を運ひたるを申事、おかしき事に候得とも、豪傑明知の人にて無之候へは、其國の故習を變し候事、古今ともに難成事と相見え候ゆゑ、彼國の事計可申事にて無之候、中略、ことに只今日本船朝鮮船其形甚違ひ候へとも、櫓を二つ立、朝鮮船に類候様に成候て、酒商の防には不宜事可有之候ゆゑ、容易には難成事に御座候、交隣提醒、

安永元年、對州交易筋傳達、并探索御用御普請役佐久間甚八書上之内、

對州渡口は佐須奈浦番所湊口出番所、一間半に二間程、大番所二間半に六間程、長屋門二間に六間程、外に詰所四間に六間程、何れも瓦葺にて御座候、右詰所は、人數餘り候得は、百姓家族宿も仕候由、詰所之圍は生垣にて御座候、鰐浦番所二間半に五間程、瓦葺、下番所一間に九尺、詰所四間に六間ほど一ヶ所、二間半に五間程一ヶ所、いづれも板屋根惣圍柴垣にて御座候、網湊口番所一間四方、大番所四間四方位有之候、人數之儀は、前書の通申立程には無御座候、遠見番所の儀は、其所の郷足輕相守候よし、府中上之番所は、平常出入の船見届注進等仕候

得共、外浦には出入の船無之儀、晝夜勤番仕候儀も無之様子、鰐浦にて遠見番所へ上り見可申と好み候處、道惡敷由強而差留申候、近藤某所藏留書、

寛永十六己卯年、南蠻の商船嚴禁の外、廣く異域の交易通行せらるへきにより、對馬守義成これを朝鮮國に諭す、正保元年申年、更に命令ありて、耶蘇禁止の旨を、義成よりかの禮曹の許に書牘を贈る、慶安二己丑年、貞享三丙寅年、またその事に及ぶ、

寛永十六己卯年、明の崇禎十二年、此比我國南蠻船來り商するを禁せられしによりて、命して蠻船を除くの外、廣く異邦の商船を引き、其貨物を通行せらる、公按するに、對馬守 爰において吉田藤右衛門をして書を萊府にいたし、其藥品糸絹優數に出し來り、貿易せむことを求められしなり、時に東萊府使 姜大遂、我州に復せし書あり、左に記す、

朝鮮國東萊府使姜大遂、奉復日本國對馬州太守平公閣下、貴价鼎來、華緘隨至、就審貴國治化休明、執事起處迪吉、何慰如之、抑邪扶正、乃經邦之大要、若非大君政令之嚴、何能臻此、益用欽歎不已、示來貿易一款、謹即轉達朝廷、盡心應副、而其非敵邦所產

者、勢亦末由、來使想能詳報也、餘冀天寒順序自玉、不宣、崇禎十二年十一月日

和文

辱く華翰を承はる、邪を抑へ正を扶くるは國を治るの大法なり、大君政令の嚴なるにあらずむは、よくこゝに至るへけんや、誠に欽嘆してやまざるものなり、示す所貿易の事、朝廷心を盡し、其求めに副はしむ、但敵邦の産する所にあらざるものは、其勢及ひかたき事あるのみ、來使想ふによく詳かに此意を達せん、

正保九年甲申、後光明院御宇、此年正月、命して耶蘇の事を彼國に告しむ、同四月、公此事を被告たり、時禮曹參議李行遇、我州に復せし書左に記す、朝鮮國禮曹參議李行遇、奉復日本國對馬州太守平公閣下、專价鼎來、續捧信書、申言蠻船伺捕事、勲懇至此、殊極驚怪、我國之於南蠻、海道相去、隔越萬里外、自前代未開船舶往來、至于我朝、謹守疆界、絕不與他國通貨、本道相接、只有貴州而已、其或風漂來泊者、不過漢船與貴地、而隨即刷送、不許暫停此、是貴州所明知也、況我國禮俗素嚴、不容異術眩誘、

近海島嶼空曠之地、則邊臣每行搜索、務防盜竊、法制亦峻矣、所謂黑巷甫島之名、今始聞之、不知所在、耶蘇妖術、惑衆亂民、所當共爲忿嫉、不可饒貸者也、若果如來示、則亦不無我邊侵盜之虞、即已申飾沿海鎮浦兵官、嚴加防備、如有異色目外約條之船、入我界島港、便即禽捕、綁送釜館、俾毋少弛忽也、大抵探諸已往形勢事情、則似無此理、既見貴州誠信、預敢不著緊施行、統惟盛亮、崇禎十七年五月日

和文

爰に貴价を蒙る、再ひ告るに、南蠻船を伺ひ捕ふるの事を以てせらる、但我國の南蠻に於る、其海を隔る萬里に過たり、前代よりして、また其船舶來往の事あるをきかず、我朝に至て、謹むて其界を守り、敢て他國と貨を通せず、その或は風に漂ひ來り泊するもの、唐船及び貴地の船に過すして、若其漂泊の事有ときは、隨て是を搜り送り、暫くも停むる事を許さず、是貴州の明らかにしれる所なり、且我國禮義を以て俗をなして、彼異術の我民を眩惑する事を許さず、且海に近きの所、邊臣をして常に是を



搜り、其竊盜を防かしむ、所謂黑港甫島の名、今また始て是を聞り、耶蘇の妖術、衆を惑はし民を亂る、ともに惡むことをなすへきものなり、若果して示す所のごとくむは、我國に在てもまた其侵盜の虞なくんはあらず、よりに沿海の兵鎮に命して、是を伺ひ嚴に防備し、若異國の船我界に入ることあらは、速に是を捕へ釜館に傳送せしめん、但已往を以て是をいふときは、今日に至てかくの如きの事あるへからざるに似たり、今貴州誠信の教を受く、敢て豫しめ是を施行せざらむや、以上朝鮮通交大紀、寬永十六年、日本有禁耶蘇商船來事之臺命、同二十年冬、諸閣老贈書于義成君曰、耶蘇之法嚴禁之事、宜傳達之朝鮮云々、先是義成君、被立耶蘇禁止之制札于釜山浦、於是又贈書禮曹、被報殿下之旨、故朝鮮置斥候于邊浦、糾察異船云云、本州編略、  
戊寅按するに、我寬永馬島倭來稱、南蠻人言伊施端、祝天惑民衆至三十餘萬、以執政松平伊豆守按するに、摠領八十餘萬、勅滅無餘、按するに、肥前國信濃、按するに、保元平義成書契、南蠻耶蘇宗久、即施端之餘黨、出沒於黑港甫島、島在中原朝鮮之間、如或漂到、務要窮

捕、乙酉又書稱、有一荒唐船泊於長崎、自言、天國川在南蠻暹邏之間、有宗久會長造唐船、欲自朝鮮入日本、請合各鎮瞭捕、具咨兵部、方策新編載日觀要改○按するに、これらの事今考へたし、  
 正保元年甲申四月、使を朝鮮に遣はし、我國専ら耶蘇宗門禁制の事を告ぐ、津島記略、  
 告南蠻船耶蘇禁制事  
 兩國一心、除害去邪、是古今之約信也、正保元年四月、東都傳命、以告蠻船禁海之事、且曰、南蠻耶蘇之徒、在大明與朝鮮之中間、而今年有可行船於對州之風説也、若夫然則悉可擒捕也、亦以此意可告朝鮮云、初遣使者二浦喜左衛門於朝鮮、贈書於禮曹、繼而遣裁判有田奎兵衛於朝鮮、贈書於禮曹、亦應安二年己丑、遣使者多田判兵衛、贈書於禮曹、告耶蘇禁、亦貞享三年丙寅、遣裁判唐坊忠兵衛、贈耶蘇禁書於禮曹也、韓録、  
 寶永七庚寅年、巡見使に答ふへき箇條書中、一御商賣之儀御尋之節、  
 商賣之儀、權現様御代より被差免置候、殊に先年南蠻船御停止之節、朝鮮筋商賣之儀、以後隨分手廣く

有之候様に可仕之旨、被仰付候に付、其節彼國へも申遣置候、對藩政事問答、

貞享三丙寅年八月九日、宗對馬守義真を殿中に召れ、朝鮮國交易自今減少し、金高一萬八千兩に限るへし、かつ無益の諸品一切除るまじきよし、老中大久保加賀守忠朝、仰のむねを傳ふ、元祿十三庚辰年十一月二日、かねて義真伺ふむねあるにより、商賣金高姑く三萬兩にすへきよし、阿部豊後守正武これを達す、元文二年七月、また交易金銀の仰出さるゝむねあり、正徳五乙未年五月、かの國へ差渡すへき銅斤數の御書付を出され、明和五戊子年十二月、彼願により、また銅渡し方、年賦割合等の事を、對馬守義暢に達す、  
 貞享三丙寅年八月九日、朝鮮國通商の物價、毎年一萬八千兩を限として、緊要ならざる物を買求る事を許さず、靈廟實錄、  
 貞享三年八月九日、就朝鮮交易、所遣朝鮮之金高一萬八千兩被定之由、於營中以閣老大久保加賀守主、被仰渡義真君云々、本州編略略、  
 貞享三年八月九日、朝鮮國に渡之賣買物之儀、自今以後可減少旨、老中列座、加賀守以書付演達之、席御

白書院櫻之間、按するに、二回録には、宗對馬守へ仰書の、のむね申渡さあるを是とす、右之覺

日本より朝鮮國に年々賣買之儀、向後金高一萬八千兩に可限之、其上に金銀堅遣間敷候、但諸色之内、さして不入品は一切不調様に、自今已後可被相心得候、以上、  
 寅八月九日御日記、人見私記載二回録、  
 元祿十三庚辰年十一月二日、老中阿部豊後守より宗對馬守へ相達候覺書の内、  
 朝鮮商賣金高の儀、段々以書付被相伺候趣、何も申談候、新金銀之わけに付而、先十年之内、朝鮮商賣金高三萬兩に可被仕候云々、令條留○按するに、下文及び座の條に詳なり、その始末は、下の人參井人參併せ見るへし、  
 寶永七庚寅年、巡見使に答ふへき箇條書中、一朝鮮に被差渡候金高之儀、御尋之節、  
 金高之儀、以前は毎歲壹萬八千兩被差免置候、其後新金銀の譯に付、歩合違申候に付、元祿十三辰年、其趣相窺候處、先十ヶ年之内、三萬兩指渡候様に被仰付候得共、手前不勝手に付、右之員數程差渡不申候、



一朝鮮の被差渡候銀子は、如何様に仕候哉御尋被成候は、役方我々共罷出、目付を受候而、掛改申候と御返答可申上候事、對藩政事間答、

元文二丁巳年七月、金銀吹替に付、宗對馬守依願被仰出候書付之内、

一人參之外、朝鮮の交易之品、可成程は代物替に作略被致、畢竟異國の金銀多不相渡候様に可致事に候、令條錄、

一外國の金銀出申候儀、長崎一口迄之様に皆存候得共、朝鮮琉球の、毎年公儀を歴出申候事有之候、銀每歲二千貫目宛、朝鮮の渡申候、琉球は八百貫目宛渡申候、十ヶ年に正銀二萬八千貫目、外國之貨に成申候、先年御吟味之事にて能承候に、慶長以來、外國の露顯之上にて相渡候、吹出銀十分之内七八分も相渡申候、金子は夫に合候得は、相渡候所すくなく御座候由被申候、以上、

十一月朔日

小瀬 復 菴

一話一言、名山藏手簡附録、○按するに、この書年代等詳ならざれども、小瀬某は新井筑後守としかく、贈答の書あれば、推して知るべし。

正徳五乙未年五月、宗對馬守に被仰出候書付の略、銅之事、只今新錢被仰付、御用之節に候間、當年も十萬斤可被相渡候、令條留○全文は、下の人參并人參座の條にあり、明和五戊子年十二月

御勘定奉行

長崎奉行

朝鮮鑄錢用として、銅五十萬斤所望に付、兩三年に割合被相渡由、先達而被相伺候得共、近年諸山銅拂底に付、御國用鑄錢にも銅を不被用程之儀に付、多分之銅高、異國の相渡候儀難成候得共、格別之儀を以、銅高二十萬斤、來丑年より五ヶ年に割合、一ヶ年四萬斤宛渡方御免被成候、尤御勘定奉行長崎奉行に可被談候、

十二月

右之通、宗對馬守に相達候間、可被得貴意候、大成令後集、對州より朝鮮へわたる銅は、大坂銅吹師泉屋吉次郎か方にて吹し銅なり、銅山は伊豫の別子立川なり、是をカンペンといふ、いかなる事と思ひしに、天正年中の、釋天荆が朝鮮に行し日記に、看品といふ事あり、

通航一覽卷之百三十

朝鮮國部百六

○貿易 人參并人參座

延寶天和の頃より、朝鮮人參少乏、その價貴くかつ品劣、元祿の初、殆ど求買を絶つにいたる、よて宗氏より使書をもてしばしば往復に及ふ、その頃よりして

參貨の事、連年公邊より沙汰し給ふ、寶曆四年四月、陸奥人參中絶により拜借金あり、事は宗氏通信御用御手當并拜借金の條にあり、天和元辛、四年巡檢使に答ふへき箇條書中、

人參商賣之儀御尋候者、

一人參之儀、京大坂にて藥種屋共望次第賣拂候、尤藥種屋の外にても、望の者有之候へは、不依何時拂申候、其外江戸并至九州筋望次第に賣拂申候、

時により人參殊外高直に成候儀御尋候者、

一人參朝鮮より出候多少に依て、高下御座候、四五年前、殊外高直に成たる儀御座候、其子細は、作り付申ものにて無御座候、山に有之を取申事に候へは、年され致す義御座候、かやうの義に付て、四五

天正十五年丁亥九月廿九日晴、沈香之看品納六十斤、臘月七日晴、製短書呈送送官、而請受陸物後成看品、十一日晴云々、以十三日成看品之日限、廿五日晴、看品納銅鐵一萬二千三百斤、自午刻至申刻納了、

カンペンといふ語は、此ことばの遺れるなるへし、文意を按するに、看品とは長崎にて唐物の荷みせ、といふことさきものなる歟、一話一言○按するに、看品の事前に散見せり、

通航一覽卷之百二十九終



年以前、取分け高直に御座候、對馬國記、

天和二年戊午、平田齊をして講定の文字を持し去らしむ、按ずるに、この年來聘の信使示、東萊府使條答書中、

一人參製造之弊、不待貴州之通示、我國固已常加痛懲者、而奸細之輩、徒貪小利、輕犯邦禁令、雖申飭恐難保、其更無此患、而亦當別爲嚴禁以革宿弊、

元祿二年己巳、此頃彼國參貨の貿易を閉たりしを以て、公按ずるに、對馬守義眞をさす、書を禮曹に致し、其出し買る事をもとめられたり、時禮曹參議姜世龜、我州に復せし書あり左に記す、

朝鮮國禮曹參議姜世龜、奉復日本國對馬州太守平公閣下、槎便帶書具悉、冲裕慰沃良深、委示參貨一節、非不知辭意之懇至、而事有所決難強副者、人參雖產於我國、本來稀貴、曾前許採之時、則猶有餘儲、可以推移、每當求買、無不允許者、蓋出於善鄰之義也、比年以來、其種絕少、且或有奸民生事之患、不得已嚴加禁防、本國藥餌亦患難得、從何求覓以副盛際、惟此人參、或許或不許、隨其有無、非欲斬情事勢如此、茲孤盛意、想惟恕諒、敝產雖薄、略申回敬、不

宣、己巳年八月日

和文

示さる、所參貨の事、其詞意の懇至を察せざるに非ず、但其事決して強て副ひかたきものあり、人參我國の産といふといへども、もと稀にして且貴し、從是さき採事を許すのとき、なを餘儲の買へきあるを以て、その求めに應せずといふ事なし、是鄰を善するの義なり、近年に至りて其種甚少し、且奸民事を生ずるの患ひあり、止事を得ずして嚴しく是か禁防を立たり、爰を以て本國の藥餌また得かたきの患あり、又何によりてかこれを求め得て、以て示す所に副ふ事を得むや、且此人參の事、或は貿易を許し或は是を許さざるものは、但その有無に隨ふ而已、是を惜むの意あるに非ず、今事勢かくのことし、終に盛意に背く事をいたすのみ、幸に察する事を賜へ、

正徳三年癸巳、公按ずるに、對馬守義方をさす、書を萊府に送り、貿易の事を被告し略に、貴國開市之設、所以專誠信通有無、而近年以來、入館商買、逐歲蕭條、所需參貨、性品劣惡、不堪藥用、燕市資來、段匹其數既少、亦多粗

糙糲薄之貨、豈有貴國當初開市之意哉、切希熟察事情、嚴加申飭、令生華於貿易之間幸甚、と有し也、時東萊府使李川浚我州に復せし書あり、其書左に記す、

朝鮮國東萊府使李明浚、奉復日本國對馬州太守拾遺平公閣下、護船遠來、珍昇絨至、仍審雅況清勝、欣慰良深、我國參採漸益艱乏、至於絲段、按ずるに、絲段は白糸端物をいふ、元非土產、品劣數少、其勢即然、而來教如此、敢不申飭關商、多儀承惠、菲品表忱、肅此不備、乙未年三月日

和文

護船遠く至る、我國參貨是を採事漸く益乏し、絲段に至ては、もとわか土産に非ず、品劣り數少なし、其勢おのつからしかるものあり、然も亦來教のごとく、是を商人に申飭せざるへけんや、以上、朝鮮通交大紀、

告人參事

元祿二年、遣裁判平田所左衛門於朝鮮、求人參貿易、此時朝鮮新設制禁、不許露人參、脫有潛犯法禁者則誅殺、不敢許容、其法甚嚴也、因是贈書於禮曹、切要買遷、其初返書謂、其種絕少、且有奸民生事之

患、嚴加禁防、而不敢許也、裁判平田所左衛門懇訴不已、淹留且四年、其後竟得許貿易歸矣、往復書在璋長老書稿中也、韓錄、

元祿三庚午年九月廿三日

覺

朝鮮人參調候儀、病家にて無之もの、利徳のため買取候様に相開候、一奉公人は其家之用人、一寺社方は本寺又は觸頭、一御料は御代官、私領は地頭之用人、一浪人、町人は其所之名主、五人組

右判鑑、先達而宗對馬守家來方へ遣置、以證文向後調可申候、以上、

九月廿九日、大成令、

元祿四辛未年十二月廿六日、今年人參判鑑對馬守方、面々遣し置候様に被仰出、甘露齋、

元祿十三庚辰年十一月

覺

朝鮮商賣金高之儀、段々以書付被相伺候趣、何も申談候、新金銀のわけに付て、先十年之内、朝鮮商賣金高三萬兩に可被仕候、第一人參之儀、早速差渡、



手つかへ無之様に可被致候、右之段各被申事候、其旨可被存候、以上、

十一月二日

阿部豊後守

宗 對馬守 殿按するに、阿部豊後守正武は加判の列たり

右之旨趣は、朝鮮より差渡候人參、新金銀歩合之譯に付、朝鮮商賣四割増に無之候は、人參渡し申間敷旨申に付、宗對馬守方より左様には成かたき譯、段爲申間候へ共、兎角右之通申つゝのり候、寅年以來、度々朝鮮國の申遣候得共相滞趣、且亦右之譯に付、商賣高一萬八千兩、近年御定に候得共、今後三萬五千兩か三萬兩に相成候様奉願旨、委細書付、家來樋口孫左衛門、大浦忠左衛門を以豊後守方より、對馬守方より相伺候に付、各申談出羽守、右京大夫按するに、柳澤出羽守保明、松平右京大夫輝真、ともに此頃は御側御用人也、件之書付披見、御内々にて達御耳候處、人參差つかへ候ては、諸人致難義候間、吟味次第可申付旨、被仰出候、依之對馬守方まで、豊後守方より覺書を以相達之候、  
元祿十四辛巳年

口上之覺

朝鮮國より人參持渡候得とも、近年不勝手にて、早

速代金才覺難成滞候付、段々以書付被相願候趣、出羽守各々も申談候、人參之義は、世上のため候ゆゑ、達上聞、當分御金三萬兩御引替被仰付候間、人參手支無之様に可被致候、尤御引替之事候間、上納近年に相濟候様可被仕候、以上、  
二月廿七日

阿部豊後守

宗 對馬守 殿

右之旨趣は、朝鮮國より人參持來、可賣渡由申候得共、對馬守不勝手に付而、代金才覺難成差滞候、此度不調法候は、以來人參差支可申候、當分代銀御取替被遊被下候様に仕度之旨、委細豊後守迄以書付相願候付、出羽守各右京大夫申談、達御耳、當分御金三萬兩御引替被仰付、依之豊後守宅に、對馬守家老平田直右衛門大浦忠左衛門兩人呼寄之、右之口上書渡之、且亦上納之義は、御勘定奉行に可伺旨申渡之、令條留、

寶永四丁亥年十一月廿一日

覺

近年高直成人參商賣有之由相聞候、宗對馬守方より出候朝鮮人參、小賣所之直段より高直に、向後一

切商賣不可仕、尤唐人參は右同斷に候旨、急度可被申付候、以上、  
十一月大成令、

寶永七庚寅年

朝鮮人參被相調候代銀之儀、人參無滞世間にも多出候ため、古銀之位にて代銀被相渡之、先二三年も様子見合、彌人參滞なく相渡候歟、若又右之通にて、當時に替儀も無之歟、被見合候て、其節委細萩原近江守に按するに、御勘定奉行、可被相談候、以上、  
九月廿七日

右書付宗對馬守家來に渡、

宗對馬守朝鮮人參相整候代銀之儀、人參直段高直に罷成候ては、下々可令難儀候間、滞なく世間にも多出候ため、公儀御失墜には候得共、右銀の位にて代銀相渡、先二三年も様子見合、彌人參滞なく相渡候歟、若又右之通にて、當時に替儀も無之歟、様子可相知候間、其節可被伺候、右之趣對馬守にも相達候、以上、  
九月廿七日

右は萩原近江守に、令條留、

寶永七庚寅年、巡見使に答ふへき箇條書中、

一人參の儀御尋之節、  
公儀よりも随分調出候様に被仰付置候故、朝鮮へ差置候家來之者共へ、無油斷買調候様に申付候得共、近年は彼國藥用も過分に用、其上唐へも大分買取申候故、以前に違、存之外調出候義難仕、氣之毒に存候、員數之義は年に寄多少有之候、勿論去年は千斤程出申候得とも、ケ様之儀は殊之外稀成義にて、近年は大概五六百斤程出申候、當年は只今迄漸三百斤程出申候故、五六百斤にも及申間敷やと心遣仕候、  
一人參之儀、年によりて出方多少有之候は、如何様之事にて候哉と、御尋之御返答、  
人參之儀、作り物にて無御座候、深山に自然と生し候を取申事に候故、年によりて多少御座候、殊に朝鮮國にて專人參用申候故、不足之年は猶以出し兼申由に候と、御返答可申上候事、  
一人參拂方之儀御尋之御返答、  
專江戶表に指越相拂、京大坂にても少宛賣拂被申候と、返答可申上事、



一人參代銀、朝鮮人方へ相渡様之儀、御尋被遊候は、人參代銀、朝鮮人へ相渡候節も、人參請取候同前相渡、朝鮮人方より證文請取申候、

一人參支配之役人之義、御尋被遊候は、人參之義は、公儀御用格別之品に候故、家老共之内より支配仕、朝鮮より致到來候節、勘定之者目付之者立會致吟味、荷拵等申付、江戸表へ差越申候、病用之爲少計り殘置、國中之者調候節は、侍并寺社在方共に、病家より其頭へ願書差出、療治仕候醫師方より添證文いたし候を、人參方支配之家老共へ差出、吟味之上、願之内致了簡、少つゝ爲賣渡申候、勿論江戸御用專に仕候故、對州之者病用にても、心之儘に相調へ服用仕候儀難成御座候、對藩政事問答、

正徳五乙未年五月七日

宗對馬守の被仰出候書付

去年被仰出、朝鮮の渡候銀高減少候分量、差圖候様に被存候由承知候、此儀は追て其御沙汰可有之候、去年年分之按するに、元祿銀は、先只今迄之通、從公儀御引替可被下候間、人參座にて賣出候直段も、只今迄之通に可被申付候、前御代之時、往古銀を以て二

三年も試候様に被仰出候、人參之出高直段等、元祿銀渡し候時節よりは可然候歟、其様子に付、被仰出候次第可有之との御事に候得は、不及申候得共、人參元直段之事相減候様に可被申付候、次に銅之事、只今新錢被仰付、御用之節に候間、當年も十萬斤可被相渡候、以上、

未五月正徳新令、令條留

享保十五庚戌年九月

去春水野和泉守按するに、老中水野忠之、人參吟味之節、上候人參之外に、るり下げ人參と申筋之人參賣出し申筈に有之候處、いまた賣不出趣に相聞候、相應之直段に早々賣出し可申旨、宗對馬守役人へ可被申聞候、九月大成令、

一對馬の一年に買得之人參價之儀、一斤に付およそ新銀一貫目程に當り候、尤其内用物易に、日本物、唐物、且又阿蘭陀水牛角類迄を取集、色々遣し被申候、然れば一斤に付新銀五百目位以上、千斤にては五百目程宛參候事、

一對馬殿被仰付朝鮮人參千斤宛は、毎年買得相成候、然處に三ツ寶四ツ寶銀之時分は、按するに、三ツ寶銀さいふは、寶永

七年四月吹改められ、四ツ寶銀とは、正銀を取不申候、夫故徳元年二月吹替られしをいふなり、人參買得不相成段、江戸へ相伺れ候得は、新規に銀子御鑄させ被成、對馬の被差出、買得被仰付候、此銀子の特鑄銀と御名付被成候、今之新銀より宜相見え申候、此段世上に不存儀なり、三ツ寶、四ツ寶時代は、右之特鑄銀を以、朝鮮への拂相成、其以後只今之銀被仰付候事、

一人參之儀も、朝鮮之内にても、白頭山に有之候を第一と仕候事、

一對馬杯には人參ふさひ不申候、對馬殿朝鮮より大分取寄せ被植候へとも、一圓そたち不申候、尤對馬之山にも、尾人參と申は大分御座候事、

一人日本之人參も、根之違ひ計にて、性は少しも替り不申、尤一つにて候事、

一人參花之儀、先は白花にて、間々に色違も御座候由、併白花計を見申外は、一切見不申候事、

一人參之儀、釜山浦あたりの山にも有之候、尤人家にも植置て有之候、山に有之も又人家に有之も、一統に用ひ候ても、兎角山に有之候自然生之人參、能く御座候由之事、

一人參之儀、自然生之人參、中々稀に見え候事、一人參之直段、一斤に付新銀一貫目位に當候、段々前にも申候通、人參之上中下にて直段有之候を、秤り候てつもあり仕候事、

一右之趣松原新左衛門と申もの、十二三之歳より、對馬殿家來にて朝鮮へ參り滯留、殊に彼者通詞能心得候故、萩へ按するに、長門國萩城なるへし、被召抱候、夫故朝鮮之物語追々承候所、具に書記置候ものなり、異本朝鮮物に、この書年代を記されども、前後の文によりて推考するに、享保改元頃の記なるへし、

元文二丁巳年七月日

金銀吹替に付、宗對馬守依頼被仰出候書付

一金銀吹替に付、朝鮮人參之儀并交易之儀共、差支可申哉と被相願候趣、彼是御評儀にも有之、畢竟元祿銀吹替之節と、此度別而相替儀無之候所、元祿銀吹被改候砌は、二割七分之増を、對馬守より朝鮮國に相續遣候迄にて、外に何之願も不被申上、尤人參代高直にも不相成濟來候、然るに此度何角可差支哉と被申立候儀難心得候、勿論元祿之頃、格別差替候儀も無之候、然共此度對馬守損失之書付差出



候に付ては、其通にも難被差置、只今迄之人參直段に五割増、是は銀吹替之五割増にて、世上一統存知之事故、五割増に可爲賣出候、其餘増候ては、外之品と違、未々難相調においては、世上可致難義候、依之右増分、公儀之御失墜に可被成候間、文字銀にて朝鮮國不請取候は、人參賣候代銀を、對馬守より銀座に差出次第、御定銀子高千四百貫之内、慶長銀之位に吹出し相渡候様、銀座に可申付候、直段増之儀は、人參代計りにて、其外交易は諸物段々高直に相成候段、是にて相濟候、人參代之儀、公儀之御世話に可成様無之候、交易代慶長銀に吹直候儀は、文之字銀對馬守より差出し次第、人參代共御定銀高千四百貫餘までは吹直し相渡候様、銀座に可申付候、右之通落着之上、對馬守手前損失無之候、左候得は、此上何等之品被相願候共、曾て御取上げ無之間、尤於朝鮮國は、只今迄之通相替儀無之候得は、人參滯候様も無之儀候、

一人參之外、朝鮮に交易之品、可成程は代物替に作略被致、畢竟異國に金銀多不相渡候様に可致事に候、

一人參賣候斤數并代金高、向後一ヶ月限り、御勘定所に認可被差出候、  
右之趣、可被得其意候、  
巳七月令條錄、

寬保三癸亥年十一月

宗對馬守人參役人并留守居へ渡遣候書付

近年朝鮮座人參、按ずるに、下の小窓雜筆によるに、延寶外惡敷相成、皮計人參にて、内は按ずるに、内には肉糊堅めにいたし候類多く、病用に遣ひ功も薄く、如何之儀に候、世上之爲に候間、入念候様に可被申付候、以上、大成令、

寶曆元辛未年

朝鮮國に交易之儀を申遣、商譯より請書漢文覺一人參素稱我國所産、而近來産參比前大縮、其數實爲尠少、故厥價隨登、商之狀貴國已爲稔知矣、蓋採參在於秋分、苦趁此時挾銀緊買、則當得多數、聞江戸輪念誠信買賣、銀銅優數許給云、此乃買賣之大慶也、俺等得聞此奇、不勝欣喜、自今以後、極力周旋、幸望貴國亦爲恕諒、人參爲始限、明年三年、盡數出送事、千萬仰望、

一白糸二萬斤 明年爲始入執事  
一緞物三萬匹 今年爲始明年至入執事  
一藥材三萬斤 今年爲始明年入執事

辛未正月日 訓導玄僉知印  
別差黃判官印 君聲崔判官印  
敬甫黃僉正印 士遠金僉正印  
士興崔先達印 士彬金哨官印  
行源金哨官印

知掌官尊公

右和解

一人參本より我國の産物と稱し來候得共、近年の出産前方に比へ候へは、甚乏しく斤數令減少候、夫故其價段々高直に相成候段、貴國にも御存知にて可有御座候、但人々を携へ無油斷買求候へは、多分に買得申事候、兼て承及候は、江戸表にて誠信之商賣に被附御心、銀并銅餘計に御與へ被下候段、尤商賣方之大慶に御座候、我等共此趣を承届候て、不殘喜悅仕候、自今以後、心力を盡し出精可仕候、依之御願申上候は、貴國も又御料簡被成下、人參四百斤

の代銀子二百貫目を限り御渡被下候は、今年三月より明年三月迄に、斤數無相違相渡し可申候、此旨千萬奉希候、

一白糸二萬斤 明年より相渡し可申候事  
一端物三萬匹 今年より明年迄相渡し可申候事  
辛未正月日 訓導玄僉知印以下、七人前と同し略之、

知掌官尊公

覺

一所示諸件事、詳細詳悉、而人參改品之事、依所示廣布産參等處、盡善而辨爲許、自今以後、貴國銀貨亦勿愆期、則人參優數好品入執事、各別相議事、一未出參價銀貨、理宜趁節出給、而訖無影響、僕等悶迫之情狀、何可盡喻、蓋誠信買賣不宜如是、懇乞十分周旋、急速出給、以爲誠信買賣永久相續之地、如何、千萬切望、

一緞物近來品劣、誠爲寒心、僕等亦深爲以爲慮矣、所示如是勤懇、自今以往、趁京諸負處、各別當付、必擇好品買來事、極力周旋爲計耳、

一近來白絲燕市種、貴已久矣、然彼此善爲詳定後、自



明年買來事

辛未正月日

- 訓導玄僉知印
- 君聲崔判事印
- 敬甫黃僉正印 都中士遠金僉知印
- 士興崔光達印 士彬金哨官印
- 行源金哨官印

知掌官尊公

朝鮮國商譯共より交易之儀申越候、漢文和解、一御示之箇條、委細謹而致承知候、然者人參之品改め可申之旨仰に依て、人參出產之地諸處に致手當、相詰候様に可令出精候、自今以後、貴國も銀子間違無之候は、人參上品餘計相渡候に可令議定候事、一いまた御渡無之人參之代銀、追々御渡可被下之處、終に爲何御沙汰無之候故、我等共迷惑逼迫之段可申様も無之候、但誠之商賣之道には、ケ様之儀は有之間敷事に候、仍而懇切に御願申入候は、何卒御工面を以、急に御渡被下候は、誠信之商賣永久に相續之地と相成可申候、如何、此儀千萬願望存候、一端物近來下品に相成、誠に氣之毒之儀、我等共も思慮を致事に候、御示之趣委細尤之御事に候、自今

以後京都に越き、各別諸人に申談、隨分上品を撰ひ來候様に力を盡し可致手當候事、

一近來白糸高直に罷成來候、然共彼是宜敷様にいたし議定候上、明年より商賣に爲成可申候事、

名前略之 初に同し〇以上、竹橋

寶曆元辛未年九月、老中堀田相摸守 按するに、相渡御書付寫

朝鮮人參、近年不宜人參有之由相聞候に付、宗對馬守方にて遂吟味、向後不宜人參は不賣渡筈に候、依之諸向請取方之事も、入念判鑑之義此度相改、對馬守留守居に差出し可引替候、以來御役替又は家督被仰付候節は、早速判鑑引替候様に可致候、御目見以上之面々は、唯今迄之通、家來判鑑差遣し置可請取候、御目見以下は、只今迄銘々判鑑にて請取來候も在之候得共、向後は支配頭、組頭等之判鑑を以請取候様可致候、

右之通相心得、一役限り組支配有之面々は、一組一支配限判鑑取、殘らす對馬守留守居に差遣し、先達之判鑑と引替候様可致候、

未九月

右之趣、向々に可被相達候、

同二千申年二月

今度朝鮮人參品も宜罷成候處、町人使にて人參請取候様成趣も有之由、右に付紛敷筋も有之候間、町人使にては人參相渡間敷旨、若疑敷相見え候ものは留置、町奉行へ渡可申候、尤捕違にても不苦段、宗對馬守留守居に申渡置候様に、御老中方被仰聞候に付、右之通對馬守留守居へ申渡置候間、爲御心得申達候、御組御支配に寄々御達置可被成候、以上、

申二月

伊丹兵庫頭

松浦河内守 按するに、二人ともに御勤定奉行なり

二人ともに御勤定奉行なり

以上、山田傳左衛門筆記〇按するに、下の二書は、姑らく參考に備ふ、  
安永元壬辰年、對州交易筋手傳、并探索御用御普請役佐久間甚八書上之内

朱書獻上人參六百七斤、萬治以來、凡銀五千四百六十三貫目、按するに、前文に去五年願書箇條に引合申上とあり、五年は明和六年なるべし  
獻上之品を代銀申上候段、乍憚不敬至極奉存候、右

銀高を人參六百七斤にて割合候得は、一斤に付九貫目に相當申候、當時獻上人參買入候一斤之代五貫二百五十目にて御座候に付、右斤數に掛候得者、三千八百八十六貫七百五十目と相成、差引二千二百七十六貫二百五十目之差ひ、多分に書出申候、其上座賣人參釣合にて相考候得は、延寶天和之比は、座賣人參一斤に付二百四十目、享保之比、一斤に付二百五十六十目にて、尤是は上々人參直段に御座候得共、格別直段高直に相成候儀、左候得は、萬治と享保以前迄は、右二貫五百六十目より内に可相成儀に付、右之積よりも銀高少き筈に御座候、當時之直段に仕候てさへ、前書之通餘分に認出候儀、大造之入用銀高仕出可申趣意より取捨候儀と相聞之申候、近年獻上人參之儀、品位惡敷相成候、三十斤宛買入撰殘相拂候由、右拂代利潤積凡金二千兩餘は、却て徳用有之儀に御座候、尤古き書物に獻上人參虎豹皮は、送使返物之内より撰出候由相見え申候、  
近藤某所藏留書、  
人參、延喜式、典藥寮、諸國進年料雜藥に、甲斐國人參四斤、若狹國人參三斤、越前國人參十四斤、



丹波國人參二斤、美作國人參三斤、伊豫國人參九斤、太宰府人參二十斤、右依前件附貢、調使送寮收訖、即與返抄、其太宰便附別貢使、和名鈔云、人參、本草云、人參一名神草、和名、加乃仁介久佐、一名久末乃伊、堪囊抄云、人參を鹿のにけ草と云は、鹿のにけて行歟、鹿ことに好喰草なり、故に鹿齒草と云なり、齒と云へきを、人誤てにれと云なり、牛のにけを鮎と書、羊のにけを鮎と書、佛の御弟子に僑梵波提と云けるも、昔師匠を牛に譬て輕んしたりし罪に依て、五百生か間牛に生れたりき、其餘殘ありて僑梵か顔は牛に似たりける上に、にけをかみければ、牛筒と言もにけの心也、僑梵波提は天竺言、唐には牛筒と云なり、東雅云、人參、倭名抄本草を引て、一名神草、かのにげくさ、一名くまのゐと註せり、舊説に、人參は鹿の好み喰ふ草なり、故に鹿齒草と云也と見えたり、鹿は又良藥を別つといふ事あれば、我國の昔人試みし所ありて、かく名つけ言しと見えたり、にけとは獸の食ひし物を噓返して嚼むを言、俗に牛のにれかみなど言是なり、くまのゐといふ事詳かならず、神讀てくまといへは、一名神草と言より、此

名あるにや、又其味苦を帯ひし熊膽のごとくなるを言しにや、大和本草云、人參、參字本漢、或省作浸、朝鮮産爲上品、又上黨人參爲良、宗奭曰、上黨者其價與銀等云々、延喜式、日本諸州土産に人參あるは、以沙參爲人參歟、中華より來る沙參二種、桔梗に似たる人參に換用へし、糸をつかねたる如く細長は味よけれとも、何物なる事を知らず、日本にてと、き人參と云もの、沙參なり、其花形つりかねに似たる故、又つりかね人參といふ、筑紫の野人は、してればと言、證類本草、徐州人參といふ、沙參なり、一種つる人參と言、羊乳根なり、ひげ人參は人參のひげ也、自異邦來、本邦産節人參といふは、葉芹に似て根に節あり、ひげ多く、山中陰濕の地に生ず、其鬚をひげ人參といふ、その大なる根を、節人參として藥肆にうる、味苦して氣を泄す、不可用、又近年せり人參と言あり、形味芹に似て、むかごの如くなる其根甘、未詳其性、又今人沙參を誤て薺蔴とし、薺蔴を沙參とす、薺蔴異名杏葉沙參と云、和語本草云、人參朝鮮を上品とす、李子郁説、人參忌鐵器、然舊本草不忌、李氏始て云のみ、必忌に不及、中

風見日は蛙易し、蓋人參生する向陰背陽故なり、人參は細辛と合して瓦罐に納、紙にて能密封して、風氣を不通やうにすへし、藥店に上人參を以土佐向と號する事は、長澤道壽と云醫士佐に居れり、世人稱して土佐道壽と云、療病藥物の上品を撰用、故に今に土佐の醫は藥の上品に非は不用故なり、札人參、碎人參、鬚人參、或號小人參、浮人參、或號服本網湯參なり、朝鮮にして人參を完なから煎用して、其跡を晒乾し本邦に渡す、功力甚微なり、薩摩人參三栖五葉紫白花子を結根の大小棗の如鬚あり、味甚苦、鬚甘苦して、微人參に似たり、草形大草圖經の説に合、故に世人以之真人參とす謬也、朝鮮國來聘人、百濟人參といふ、然とも東醫寶鑑の説不合、朝鮮人和人に所答、多は謬妄を以す、不可信也、又一種葉微蕨に似て根人參のごとく鬚あり、一種苗三四尺葉七頭に似て小房子を結、此即漏蘆なり、右三種、薩摩人參と云、俱非真人參又一種、加藤清正朝鮮を征せし時、此種を得て歸ると云、氣味胡蘿蔔に似たり、真人參に不合、白山人參は加賀白山に生ず、根の大き指の如く、氣味當歸に似たり、此も亦

人參にあらず、唐人參清より來、味甘して微苦、朝鮮人參の功力に不及なり、惟朝鮮人參の色黄にして、潤飴色の如く太く肥重、其形雞の腿のごとく、或は人形のごとくなるを極品とす、人參の本字は人漫也、蔓は浸なり、浸漸の義、此草根年々漸長成し、人の形に似て、其功神妙故、人漫、或神草と號、字畫繁に因、後人遂に代て人參に作れり、或人話、朝鮮人參は、寛文延寶の頃、數原通玄專用之室町伊勢屋孫八方にして求之、堺屋七郎兵衛於駿河町人參座を立、夫より今の座山形屋なりといへり、小窓雜筆、朝鮮人參最上一兩、價四百匁五百匁、上品判事様と稱す、一、碎人參、小様人參、鬚人參、判事人參、合札人參、實鉛人參、廣東人參、福人參、薩摩人參、竹節人參、吉埜人參、御種人參、問密雜筆、朝鮮の地は我邦の西北に國して、境を韃靼女眞の二國に接し、甚た寒國なれば、中華の氣候とは大に異なる故に、物産も我邦中華共に饒かならざるなり、藥種も多くは中華より來るを用ゆるなり、今人はた、朝鮮より上好人參を出すを以て、卑劣の心



を生して、我邦より藥品も饒き様に思ふる淺猿き、此方の古へは、採藥師採藥生の官ありて、諸州郡の産物を搜求めしめられ、諸州より地に産する藥品を、年ごとに典藥寮へ貢上す、其目錄は載て延喜式に在り、又は公卿大夫の間にも産物の學を善くする人もあり、紀夏井は仁明帝の時人にて、一代の名士なり、左州太守に任せられしに、自から採藥して諸民に施し與ふると、三代實錄に出づ、古へはかくばかり藥物吟味も精しかりしに、兵興以來は、藥物を識別したる人も絶えて、浮屠の破戒したる者のみ文字を識るによりて、生業の爲に醫生と爲り、藥を賣るゆゑに、素難を繙き本草を讀み、藥物の眞偽を正すにも及ず、酸醬根を以て山茨菰なりとし、衛矛樹皮を杜仲と名けて、鹵莽に人へ藥を施し與ふ、此世にあつて人命の危きこと懸旌のことし、寒心するに堪へず、近年までも其時のまゝに過ぎ行きしに、元祿年中に、平安に稻若水先生なるもの出て、産物の學を善し、藥物の眞贋を弁りしかども、たゞ下にのみ行はれて、朝廷にて此舉なかりしに、享保年中に至りて、朝廷より新に藥品を正すへき

旨下りて以來は、眞偽の別れ明になり、諸州郡の産物繁殖になり、中華と比肩するにいたる、吾邦の古に復すと云へし、朝鮮の出す所はたゞ、上好人參のみにて、外の藥物は此方のことくに備はらず、戊辰の夏、按ずるに、寛延元年なり、朝鮮より來聘す使人、事を竣めて還るに臨みて、判事以上の官人みな衣帶を賣りて、東都の生鋪より藥種を購しなり、これ朝鮮へは中華來の藥物とばしきか故なり、其證は許俊か東醫寶鑑に、中原來を用る品を載せて此に記す、漱石齋小草錄

通航一覽卷之百三十終

通航一覽卷之百三十一

朝鮮國部百七

○貿易 人參并人參座

享保年、朝鮮國に御所望の人參種、御藥園をはしめ、下野國及び陸奥國に播殖ありて、引用書によるに、諸國にも植殖ありしなり、是より追々近隣年に至り、世上御救のため人參座を定められしか、諸國往々に増長せしをもて、寛政のはしめ、御植附及び座賣の事も止められ、作殖賣買とも勝手次第たるへきとの御書付を出さる、  
享保十四己酉年三月十八日

時服三

宗對馬守家老樋口孫左衛門

右人參御用に付御尋之儀有之、久々當御地相詰に付被下旨、和泉守按ずるに、老中水野忠之、御日記○按ずるに、申渡、御事實今詳にせされども、下の明和元年閏十二月、人參座御定の御書付によるに、これ朝鮮人參御所望あるへきによりてなるへし、たゞその御取寄の年月また詳ならざれども、この頃よりして、まづ下野陸奥兩國に植付を命せられ、明和に至りて、これを世上に弘めさせられし事知らる、また甲子夜話等によるに、是より諸國にも樹植せられしものなるへし、今その見る所一二を、に附録す、引用書に就て知るへ

延享五戊辰年二月、人參耕作記序文、蓋國朝自古生參、式内往々載其所貢、夫果參乎、非參耶、亦未可知、至種參之法、恬乎無聞、昭代惠民慈惠之盛、參之眞者亦從而出、至若令朝鮮國錫貢參若干根、魚目益分焉、享保中、植之掖苑白山諸所、置監領之、於是下種栽培之方、愈滋精矣、結子之後、收以賜列國願諸司、比年蕃衍、遂至使都人買于藥鋪、家種戶植、如夫生養、蓋知者鮮矣、都下坂登業醫、嘗傳種參法、頃著人參耕作記、便以國字論則閭閻之民、瞭然視諸掌、所謂炎帝鞭草雷公炮製、不怠則及旃、乃資瑤光散氣、上人壽春臺、則昭代惠慈之化、未必無小補、非余曰能知三品辨五葉、暫題卷端擬序、醫官藤立泉、  
朝鮮種の人參法製を歷るものは、朝鮮國より持渡所の人參と全く相整、氣味形狀共に又異なる事なし、朝鮮人來聘の時獻上する所の人參を以煎し、較其氣味功能の優劣を考るに、少しも異なる事なし、其驗神の如し、今世上にて人參製法と云て、色々に手を入れ、繁蒸壓實せしめて、氣味形狀の似よるやう



にと、手段を工面するもの多くあり、しかれども其書籍の據もなく、皆自分々々の考にて拵立、自慢する輩多し、却て生人參を用ゆるにも劣る事有へし、朝鮮並に唐山にても、製法の手段は色々有之故に、本草綱目曰、陰廣則多生、采作甚有法、今近山亦有但作之不好云々、この語を考るに、俗製の術色々有之と見えたり、耕作の法にも色々手段ある事と察すへし、倭國深山中にも節人參と稱する者あり、一名は類參草といふ、薩州肥州和州信州の諸國より多くこれを採出す、其鬚を小人參と稱す、耕作を待すして生す、此參の鬚真人參に似たりと云へども、功能甚た薄くして、元氣を補にたらず、和方小兒丸散等傷寒時疫の跡にて用ゆるにはよし、但節は其味甚た苦くして下泄の功あり、この藥元來日本の人參にして、醫俗ともにこれを稱賞し用ゆる人あり、今年朝鮮人參の種、日本へ渡夥くして生する故、倭生の人參には意も掛さるやうになり過ぬ、誠に例すくなき事、今更感心する者少からず、以上、朝鮮人參耕作記、

り聞しは、徳廟、朝鮮國の寒氣は、吾邦の信州と均しと御考ありて、信州に人參を植させ給ふに、その生産氣味朝鮮に異ならず、因て屢々人をして視せられしか、土人これを厭ひて、密に彼草に湯を灌ぎ、土協はすなご申上しより、竟にその事廢せしといふ、萬民の爲を思召ての御仁心をはばみしものごも、誅してもあまりある罪人ご云へけれ、又元瑞の門生信州に歸住せし者の話しを聞しに、今もその種の遺りしものあるに、土地に應し生育宜しごなり、彌恨へし、自注、元瑞は太宰純に學びたるものなりと云、○甲子夜話

寶曆十三癸未年、朝鮮種人參御用御買上代  
實曆十三未年  
去未年十二月迄之惣御入用高  
是は御材木藏より請取之  
合 樽木八百四十一挺、米百三十一石四斗四升三勺、金五千五百九十八兩、永二百二十九文七分、  
明和二酉年  
去申年  
合 米三十七石二合九勺、金三千八百六兩二分、

永十二文九分、

去酉年

合 米三石四斗一升八合、金三千二百六兩二分、

永二百二文八分、

去戌年

合 米三石一升八合三勺、金二千二百三兩三分、

永百三十六文五分、竹橋餘筆○按するに、この書たまに考す、姑く後

一朝鮮種人參 是は去る丑年見分之者共存寄申

越候に付則申上、人參種差遣し、右之島之内四ヶ

所植附候處、土地に不應候哉、追々潮風にいたみ枯

失候段、去巳年中、太郎左衛門、并島方地方役人共

よりも書付差出す、七島巡見志○按するに、丑年は天明元年、

郡、江川太郎左衛門手代吉川儀右衛門なり、

明和元年甲申年三月十六日

御祐筆部屋縁類

銀十枚

御勘定組頭

土山甚十郎

御勘定

篠木勝之助

駒場御藥園頭

植村左源次

同七枚つゝ、

小普請高力式部組

田村元雄

右は、朝鮮人參種御買上御用相勤候に付被下之旨、

右近將監申渡之、

新部屋

銀七枚

同三枚

右は、朝鮮人參製法御用相勤候に付被下之旨、松平

攝津守申渡之、按するに、右近將監は老中松平武元、

同年八月二日、御右筆部屋縁類

御勘定

宇治郷藏

同

駒場御藥園頭

植村左源次

右は、野州奥州朝鮮人參御買上爲御用被遣候に付

被下之旨、右近將監申渡之、

同年十一月朔日、御納戸構

御勘定

宇治郷藏

朝鮮人參御買上

御用仕廻罷歸候

駒場御藥園頭

植村左源次

同年十一月晦日、御右筆部屋縁類



銀七枚

御勘定 宇治郷藏

同五枚

駒場御藥園頭 植村左源次

右は、奥州筋朝鮮人參種御用相勤候に付被下之旨、右近將監申渡之、以上、柳營日記記、

明和元年閏十二月廿四日、先々御代朝鮮國の御所望之人參種、陸奥國にて作り初め、段々増長製法被仰付、諸人爲御救、人參座相建觸書出、如官日簿抄、柳營年表秘録、明和元年閏十二月

朝鮮人參之儀は、世上人參拂底故、末々輕きものも病用の節も、たやすく難相用、病氣不本復者も多く有之候に付、日本にて可致出來候は、萬民御救の事故、先々御代朝鮮國の人參種御所望被遊、野州今市邊にて御作らせ、其効能御ためし有之候處、全く朝鮮人參に不相替候に付、何卒澤山に作り出し、末々のものごもまでも行届候様に、種々御世話被遊候、其後陸奥國にても作り初め、段々増長致に付、御製法被仰付、諸人爲御救、神田紺屋町人參座相建、望之者ごもへは相渡、并別紙名前之者ごも下賣被仰付、關八州陸奥信濃東海道筋京大坂まで賣弘

候、右御製法人參之儀、所々にためし候處、至て効能宜敷段相聞候、先達て廣東人參暫通用有之候處、右品は人參之効能無之段決定致し、商賣停止被仰付候、按するに、この御書付を出されしは、寶曆十三年八月なり、されども天明八年正月に至り、再び實買勝手次第たるへし、此度御製法人參之儀は、國々在るの御書付を出さる、此度御製法人參之儀は、國々在るに病用爲御救、右下賣之者共其賣弘申付候、且亦在方にては紛敷人參も商賣致候段相聞候間、紛敷儀無之ため、人參座より封印致し、下賣之者相渡、封之儘賣弘させ候間、其旨觸知する者也、右之通、國々在るに不洩様可被相觸候、

申閏十二月

江戸人參座

神田紺屋町三丁目

岡田次助

本所四丁目

八

同所

袴屋吉兵衛

同所

八

同所

中村屋伊兵衛

同所

七

關八州、并東海道之内伊賀、伊勢、志摩、尾張、三河、遠江、駿河、甲斐、伊豆下賣、

同所三丁目

醉屋彌兵衛

同所

兵衛

南傳馬町三丁目

伊勢屋

伊勢屋 佐右衛門

同所

酒井屋忠兵衛

武藏、相模、上總、下總、常陸、上野、下野、陸奥、信濃、東海道之内伊賀、伊勢、志摩、尾張、遠江、駿河、

甲斐、伊豆下賣、

本町三丁目藥種問屋

日野屋次兵衛

醉屋又左衛門

小西利左衛門

小西長左衛門

日野屋十右衛門

大坂屋庄右衛門

日野屋半兵衛

日野屋七左衛門

伊勢屋吉兵衛

喜多村久右衛門

近江屋茂兵衛

伊勢屋彌兵衛

伊勢屋武左衛門

醉屋三左衛門

岸部屋善右衛門

醉屋長右衛門

奈真屋市兵衛

伊勢屋與兵衛

鍋屋市兵衛

鍋屋茂兵衛

關八州并東海道之内伊賀、伊勢、志摩、尾張、三河、遠江、駿河、甲斐、伊豆下賣、

大坂三郷下賣

大坂長堀清兵衛町

袴屋惣兵衛

但大坂最寄之國々望之人有之、求度旨申來候得は、賣渡遣候筈、

大坂三郷下賣

大坂尾崎町一丁目

岡谷勘兵衛

但右同斷、

右之者共、朝鮮人參江戸賣座、并在々下賣申付候、

但人參代料左之通

上人參半兩目に付代金一匁 並人參半兩目に付代金二分 肉折半人參半兩目に付代錢一貫文

細髯人參半兩目に付代錢六匁文 但並肉折、細髯、此は小半兩包五分包共相渡、

申閏十二月 山田傳右衛門筆記、

明和三丙戌年八月廿一日 御右筆部屋縁類

金貳枚

御勘定組頭

植村左源次

右は、朝鮮種人參根、御買上爲御用、野州奥州被遣候間被下之旨、右近將監申渡之、

明和四丁亥年三月廿六日 御右筆部屋縁類

銀七枚

御勘定組頭

大山甚十郎

同五枚つゝ、

御勘定

宇治郷藏



篠木勝之助

右は、朝鮮種人參御用相勤候に付被下之旨、右近將監申渡之、

同年同月廿三日

一松平攝津守相渡候御書付と申には無之由、御目付爲見候書付、

朝鮮種人參刻候而袋に入

壹兩入 代錢六百元 半兩入 同三百文

小半兩入 同百五十文 五分入 同七十二文

右之通、人參座より相渡候、輕き者共、可被咄事、同年七月廿九日

御目付

朝鮮種人參之内、上並兩品は、此度一根毎に極印致し、只今迄之通定直段を以相渡、勿論肉、折、細、鬚、刻人參右五品共、武士方、町方、在方望之者に相渡候、且若定直段不存ものも候は、人參座に可承合候、

下賣之もの江戸本町三丁目

奈良屋市兵衛 日野屋治兵衛

酢屋又右衛門 喜多村久右衛門

鯛屋市兵衛

伊勢屋彌兵衛

酢屋三右衛門

日野屋十右衛門

小西長左衛門

日野屋半兵衛

酢屋長右衛門

伊勢屋武左衛門

日野屋七左衛門

鯛屋藤兵衛

遠江屋茂兵衛

岸部屋善右衛門

小西利左衛門

酢屋久左衛門

大坂屋庄左衛門

伊勢屋吉兵衛

伊勢屋與兵衛

伊勢屋孫八

伊勢屋忠兵衛

伊勢屋佐右衛門

大坂尾平六

京清水門前三丁目 島屋忠兵衛

二條通室町四丁入町

飛騨國高山町 井保屋平右衛門

香具屋四郎三郎

右下賣之もの共、只今までは包封印之儘にて相渡、定直段を以賣捌候段、申渡置候處、此度より上並二品之人參は極印致し、肉折人參は無極印にて、いづれも包封印相止、一斤入、半斤入、小半斤入、箱詰相渡、相對直段を以賣捌候段申渡之、細鬚は是迄下賣は不相渡候得共、向後相渡候、右細鬚人參、刻人參は包封印にて、是まで之振合之通、右五品共樂

銀五枚

駒場御用屋敷頭 植村左源次

銀五枚

小普請組 高力式部支配 田村元雄

骨折相勤候に付別段

銀五枚

按ずるに、御日記には、野州奥州邊へ罷越候に付、別段被下候と載す。

右同斷被下之、同人申渡之、

按ずるに、この二人、明和五年八月、同六年八月、同七年七月、同八年七月、同九年七月、天明二年七月、同國に同斷御用拜領物等ありしは、すへて略す、

同七庚寅年三月九日

一朝鮮人參之御書付、右近將監被相渡候左之通、

神田紺屋町三丁目、於朝鮮種人參座、是まで相渡候上人參、並人參、肉折人參、細鬚人參、刻人參は、是まで之通相渡、外に大人參用ひ候節、求め易きため、向後並次人參、右於人參座相渡候間、左之通可相心得候、

並次人參一兩目

同半兩目

同代金二分

同代金一分

同小半兩目

同代金七匁五分

右之通、江戸中武家方、寺社方、町方も不洩候様可被相觸候、

三月

御右筆部屋縁類

店其外共に手寄次第、當八月朔日より相渡筈に候間、此分醫師之類、藥種屋共は勿論、其外末々之ものに至迄も、其所之役人より不洩候様可申觸候、尤此觸書之寫、町場宿場は自身番所、在方は村役人宅に張置、無怠慢御救之所行届候様可申觸候、右之趣、奉行支配之所は其奉行より、御料は其代官、私領は領主地頭より、寺社共に不洩様可被相觸候、七月

同年九月十六日 御右筆部屋縁類

金貳枚 田村元雄

右者、野州、奥州人參種御買上爲御用罷越候付、被下之、右近將監申渡之、以上、柳營日記記、

明和四年閏九月廿八日、藥種屋十七人朝鮮人參下賣渡、御日記記、

明和四年十二月廿四日 芙蓉之間

時服三 御勘定奉行 伊奈備前守

右者、朝鮮人參御買上御用、去々年より引請相勤候に付被下之、周防守申渡之、按ずるに、老中、松平康福なり、

五百四十七



右之通相觸候間、可被得其意候、  
同年八月十三日朱書十日出る書付なり、

一左之書付、右近將監被渡候、

江戸音羽町六丁目

俗醫谷 治兵衛 今泉惣右衛門

右之者共、上野、下野、陸奥、出羽、信濃國城下、并宿場在々所々其外迄も、朝鮮種人參相對直段を以賣弘候間、其旨可相心得候、

右之趣、御料者御代官、私領者領主地頭より、寺社領共可被相觸候、

八月

右之通、可被相觸候、以上、柳營日記記、

明和七年十二月晦日

江戸音羽町六丁目

俗醫谷 治兵衛 同今泉惣右衛門

右之者上野、下野、信濃、陸奥、出羽國城下、并宿場在々町々其外迄も、朝鮮種人參相對直段を以賣弘候旨、當八月中相觸候、外に此度伊豆、駿河、甲斐、遠江、三河、佐渡國迄、前書之五ヶ國共、都合十一ヶ國、右同様之賣弘方を以、藥店迄も人參賣弘申渡候、書面之國々々、江戸本町住居之人參下賣共、其

外傳馬町組藥種屋、并南傳馬町、伊勢町住居之下賣よりも、人參賣渡間敷旨、追而是まで之通爲賣渡候節者、可及沙汰之段申渡候、右次兵衛、惣右衛門相對直段を以、人參賣弘候筈に候間、其旨可相心得候、

右之趣、御料は御代官、奉行所支配之分は其奉行、私領者領主地頭より、寺社領共にも洩様可被相觸候、

上州新田郡本町 藥種屋文次郎

右之者相摸、安房、上總、下總、常陸國城下、并宿場在々町々其外迄も、朝鮮種人參、相對直段を以賣弘候筈に候、其旨可相心得候、

十二月御日記、

明和八年卯年十一月十九日

一左之書付、右近將監被相渡候、

朝鮮種人參賣弘人音羽町六丁目平次郎店俗醫谷治兵衛、今泉惣右衛門下請人手先之者、在々相廻候節、不法之儀有之由相聞候に付、吟味之上夫々御仕置申付候、以來在々賣弘候節、諸事常林商人之通致し、望候者共計賣渡、決而押賣等致間敷旨申渡候

間、其旨相心得、不法之儀有之者勿論、押賣等致候者有之候は、其所に留置可申出候、  
右之趣、向々々々寄々可被相達候、  
同年同月晦日

一左之書付、右近將監被相渡候、

大目附に

日本橋坂本町一丁目

岸 重右衛門

南八町堀一丁目

藤白屋 卯三郎

大坂濱町一丁目

竹屋清右衛門

扇屋三郎右衛門

坂本町二丁目

辻 傳次郎

右之者共、山城、大和、河内、和泉、攝津、因幡、伯耆、出雲、石見、隱岐、播磨、美作、備前、備中、備後、安藝、周防、長門、紀伊、淡路、阿波、讃岐、伊豫、土佐、筑前、筑後、豊前、豊後、肥前、肥後、日向、大隅、薩摩、右三十三ヶ國に、朝鮮種人參、相對直段を以賣弘候様申渡、書面之國々々、右人參賣弘望之者は、京、大坂、朝鮮種人參賣弘會所申込、相對直段を以買請賣捌可申候、且又右人參御拂元代金上納月延有之に付、溜り金集候分、借用望之者には、相對を以借付度段相願候に付、願之通申渡候、

右之趣、御料共御代官、奉行支配之所者其奉行、私領は領主地頭より、寺社領共城下并在町迄、不洩様可相觸候、  
卯十二月

江戸淺草材木町

七

吉 兵衛

右之者、伊賀、伊勢、志摩、丹波、丹後、但馬、美濃、近江、若狹、武藏、右十ヶ國に、朝鮮種人參、相對直段を以賣弘候様申渡候、勿論右國々手都合能所相對を以、人參賣弘元會所相極、御免朝鮮種人參弘所は看板掛候筈に候、且又右人參御拂元代金上納月延有之候に付、溜り金集候分借用望之者には、相對を以借付置度段相願候に付、願之通申渡候、  
右之趣、御料は御代官、奉行支配之所者其奉行、私領者領主地頭より、寺社領共城下并在町迄、不洩様可相觸候、

卯十二月

安永二癸巳年八月廿四日 御右筆部屋縁類

右は、上州、野州、奥州、朝鮮種人參御買上御用相勤



候に付被下之旨、右近將監申渡之、  
同年十一月十五日 御納戸構

朝鮮種人參御買上  
御用仕廻罷歸候  
小普請組  
長谷川久三郎支配  
田村元雄

同年十二月廿六日 御右筆部屋縁類  
小普請組  
長谷川久三郎支配  
田村元雄

銀七枚  
右者、朝鮮種人參御買上御用相勤候に付、被下之旨、  
右近將監申渡之、

同三甲午年九月十五日入御之節御通掛け  
朝鮮種人參御買上  
御用仕廻罷歸候  
駒場御藥園預  
植村左源次

同年十一月四日 御右筆部屋縁類  
駒場御藥園預  
植村左源次

銀七枚  
右者、朝鮮種人參御買上御用相勤候に付、被下之旨、  
右近將監申渡之、

同年十二月十六日  
駒場御藥園預  
植村左源次

銀五枚つゝ、  
朝鮮人參御用骨  
小普請組  
戸川山城守支配  
田村元雄

右之通、右近將監申渡之、  
同五年丙申九月十五日

入御之節御通掛け、御黒書院御勝手  
朝鮮種人參御買上  
御用仕廻罷歸候  
駒場御藥園預  
植村左源次

同年十二月九日 御右筆部屋縁類  
駒場御藥園預  
植村左源次

銀七枚  
右は、野州、上州、常州、奥州、信濃種人參御買上御用  
相勤候に付、被下之旨、右近將監申渡之、

同年同月廿日 御右筆部屋縁類  
駒場御藥園預  
植村左源次

銀五枚  
朝鮮種人參御買上御用御勤候に付、

同七戊戌年閏七月十九日  
下谷池之端仲町  
堺屋治兵衛  
日本橋坂本町  
辻 傳次郎  
中之郷竹町  
伊勢屋吉兵衛

角屋六兵衛  
右之者共、武藏并山城、大和、河内、和泉、攝津、伊  
賀、伊勢、志摩、近江、美濃、若狹、丹波、丹後、但馬、  
因幡、伯耆、出雲、石見、隱岐、播磨、美作、備前、備

中、備後、安藝、周防、長門、紀伊、淡路、阿波、讃岐、

伊豫、土佐、筑後、筑前、豊前、豊後、肥前、肥後、日  
向、大隅、薩摩、右四十三ヶ國に、朝鮮種人參、相對

直段を以賣弘候様申渡、書面之國々にて、右人參賣  
弘望之者は、京、大坂種人參賣弘會所申込、相對

直段を以買請賣捌可申候、且又右人參御拂元代金  
上納月延有之に付、溜金集候分借用望之者には、相

對を以貸附度段相願候に付、願之通申渡之、  
右之趣、御料者御代官、奉行支配之所者其奉行、領  
主地頭より、寺社共城下并在町共、不洩様可被相觸

候、  
閏七月

右之通、可被相觸候、  
同九庚子年十一月九日御右筆部屋縁類  
駒場御藥園預  
左源次傳見督  
植村左平太

銀七枚  
右者、鮮種人種御買上御用相勤候に付被下之旨、松  
平右京大夫申渡之、酒井石見守侍座、

同年十二月十四日  
駒場御藥園預  
植村左源次

名代  
鶴見七左衛門  
同見督  
植村左平太

同斷  
小普請組  
戸川山城守支配  
田村元長

右朝鮮種人參御用相勤候に付被下之旨、於御右筆  
部屋縁類、右京大夫申渡之、  
天明元辛丑年七月十日御右筆部屋縁類  
小普請組  
戸川山城守支配  
田村元長

金貳枚  
右者、朝鮮種人參御買上爲御用被遣候に付、被下之、  
右京大夫申渡之、  
同年十月十五日

入御之節御通掛け、御黒書院御勝手  
朝鮮種人參御買上  
御用仕廻罷歸候  
駒場御藥園預  
田村元長

同年十二月廿二日御右筆部屋縁類  
駒場御藥園預  
戸川山城守支配  
田村元長

銀七枚  
右は、朝鮮種人參御買上御用相勤候に付、被下之旨、  
出羽守格水野忠友、申渡之、

同二壬寅年十二月十一日御右筆部屋縁類  
駒場御藥園預  
田村元長



銀七枚別段二枚

駒場御藥園預  
植村左平太

右は、朝鮮種人參御買上御用相勤候に付、被下之旨、出羽守申渡之、

同年十二月十四日

銀五枚つゝ、

駒場御藥園預  
植村左平太

朝鮮種人參御買上

小普請組  
神尾内記支配

御用相勤候に付

田村元長

右周防守申渡之、

同三癸卯年七月十三日

金貳枚

小普請組  
中坊金藏支配  
田村元長

右は、武州、常州、野州、奥州、朝鮮種人參御買上爲御用被遣候に付被下旨、於御右筆部屋縁類、出羽守申渡之、石見守侍座、

同年十月十五日

入御之節御通掛け、御黒書院御勝手

朝鮮種人參御買上

小普請組  
中坊金藏支配  
田村元長

御用相勤候

田村元長

同年十二月廿一日

銀七枚

小普請組  
中坊金藏支配  
田村元長

右は、朝鮮種人參御買上御用骨折相勤候に付被下旨、於御右筆部屋縁類、出羽守申渡之、石見守侍座、以上、柳營日次記、

寛政二庚戌年八月十六日

以來年々唐蠻より藥種御取寄有之、追て植殖し被仰付、江戸、京、駿府、長崎御藥園之外にも、諸國御代官之陳屋之内にも、追ては藥種植殖被仰付候、依之藥種植殖度存候者は、御藥園迄願出候は、藥種苗被下、并植方製方も書付候て可相渡候、尤朝鮮種人參之苗等も、願次第可被下候事、御徒方萬年記○按ず保中よりの事なるへし、その證前冊の末に出す、瀨石齋小翠録にも載せたり、併せ考ふへし、

寛政二年十二月七日

銀五枚つゝ、

駒場御藥園預  
植村左平太

朝鮮種人參御買上

奥詰御醫師  
田村元長

右爲御褒美被下旨、於御右筆部屋縁類、老中列座、和泉守按ずるに、老中申渡之、若年寄侍座、寛政年録、

銀七枚

小普請組  
中坊金藏支配  
田村元長

右は、朝鮮種人參御買上御用相勤候に付被下旨、於御右筆部屋縁類、出羽守申渡之、

同四甲辰年七月三日

金貳枚

駒場御藥園預  
植村左平太

右は、武州、常州、奥州、朝鮮種人參御買上爲御用被遣候に付被下之旨、於御右筆部屋縁類、出羽守申渡之、石見守侍座、

同年十一月廿六日

銀七枚

駒場御藥園預  
植村左平太

右は、朝鮮種人參御買上御用相勤候に付、被下之旨、於同席、出羽守申渡之、石見守侍座、

同五乙巳年七月十九日

金貳枚

小普請組  
中坊金藏支配  
田村元長

右は、奥州、野州、上州、常州筋、朝鮮種人參御買上爲御用被遣候に付被下之旨、於御右筆部屋縁類、出羽守按ずるに、水野忠友、この申渡之、石見守侍座、

年正月加判の列となる、

寛政二年十二月廿四日、堀田攝津守按ずるに、相渡御

書付、御目付淺野隼人達、

朝鮮人參之儀、拂底之品に而高直成故、輕き者及大病候而も、容易に用候事難成に付、享保年中より、朝鮮種を以人參作殖之儀御世話有之候所、次第増長致し、當時は諸國に而作是、世上差支儀無之趣に候間、公儀より作殖被仰付候儀、以來被差止、製法所々に而座賣相止候、是又朝鮮人參作候儀、無謂候而者不相成候所、以來者作候儀者勿論、賣買とも可爲勝手次第候、

右之通、可被相觸候、

十二月柳營日次記、御徒方萬年記、



通航一覽卷之百三十二

朝鮮國部百八

○貿易 改製金銀通達、對馬國交易傳達御用

元祿十一年戊寅年七月、對馬守義真より通用銀貨改製の事を朝鮮に達す、正徳二壬辰年正月、また鑄銀の事を達之、

告新製金銀事考

本國新製金銀、邦内通行矣、元祿九年春、遣關野甚兵衛橋邊判五郎於朝鮮、告諭商賈準折、銀貨劣數、約言既成矣、其後朝鮮告我州曰、不得太守書、則定約難結、館人來相告、其始以奉行之書、贈於訓導別差也、然朝鮮不敢許容焉、於是元祿十一年秋七月、我太守義真公、贈書於東萊釜山兩令公也、此時阿比留總兵衛帶書渡海、同年冬契約定矣、

按するに、元祿五年、對馬守義真、刑部大輔と改め、對馬守義倫と改め、しるに元祿七年、義倫卒し、義方幼年にして封を襲くにより、同時約命ありて、政を義方に譲りしなり。

啓書朝鮮國東萊釜山兩令公閣下、暑往涼來、遐惟

貴國安寧、本邦亦然、其堪怡愉、茲諭我國近歲降制、更鑄元字標之金銀、而周流四方、以廣財貨運轉之用、自今而後、若棄捐之、則無他可用矣、貴國其悉此事、命諸有司、臆言于商賈之輩、通行此金銀則可也、縷々我家士宜與曲諭、統惟鑑亮、姑此不宣、

元祿十一年戊寅七月日韓錄

元祿十一年戊寅七月、公按するに、刑部大輔書を萊府に致し、我國元字標の銀貨を製するの事を告られたり、十二月東萊府使趙泰東書を復せり、左に記す、朝鮮國東萊府使趙泰東、奉復日本國對馬州刑部大輔拾遺平公閣下、檄使遠屆、華絨繼墜、就審動止冲裕、良用慰澆、兩國交貨、寔舊匪今、銀之爲幣、貴真賤劣、公私所需、以此爲率、耳目濡染、猝難變改、而茲者貴國新造銀幣、要與同用、貿遷之貨、不宜異同、謹已稟旨朝廷、飭諭商賈輩、俾令通行按するに、是脱誤、以博利源、而劣品加數、物理則然、矧有約條、豈患緯繆、第更幣之舉、不輕而重、始苟不慎、終必滋僞、所冀貴國另加申飭、統希自珍、仰惟照亮、肅此不宣、

和文

遠く華絨を得たり、兩國貿易の事由來既に久し、其用ひ來るの銀貨、今猝に變改しかたくして、貴國新幣を造りて以て同く通行せしむ、よりに朝廷に申し、商賈輩に令してもつて通用をいたさしむ、但銀色以前に同じからざる時は、其劣數を増し加ふるもの、誠に理にありてしかり、此事既に約條あり、おのつから違却の事なかるへし、但其貨を改むる、輕事に非ず、始めに在て慎ますんは、終に必其僞を増に至らん、是貴國にありて各別に申飾せられむ事を願ふのみ、

正徳二年壬辰正月、東萊府使李正臣、去年我州特鑄銀の事を彼國に報せられしに答へし書あり、我州の書の略に、「我國銀幣更改之後、彼此轉換、非無弊端、今特鑄造、令便館内貿易云々、」とありしなり、萊府の答書左に記す、

朝鮮國東萊府使李正臣、奉復日本國對馬州太守拾遺平公閣下、前奉惠翰、迄今慰沃、緬惟新正、興居迪吉、頃年貴州之請改舊銀貨也、朝廷始頗靳固者、蓋慮其終有弊端矣、今果有復禁之請、復舊誠是也、可不准許、茲依來示分付買人、使以八星舊貨交易通

行、而第懸選貨物、有國所重、須有一定不易之規、然後誠信得以相孚、流行可期無滯、日後若或以六星若寶字、間出混用、則非但貨路之不通、亦有歎於誠信之道、此則唯在貴州特守盟約終始無替、並宜諒之、盛脫多荷、非品回敬、統希照亮、肅此不備、壬辰年正月

和文

前奉書を惠まる、今に至て慰沃せり、頃年貴州の舊銀貨を改むる事を請ふ、朝廷始て頗る其請に應ずる事を難んずるものは、その終に弊端あらむことを慮ればなり、今果して舊きに復する、誠に是なり、これを許す事なかるへけんや、爰に來示によりて是を商人に分付し、八星の舊貨を以て交易通行せしむ、但貨物を交易するの事に至りては、國を保つもの重んずる所なり、宜く一定不易の規ありて、然して誠信もつて相通する事を得、流行また滯る事なかるへし、日後又或は六星若くは寶字を以て相混し用ゆる事あらは、たゞに貿易の通せざるのみにあらず、又誠信の道に在てあきたらざることあり、是貴州の盟約を守り、始終替ることなきにあるの



み、以上、朝鮮通交大紀、

戊寅按するに、元祿十一年に當る倭人欲用六星銀不許、至是島主書抵萊府、更請更幣、辛卯按するに、辛卯は正徳元年なり倭人通用元銀、復作寶字銀、謂之八星下六星上、按するに、元銀は、元字銀なるへし、寶字銀は、寶永七年三月吹改めらるる所の銀をいふなり、八星六星とあるは、その銀面の極印なきをいふなるへし、而吹鍊驗品、未信其計、至是島倉載送新造八星銀、請更通舊銀、答書曰、十餘年間三更銀貨、毋論利害、舉措顛倒、朝廷寬大、不較長短、特循所請許用八星、日後如或再行六星、或混用寶字、當絶通貨之路、  
方策新編載、日觀要政、

明和八辛卯年十二月、朝鮮國貿易筋傳達のため、長崎地役人二人對馬國に遣はさるゝにより、御普請役一人差添仰付られ、安永元壬辰年三月、その事により、對馬守義暢及び御勘定奉行、長崎奉行に達書出す、明和八辛卯年十二月廿日、御普請元々佐久間甚八、九州筋隱岐國御料所廻村、并對馬國朝鮮交易傳達御用被仰付、小十人佐久間家請、  
安永元壬辰年三月  
御勘定奉行

長崎奉行

近年朝鮮交易相絶、困窮之段被申立候に付、去々寅年按するに、明和七年、格別之爲御手當御廻銀被成下、勝手取續交易相開候様に仰出され候、夫に付長崎表に而唐紅毛交易仕方をも承候は、朝鮮交易相開候取計方助にも可相成に付、唐紅毛交易方爲傳達、長崎地下役人之内兩人、御普請役一人差添、對州に差遣候間、家來共得と評議も有之候様可被致候、且去る申年御觸も有之候、按するに、明和元年三月、松平右近將監相渡す御書付をいふなり、其方領海にて煎海鼠干鮑仕入方之儀、土地之潤にも可相成事に付、獵業仕立方等、右之者共爲見、是又申談候様、家來共可被申付候、  
右之通、宗對馬守に相達候間、可被得其意候、  
三月令條集、  
安永元年三月

御勘定奉行  
長崎奉行

此度對州に被遣候者共、長崎より對州迄渡海爲案内之、往返共乘船可被差出候、委細者長崎奉行に被申談、手輕に可被心得候事、

一右被遣候共、對州在留中旅宿之儀は、在町之内勝手宜場所、手輕に可被申付候、尤銘々自分賄に候間、馳走ケ間敷儀等被致間敷候事、  
一右之者共音物等、堅可爲無用事、  
右之通、宗對馬守に相達候間、可被得其意候、  
三月天明集錄、  
安永元年九月

對州之様子國主收納之儀承合候趣申上候書付寫此度對州朝鮮交易爲取開、唐、阿蘭陀商賣方傳達、長崎地役人被差遣、右差添として私被遣候儀者、交易而已之儀に無之、對州之儀島國山勝にて田畑無之、米穀少き由申立候得共、數代之領知今更御取用難成、然其格別之邊土故、巡檢之外御人被遣儀無之申立次第に付、交易承傳達之序、國柄之様子等夫となく見聞仕、國主收納之趣をも可承糺儀第一に相心得、諸事手輕に取扱、應對役人之外百姓町人等にも手近對談仕、不心附様一躰之様子承之、對州之地米穀有無、民家盛衰之躰、金銀通用等、可成丈承糺、以後御役人被遣候節、困窮申立之證據と不成様役儀を不相立、手輕に勘辨仕、諸事承糺候様可仕

旨、被仰渡候に付、家中并町人百姓等不心附様承糺、廻村之節及見聞候趣等、左に奉申上候、  
一對馬國東四幅五里位、小三四里程、南北三十五里程、淺海と申入海大船越村に而、船路幅十間計嚴を切抜、一た島に罷成候、  
二郡 上縣郡、下縣郡  
八郷 豆酸郷、佐須郷、與良郷、仁位郷、三根郷、伊奈郷、佐護郷、豐崎郷、  
村數百二十四ヶ村内三ヶ村名目計に而村居無之一從佐須奈村、朝鮮國釜山浦和館亥に向、從鰐浦同斷戌亥に向、海上四十八里、  
一府中城下湊より諸國海路、  
壹岐勝本の四十八里、肥前平戸の六十六里、肥前唐津の八十里、肥前長崎の九十五里、筑前福岡の八十里、筑前若松の九十五里、長門赤間關の百四里、播磨室津の二百十二里、攝津大坂の二百三十八里、  
一府中者對馬國南東之端にて、湊口打開き荒津にて、十町計入波戸矢來石積有之、船付町家に而上陸仕、五六町過、家老其外武家屋敷、城之大手西之山方



に相見、國主之屋形者十五六町も登り別所に而、阿川浦の山手を相越、侍屋敷町家共凡惣長二十町計、雙方山岸に而、幅五六町も有之候、川二筋流れ、場狭之所に御座候、市中町數二十六町有之、

宮谷上町、同下町、天道茂町、同淵町、富町、丸山町、富元町、新中町、新上町、同下町、大橋上下町、船屋町、今屋敷町、横町、中須賀中町、同東町、同西町、十王北町、十王南町、濱北町、同南町、國分町、大町、久田道町、惠比須町、裏町、神社七ヶ所、寺菴二十八ヶ所、

右城下町袖振山、有明山に而取廻し、有明山絶頂者茅山に而麓通其外山々、概檜松雜木悉く生茂り、無透間、斧鎌入候儀無之躰併大木良材も不相見、烏山故成長不仕由に御座候、

一町家に而廊商ひ仕候躰少く、酒造十四五軒、并醬油油糶等家中之用を達、其外他國廻船荷物出入之商ひおもに相見申候、紙、糸、草履、疊、蕙、柄杓其外家財日用之品々建具等迄大坂仕入、赤間關博多邊より廻船にて交易仕、米、大小豆多分共、國主朝鮮交易之穀物相用、又者諸廻船よりも買入候、百石積位

之海船十艘程、町屋に所持仕、大船者無之、國主朝鮮渡隼船之類、漁船通用小船計相見、大坂上下飛船等迄、他國より入來候船を雇ひ相用候由、此度私共渡海之船も、當參勤之用意三貫五百目に而、長州宮市船雇ひ置候處、不用に相成候に付、迎船に差越候由御座候、

一市中分限宜き者も無御座候、銀四五十貫目取廻之梅屋と申酒造屋第一に而、其外者二十三十貫目取廻候者五六人を宜身帶と申程にて御座候、併至て困窮之體にも不相見、前々繁華有之候餘慶に御座候哉、表町通家居等瓦葺白壁、裏町通者板屋石葺にて、相應之住居に相見え申候、近年國主困窮に付、下々暮方難儀仕候由、一同に申之候、

一金銀通用之儀、國主朝鮮交易之品々者、京都大坂に問屋有之取捌、海漁、干鰯、鹽肴、或在々山稼之板、材木、薪等は廻船之出入に商賣仕候、府中に而通用之致方は銀遣にて、當用者重に錢遣ひに仕、金者通用少く御座候、諸相場左之通御座候、

一金壹兩 銀六拾七匁替 但一匁錢七拾四文 一同 錢五貫貳百文替

一米壹石 代七拾五匁 但壹匁錢六拾文

一麥壹石 代三拾三匁 同斷

一大豆壹石 代五拾匁 同斷

銀壹匁に錢六拾文通用

文銀相場上方高下に隨ひ、所々に而は賣物高下仕候而者、直段六ヶ敷御座候故、壹匁を六拾文と定置候、世上相場之銀取引は、正文銀と唱、時之相場相用申候、

壹匁に錢九拾文通用

右銀相場右同斷、高下に不拘、九拾文と相立申候、

町人家數七百三十七軒、但竈數九百九十一竈人別不相知候得共、凡三千人餘之積に御座候、

一武家屋敷、家老者長屋門居宅瓦葺、平土住居板屋根石葺石垣堀に而御座候、對州之岩石者、長短厚薄恰好宜割れ候土地に御座候故、町在共石垣堀多御座候、國主屋敷之様子は、不相知候得共、上段御調臺も有之住居之由、一體家中在中共に、竹木澤山なる所柄に付、住居者宜敷壁羽目に而、柱敷居松杉屋根板も松すぎ板に而御座候、檜梅等之上木無御座、槻

楠椎之類小道具に遣ひ申候、諸士之儀、筑前、肥前領知有之節より、召仕候ものを齋家と唱、對州以來抱候ものを新家と唱、町人之内にも六十人由緒之もの有之、在々にも給人と號し、朝鮮陣以來之者家筋之郷侍有之候、他國出會見苦敷儀仕間敷旨申付有之、惣體武家町家共吳服を飾候に付、輕き充行之者難儀仕候由、家老朝鮮の大禮之使に罷越候節は、布衣着用、侍者素袍着仕、府中新宮八幡祭禮に當り候侍さへ、素袍着用相勤、在々之給人、府中の正月禮式罷出候節者、長上下着用仕候由、近年困窮に付儉約申付、年始中元之外、家中相互に禮式無御座候、七月十四日中元之祝儀、諸侍太刀折紙に而禮式相勤候由、右馬代、家老は銀壹匁六分程、其以下三分貳分まで、役格に應し差出、渡り物之内差引に仕候由、朝鮮交易方銀山出方前々繁榮之節は、奢侈有之候風にて候哉、右體相飾候儀遺風有之候、家中諸役人共、外國家と違ひ、世上事馴、物每功者に取扱申候、町家之者も在町之人品に者無之、江戸、大坂等他國仕候に付、萬事物馴候風俗に御座候、交易之土地柄に付、質素儉約に心を用、細かなる風儀に者無



御座候、國主不如意之次第者、參勤之乗船造替も及延引、其外近年息女方京都の婚姻、十七ヶ年延引有之候由、當春江戶屋敷類焼に付、市中田舎とも用金申付、凡金千兩程出來、市中に而銀貳拾貫目程差出、問屋一人前銀三拾目程充割合候由、其餘は在方より差出候由御座候、

一見開書留仕候趣に而申上候ては、次第亂雜仕候に付、去る丑年按するに、は明和六年をいふなるへし願書之箇條に引合せ、左に奉申上候、

(朱書)對州者一跡山國に而、海中之小島故、土地甚少、田地は一向無御座候、島計之所に而、島も多くは山島に而候故、出來方薄く、凶年勝に有之、其上鹿荒強く、年々鹿狩仕候に付、百姓共勞費不輕候、

對州百二十ヶ村餘之分、大概海邊濱付にて、海を離れ候村方僅十ヶ村餘に御座候、國中に平地無之、惣島廻荒磯に而淺海と申、瀬戸入海に而御座候、谷々山々とも悉く雜木茂り、楠、いす、櫻、松、榎、樺、杉、椿、楸、桐、桂、胡桃、栗、漆、梨、柿等生立大木も無之、柴山小木立多御座候、材木は尺板以下之品、薪

類者府中又は他國へも賣出候由、先年炭燒薪伐出、茯苓など他國より入こみ請負候處、仕當に合不申、何れも中途に而相止候由、田畑之耕地海邊入込候谷々少し充、一村之平地に而、定作二毛取之畑に而、麥作取候跡へ粟、稗、大小豆、大角豆、麻、木綿、胡麻、土芋等作申候、別而唐芋は近年作覺、風難無之品故、多分に作り糧食に仕候、田方之儀、田地無之由に候得共、多分田作不仕村方も無御座、尤皆畑之村も御座候得共數少く御座候、佐護郷、佐須郷、豆酸郷は、山も寛に山上迄畑地有之、耕地も廣く田方多分有之、外國々之作方に似寄候場所に御座候、全體取箇之儀、二百年以前之仕法之由に而、石免合と申儀無御座、村高何間何尺何寸と仕蒔、何石何斗之位附、上中下田畑とも上畑廻し物成を附、麥納に仕村方に而、寛文中相定候物成帳一覽仕候處、田方茶共に麥之物成に廻し有之候、其外村方に寄、粗に而納め、又は麥相場代銀に而納め候も有之候、全體村々物成に引競へ、田之耕地廣く御座候付、承亂候處、在々給人府中諸侍町人等入用を出し、しめ切新開等仕候類に御座候、知行有之者は、

新開之分年貢銀と申を相納め候由、百姓町人之取立候は、定之通物成相納候由御座候、

(下ヶ札)本文炭燒仕入候、京都に而朝鮮干牛丸商賣仕候三柄屋彌太郎と申者、質屋に而有之候處、調達通銀滞多候に付、右代り山を取、伏見に罷在候悴茨木屋長右衛門儀材木商賣仕候者、對州に相越、炭燒一軒仕入候處、仕當に合不申候旨、相止候よし御座候、

田方凡反別二百六十町歩程村方申口、古田物成帳に有之分、并新開侍知行、給人知行之、寺社領等町歩見積り、前年秋石と唱、物成帳に有之田方等入に銀納、百姓方より相納候分、百内三百一石六斗餘

取箇之儀、交易方繁昌之節、山方里方共に收納に不心附、仕來之儘差置候癖不相直、畑方定作仕候分は平地に而、田成可仕場所多御座候、何れも村居之近邊川筋有之、用水揚方自由成場所之分をも島作仕候、山畑之分者木庭と唱別段に而、野畑刈畑之類切替作に御座候、鹿狩之儀は、春正二月比、村々農作業間に仕、近年は少々相減候由、是亦外國々にも山方には有之儀、別段に勞費と可申立筋無御座候、物成

上納之譯は、村々にて百姓共承合、廻村不仕村々は、最寄之村方、又者其所之者に承合候、一跡之村柄隣郷の一里も隔有之、峠三ヶ所程つ、打越候嶮岨に而、國々中央者悉く高山に而、村居も無御座、一ヶ村限に浦附磯邊又は谷間平地に經營仕、二三ヶ所續候處者、稀成土地に御座候、有明山に者牧場有之候、

(朱書)朝鮮交易之所務、中古以來漸々相衰、三十年以來皆無と相成、此銀千四百八拾四貫目餘、四つ物成にして六萬千八百三拾七石餘、年々損削と相成候事、  
交易取合之書面に委細申上候通に御座候、中古以來相衰候と申者、前々者交易方年々之勘定合も無之、任繁昌無頓着、不足之節に至、古來之諸勘定、年々之仕上致見候様子に御座候、千四百八拾四貫目之利潤に相當候、年々勘定帳者無御座候、貞享年中、壹萬貫餘利潤有之節に引合、段々相減候に付、元入銀等夥しく借入手段仕候得共、時節相違いたし候處に不心附候故、可立歸様無之、只今に而者、交易之品を直に元入銀之方引當、防候儀與相聞



申候、皆無與相成候と申上候共、送使與貿易之外、私貿易之内七萬斤之銅者、木綿、米に代へ候段申上候、是は年々買入方大坂銅座の御届申上候事故難取隠儀、其外少々充之儀ともは一向無之形に申立候、既獻上人參撰殘相拂候而も、利潤二千兩程有之儀、是等も交易之内に御座候、且又市中之者相願、勝手宜品を買受候に者、警者綿一反に三十目位、運上同様相納買受候由、外之品も右に准し候由御座候、去る丑年相願候鑄錢銅之儀、寅年者定數之外多分買入候得共、交易仕候と相聞え申候、然共差渡不申候由申立、無利潤人參取寄せ候積之由申聞候、内には勝手宜拂方も可仕哉、米千俵取寄候利潤さへ五割は有之儀に御座候、右之品々取組有之候得共、皆無與者難申立筋に奉存候、前々交易之品、對州に而者不相拂、京都深江屋仁兵衛方に遣し候由申聞候、然處當春大坂表に而承合候得者、朝鮮產物引受候間屋長堀町島屋清兵衛、播磨屋手兵衛、竹屋元右衛門、和泉屋利兵衛、玉造橋邊佐野屋嘉助與申者、對馬問屋と稱へ、人參商賣手掛而問屋に立合候もの、道頓町田邊屋清兵衛、菱屋喜兵衛、紀伊國屋吉

兵衛、大和屋嘉兵衛、近江屋忠右衛門、淡路町日野屋喜兵衛、綿屋庄五郎、平野町伏見屋半兵衛、高麗橋屋久右衛門、本鞆町日野屋武右衛門與申者共商賣仕、人參并藥種唐物之次、和産之上に遣ひ、右問屋仲買とも取扱候由に御座候、  
(下ヶ札) 本文人參之儀、大坂表に而承合候處、當表五斤登り候以後多分に相登り候由、江戸火事沙汰捌兼、當春一斤に付銀二十貫目程仕候處、此節は十一貫目程仕候由御座候、外藥種黃芥碎程相登り、其外之品當年は登り不申候由に御座候、  
(朱書) 水牛角、胡椒、丹木、明礬、近年買元高直に而、不輕銀高損銀相成候、  
 利潤有之與申立候直段、水牛角一本十匁、明礬百斤二十五匁、胡椒百斤百三十匁、銅百斤百十八匁與有之候、右直段長崎に無之安直段に而御座候、何方に而調候哉尋候處、其節之儀不相分候よし、役人申聞候、若長崎に而水牛角明礬胡椒者、元代に歩銀を掛け相除候直段にも可有御座哉、銅者前々泉屋吉左衛門方にて直買仕候由、いつれも三十年以前之直段與申儀に付、右者古銀之節之直段を以當

時に引競へ、損失申立候儀にも可有之哉、品物者時時相場年々不同等者御座候儀、世上一統之儀に御座候、損失之申立に不相成、殊に是迄年々長崎除之品、大坂銅座共直段合者、役人共逸々承知得心に而、年々買受來候儀に御座候得共、損失與可申立筋無御座候、

(朱書) 所務相成御役儀之用費不足仕、數十年他借を以相償候借金高、

借金筋之儀、京、江戸、大坂共、奉行所は十五口出訴、切金等に罷成候も有之、當時内濟に被仰付、五口程残り有之由、勝手向差支候に付而者、他借之手段相働候ものは、輕き者大小姓馬廻りに被取立候類有之候、此節京江戸大坂其外長崎町人等、手代を對州に差越置及催促、自身罷越居候ものも有之候由、京都、上田理兵衛、大坂酢屋孫四郎與申者は、自分金に而無之、此節金主より千二百貫目餘之出入、可及公訴様子之由に御座候、惣躰通入方、朝鮮より人參等着次第入札致させ、借銀代り高札之者に品に而相渡候仕方に御座候、長崎に而買受候胡蘇木代、同所町人讀岐屋源藏、入來屋利右衛門引請相

約、其外調達之銀子四百貫目程有之由に而、當時右兩人方々今魚町田中伊三郎、新橋町萬平次、東濱町儀助與申者を差渡し、右品々船に積持參附居申候、其筋々銀高之儀、一々に者不相知候得共、是迄手段を以、借入候借金筋數儀に相聞、右之内に者國主之用立に相成候借入之諸雜費遣捨に、諸國在留之内、役人之奢侈に費、國主之爲に成候者少き儀與相聞申候、

(下ヶ札) 本文借金筋之儀、京都大坂に而承合候處、上田理兵衛與申ものは京都用達に而、酢屋孫四郎與申者大坂淡路町藥屋に而、朝鮮藥種を引受、銀調達致し候處、段々差滞、當時及難儀候由御座候、  
 一先年大坂元革屋町三谷三九郎與申者爲替引請候處、對州借銀夥しく、荷物等に而之通入相滞及潰候に付、銀主大勢損失仕候由、近來人參箱入封之儘質入等仕候得共、惣躰掛合候者無御座、當時大坂屋敷質入之相談も有之、京都屋敷之半分借地に可仕相談有之候由御座候、  
(朱書) 獻上人參六百七斤、萬治以來、凡銀五千四



百六十三貫目、

獻上之品を代銀申上候段、乍憚不敬至極奉存候、右銀高を人參六百七斤に而割合候得者、一斤に付九貫目に相當申候、當時獻上人參買入候一斤之代五貫二百五十目にて御座候に付、右斤數に掛候得者、三千八百八十六貫七百五十目與相成、差引二千二百七十六貫二百五十目之差ひ多分に書出申候、其上座賣人人參鈎合に而相考へ候へは、延寶天和之比、其座賣人參に付百四十目、享保之比、一斤に付二貫五百六十目にて、尤是者上之人參直段に御座候得共、格別直段高直に相成候儀、左候得者、萬治與享保以前迄者、右二貫五百六十目より内に可相成儀に付、右之積よりも銀高少き筈に御座候、當時之直段に仕候而さへ、前書之通餘分に認出候儀、大造之入用銀高仕出可申趣意より、取拵候儀與相聞え申候、近年獻上人參之儀品位惡敷相成候、三十斤充買入、撰殘相拂候由、右拂代利潤積凡金二千兩餘者、却而德用有之儀に御座候、尤古き書物に獻上人參虎豹皮者、送使返物之内より撰出候由、相見え申候、  
(朱書) 信使渡海十一度、慶長より以來、銀八萬六

千五百四拾三貫四百目、

漂民入用と申は、長崎より請取朝鮮の送遣候入用、并右使者に相送候に可有御座候、對州より蘇木五拾斤、并銀高貳百六拾四匁程之品、重箱鏡藥罐筒等差遣、朝鮮より返物人參壹斤、虎豹皮袖布木綿筆墨席等差越候由、拂代凡八貫七百目程に相當り申候に付、差引三貫七百目程利潤之儀に御座候、右漂民乘來候船破船仕、對州之船に而相送候節者、船代として白米四十二俵充差越仕來之由に御座候、長崎に而漂民逗留中賄料之儀も、對州方に而仕出仕、代金會所より受取來候處、右者長崎開、役持高計に而、役料充行無之候由、長崎に而之風聞に御座候、尤古き書物に、金元祥と朝鮮人、上下四十人漂流之節、入目拾貫目相懸候由、勿論人數に寄高下有之よし相見え申候、  
(朱書) 和漂民船數三拾五艘、寛永以來、銀五百貳拾五貫目、

右に準し銀高五百八拾貳匁程之品差遣、對州より長崎へ差送り候入用相掛り候儀、一度に拾五貫目充相掛り候と申儀に相聞え申候、右受取候使者歸

國之節、朝鮮より人參壹斤、虎皮布袖木綿席油紙筆墨等差越候に付、拂代凡八貫四百目程之品に御座候得者、申立候通相掛り候而も、七貫目餘之積に御座候、  
(朱書) 儉約筋之儀、御役儀に付手當之用費者相省候儀難仕、其外無殘處切詰罷在候、

御役儀之手當と申は、藩屏備之儀、其外和館并諸國在番等之儀に可有御座候處、第一府中城内朝鮮人對客廣間有之候處、到而大破仕候由、其外城内建坪次第に相減、當時館に而諸事相辨し候趣に御座候、對州佐須奈、鰐、網浦之番所詰人數之儀も申立と違ひ、佐須奈浦に詰候人數、府中より馬廻り兩人、大小姓三人、所給二人に而番所相勤、其外足輕郷足輕等申立之人數よりは少く、其上鰐浦は平常明番所に而、九月より三月迄は、佐須奈より相分れ罷越勤番仕候由、一ヶ所分一ヶ年詰に而、兩浦之關所番役相濟候儀、網浦者漂着之備に御座候に付、馬廻一人、其外足輕郷足輕等相詰申候、朝鮮詰之儀者、馬廻り之者二本道具に而、其外人數も相撰み、充行も定之通相渡差遣候由、是者於彼地銘々贈答之品有

之、歸國之上拂物等仕候得者、勝手にも罷成候儀に付、諸士相好み候由に御座候、國中浦々相廻候處、格別備も相見え不申、田舎給人郷士等之類者、定候地方充行有之儀、別段手當も無之様子御座候、國主身分儉約暮方等之儀者、前々之繁華と違ひ、困窮之趣一同に申之候、  
(朱書) 家中扶助三ヶ年以來、三百石より千石迄之者、五斗入白米一ヶ月二俵、二百石より二百九十石迄之もの同一俵半、百石より百九十石迄は同一俵、七十石より九十石迄同四斗、大小姓は三斗餘、步行は二斗餘相渡、當然之凌奉公取續難相成、山海を稼家内相育罷在候、

此度應對仕候役人、二百石、百五十石位之者に御座候、當時高三分一に而、五十石、七十石位受取候由に御座候、大小姓と申者、外々之中小姓扶持方取之類に而御座候、是等者三斗充十ヶ月受取、一ヶ年に二ヶ月之家内扶持不足仕候に付、城下廻り山中に而櫛之實を拾ひ糧に仕候由、右以下之者は暮し方困窮仕候體に御座候、千石之者一ヶ年米十二石に而者、一向暮方不相當に奉存候、右體中より上之者



共者、格別之儀も相見え不申候、此度長崎表に迎使者五十石取候ものに御座候處、陸尺六人若黨兩人、其外家來共着服相飾候體、申立之充行に而者出來不仕儀と奉存候、山海をかせき候と申儀、海陸之儀者、田舎百姓方に而も耽と不仕、他國より漁業之者罷越候程之荒海之稼、平者之者不相成儀に御座候、月渡り之儀も、朝鮮米を相渡、廻り合無之節者、麥を割合相渡候由、雜穀木實之類、侍分者之食料に仕候と申儀者無之、酒食之好みは前々之遺風に而有之様子に而、其以下之者之儀に御座候、

(朱書)朝鮮國之西北、唐韃靼に連り、對州御備第一之要地に御座候故、先祖代々文武之兩道相省候儀無御座候、對州之強弱は、日本國中之安危に拘り、大切に御座候、

文武兩道不相省儀者對州に不限、平天下之御時節に而も、武門之常不珍儀に御座候、對州小學校有之由、様子承り候處、當世名家鴻儒才子と申も無之、學習之儀、四書五經宋學童蒙之素讀會讀之類に而、格別之文苑にも相聞え不申、武藝之儀是又名世豪雄之士も相見え不申候處、世上を不憚文談に御座

候、

(朱書)分限不相應家中人數多く、減少可仕も軍役不足仕候、

重立候役人之分者大概相分候得共、諸侍人數者難相知候、家老六人之内江戸詰二人、中老三内寺社掛一人、印判役一人、用役四人内江戸詰一人、隱居附之用人二人、物頭四人、目付三人内江戸詰一人、江戸留守居二人、町奉行一人、勘定奉行八人内朝鮮詰一人、京都大坂江戸一人充、添勘定一人、郡奉行三人、同助役一人、船奉行一人、朝鮮和館詰四人之由御座候、七月十四日十五日在國之家來例格に而、家老之外、馬廻大小姓迄不殘、國主之菩提寺に參詣仕候節、銘々何れも持鍵を差出し、行列仕候古例之よし御座候、其節相算へさせ候處、凡二百筋程可有御座奉存候、

(朱書)朝鮮國に屋敷を構、人數千人程差置、對州口關所二百人程、其外高山十二ヶ所遠見番所晝夜郷士を相附置候、

朝鮮和館者釜山浦湊海附に、三百間に二百間程之所構有之、濱付日本之方に向候所門有之、朝鮮之方

に向候門者表者、朝鮮人番を附、内者日本人番を仕、兩國役人出會之所を、内に在之候を東館、外に在之候を西館と唱、二ヶ所有之候由、和館之普請も朝鮮入用に而仕候處、朝鮮人之手際に出來不仕、日本之大工を頼建候由、朝鮮人館者、彼國之大工相建、右職人者日本之出家同様之ものに御座候由、塞門與申、日本人外出仕候場所に限り有之、一里程之道法に而、其邊者百姓耕地原も有之、其外に者罷出候儀不相成、春秋彼岸盆には古館と申、古來之和館に墓參仕候節、朝鮮人警固仕相通し、全躰彼國より塞を建、取押候様子に相聞申候、在館役人三ヶ年相詰、上下人數七百人程御座候由、送使者百十日充、臨時漂民送り等之使者は五十五日充、右定之日數、水薪其外朝鮮より賄を仕、右日數盡候得者、自分賄に仕候由に御座候、對州渡り佐須奈浦番所湊口出番所一間半に二間程、大番所、二間半に六間程、長屋門二間に六間程、外に詰所四間に六間程、いづれも瓦葺に而御座候、右詰所者人數餘り候得者、百姓家族宿も仕候よし、詰所之圍者生垣に而御座候、鰐浦番所二間半に五間程瓦葺、下番所一間に九尺、詰所四

間に六間程一ヶ所、二間半に五間程一ヶ所、いづれも板屋根、惣圍柴垣に而御座候、綱湊口番所一間四方、大番所四間四方位有之候、人數之儀者、前書之通申立程に者無御座候、遠見番所之儀者、其所之郷足輕相守候由、府中上之番所者、平常出入之船見届注進等仕候得共、外浦々は出入之船無之儀、屋夜勤番仕候儀も無之様子、鰐浦に而、遠見番所の上り見可申與好み候處、道惡敷由強而差留申候、

(朱書)對州輪番五山之碩學長老、年中手當之用費不輕候、

府中湊町屋入口之山手、以酢菴與申所輪番寺に御座候、平常對州より役人并醫師等附置、朝鮮御目付與稱し、萬端丁軍に取扱客挨拶に而、合力一ヶ年現米百石宛宛行置、暑寒に人參其外晒布羽二重等相贈、右召連來候僧徒四人、若黨兩三人、中間二人に夏晒布等、其外上下ともに折々進物遣之、國王年始等被相越、黃金一枚差遣候由御座候、

(朱書)對州者四方大洋を請候に付、海上之運上至而纔成儀御座候間、助力に不相成候、浦々之儀、他國の諸色直廻し不相成、府中湊に持入



問屋の相渡、他國の賣出候仕法に而、海附之村々、少し充漁業不仕村も無之候得共、干鰯鹽肴等右問屋に持參賣込、又者府中他國船參候節、右船の府中より切手相渡候得者、是又府中の持戻、品數に應し運上銀、湊番所に而荷物相改取立申候、近浦廻者、國主之御榮肴等、役に而差出候由、府中町人之内、以前者鯨獵仕候もの有之候處、近年損失仕相止、當時者壹岐勝本土肥市兵衛與申、分限宜しき者有之、對州廻り村々納屋を建置鯨を取申候、前々は一ヶ年二十四五本上り候由、せみ鯨一本に付運上銀一貫目に相極、其餘不同有之、年分に者二百兩程鯨運上取立候由御座候、二百年已前より由緒有之泉州佐野與申所之漁師、毎年罷越、浦々之内勝手宜敷所を、相願納屋立置鰯獵仕、其外一重村葦見村邊之沖に而小鯛を取、年々十四五反帆之船五艘程つ、積歸り、荷物之品に應、府中湊に而運上取立、一艘に付凡銀一貫目程充差出候由、長州邊其外他國漁船海士等も入込獵仕、相應に運上差出候由、其外山々稼、薪材木板葺茸蜜等之品に御座候、播州邊之船、肥前田代之年貢米を積來、歸船之節、村々に而薪積歸

候、十五反帆船一艘に、薪積高之運上銀二三百目充、府中に而取立候由御座候、煎海鼠干鮑之儀も、浦付村々并他國海士も相稼、府中請方土田與平次與申者方ね、取集め候に付、浦々より直に相廻し候請方等無御座候、勿論取上高之内一割程充、無代に而國主に納させ、運上同様に取扱候様子御座候、右之通何品によらず、府中湊役番所引附相改、運上取立候に付、浦々より諸運上小物成之類は無御座候、尤府中に而、右之品々取立高、金にして凡六七百兩可有之積に御座候、  
(朱書) 交易方積書所務出入書付之内、  
 對州所務之分  
 一銀二百四貫百八十目  
 金に銀三千四百三兩現米に銀三千四百三石自注、目擊、  
 四つ物成高八千五百七石五斗自注、麥計之所に御座候、得共、米に直候積に御座候、  
 對州二郡八郷百二十四ヶ村之内、此度浦附九十七ヶ村廻船仕、四ヶ村者通り筋に相當り、三ヶ村并銀山鶴野町は當時相潰れ、十八ヶ村者最寄村役人、又

は其村々百姓共承合候處、上中下田畑其外茶木庭共、上島廻麥物成に而取立候由、一村限物成高等承之、寄付候之處、左之通御座候、  
 家數二千八百八十九軒府中を除き、田舎村々の分、人別一萬五千三百八十八人程右同斷、  
 是者在々給人百姓共家數人別、一村限承合候家數之儀、大身帶之者も無御座、何れも同様なる住居に而、給人宅座敷六疊或者八疊、次四疊、勝手八疊位、百姓家座敷六疊或は四疊、勝手八疊位、疊を敷惣壁板羽目屋根葺者少く板屋多く、淺海邊は平石長一間、厚一寸位、板之如くなる石にて、惣屋根を葺住居仕、見苦き村方も無御座、相應之經營に相見え申候、  
 物成高四千六百六十石二斗餘國主物成帳品廻に仕、諸作物麥納之分、  
 現米に直二千八十石一斗餘  
 同六百三十三石二斗餘田方之分麥に板石、代銀等に而納候分、  
 現米に戻三百一石六斗餘  
 二口現米二千三百八十一石七斗餘  
 寛文年中、物成帳相渡候間高を以、村方より納來候分、

四つ物成に銀五千九百五十四石二斗餘  
 外  
 現米五百石程  
 田反別百二町步程諸侍郷土町人百姓等新聞仕、米納者又者銀納之分、并侍知行田方共、  
 麥千五百二十六石程郷土三百十八人、足輕九十人知行見積、  
 現米に直七百六十三石程  
 現米三百八十一石程郷土知行田方切開所持之分石積、  
 田反別六十九町步程寺社百十四ヶ所之内、寄附有之分見積、  
 現米百石程同斷田方多切開所持之分見積、  
 田反別二十町餘  
 右五口現米千八百四石程  
 四つ物成四五百石程  
 四つ物成 合一萬四百六十四石二斗餘  
 内千九百五十六石七斗餘  
 村方申口國主物成、并場所見積候郷土知行寺社領等之分、且又百姓新聞等之内、此分申立高より差引多々相見え申候、  
 右之内田方三千二百六石五斗程 田地見及候分、  
 右者百姓方一村に承合、其外諸侍、郷侍知行、寺社領百姓新聞見積仕候處、凡書面之通、對州一國地



方之物成に相見え申候、往古より國主同然に住居之郷侍等有之、知行寺社領等は田方多御座候、古來者質素之儀に而、主従差別も無之跡に御座候處、御治世以來、交易繁昌之節、府中も華美に罷成、右利潤多分に任せ、土地之收納に者不心入候故、新檢等も不仕、古來之取箇に仕置、田作を麥に而納候様成仕法に御座候、百姓方之儀も、仕來に任せ取箇寛く候故、村方農業之作方、年貢糧食之手當のみ足候者、外に稼不申、是又他國に出入禁し候に付而者、世上之風俗見聞も不仕、其所限に年月を送り候手當に付、國主收納も、外國々に應し候而者、格別少き様子に御座候、村々金銀通用無御座、錢に而取扱、相場等之儀無御座候、勿論村繼役還定り候里數無之、巡檢之節道筋、極り有之、前年より切開候由御座候、

- 一金壹兩に錢五貫四十文
- 一白米一石に付銀六十目、
- 右二品者、一向商賣無御座候、府中より取寄候直段之由、
- 一大麥一石に三拾三匁 一小麥一石に六十目

一大豆一石に四拾匁  
右三品者、銀壹匁、錢六拾文替之積、  
(朱書)肥前基肄養父領分所務、  
一銀三百貳拾壹貫六百六拾目  
金に〆五千三百六拾壹兩餘、現米に〆五千三百六拾壹石餘、  
四つ物成高一萬三千四百二十七斗餘  
田代領分之儀、基肄一郡、養父半郡に而、残り半郡は佐賀領に而御座候、堅廣寺所二里又者二里半程、但他領境入組、見通し候、横廣寺所一里半又者二里程、堅廣寺所無御座候、  
西南者、肥前佐賀領蘇宿に而境、田代より道法半里餘、東南者筑後久留米領に而境、北者筑前福岡領原田宿に而境、田代より道法二里、田代より博多に八里、對州より之用向飛船等博多、  
一田代申越候、久留米に三里、  
一村數三十五ヶ村、枝郷共内十四ヶ村中通り、村々二十一肥前往還筋町立候村々者、家居も相應に而、其外村方も、村柄相應に相見え申候、  
一田石盛上十五中十三下八、畑盛上中下不相知候得共、平均五つ程之由、田地乾地之分、兩毛作足入田、一毛作多御座候由、高免小物成打込八つ九つ位

之村方も有之、其外段々相劣候も有之候由、村方申口之通に仕候へは、二萬六千石程に相當候得共、左程收納有之間敷、一鉢狭き土地に相見え、申立之通一萬三千四百石餘、大概相當に可有御座奉存候、一農業之外口を多く作り、水車も有之、田代町方等に而、油蠟素麵等仕立、助成に仕候由、肥前往還通相掛り候白坂木山の、赤坂今町田代町等、本村離れ候出町も有之、田代村高五百石、外に田代町九十石に御座候由、白坂町は、城戸村高五百石之村内地下に御座候旨、惣體一村限高は相知不申候、尤蠟素麵等稼之品々相應之運上差出候由、

一右町々鹽肴、生魚等商賣等、いつも博多邊より差越、對州鹽肴冬之内廻候節者、格別直段宜敷、朝鮮鱈昆布等も相廻り、其外穀物諸色對州より相廻候品無御座、二十ヶ年程已前饑饉之節、朝鮮米相廻候儀有之候旨、田代米并雜穀基肄郡水屋村と申所川岸場有之、筑後川の落候所迄持出、瀬取船に乗せ、久留米領住吉と申所に而元船に積、對州に相廻し、其外蠟素麵等上方の廻候品も、博多に出候而者、道法遠く候に付、水屋村の出申候、併海上大廻

成、日數相掛候由御座候、

一水屋村之外船通ひ候川無御座、基肄養父領分水損所と申立に御座候得共、何れも用水惡水小石砂利川に而、一體地高故水落宜、堤川除有之川筋は無御座候、  
一河内山と申筑前境に相越、二里程之林山有之、郡中新を取、櫻松等生立宜敷由に御座候、  
一金壹兩 丁錢五貫三百貳拾文 一同銀七拾目  
一米一石 代六十四匁五分 一麥一石 代二十匁  
一蕎麥一石 代二十六匁六分六厘  
一大豆一石 代六十三匁 一小豆一石 代八拾三匁壹分  
(朱書)送使所務之分、  
一銀三百貳拾四貫四百拾六匁  
金に〆五千四百六兩餘 現米に〆五千四百六石餘

四つ物成高一萬三千五百五十五石餘  
此度交易方取合認出候節、送使銀高三百四拾五貫目程に相成候、右之仕法に仕金五千七百五拾兩、現米にして五千七百五拾石に而、四つ物成一萬四



千三百七十石餘と相成、差引八百五十石餘、此書面不足に御座候、私貿易に、是迄不絶差渡候銅木綿米に相替候得共、此利潤も可有之儀に御座候得共、元代下直に積立置候に付難相分、鑄錢銅四分ほどは、交易人參代三萬斤無利潤に引替候、國主存寄之由、此趣意も不益之致方に相聞、米千俵一萬斤に引替候利潤差當八貫目、金にして百三拾壹兩餘、現米百三十一石、四つ物成にして三百二十七石餘に相成申候、

(朱書)朝鮮の差遣候人數扶持方合力、并諸色入用人數千二十一、

此入用書面寄附候得者、米二千五百七十七石餘、銀貳百拾九貫七百目餘と相成申候、右は在番相勤候者に承り候處、人數七百五十人之由に御座候、右米銀一人當割合相掛候得者、米千五百石餘、銀百九拾貫目餘に相成申候、差引米五百五十七石餘、銀貳拾八貫八百目餘過に御座候、

(朱書)佐須奈浦、鰐浦、網浦、三ヶ所之關所差置候人數上下二百十八人、

此入用書面寄附候得者、米五百十八石餘、銀三拾壹

貫四百目餘に相成申候、此度見分廻村之節、鰐浦關所に者所之郷士兩人相詰罷在候に付、相尋候處、九月より佐須奈浦詰之もの相分、此所の番人相詰、來三月より佐須奈浦の相詰候に付、當時明番所之由申之、左候得共、鰐浦詰之分相除き、人數百七十三人と相成候、此米四百二十一石餘、銀二拾四貫三百目餘に相當申候、三口引米九十八石餘、銀七貫百目餘過に御座候、

(朱書)家中人數之覺

此儀者前書申上候通、分限帳等可有之候得共、外に而一覽難相成、承合候處、凡家中之人數千石より七十石迄之侍を馬廻りと唱、重き役儀者代るく相勤、其外大小姓、徒、足輕、坊主、中間、夫等にいたるまで、千百七十七人程之由、妻子召仕等を入、凡五千餘之人數と相聞え申候、

(朱書)諸方旅役覺

一京都藏屋敷詰役人、頭役一人、上下十三人、附人六人、下役三人、上下五人つゝ、附役九人、夫六人、馬飼候中間二人、入目銀貳拾六貫目餘、  
京都三條姉小路通對州屋敷表通門長屋南西三十間

代一人、書役一人、足輕體之者十一人、右家内召仕、

男女共五十六人住居仕候よし御座候、

一對州より登り候藥種人參、黃芩、黃芪、山茱萸、五味子之類、登り高は年々定不申、外に鉛鹽着類登り、前條申上候問屋方に而取捌、對州町人大坂住居仕、荷物支配人新平野町泉屋理兵衛、長堀清兵衛町竹屋元右衛門と申者、おもに引請取捌候由、蘇海苔錫扇子油紙木綿、其外小間もの共登り込候由、右兩人方に而取捌候由御座候、

(朱書)一肥前領田代屋敷、頭役二人、内一人者上下十五人、一人者十一人、附人六人、大小姓二人、上下五人宛、附人五人、徒士八人、人夫十人、入目銀四十貫目、

田代屋敷者宿中に有之、頭役平田又左衛門、佐役秦武左衛門、大小姓芳野翁助右三人、對州より相詰、其外地役人草野武右衛門、手代體之者岩屋三右衛門、外二人、附人夫之類、田代に而抱置、惣體人數三十人位も有之、諸用相勤候由、申立之人數八十八人程御座候へとも、左程に者無之由、尤大小姓一人、徒十六人と申立候分、右徒を手代に而三人引之候而

も打廻し、東二十間北十間程裏に而、町屋入込入川岸貸店濱地三十間に五間有之候、町名代堺町竹屋町上る町深江屋忠右衛門と申もの、而、當時相詰候留守居柴田小左衛門妻子召仕共六人、勘定方稻野市右衛門、下役稻野清兵衛、其外足輕十人程、門番所共に住居仕、内五人程は妻子持に而、申立之人數よりは、格別少く、全體屋敷建坪も及破壊、貸地にも可仕相談有之候由、用達町人釜座下立賣下る町玉屋利右衛門、西洞院丸太町上田理兵衛、并右深江屋方にて、對州より荷物差越候品取捌候由、近年者荷物大坂限に而取扱、京都に而拂直向無之由、不如意多借に而、當時相談に合もの無之由御座候、

(朱書)大坂藏屋敷詰人數入目共右同斷、

大坂樋上る十一丁目對州屋敷間口三十間程、裏行十五間程充、二た屋敷に而、中に道通有之、難波橋濱手之方は町借屋に致し、干牛丸、奇應丸、其外藥種油屋等有之、内通り長屋には仲使等住居仕、一屋敷者裏門共役人長屋有之候、屋鋪名代者船越屋幸助、家守今津屋吉右衛門と申候、留守居有田空右衛門、役方都尾源左衛門、高井三平、并に空右衛門手



も、五人多書出申候、右入用五貫目多相當、田畑川普請入目八貫七百餘之儀も、用水多分は石堰に而御座候得者、年々入用可相掛様も無之、其上小川に而堤さへ無之、漸少々之柵等有之候へとも、右入用可申立程之儀は相見不申候、

(朱書)一長崎藏屋敷、頭役一人、上下八人、附人四人、足輕三人、入目銀十五貫四百二十八匁、

開役馬廻り島村彌次左衛門上下六人、外に用事有之節者、所に而雇入候由、通事一人、書役一人、其外除き役與申者有之、是は町人同前之ものに而御座候由、家内妻下女共兩人相暮、申立之手代四人分之入目五貫百二十目、足輕三人分二貫六百二十八匁之入用相掛不申候、居所借賃者、申立之通差出候由御座候、

(朱書)一筑前博多屋敷、頭役一人、上下七人、附人

三人、大小姓一人、人夫五人、入目銀四貫三百目、博多町對馬小路と申所に而屋敷一ヶ所除き請持來候由、大小姓宮川左平太と申者相詰、附人二人、下働のもの二人、自分家來二人、べ七人程相詰、多用に而手廻兼候節者、田代詰より相加はり相勤候由

申立候、頭役一人分銀七貫三百餘者相懸り不申、居所之儀も、年々修理而已之儀に御座候由申之候、對州より用向飛船等博多に著、田代に相送候由御座候、

(朱書)一壹州勝本、大小姓一人、上下五人、附人二人、人夫二人、入目銀七貫目、

此處相詰候役人大塚五郎右衛門と申者、當時勤番仕候、惣躰三年詰、持高之外充行も無之由、五郎右衛門家内男女共上下十人程暮候由、其外附人下役躰之者無之由、客來入用夫之入用三貫目程之分者、一向不相掛筋、其年手當も書面之通に者無之趣に御座候、

一銀山鶴野町者、地所下原村山中に御座候間、□□出水多留山に相成、銀も出不申候由、前々者府中之者相稼、當時は一向拾ひ石之出方も無之由、所之もの申し候、

一被仰渡候御書付之内、朝鮮人參之儀、出方有無等相糺、勿論御好み無之趣を以、取扱候様被仰渡候、當時交易之儀、人參之外、朝鮮產物利潤有之品無之候由に而候、最初より交易方之人參おもに取寄候

手段申聞候、出方等之儀は、委細交易方書付に奉申上候、按ずるに、この書付所見なし、

本文銀山拾ひ石も無之よし御座候得共、大坂表ね、年々三千斤より一萬斤程も相廻候由、錢屋四郎兵衛手代筋之もの錢屋與兵衛、對州役人用達仕、屋敷の常々出入仕候に付、四郎兵衛方の差越候よし、少々つ、鹽肴等之荷物積込差越候由、村方に而拾ひ石等仕、府中より内々相廻候哉之筋にも可有御座と奉存候、

右之通、對馬國柄土地之土產無之、浦付湊有之村方に而も、他國に直乘出入不相成、他國之船繋りも無之場所に而、國中に他國之者出入相禁、輪番之長老さへ、府中之外に罷出儀不爲致様子に付、浦々海漁等其所に而出精不仕、農業之儀も、他國之風俗見習之儀無之、往古之仕來に而、國主之取箇も相濟、當時世上之收納に引合候而者少く御座候、山方稼之儀も、府中の薪材木伐出、或は他國船參候節、少少も賣出候迄に而、直に筑前肥前五島邊に何品も遣候儀無御座候、山々相茂り、切島等も二十ヶ年程も相休候と申位に而御座候、此上外國々之通に心

附候は、少々宛も切開出來可仕、海邊も少々者附洲べ切等相成場所御座候得共、一躰土地嶮岨、海邊荒磯に而、多分之儀者出來仕間敷奉存候、當時田方之町歩も、餘程相見え候處、多くは諸侍郷士之知行に而、取箇者麥廻しに而相納めさせ候仕法に御座候、朝鮮交易、其外信使來朝之節など、金銀取扱有之諸役人共、町家之風俗に而、一時之利潤に賑ひ相立來候、國中土地之收納は、却而外物之様に仕置、當時及困窮候儀と相聞え申候、年分家中之宛行、過半朝鮮米を相用候、是迄も異域之穀物此上渡來無之節者、差支眼前之儀に御座候、朝鮮交易之儀も、實事相顯し不申、御廻銀も差當、御用費之防、暮方之助けに而已相成候儀と相聞、朝鮮國より如前々諸品差越不申とのみ申立候、乍然彼地之様子は、外より不相分儀に御座候、中古交易繁昌之節、多分之利潤有之候連も、上下之奢修賄ひに消、國主之實益無之、當時他借之儀も後年を相考へ、交易之元入をもに仕候筋に者無御座、當座之凌に仕、是迄申立候利潤六萬千八百石餘に可相當交易に可立通様子に者無御座候、城地其外市中之人民十萬石之居所に



者狭く、三萬石位之土地に御座候間、收納高を元に立、不益之儀共相除き候は、左程之困窮も有御座間敷處、交易繁榮之節、世上を取廣げ、今更取縮方無之と申趣に御座候、書面之通、家中出會之節、又者市中町人在々廻村之時分、村方に而及見聞書面之趣奉申上候、以上、

辰九月

佐久間甚八近藤某所藏留書

### 通航一覽卷之百三十三

#### 朝鮮國部百九

○變事注進并慰問

寛永四丁卯年、韃人朝鮮の北邊を侵掠せるのよし、宗對馬守義成言上す、明年冬、義成賜暇のとき、大猷院殿老中等をして、義成に歸國あらは、速に使者をかか王城に遣はし、時勢を探らしめ、時宜により御援助あるへきのむね仰含めらる、よて義成國に歸り議して、玄方長老及び老臣杉村采女を使者と定め、翌同己巳年閏二月、兩使出船して釜山浦に到る、かの執事等僉議し、上京を難すといへども、玄方鈞命なれば必王城にいたらんと演ふ、かれ朝議を経て、遂にこれを許諾す、こゝにおいて兩使四月五日釜山を發す、同月廿三日漢陽城に到りて命を達し、同廿六日國王に謁す、のち禮曹より、韃人敗軍、邊境や、靜まり、かつ前例なれば、援兵は乞はさるよしを謝す、五月廿一日、兩使漢陽を發途し、六月十九日歸國復命す、即義成よりそのむね江戸に言上あり、

### 通航一覽卷之百三十二終

寛永四年丁卯、朝鮮國韃靺に犯さる、同五年戊辰冬、大猷君、公按するに、對馬守義成をさす、をして韃靺の事を朝鮮に問はしめらる、津島記略、

寛永七庚寅年、巡檢使に答る箇條書中、大猷院様御代、五山の僧朝鮮都迄遣との事、

一寛永四年の春、朝鮮東萊府使より書簡を以て、對州へ申越候は、韃靺より朝鮮國を犯し、國中騷動諸方へ手配等仕候、此時節使者被差渡候とも、定例の通致接待候儀難成、致了簡事相濟候、以後使者差渡候様申來候故、様子爲開合、同年四月、對州より使者差渡、其事勢を問尋、首尾により援兵を可差渡旨申遣候、其後朝鮮國より、胡賊相定候段申來候、同五年於江戸表、御老中より曾祖父自注、曾祖父、○按する方、義成に、韃靺國戰の事御尋被成候故、承届候趣御返答申上候、其節藤堂和泉守殿被仰聞候は、對馬守國許へ罷下り候は、又々朝鮮へ使者差渡、直に都へ罷通り、具に様子を問極、江戸表へ可遂御案内候、若朝鮮及急難候は、隣睦之國に候間、援兵を可差渡候、此旨上意の由被仰聞候故、對馬守歸國の後、方長老并使者相添、朝鮮の都へ差登、具に様子

承届遂御案内候、方長老事は、對州以酹庵開基蘇長老弟子にて、其節は以酹庵住職にて御座候、此時分迄は、五山より輪番の僧對州へ不被罷下候故、五山の僧朝鮮國へ罷渡候事無御座候、對藩政事問答、

寛永五年冬、義成君賜暇歸國之時、大猷大君被命曰、依有韃靺侵朝鮮北邊之由風聞、遣使彼國之國都、而可令聞實否云々、義成君拜命、於是家老杉村采女智廣并方長老爲使被遣朝鮮、此輩到彼國都、即許之到國都告此趣、答息戰之由之間、翌年五月廿一日發國都、九月歸國了、本州編略、

清朝順治皇帝征伐仕候時分、江戸より對馬へ被仰付、朝鮮へ被仰遣候趣は、自然朝鮮でも順治の軍勢仕懸け參候は、日本より加勢可被遣との候事に候、朝鮮の返答に、最早合戦も治り候、尤朝鮮へは軍仕掛不申候故、不及御加勢との儀に候、家光公の御代より、右の扣も對馬に有之事、異本朝鮮物語、

寛永五年戊辰、對馬守義成江戸に伺候し、歸國の暇賜はるとき、秀忠公仰に云、長崎よりの注進に、韃靺より朝鮮へ亂入し、難義に及ふよし風聞す、對馬へは其注進なしや否や、按するに、諸記すへて大猷院殿あり、また此事諸船接待に、



るに、彼より宗氏に告ぐ、よりて宗氏之を計上せしとあるは、然なるべし、この書ひよりかく記せば、異説なれば従ひ、たし、歸國せば態と使者を朝鮮に遣し、都まで赴かしめ、委細に様子を聞届け言上すへし、其左右に依て、御加勢を遣はさるへきよし御内意なり、義成國に歸りて、家光古川右馬介を渡海せしめんとす、古川申けるは、朝鮮國の上下皆日本人を疑、其ゆるは秀吉一亂の時、對馬の者共、國の案内を知らるゆる、日本の諸勢を導きたり、所詮向後は、一人も國中に入へからずと議定して、釜山浦の倭館よりあなたへは一人も通さず、文字も知らずして渡海し、釜山浦にて咎められは、通事の分にては、中々上意の趣申開きかたし、某に限らず誰を遣さるゝとて、其分たるへし、然といへども上意黙すへきにあらず、方長老を遣はされ然るへしと申す、義成實にもとて、方長老渡海すへき旨申渡しけるに、再三辭退しければ、達て申さるゝに依て同心しければ、其趣を言上す、方長老、傳長老へ狀を遣す、藤堂和泉守、酒井雅樂頭、土井大炊頭、按ずるに、酒井忠世、土井具に言上しければ、方長老遣すへき旨、義成方へ奉書來る、和泉守、傳長老より、方長老へも狀を贈りて、上

意の上は、大儀ながら渡海し、王京へ赴き、様子承り届言上すへき由なり、同く六己巳年閏二月十一日、方長志對馬を出て、十七日に釜山浦に着す、釜山の奉行并慶尙道の宣慰使、及び東萊の奉行出合て様子を尋ね問ふ、方長老筆談して、對馬守使は申ながら、江戸より仰なれば、京迄參らては叶はざる也、是より人傳に申遣すへきに非ず、直に京の様子を見聞せては如何なりと、様を問答す、按ず、この筆談等釜山東萊より委細に京へ申遣す、其往來の間釜山浦に逗留す、朝鮮の朝廷にて僉議ありて、若しかるまし京迄通すへしと申來るに依て、方長老并對馬の家人杉村采女上下僅に廿人計り、四月五日釜山浦を出て、宣慰使等通事嚮導す、陸地廿日を経て、同月廿三日朝鮮の京漢陽城に着す、京の外迄官人迎ひに出つ、京に入典樂の宅を點して旅宿とす、其前に假屋を立て禮賓館に擬す、金榮祖といふもの此館を司る、李樸庵といふ官人館伴たり、廿六日按ずるに、韓議には方長老參内す、朝鮮の王城、四月廿五日あり東西南北に大門あり、先例日本の使南門より入る、皆切石にて作る瓦葺なり、横十間縦五間計の扉の

形はまるし、崇禮門といへる額あり、其前に大なる蓮池あり、其上大明の勅使接遇の大館あり、大平館といへる額あり、門に入りて三町計りの所に鐘樓あり、大なり、此鐘の内甚廣し、笠を着たるもの十人入ても猶餘りありといへり、内裡の一の門の額に興化門と榜す、下馬の所なり、二の門無額、此處に三筋の道あり、中は國王の幸路なり、左右は常の人往來す、二の門に入り、三四町行て、紫宸殿前、三の門傍に小館あり、錦幕を張り花席を敷く、裝束を着る處なり、傳奏の人を承政院といふ、紫宸殿の門を開き出て相接して入る、方長老承政院に相つき階を上り、殿の縁にて拜す、杉村其うしろにあり、按ずるに、同書に、松村采女左右二人ありて、拜興の二字を調音を以て唱ふ、拜と唱ふる時は方長老拜す、興と唱ふる時は方長老起つゆる、威儀失禮なし、杉村等も拜興の儀あり、朝鮮王は上壇の朱の籠中にあり、殿の額崇政殿と榜せり、日本よりの仰の趣、對馬守申遣す旨は、兼て傳奏を以て申達す、故に演説に及はず、拜禮事畢て本の道を通り、裝束所の右の大館に入て饗應あ

り、禮曹判書共瑞鳳、參判李景稷主席たり、瑞鳳が座上に一人あり、其名を忘る、景稱は先年日本への信使の中なり、按ずるに、李景稷は、元和三年信使の時、從事官にて來朝せり此時王より使來、兩壺に入たる酒、興にのせて方長老に賜る、黃封酒と號す、奉行口を切りて酒を瑪瑙杯に盛て、方長老、杉村に飲しめ、挨拶相伴の役人出て酒宴あり、從者の者小姓侍分者にも黃封酒を飲しむ、下人には飲しめず、其後客主各揖をなし、共に曲錄にのりて振舞飲食す、事畢て方長老并杉村以下城門外の旅宿に歸る、其後三十日餘り逗留、堅く戒て門外に出さず、三日に一度充、勅使來て酒を賜る、是を盡役盃と言、宴を設け官人并僧徒交るゝ來て詩を作り酬和して慰む、其間の風聞に、これより先韃靼人大勢朝鮮に亂入り、國王既に都を逃んとす、或夜朝鮮人相計て、韃靼人の陣へ夜討す、韃靼の人馬上は達者なれども、歩戦になれざる故に、夜討に驚て敗軍し歸國す、故朝鮮靜なりと言、毛郎爺といへる大將、七八萬の勢を助て朝鮮に來り守り、軍散して又遼東に赴き、韃靼をおさへ鎮めけるといへども、門外に不出なれば、儲には知す、其後に朝



鮮王より方長老に歸朝の暇を賜る、日本へ返事の趣は、縦ひ韃靼強く共、先例もなければ、加勢の事望申に及す、其上此度は朝鮮仕合よく、夜討に戦勝て戟を静めたり、對馬守心安く存らるへしとの趣、禮曹より書簡あり、此度勝軍のしるしにせられよとて、韃靼人の敗軍し捨おきたる鐵太刀杯を杉村采女に渡し、惣て朝鮮にては大臣を朝廷といふに依て、方長老筆談して、國王の居所をこそ朝廷といふへし、不審なりと問ければ、國王は位貴して政務を大臣に任す、大臣國王に代りて萬機を執行ふゆゑに、其居所を朝廷といふと答ふ、大臣の次は禮曹なりと云々、方長老既に歸朝の用意しける内、以來まで兩國の交り相續、ごうりなき様にと思ひ、一通の狀を筆談にかへて、館伴李樂庵を以て、朝鮮の執政等へ申遣す、其趣は日本と朝鮮とは隣たるに依て、古より其交り互に絶す、此度申へき子細ありて、京へ通らんと望といへども、釜山浦東萊の奉行疑て同心せず、空く日を費す、然れ共朝廷聞わけ給ひて、此に來る事を許され、幸なりと謂へし、然れども言語通せず、互の存念通しかたし、兩國の

交り久きに依て、古より信使往來のみに非ず、諸藝に達するものも往來す、近來秀吉一亂以來、疑心深くして往來を戒む、秀吉威勢強きに依て、善惡につけ命に違ふ事あたはず、全く對馬一國の朝鮮を違背するに非ず、今の御代政道正しく、日本國は中に及はず、異國迄も貢物を捧げすといふ事なし、朝鮮よりも度々信使往來によりて、交隣の道を思召、韃靼亂入を心もごなく思召され、委細御開届ありて、加勢をも遣はさるへる爲、對馬守に仰付られ、是まで拙僧參向す、此度の如く路次に煩ありては詮なき事なり、向後日本より仰の趣、對馬より申遣すに於ては、少も疑あるへからず、拙僧先師の役を續て對馬に住するゆゑ、兩國の交長久ならん事を願ふ、今幸に國王に拜し、各參會し本望の至なり、早此趣を各へ申達せらるへしと云々、樸庵即ち諸官人に申達し、國王へも披露せるよしにて、書中の條々委細に執政等申達し奏聞す、道中無事に歸朝せらるへしと、樸庵より返事あり、是によりて五月廿一日、漢陽の京を出て、河舟に乗て水路十日餘を過て、六月五日釜山浦に着岸す、十五日釜山浦より

出船し、十七日對馬の鱈浦に着、十九日對馬の府中に入て義成に對面し、此度の始末委細に演説す、即ち江戸へ言上す、

右明曆四年戊戌七月二日、松平備前守按するに、長澤松平正信なり宅にて方長老に逢ひ、翌日宗對馬守義真、自注、義成子宅にて再會、其談する處なり、同六日備前守宅にて又逢て、此一巻を方長老に讀て聞しむ、少しも相違なきよしを申、備前守同座にて同聞之なり、

朝鮮物語○按するに、韓錄に載するところ、方長老參内の事等、これと互に異同あり、下に出す、

寛永四年十一月八日、宗對馬守來臨、古川右馬助供、今度韃より朝鮮へ軍兵を渡攻撃候、大明より置候在番の茂老爺居城、并朝鮮本陣付敵陣所名以下書付被見、案在左、無事にて韃人引退由物語なり、

京都帝都 江華先王 坡州 喬桐 臨津江 開城 府 平山城 鳳山 瑞興 黃州城 中和 大同 江 平壤城敵陣 順安 肅州 安州城 清川江 嘉山 定州 郭山城 宣州 鐵山 狎島茂老爺 龍川 義州城 鴨綠江 中江 大河舟渡 遼東

韃へは一日路、遼より家見る、遼より西南に當る、

寛永六年

奉書東萊府主賢文閣下、曩日幸一見丰儀、辭氣温雅、議論融和、方驗傾蓋如故之語、足以嘉尚也、惟所請上京之一款、勿延驛奏、乃是交鄰良謀、民生幸福也矣、伏冀不謂賢勞、須益盡勉力、此之外更何望、即將方物簿錄、聊表微誠、笑留爲幸、病餘無力、揮穎情書、不悉、謹希垂亮、頓首、

己巳三月念又九日 日東馬島別使桑林玄方 以訂庵桑林長老机下

華箋一通、帶此盛祝、切至今夕、良謝鄭重書中、不意不惟長老自爲寔、是職所圖、其敢忽諸、多荷普濟、無任珮服、餘埃長老休璧、再謀奉鉢耳、謹謝不宣、

洪崔那

東萊府主處眉道人拜

即者僉雅入館、承李朴傳譯日、三日之間、宣使一會、將酌宣醴也、夫宣醴之禮、天子所待客以盡禮、而客等所拜受以致敬也、是故東海記序曰、交鄰聘問撫殊俗、必知其情、然後可以盡其心矣、如今未上京許否、將行醴禮者、爲知情盡禮乎、客亦不可有誠心致敬也、蓋前後倒置之說、必其非宣使之命、不審不審、獨朴譯言辭、如戲似弄、無可取之實、吁嗟自歎無遠







明月、祇自懸々已、不腆土宜、聊申恭儀、勿令往返、餘祝談玄、珍宓不宣、

庚午六月初吉

明洲居士再拜

對馬島以酌庵主桑林山人玄方頓首、上謝答書東萊府主明洲大人閣下、江館判袂、瀛海回舟、山河萬里、鱗羽間疎、停雲有咏、縮地無術、幾想手標、未嘗不於心旌也、向者慰官之還、略附尺一、伏問二字、頃者獲回函、遙傳到于東都、披來三復、言詞有意、恍如對玉樹、豁我心茅、矧又毛錐玄玉、俯荷喜覲、其一管一笏足矣、而何且衆多、小釋無落紙雲烟之能、永喜不乏文房之友、仰謝仰謝、小釋徂春從於島主謁于東都、周旋力圖、便用上年使事勢不便之由、終有命曰、所敬其交鄰、實所嘉尚然、若其國勢不便、則非肯所急請、姑延要待時焉、不是彼此幸哉、小釋先月中旬、既辭東都、今月初旬入山城、駐錫於南禪之寺、將以送今冬也、比年東馳西奔、自苦踟躕、自今去稍欲養病懶、客中草卒、百不宣一、縷縷借島主之使舌、謹希昭愿、惟時籬菊迎節、楓葉漸霜、臨書不任悵懷、專所爲國珍衛自玉、頓首、

崇禎三年秋九月、以上、異國日記

寬永六年、方長老杉村采女入漢城事例

患難相問者睦鄰之義也、寬永四年春二月、東萊府使柳大華、贈書於本州曰、韃靼犯我國之西鄙、國中騷擾、各官力不暇接待送使之禮、願貴州念國難、撤回使船、以救一時之急、事定之後、復修歲禮、幸甚幸甚、於是寬永四年春三月、遣古川右馬助、而問其事勢、欲差援兵、厥後朝鮮亦告胡賊安定焉、寬永五年、東都之執政問義成公、公以其所聽答之、于時藤堂泉州云、竊告義成公曰、願歸州之後、直遣使於朝鮮之漢城、具探問事狀、而可以開于東都也、朝鮮若有急難、則鄰睦之國、要差援兵、是上之意也、義成公歸州之後、乃遣方長老杉村采女於漢京也、其書簡議論問答及日史、在朝鮮記錄中也、

上京午憩晚宿記

寬永六年夏四月六日、方長老杉村采女人數十五人、方長老乘輿、杉村采女及從伴人皆騎馬發釜山、東萊府使先導、於東萊府之邊、野張遮日幙設宴亭、此日西刻至梁山一宿焉、七日發梁山、午休于無屹驛、西刻至密陽一宿焉、八日宣慰使騎翁、密陽令監李彥英伴來開小宴、乃發密陽達清道一宿焉、九日發清道、

午點心于梧桐院、西刻達大丘一宿焉、十日大丘巡相洪需挽留開公宴也、十一日發大丘、午點心於洞美院、西刻抵仁同一宿焉、十二日發仁同、午點心于海平縣、西刻抵善山府一宿焉、十三日宿雨未歇、留滯于善山府焉、十四日發善山府、午點心于五里院、申刻達尙州一宿焉、十五日發尙州、未刻抵咸昌縣一宿焉、此日程途稍近無午憩、十六日發咸昌縣、午點心於幽谷、申刻抵開慶縣、午憩于安保驛、西刻抵忠州一宿焉、十八日留于忠州、巡相設宴享一宿、十九日發忠州、行一里許、而達金川、自金川乘川舟而沿行、午點心于喜興、戌刻泊興原一宿焉、廿日發興原、申刻泊梨浦一宿焉、廿一日發梨浦、中流午至大灘點心、西刻達奉安一宿焉、廿二日發奉安、未刻着漢江之岸焉、自朝廷有古例、而遣禮賓正、設饋饌、酒行九獻、禮畢而後宣慰使先導、僉官及從人乘馬、伴人徒行、自漢江一里餘、王城之南有大門、大門東南之際下小坂、而右有太平館、是中華之勅使接待之處也、云、門左右安置木偶人種種獅子像也、自其五百步許間、洛外民居處處作村矣、其次南亦有大門、縱七間橫五間、柱梁皆切石、其門瓦以葺也、門形間而以鐵

裏扉云、挂額題崇禮門、前有蓮池、入門九百步許、而投宿館、即是東平館也、南大門二百步許街中、顯挂大鐘、傳云、鐘樓昔壬辰之亂、日本人燒之云、

方長老參內儀式

寬永六年夏四月二十五日、方長老參內、從者忍藏司、松尾加右衛門、島田進右衛門、瀧源六、下田源右衛門、上下を着て供奉、崔判事騎馬にて先導、朴判事、姜判事、李判事騎馬にて後に從、方長老亦騎馬にて也、此時韃靼在遼塞、而兵未息、故洛中禁駕車故なり、馬僕從皆朝鮮の者出づ、一の門與化門と額を挂く、此門の間十間許の所に、下馬の大石あり、馬より下て徒行、門の左右に弓を肩にし箭を腰にする者、一方二十人計り、枚を啣せて辻固せり、門内よりは鎗を持たるもの、二の門の内にて及て、左右に間もなく列立す、切石を以て中の一筋を疊じ、是を除けて不踐、唐の勅使、國王通らる、故なり、二門より三四町程行て、紫宸殿の前に三門あり、此門の外の小廊に錦幕を張りて座を設け、花席を敷き、其上に半疊を敷て曲糸あり、裝束を着する爲なり、此所に於て裝束を着、書啓を判事に渡す、少時し



て承政院と言天奏官門の階を上て禁庭に入る、此門の左右にも弓箭帶者警固、庭半花席を敷き、下官の拜をいたす所なり、紫宸殿の額を崇政殿と堅に書、國王紫宸殿の上壇玉簾の中に在す、殿前階上兩人左右に立、其脇に衣冠を着たる官人、東西に別れて立つ、方長老階を上て肅拜す、東西の官人東より拜と唱ふれば、西より興と唱ふ、節にて長く音を引く、國王御簾の左右に大臣歴々として立ち、肅拜了て階を下て、始の所に於て裝束改め桂羅を着て、譯官等指導の賓館に入、從一位の内府對盤の命を承て、出迎て對拜、盛物以下盡美麗、造り花皆照布を染め造りたるものなり、侍者ばかり相隨て拜を致し宴に上る、餘の從伴等は別館にて、從二位の内官對盤なり、宴中に國王より大臣の内官勅使と成て、從容飲燕して客懷を伸よと告ぐ、此時曲系より下り揖禮して返す、酒九獻如例、畢て歸時、内官揖して出、國王より賜物紙色々筆墨照布人參等の物なり、此日方長老進上物金扇子十柄、朱二斤、大柑四十五顆、上書日本差來臣立方進上と書す、崔判事曰く、道使の書圖、朝鮮より先師賜り置き、于今每歲往

來す、ゆゑに臣僧と書して可なりと言、仍て臣僧と書すと云り、此時杉村采女參内無之、其始李同知崔判事朴判事參内の事、方長老、杉村采女同日可宜と言、采女言、長老は爲兩國上京、某對馬主より警固の爲に來ると言て固辭す、其子細は送使多年未收を訴ん爲也、四月廿六日、於禮曹宴享、對禮盛物曲系酒行九獻如例、此日健輶兵亂の事を問ひ、兩國和交始終を論す、對盤は禮曹判書姓名洪瑞鳳、參判姓名李景稷也、李景稷、元和三年吳允謙と同時に、日本に信使に來る人也、五月五日、杉村采女參内肅拜、同月六日、杉村采女禮曹宴享、方長老不出、同十五日禮曹宴享、吏曹判書金尙容出席、禮曹判書參判對盤、其禮式三官與方長老對揖、杉村采女再拜、三官相揖而已、酒行如法、此日方長老備に說兩國古來通好之誼、從今而後益勿怠、則兩國生靈之幸也と言、欲歸時雨大に下る、判書曰、古句有好雨留佳客故又引盃也、十七日十八日行下程之宴禮、曹判書參判對出、禮式如常、同廿日禁中肅拜、同廿一日發京、以上、韓語、  
一進士及第の作法、年々有之と風聞す、國々に學校

あり、其中大古并大なる城地に、嚴重なる孔廟あり、大門より堂まで道を敷、釋奠の儀式殊勝也と風聞す、孔廟の前を通る往來の者、貴賤となく下馬す、方長老も輿より下て徒歩す、杉村等も下馬す、所々に寺あり、其邊に逗留する時は、僧徒旅宿に來て方長老に對話す、儒道も盛に佛法も衰すと見えたり、別本朝鮮物語、

己巳閏三月、遣使朝鮮問其兵事也、  
先是丁卯春正月、建州虜騎數萬、急襲義州、進陷郭山安州等所、平壤黃州等軍、望風自潰、王出奔江都、遼鎮總督毛文龍率兵應援、明主乃命巡撫袁崇煥、水陸發兵、虜遂與朝鮮和、退據義州、秋撤兵而還、戊辰年、對馬守平義成入觀、將還蕃、德廟密令宰臣傳旨、遣使朝鮮、前往王京、詳察事機、據實咨報、蓋將發援兵也、是歲己巳春正月、義成遣僧立方平智廣等、使于朝鮮、閏二月到釜山、夏四月始入王京、彼乃謝曰、前者狂胡擊擾西鄙、未幾事既平定、即今疆域晏然、則不至煩大國之憂也、五月使還、按するに、朝鮮物語に、五月王京を發せし平智廣者杉村采女也、事詳于白雲見聞錄及禮曹報書、○撮要云、崇禎二年己巳、對馬島會遣僧

立方等、至釜山請上京、口陳機事、朝廷許之、而使後勿爲例、立方至京、請通貢上國助兵平遼、且請勿減公買本貨等事、並不准許、別加賜予、立方還、十月以袁經略奏、題有媿倭款奴等語、因賀節使臣李屹具奏、辨明、國書復號記事、  
寬永六年己巳、明の崇禎二年、朝鮮純孝王七年、此年僧立方、杉村采女智廣をして朝鮮國に使せしむ、從是さき明の天啓七年丁卯、按するに、我寬永四年に當れり、彼國女眞の變あるによりて、東萊府使柳太華書を我州に送りて、國家不幸奴賊梗化、謀襲天將、犯我西鄙、惟我聖上赫怒興師、銳意勦滅、徵發方急、繼以運餉、滿館送使料布、各官力不逞及接待之禮、恐有闕如、惟願軫念國難、撤回使船、以濟一時之急、待事定復修歲禮、不勝幸甚、といふを以てし、暫く船を停めん事を請しゆゑ、公按するに、義成其事を東武に被訴たり、寬永五年戊辰、大猷君、藤堂和泉守をして公に諭すに、歸州の後使を朝鮮に遣し、事勢を探り、若彼國難儀に至る事あらば、鄰好の誼を以て、援兵を遣はさるべきの仰ありし故、此年正月、方長老を使とし、杉村采女智廣を副として、朝鮮王城に至り、



其事を告しめらる、この時禮曹に送るの書左に記す、

日本國對馬州太守拾遺平義成、奉書朝鮮國禮曹大人閣下、僕客歲役事東都、無恙言歸、只惟絲貴國膜愛之力、感幸感幸、今者以殿下諭事、預私稟于貴廷、桑林和尚按するに、桑林の事前に見ゆ、浮盃去、副以平智廣、伏乞微入王城、親承宣問、庶示明議如何、且達前者屢獲閱書旨、冗務之間、未遑裁答、是亦附捷使口布、仍將輕薄方物、聊表寸忱、歲律回新、若序珍齋、統惟煥諒、寬永六年己巳正月日

此年閏二月十七日、兩使釜山に至る、上京の事をいひしに、彼國甚是を難んし、漸事調ひ、四月六日釜山を發し、同廿二日漢城に入る、同廿五日其國王に謁す、玆に於て方長老、奴賊の事を禮曹判書洪瑞鳳、參判李景稷に問しに、彼答るに其變既定まれりといふを以てせし故、五月廿一日王城を發し、六月十七日兩使我國に歸る、此時東萊府使、其一時格を破り上京を許せし事を告し書あり、左に示す、  
朝鮮國東萊府使柳汝恪、奉復日本國對馬州太守平公足下、差船來到、獲奉惠翰、就審近況佳勝、良慰良

慰、桑林上京事、邊臣只能馳啓、而許否在朝廷、竊聞朝議以爲、三十年來不開此例、況桑林之來、既無國書、難開許、第聞要傳關白之命、按するに、關白とあるは、今將破格許之、實一時特恩、不可援爲後例、想足下亦自體諒也、餉儀謹領、薄物附函、希照悉、不宣、

朝鮮國禮曹參議采克訶をして、玄方を便するの書に復せり、其書左に記す、  
此年朝鮮禮曹參議采克訶、奉復日本國馬州太守平公足下、日本與敵邦、息兵講好、共享太平、于今三世、貴國密邇南徼、至誠致款、無所失墜、朝廷垂寵嘉、蓋爲此也、今者方長老遠涉鯨海、來致貴國之意、其忠勤尤可尚也、許多問答、都在長老舌端、玆不觀縷、但所言平平遠迤實一款、不容不言、丁卯歲、狂胡暫擾西鄙、未幾悉皆平定、彼旋請成、遂許通好、即今疆域晏然、無狗吠之警、則不至煩貴國之憂也、若曰爲皇朝擊胡平遠云、則言似矣、但最爾小醜、皇朝自當討滅、且古未聞有涉滄海之險、越人之國、數千里而與人鬪者也、皇朝猝聞此言、必致疑駭、非敵邦不敢以此上聞、貴國亦不當發於口也、自餘不復一一、

禮、便請於皇朝而權許之、每歲就邊土開市、而不許上京、至本年四月、聞有對馬島僧玄方來到釜山、請詣該曹陳其事情、姑許上來、問其所言、大抵請准給和賣欠額、且欲得禪僧及樂工以教國人、因言往年貴國被奴兵槍害、鄰國之義、不可忍視、欲爲我發兵擊胡以雪舊憤、其言極涉誇誕、且無文書、該曹嚴辭駁斥、言奴夷之難、即以平定、皇朝方發大兵、進壓遼瀋、虜勢已蹙、非久自當殄滅、渠遂不復言、旋乃還去、蓋本國爲疆域生靈計、不能痛絕倭奴、實非本情、亦皇朝之所洞燭也、若曰與倭媾婚、則此言何爲而至哉、夫言不近、而事之無據者、智者所不信、以督師之明略、猶爲此言、得非地遠情隔有所未盡照察而然耶、丁卯之難、本國猝被奴槍凶鋒、逼近宗社、因伊賊索和、權與羈縻、以緩燒眉之急、至其迫我以非理、要我以難、從則皆執大義、以拒斥之、虜雖兇桀、亦不能強我、差人來往、各用均敵之禮、略無丝毫遜屈、業已具實陳奏、皇鑒下照、深察小邦本情、溫旨慰撫、舉國感泣、不料今日乃有款奴之語也、聖天子明燭無隱、宜無他慮、然默而不辨、終無以自白其冤狀、合無備、將本國情事、具奏陳辨、使天下瞻聆舉絕繼

崇禎二年五月日

此年十二月、朝鮮刑僉知崔判事をして來り玄方を使せられしを謝し、且問慰を致せり、此頃朝鮮國王日本と婚姻を通し、且款を女眞に納るゝの事、明國その聞えありしゆゑ、此年朝鮮純孝王奏本を備へ、其事を訴へ明らめられしなり、また方長老使せし事を載せたり、左に記す、

辨評奏本

朝鮮國王臣姓某謹奏、爲仰陳誣枉冀蒙昭雪事、崇禎二年五月初三日、准禮部咨節、該改貢道、杜隱憂事欽命、師蘇都御史袁崇煥題前事、內有朝鮮與倭爲媾、今又非故不競、而款于奴等語、唯此行據議政府狀啓、該臣等竊詳本國貢進舊從遼左、自奴氛作惡、早路斷絕、朝廷許開海道、以使朝聘、往來無間、已近十稔、今忽申嚴海禁、遏登道而絲覺華、外藩事跡、只合遵依成命而已、風濤之危險、道里之迂遠、誠有所不言者、第觀督師題本、內媾款奴等語、看來不覺痛悶、失媾有二義、有和媾之媾、有婚媾之媾、不知今玆所稱指意何居、若曰和媾則近之矣、往昔倭首家康滅平氏而代之、盡反秀吉之爲、請和於本國、本國不敢